

# 金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

37

1997

金 光 教 教 學 研 究 所



# 金光教学 —金光教教学研究紀要—

1997

No. 37

大谷村と赤沢文治	……金光 和道……	1
一教独立とその課題—佐藤範雄の宗教法制度化要求—	……大林 浩治……	47
北米日本人移民の信仰と生活世界	……金光 清治……	85
大患経験の意味と「神の助かり」	……小坂 真弓……	143

---

平成八年度研究論文概要	172
紀要掲載論文検討会記録要旨	183
教学研究会記録要旨	186
彙報—平成8.4.1～平成9.3.31—	200

(第36号正誤表 p.212)



# 大谷村と赤沢文治

金 光 和 道

## はじめに

金光教祖こと赤沢文治は、文化一一（一八一四）年に備中国浅口郡占見村（現岡山県同郡金光町占見）で出生し、文政八（一八二五）年一二歳で同郡大谷村（現金光町大谷）の川手兼治郎の養子となった。そして天保七（一八三六）年、養父が没したため二三歳で家督を相続し、養父の遺志により赤沢と改姓して、以後、安政六（一八五九）年、神前に専念奉仕するようになる四六歳まで、大谷村の村民として農業を営んだ。

文治の前半生の農民としての生活史とその具体相についてはあまり知られていない。しかし、そうした経験が後年の信仰生活の背景に存したことや、基礎的経験になったであろうことは充分推察されることである。従って、その点を史料に即して明らかにすることは、あながち無駄なことではないであろう。このことについては、当時の庄屋であった小野家の史料を中心とした研究により、今日まで種々明らかにされてきたところでもある。<sup>①</sup>それらは、家業はもとより、村普請や村の公用などにも勤勉に働き、田畑を増加させてきた文治の側面を描いてきた。しかし、文治の大谷村民としての農業生活を具体的に、且つ全般的に論じるものはなかった。これは、史料からくる制約と共に、農業経営や村との関わりの方が、残された史料からは年代による際だった特徴が窺えないからでもある。しかし、なお断片的集積ではあるにしても、今日として可能な限り具体的な農業生活の全体像を明らかにすることは可能であり、また、必要であらう、と考えられる。

そこで、本論に入る前に、当時の大谷村の規模及び特質について概観しておこう。村高は二四六石余で、七〇〇石の旗本蒔田広運まきたひろのりの飛び地であった。文治が家督を相続した天保七（一八三六）年には、本百姓は七五軒あった。このほか、判株は持たないが、田畑を保有し年貢を納める義務を持ち、独立した生計を営む「内別百姓」が四〇軒あり、高持ち百姓は一五軒である。また、高持ち百姓の内、公畝で三反も所有していれば村でも上位に属する方である（「御物成帳」）。村では、天災、紛争、事件、普請などによる支出が重なり、天保七年当時は村の借金が八〇〇匁であったのが、嘉永、安政年間になると九貫目前後、即ち村の年間予算を越すまでも膨れあがり、農民の財政を圧迫した。また、何年かに一度、米価が騰貴しているが、嘉永、安政間間は、殊に米価の騰貴が多い。

## 一、赤沢文治の農業経営について

### 1、飢饉の年の大谷村

養父は天保七（一八三六）年八月六日に病死した。この日から、文治は赤沢家を支える戸主として、その一家を背負って行くこととなったのである。家族には、養母のいわ（四六歳）、叔父の与八（五七歳）がいた。文治が家督を継いだ年は稀に見る大飢饉の年であったため、役人が回村し、実情を調べ、「お救い」と称する年貢の軽減がなされてはいる。

この年の「御物成帳」によれば、村一番の大地主の川手秀太郎は年貢総額の〇・八八%が「稲方お救い」として、また、〇・八〇%が、「綿方お救い」として軽減されている。また、文治で見れば年貢総額の〇・八八%の「綿方お救い」があるのみで、稲の方にはお救いは見られない。従って大飢饉にも拘らず、年貢の軽減は僅かなものであることが分かる。

この年、領主は穀物を他国で売買することを禁じた。それを受け、庄屋の小野光右衛門は、九月から翌年の四月にかけて、村内の穀物を買集め、村として備蓄した。この経費は、村の有力者の川手秀太郎、中嶋金蔵、西沢林蔵が立て

替えた。天保七年の一二月までに集められたものは、はだか麦二石三斗余、大麦二石九斗余、小麦一斗、空豆四斗である。これを供出した家は三六軒で、その量は次の通りである。

二石以上	四軒	五斗未満	一斗	一三軒
二石未満	一石	七軒	一斗未満	二軒
一石未満	五斗	一〇軒		

領主は飢饉のため、この年の九月に清水村、井尻野村の郷藏から、大谷村に対して「御救米」「安売米」「御貸付米」として一一石余を放出した。これを活用した者は四二軒二六人である。更に一二月二五日、お救い米一石五斗四升の米（実際には麦に換算して二石二合）を一五軒三四人の者が受け取った。一二月になると食糧事情は厳しくなり、翌天保八（一八三七）年三月中旬までのいつ頃で食糧が底をつくかについて、二九軒九一人の者が調査されている。領主は天保八年二月一〇日、三九人に対して一石八斗三升を放出、更に麦の収穫時までを「買喰」で過ごすために米六石五斗余を放出した。

四月一〇日、まだ供出できる余裕のある家が七軒あった。その合計は、米四石八斗一升六合六勺、はだか麦二石二斗三升、小麦三斗、夏大豆一斗で、村でこれを確保することとした。このように、天保八年春頃までは残余の穀物確保までもしなければならなかったが、以後、次第に村内に限り売買可能になり、続いて八月二一日には、他村に麦を売つてもよいこととなり、次第に緊急事態を脱していくが、ともあれ、天保七、八年は飢饉に明け暮れた年であった。

このような飢饉の中、文治は天保七年一二月一日に麦五斗、空豆四斗を村に供出し、同月一四日にその代銀九四匁を受け取っている。また、翌年二月二日には、麦五斗四合を供出し、六一匁四分九厘を受けている。合計一五五匁四分九厘で、これは村の土木工事一九〇日以上の日当に相当する額である。このように飢饉の年に麦や空豆が供出できたことは、かなり生計が安定していたと考えてよからう。

## 2、田畑の購入

大谷村でも、例にもれず一部の豪農と大多数の貧農の両極化が進んでいた。天保七（一八三六）年に高持百姓であった者（一一五軒）で、慶応四（一八六八）年までの耕作地の増減を「御物成帳」で比較してみると、次のようになる。

五斗以上増加させた家	二五軒	半分以上減少させた家	二一軒
五斗未満増加させた家	九軒	十分の一以下になった家	二〇軒
持ち高を維持した家	八軒	無高になった家	一七軒
減少させた家	一五軒		

持ち高を維持した家は八軒、減らした家が七三軒、その内五八軒は無高になったか、半分以下となっている。無高になった者の中には、御用達や五人組頭もおり、約三〇年間で村の半数以上の家が見る影もなく没落したと言える。逆に増加させた家は三四軒、内五斗以上持ち高を増やした家は二五軒ある<sup>⑩</sup>。この内の八番目及び一番目以下の者は旧家豪農には含まれない。例えば音十は、天保元（一八三〇）年に藤五郎の内別百姓として認められ、同一四（一八四三）年には判株を許され、以後、幕末まで田畑を次第に増やし、八番目となった者である。従って、村の有力者のみが田畑を増やしたというわけではない<sup>⑪</sup>。

次に文治について見ていきたい。文治は、養父が所有していた本田二反三畝三步半と畑三畝歩をそのまま引き継いだ。この内、本田の一畝は天保三（一八三二）年に質入れしたままになっていたので、これを家督相続の翌年、天保八（一八三七）年三月二五日に請け戻した。また、文治は家督相続直後、即ち飢饉の年に、川手秀太郎から開畑一畝一五歩（三升七合五勺）と古新田八畝一五歩（六斗八升）を「二〇年外受約定」で六〇六匁で購入する契約を結んだ。「二〇年外受約定」とは、二〇年間に限ってその田が所有できるという契約である。この田畑は、二年後の天保九（一八三八）年九月四日に所有権が移動した。しかし、一度には支払えなかったらしく、同日、この二筆を同人に三二四匁六分四厘で質

入れし、更に天保一三（一八四二）年四月二二日には請け返している。穀類が高騰している飢饉の年に、余分の穀類を持ち、換金できる立場ほど有利なことではない。飢饉を逆手にとり、積極的な農業経営を行ったものと言えるであろう。このほか、文治は天保九年八月二三日に、同人から畑一二歩（一升）を譲り受けている。<sup>⑧</sup>この結果、文治は本田二反三畝三步半、古新田八畝一五歩、開方四畝二七歩、計三反六畝一五歩半（二石二斗八升一合、但し二斗は当荒地）の田畑を所有する本百姓となった。

この石高を「御物成帳」で、ほかの村人と比較していくが、その前に次のことを指摘しておきたい。本田は最初に検地した田地であるから、元々耕作にふさわしい場所にあり、収穫量も多い。また、実面積は公畝の二倍前後、極端な場合は一〇倍から四〇倍の差があるという。<sup>⑨</sup>また、各々の新田で公畝と実面積の差が異なり、それが年貢率に反映されていると推察できる。<sup>⑩</sup>大谷村では、公定収穫高に対する年貢の割合は、本田が八五%、古新田七二%、中新田六六%、唐船新田七〇%、開方四一%、中島新田八七%と極端に高く設定されており、これに従って各人の年貢の量が計算される。「御物成帳」に記載されている「高合」は本田や古新田、開畑等、各人が所有している公定収穫高を合計したもの、「取合」は公畝と実面積の差が年貢率に反映されていると考えられる年貢の合計である。今日まで、「高合」の項の額の多少により、豪農とか貧農などの目安にしてきた。しかし前述のように、「取合」の項、即ち年貢を比較してみる方が実収穫高の多い順番などを求めるにはふさわしいであろう。そこで天保一二（一八四二）年の「取合」の多い順に示したのが後掲の別表一である。文治の二八歳の時である。

別表一から次のことが窺える。この年の高持ち百姓、即ち年貢を支払う義務のある者は一七人いる。この内、最高年貢額と二番目の者は隠居により分割したもので、いずれも川手与十郎の財産であった。<sup>⑪</sup>以下、八石台が二軒、七石台が一軒、四石台が一軒と続く。一方、年貢額が一石以下の者は八四人おり、五斗以下は六〇人いる。文治は一石八斗弱で上位から一三番目となる。

ちなみに、文治が家督を継いだ天保七年の「取合」は、一石二斗余であるから、田畑の購入により、帳面上、四割以

上年貢が増加したことになる。大谷村では、縄延び、石盛の低さ、裏作などを加味して推定実収穫高と年貢を比較した結果、二公八民程度の低率になるという。文治の年貢の二公（全収穫高の二割）が四割増しなら、八民（八割）の方もそれに相応しい増加があったはずで、実際の収穫高はかなり増加したものと考えられる。

このように、二五歳頃から文治は、所有する耕作地の広さからいえば豪農、旧家など由緒ある家の次に位置する農民となった。ほんの三〇年前、養父の代の財産は二畝余の屋敷地と二畝の畑、高で言えば九升四合の最下級の高持ち百姓であったのが、衆治郎の働きで家運を挽回し、更に文治の積極的な農業経営により、かつての二二倍、公畝二石二斗余の高持ち百姓となった。家督相続直後でも、飢饉の年に供出できるほどの備蓄が可能であったが、この田畑の購入により、一層財の備蓄が可能になったものと推察できる。

### 3、家柄と寄付金の額

僅か三〇年の間に急速に蓄財を果たし、村でも上層に属する納税者となった赤沢家であったが、ほかにも財の備蓄に有利な面があった。それは寄付金の額である。伊勢の御師龍太夫の家に火災があり、その寄付金三両を天保二一（一八四二）年から三年間で集めなければならなかった。この寄付には、九一人が応じている。「御物成帳」から寄付額の多い順に見ると、次のようになる。

一〇匁二分	一軒	八分未滿	七分	二八軒
二匁〇分	一軒	六分		六軒
二匁未滿	一匁	五分		一七軒
一匁未滿	八分	五分未滿		二一軒

文治は銀七分で上位から二八人目に相当し、同額の者が二四人いる。先に記した「取合」の順位からすればかなり低

い額である。文治は、毎年龍太夫と共に札配りなどをしていた（後述）ので、普通より関係は深いと考えられるが、寄付の額に反映されてはいない。

天保一五（一八四四）年二月、寂光院に対する寄付金集めがあつた。この時作成された記録簿が、「勸化銀取立控帳」である。表紙には「後年必要」とも記載され、以後寄付を集める時、どの家からの程度を集めるのかの積算基礎にしていることが窺われる。この帳面から金額の多い順にまとめたのが後掲の別表二である。全部で一一四人のうち金額の記載のない者が二人ある。「勸化÷取合」の項は、人によつて年貢額と寄付金の割合が極端に違うことを示す意図から設けたものである。「勸化」とは「勸化銀取立控帳」に記載された勸化銀の額、「取合」とは各人の年貢の額である。寄付金の多い方から見ると、西沢林蔵（酒屋）の三〇〇匁、川手秀太郎の二八〇匁、中嶋義太郎の二〇〇匁である。四番目は小野四右衛門（庄屋）、川手与十郎、川手又五郎の三人で一二〇匁である。川手又五郎の家は代々足輕で旧家であつたが、文久三（一八六三）年には無高に転落する。文治の寄付の額は二五匁で四二人目である。同額の者が九人ある。「取合」の順位の二三位からすると二倍の五〇匁程度でもおかしくはない。ちなみに「勸化÷取合」で見ると、文治の一四・一％より低い者は四人しかいない。年貢額に対して勸化額が最も低いことが分かる。「勸化銀取立控帳」の額を積算の基礎として、以後五回、寺への寄付金を集めている。そのため、農民の中にあつても、足輕を出している旧家や由緒のある家では、経済の実態に似合わぬ高額な寄付金となり、またその逆もあつた。経済状態に対する赤沢家の寄付金率は、最も低い方に属していたことが分かる。

## 4、叔父の与八について

## (1) 与八の働き

文治の耕作地は自小作合わせて約一町歩であると言われているが、この耕作が可能であった理由に叔父与八の存在を抜きにできないであろう。与八については、「覚書」「覚帳」等にも全く記載されておらず、今日まで論文にもほとんど取り上げられたことはない。しかし文治が家督を継いだ後も、与八は村仕事などにも出ていることが窺われ、文治の「家」の実態を見るについては、史料から窺われる与八像を可能な限り明らかにしておく必要がある。

与八については、次のように言われている。安永九（一七八〇）年、彙治郎の弟として出生し、妻はなかった。享和、文化の頃、彙治郎の家督を預かり、川手家の戸主となったが、その間に唯一の持ち畑を質入れたり、僅かな持ち山を売却するなど、窮乏の極に達した。安政二（一八五五）年五月一日に七六歳で死去した。文治は与八の死後、近村の往来筋に当たる商店などを一々たずねて、生前の借財の有無を聞いて、その後始末に当たった。

文治が家督を相続した時、与八はすでに五七歳になっていた。かつては戸主として家の繁盛に心を砕き、領主の江戸屋敷に奉公に出たが、結果として屋敷を出奔し、家族にその後始末を強いるなど大迷惑をかけたこともあった。貧窮の極に達していた頃である。しかし、これらのことは二〇年も前のことで、生活が安定していた川手家で、責任のない与八はかなり自由に暮らしていたと考えられる。

一方、文治は彙治郎の没後、四か月後には結婚、その三か月後には風呂場、手水場の建築をした。また、先にも述べたように養父が質入れていた畑の請け返し、田畑の購入をするなど、積極的な農業経営を進めようとしていた。二二三歳の文治がこのようなことができたのは、家の運営のことに与八はあまり口を挟まなかったからであろう。

ところで、「光右衛門日記」の天保九（一八三八）年十一月二十九日の条には、「中郡へ出勤、連使い文治」とあり、

「二二月朔日、二日、両日村用で滞留、朝文治帰る」と記載されている。この記事から、文治は、庄屋の連使いとして領主役所に行き、一泊して帰村していることが分かる。ところが、「割後諸入用帳」の同日の項には次のような記載がある。<sup>⑨</sup>

廿九日

一、四 匁 千五郎 吉松 文治式人

八五人 八百歳

本谷道直し

八分立

同

一、壹 匁 文治 千五郎

右使い、但石築二付増遣之

ここにある「文治式人」とは、文治の家から二人働き手が出たことを意味する。「光右衛門日記」とこの史料を突き合  
わすと、一月二九日には、領主役所に庄屋の「連使い」で行った「文治」と、大谷村で石築をして一匁三分の日当を  
受けた「文治」と、道直しをして八分の日当を受けた「文治」、即ち三人の「文治」が同時に出動したことになる。「割  
後諸入用帳」は年貢の収支に使う帳面であるから、家族の誰が出てもほほ戸主が記載されている。日記には実名を記す  
であろう。このことからすると、文治は領主役所へ行き、村の作業には赤沢家から与八ともう一人出動したことになる。  
しかし、赤沢家には当時二人しか出動できる者がおらず、誤記されたものである。日記は正確に記載されていると考  
えられるので、「割後諸入用帳」の「文治」とするところを「文治式人」と誤記したか、月日の誤記と考えられる。「文  
治」一人が石築作業に出動したとすれば、この「文治」は与八、月日の誤記とすれば、「文治式人」は文治と与八の二  
人と推定できる。

また、天保二二（一八四二）年の「割後諸人用足役帳」に、

壹匁立 愛蔵式入 千五郎 八右衛門

廿九日（二一月） 喜代七 民蔵 文治

一、拾匁三分 七分立 多十

同断 壹匁三分立 磯右衛門 同断文治

晦日（二一月） 壹匁三分 磯右衛門 同与八 壹匁 丈右衛門

一、九匁六分 八郎 武平 常平

同断 武八 文治 千五郎

十二月朔日 壹匁三分立 磯右衛門 同与八

一、拾匁六分 壹匁立 文治 代五郎 順太郎

同断 富次郎 八郎 力蔵

吉松 千五郎

と記載されている。これは一月二十九日、晦日、二一月朔日と三日間の大新田に関わる石築工事の記録で、筆者が見る限り、与八と文治の両名が記載されている唯一のものである。この記述から、二十九日は一匁の日当を受けた者は「文治」など七人、七分を受けたのが多十、一匁三分が「文治」と磯右衛門である。即ちこの日は、一匁を受けた「文治」と一匁三分を受けた「文治」がいる。晦日と朔日、は両日とも与八（六二歳）と磯右衛門（五三歳）が一匁三分と高額の日当を受け、「文治」を含むほかの者は一匁の日当を受けている。このことから、二十九日の一匁の方が文治、一匁三分の「文治」は与八であるとの推定もできる。なぜなら、与八は技術を要する石築工事を担当していたため、高額の日当を受けていたと考えられるからである。また、石築工事を担当する者は誰でもよいというものではなく、「文治（兼治郎）」（実

は与八)のほか、瀬平、磯右衛門等と決まっていたようである。②これらのことを勘案すると、日当の多い重労働の石築工事は、与八が担当していたと推定できるであろう。③

先にも述べたように、文治は天保九(一八三八)年一月二十九日から二月朔日まで庄屋の随行で井手の役所にいた。その間、即ち二月朔日に「二分五厘 文治 須恵使い並びに小遣い」と記載(「割後諸人用帳」)されている。そのため、この時の須恵村への使いは「文治」と記されているが、実は与八と考えてよからう。また、同年四月二〇日は道路工事と「御迎人足」の二種類の仕事を「文治」がしている。即ちどちらかが与八の働きによるものと推察される。これらのことから、道路工事や近村へのちよつとした「使い」などにも与八は出ていたことが窺われる。

次に、道路や用水等の土木工事に限定して、与八の働きについて考えてみるため、「諸人用足役帳」から、「文治」、あるいは「文治式人」などと記載してあるものを表1にしてみた。

当時、文治の家族は、与八のほかに養母のいわ、それに天保七年二月一三日からは文治の妻とせがいる。「文治式人」とは文治の家から二人工事に出たという意味であるから、ほかの一人はいわ、またはとせの可能性もなくはないが、与八が出たと考える方が妥当であろう。ちなみに与八は安政二(一八五五)年五月一日に死去するが、その前年の六月以降、「文治式人」の記述は皆無となる。また、「文治」と記載してあっても与八が出た可能性さえもある。養父が死去した天保七年八月六日以降、「国太郎」(文治改名)の記載が三回、「国太郎式人」の記載が六回ある。天保九年は「文治」及び「文治式人」の記載が一回ずつあり、当時は頻繁に文治と共に与八も土木作業に出ていることが窺われる。表1

表1 「文治」及び「文治式人」の記載

年号	文治	文治式人	年号	文治	文治式人
天保7年(1836)	3回	6回	弘化4年(1847)	2回	0回
天保8年(1837)	5回	4回	嘉永1年(1848)	33回	4回
天保9年(1838)	13回	13回	嘉永2年(1849)	1回	1回
天保10年(1839)	3回	2回	嘉永3年(1850)	10回	1回
天保11年(1840)	5回	3回	嘉永4年(1851)	1回	0回
天保13年(1842)	6回	0回	嘉永5年(1852)	5回	2回
天保14年(1843)	6回	3回	嘉永6年(1853)	6回	2回
弘化1年(1844)	2回	0回	安政1年(1854)	13回	2回
弘化3年(1846)	3回	1回			

(但し、天保7年のみは文治改名の「国太郎」「国太郎式人」とある)

また、表1によると、天保七年から同一一年頃まで「文治」「文治式人」との記載の差が少なく、与八の働きはかなり高かったと推定可能であろう。以後、記載されている回数<sup>⑤</sup>は減少する。比較的史料が整っている嘉永元年では「文治」が三三回、「文治式人」が四回、与八最晩年の嘉永五年は「文治」が五回、「文治式人」が二回、同六年は「文治」が六回、「文治式人」が二回、安政元年は「文治」が三回、「文治式人」が二回である。このことから、数回に一回程度は身体が動く限り、与八も文治と共に土木工事に出ていたと推測できる。

## (2) 与八の借金

与八は、個人的に労働をして収入を受けたり、借金をしている記録が残っている。天保七(一八三六)年には個人的に労働作業をして一匁四分を(「御物成帳」の無高の項)、同年には二匁九分二厘(「万覚帳」)を庄屋から受けている。また天保九(一八三八)年四月三日には庄屋の家の垣結い仕事をして一匁二分(「巡見足役帳」)を、同年七月三日から五日にかけては樹木の手入れをし、なにかの日当(判読不能)を受けている。このように個人的に若干の収入はあったようである。しかし、逆に天保一〇(一八三九)年三月二日には庄屋から二匁二分三厘を借り受けており、同年この額を年貢に加算して文治が返却している(「当座帳」)。続いて、与八は同年十二月二十八日に二匁を借金し(「当座帳」)、翌一一(一八四〇)年には元利が二匁四分となり(利息二割、「万覚帳」)、更に天保一二(一八四二)年には二匁と次々に借金を重ねる(「当座帳」)。そして、翌年の「当座帳」には、

七月七日

一、八匁六分 大ノ(大谷の)の意) 与八

利七分七厘

取かへ

## メ九匁三分七厘

寛帳（「万寛帳」）へ出済 但し八百蔵二咄候処、随分承知申出候故、取替遣候也

と記載されるようになる。即ち、与八は借金を繰り返していたが、天保一三（一八四二）年には九匁三分七厘と膨らんできたため、庄屋は、文治ではなく岳父の古川八百蔵に相談し、岳父が「随分承知」したため、七月七日に更新した。庄屋は更に二匁を貸し、元利の合計は一一匁七分三厘までになった。そして年度末に、与八の日雇いの日当、草鞋代と、更に不足分の五匁七厘は年貢に加算して支払い、完済している（「万寛帳」）。翌天保一四（一八四三）年一〇月六日、与八は新たに一匁の借金をした記録（「当座帳」）を最後に、「万寛帳」「当座帳」などから与八の名前は消える。しかし、「文治は与八の死後、彼の借金の後始末をした」という伝承からすれば、与八の借金癖は安政二（一八五五）年五月の死去に至るまで続いていたと考えられる。

以上、与八について窺ってきたが、博打などによる「不行状者」「御咎人」となった様子はない。借金を繰り返すということがあつたにしても、最晩年まで農業の手伝い、また村の普請などにも出、文治の家を支えていたと考えられる。

## 二、村の一員としての文治

次に、大谷村の一員として文治が具体的にどのような働きを担っていたか窺ってみた。

### 1、堤番、堰番

村では農耕などを都合よく進めるため、堤番、堰番、池番などが決められ、毎年経費が計上され、その手当が村費として支出される（「小割帳」）。文治は養父の死後、大橋万平から堤番と堰番を引き継いだ。先ず、堤番について述べ

天保九（一八三八）年の「小割帳」に、

一、壹斗

瓦堂より中新田迄同断（「同断」とは堤番給のこと）

文治

と記載されている。

これは、文治が瓦堂から中新田までの堤番をして、一斗の給米を村から与えられたことを示している。堤番は、大谷村の北端を約二キロにわたって流れる里見川の堤防の番で、西から須郷堤、瓦堂から中新田までの堤、唐船堤が各一斗である。平均に四分割されていた。堤番の給米は須郷堤、柳原堤が各五升、瓦堂から中新田までの堤、唐船堤が各一斗である。平均五〇メートルの内、文治の担当区間は瓦堂から中新田までの約三五〇メートルにすぎないが、一斗の給米であるから、ほかに比べて堤番の中では重要な場所だったのであろうか。文治は、天保八（一八三七）年（御物成帳）から嘉永四（一八五二）年までこの役を勤め、大橋孫兵衛に引き継いでいる（「小割帳」）。堤番は、堤の管理のほか、堤上が他村への主要幹線道路となっていたため、行き倒れ人の面倒も見ていたようである。<sup>54</sup>

次に堰番である。堰番とは、農業用水の堰を常に管理して、公平に水が行きわたるようにする役である。このことについて、天保九年の「小割帳」に次のような記載がある。

御制札場前古新田

大新田小田本谷庵ノ

一、式拾五匁

下山ノ神休場賀茂池

式 匁

仁左衛門

尻夕崎油免中津

拾三匁

文治

池尻拾ヶ所用水

三匁

瀬平

堰番立来リ

大谷村は中央瀬戸内気候区に属し、日本でも代表的な雨の少ない地域であるため、池を造り、水をためて耕作に活用

式 刃 好右衛門

三 刃 惣吉

式 刃 代五郎

これによると、六人で一〇箇所の堰を受け持ち、合計二五刃の番給が計上されている。この内、文治は二三刃であるから、その半分以上の番給を一人で受けていたことになる。「三ヶ所井手番給」とある（天保一〇年の「御物成帳」文治の項）ことや、番給の多さからして、主要な堰三箇所を文治が担当していたのであろうか。この役は天保八年から安政五（一八五八）年まで勤めている。

文治が担当することになった堤番、堰番は、先にも述べた様に大橋万平から引き継いだものであった。大橋家は、川手家の本家筋に当たる家で、川手家では「本家」と呼んでいた家の分家に当たる。万平は天保七年八月二日に、その一五日前に文治の養父桑治郎が相前後して死亡している。万平が死亡した年は倅の万吉が堤番、堰番の給料を村から受け取っているが、翌年からは文治がこの堤番、堰番の仕事を引き受けることとなった。基本的には堤番、堰番などは代々その家で引き継ぐようであるが、支障があれば交代することもあった。堤番はかつて養父の前の代、即ち文治郎、善兵衛の二代にわたって川手家が勤めていたものであった。また、堰番は、文政五（一八二二）年から新設されたものである。万吉は、当時江戸の蒔田屋敷に奉公に出ており、文治が適任者として、この担当に選ばれたのであろう。

なおこのほか、毎年経費が決まって計上されているもの内、水利関係で、文治の属する本谷関係では、横池、賀茂池、笹池に関わる池番と水当てがあり、栗尾瀬平が担当している。

## 2、水当て加番、大水加番

すると共に、早魃にも対処した。逆に注①で紹介した通り洪水も多く、災害用の資材小屋を常備していた。治水、利水のことは村にとって死活問題であったから、時々手当が支出されるもので、水の番をする「加番」と言われるものがあり、おおむね担当者が決まっていた。先にも述べたが、嘉永元（二八四八）年は九月、一〇月の二か月が欠けているのみで、比較的年間を通して加番の關係が窺えるので、この年を取り上げる。

大谷村には、一三箇所の池があり、それぞれの地域が利用するか決まっていた。そこで、文治が属する本谷地域に關わりのある加番關係を紹介することとする。五月三日、大雨のため、熊太郎が池周辺の加番に出た。大水となり中新田の「下の樋」の上が崩れ、翌四日夜から五日の朝まで、文治ほか七人が修復に出勤した。この時、松明を四五挺使用した。五日には、里見川の堤防の「穴留」に村人五人、六日には、里見川の堤防の内樋の「穴留」に文治と八百藏の二人が出勤した。また、この日は別所池、大長川の川濠、石橋の修復、道前の道路修復などにも村人が出勤している。七日も五六人が川濠、笹池の堤防修復工事に出勤している。七日の川濠には、例の「文治式人」も出勤している。与八と二人で出たのであろう。一〇日（一四八）、二一日（四八）、二二日（二六八）なども水防のため出勤しているが、文治は出ていない。

同年七月二二日、大雨となり熊太郎が池周辺の加番に出た。一三日には、川濠に三人、中新田の橋の補修に一〇人、夜中に中新田の堤防の修復のため一〇人が出勤した。この時、文治は橋の補修と堤防の修復に出勤している。

同年八月一六日、大雨となり夜、熊太郎が加番に出たが、大した被害はなかった。しかし、四日間（一八日、一九日、二〇日、二三日）の川濠に、延べ一三七人が出勤した。更に一九日には二箇所の池の「穴留」に七人が出勤した。この内、一九日、二〇日の川濠には、「文治式人」が出勤している。

池から各所の田地まで、どういう順番で水を引くかは、その位置關係で予め決められてきている。これが確実に実施されるのを見守るのも、加番の役目である。大谷村最大の横池の水は、この年三月一八日から引くことになった。同日から一九日の夜までの加番には、大橋兼蔵が当たった。徹夜の見張りのため、松明二〇挺、割木六束を使った。文治は、

三月二〇日から二一日の夜までと、二二日から二三日の夜まで加番に出ている。この時、松明五〇挺と、割り木四束を使用した。二四日、二五日は、大橋新右衛門が加番に当たった。これには、松明一〇挺、割り木六束が使用された。七月二日、熊太郎が加番に出た。松明は二〇挺使用した。この時は、文治、大橋兼蔵、栗尾馬蔵、多十の四人で大新田へ水を揚げるために水車を踏んだ。

以上のことから、次のことが言えよう。文治はこの年、加番が出動しなければならないような三回あった大水の時には、必ず一度は出動している。例えば、五月四日から五日にかけて七人が出た徹夜の作業に続いて六日、七日（赤沢家から二人）と出動している。また、三月一八日から二五日にかけて実施された横池の水当のための加番は、本谷四四軒の中から文治のほか、大橋兼蔵、大橋新右衛門の三人が当たっているが、これら三人の中でも文治が果たした役割は大きかったことが分かる。

更にこの年の「諸人用足役帳」を分析すると、道路、水路等の工事関係には、総計二二七日間で延べ一五六四人が出動している。村中一六〇軒とすると、一軒平均一〇回程度出動した計算になる。この内、文治は川濑い、水路の修復、草刈りなどに九回、堰の修繕などの工事に八回、里見川の修復工事に四回、道路工事に一二回出ている。従って、文治は三三回、与八を含めると三七回出動していることになるので、文治は平均の三倍以上の出動回数となる。

### 3、伊勢の札配り

次に、伊勢神宮の札配りについて記す。大谷村には、毎年師走の中旬に伊勢から龍太夫という御師が巡って来て、札を配っていた。この時、伊勢曆なども持参して来ていた。

天保九（一八三八）年の「割後諸人用帳」には、

廿三日（二月）

一、式匁式分

八百藏

伊勢札配り

同

一、壹匁

文治

同断余村配り

同

一、壹匁六分

文治 惣吉

伊勢太夫荷物長尾送り使い

と記載されている。

このことから、文治はこの伊勢太夫の札配りの手伝いを八百藏、惣吉などとしていたことが分かる。これらの仕事は、かつて八百藏の父五平、文治の養父衆治郎などが毎年していたものであった。<sup>43</sup>衆治郎は、占見、佐方のほか、黒崎などへも札配りに随行していたが、天保三年からは八百藏と共に長尾村への荷物送りの仕事もするようになる。文治は天保一〇（一八三九）年以後（同八年は不明）は占見、佐方、黒崎の各村のほか、勇崎村にも行っている（但し、弘化三（一八四六）年は勇崎村はなし、同四年は黒崎、占見、八重の各村、嘉永元（一八四八）年は黒崎、占見の各村に行っている）。

なお、伊勢のほか、吉備津（岡山）、出雲（島根）、愛宕（京都）、朝間（浅熊とも記載あり）、多賀（滋賀）などから来た札配りの者が、大谷村で宿泊している（「小割帳」）。鞆の祇園（広島、須恵村で宿泊）、春日（奈良）、日御碕（島根）などにも、宿泊者と同様に初穂料が支払われている（「諸人用足役帳」）ので、これらの各札が村の各家に祀られていたと推定される。

#### 4、火消し

「火消し」とは、江戸時代、各都市に設けられた消防組織である。このような組織化された「火消し」は、田舎にはなかったとされている。しかし、大谷村では火事の時出動する者を予め定め（若者組とは関係していない）、「出火用心用」の堰を作り、「火消し高張り提灯」（大ロウソク二〇挺代を毎年計上）に、天保二（一八三一）年に新調された「火消し水鉄砲」を持って纏を着け、消火に当たっていた。<sup>④</sup>

天保九（一八三八）年一月五日、本谷の半兵衛の家が焼失した時は、領主役人が見聞の上、半兵衛は追込（部屋に押し込め、出入り禁止）の刑を受けるということもあった（「光右衛門日記」）。しかし、これら大谷村内の火事の時、特に特定人物に日当が支払われた様子はない。大声で知らせ合い、近くの者が集まって消火に努めていたようである。しかし、他村の山火事などは、「火消し」の出動した経費が記載されている（「諸入用足役帳」）。かつて桑治郎は、この一員であった。<sup>⑤</sup>年寄は、村役人として出動している場合も多い。文治も養父の跡を受け、「火消し」の一員となっていたようである。確認できるものとして、弘化二（一八四五）年一月二九日の長尾村（現新倉敷駅付近）、同四年二月一四日の須恵村、嘉永元（一八四八）年二月一日の占見新田村、同三年二月二日の占見村、安政五（一八五八）年二月一六日の占見村石井、同年同月二六日の占見村（以上すべて現浅口郡金光町）の火災に文治が出動していることが確認できる。このことから、残された資料から見る限り文治は毎回、火災に出動していたことが分かる。<sup>⑥</sup>

#### 5、庄屋の「内使」<sup>⑦</sup>

文治は、庄屋の家に長期間詰め切って、「内使い」に当たることがあった。嘉永四（一八五二）年、大谷村の有力者中嶋金蔵の家で奉公をしていた口林村（現浅口郡里庄町）の駒蔵の娘とみだが、行方不明になった。村では領主役所や八重、

池口、玉島の各村などに使いを出し、また、口林村の役人が泊まりがけで調査に来た。文治は、このため正月一日に役所まで飛脚に出、翌日帰村した。正月三日、とみは竈人池で水死体で発見された。その取調べのため、二人の役人と槍持、箱持など二人が付き添い、正月五日から二月七日までの二日間、大谷村に滞在した。このほか、関係六か村の庄屋も七日ないし二日間も村に滞在した。食費のみならず、正月二四日から二月七日まで毎日酒代が支出されている。

文治は、一月二五日の昼過ぎから二月八日までの昼夜、「内使い」として出た。昼夜を通しての「内使い」の具体的な仕事内容は不明であるが、庄屋の家に詰めきり、なにかと小間使いをしたのであろう。「昼夜」であるから、食事も夜食を含め一日五回で計上されている。もつとも、二月一日は休んだため、足かけ一三日間、庄屋の家に詰めきったこととなる。日当は一匁五分であるから、土木工事の日当の約二倍である。このことで、文治は二五匁八分を受けた。文治以外に「内使い」として働いた者は、一二日間の亀蔵と八右衛門で、この三人が飛び抜けて多い。以下、六日の林之丞、五日の多十と続く。このほか、「内使い」に動員された者は二人いる。この事件でかかった総経費は、一一貫二四五匁余であった。この年の年間経費は九貫五三三匁余（「小割帳」）であるから、いかに膨大なものであるか察せられよう。それらは、とみの雇い人の中嶋金蔵、犯人、その幫助者、また彼らの親戚が負担したが、結果として四貫目が村の借金となった。このほか、天保一四（一八四三）年八月に起きた他村との乱闘事件に際し、文治は「喧嘩一件足立物」として、一六匁四分を受けている（「御物成帳」）。これらも庄屋の「内使い」であろう。

なお、隣村などへのちよつとした「小使」に関しては、天保九（一八三八）年が六回、同一〇（一八三九）年及び同一三（一八四〇）年二回、同一四（一八四三）年及び弘化二（一八四五）年、同三（一八四六）年一回、嘉永元（一八四八）年二回、安政二（一八五五）年及び同四年一回となり、この役は天保年間後半からはあまりしなくなるようである。

## 6、「中郡連使い」「中郡飛脚」等について

中郡とは井手（現総社市）の領主の役所を指す。大谷村から約二〇キロあるから、歩いて片道四、五時間かかり、朝早く出てその日の内に帰ることも可能であった。途中、高梁川があり、しばしば川止めもある。「中郡飛脚」は、村の用件で中郡へ手紙や書類、場合によっては物などを持参するものであった。また、掛屋に金銭を持参する納銀飛脚（銀納飛脚）などもある。庄屋は、一度中郡に行くと、二、三日あるいは数日間滞在して、村務を処理することが多かった。庄屋が年寄が出役するに際しては、多くの場合「連使い」を一人連れて行き、荷物などを持たせていたようである。また、領主の役人が、水害などの検分に回村して来たり、毎年、年貢の収納や宗門改めなどで来る時に、彼らの荷物持ちや駕籠人足として村人が出ている。

庄屋の「光右衛門日記」から、天保九（一八三八）年の中郡出張に關わる記事が五六回確認できる。この中には、博打で入牢させられた者の牢番（一人が二交代）なども入っている。この内、文治が關わった中郡關係の仕事は表2の通りで、合計七回、中郡へ行っている。このほか、七月八日には矢掛の宿まで出向いて巡見使の動向を見極め、領主の役所まで行き、この件を報告し、一泊して帰村している（「巡見足役帳」）。

表3 中郡へ行った回数

17回	庄屋
7回	文治
6回	四右衛門
5回	八右衛門
4回	年寄
3回	綱藏三藏
2回	相藏 兼藏 多八 吉五郎 捨五郎 藤十
1回	新藏 吉十 弥十八 百藏 六之丞 新左衛門 瀬平 与七 久五郎 円藏 多四郎 故吉 善吉 幸十 喜代七 芳五郎 多吉 富五郎 小十郎 藤吉 徳右衛門

表2 文治の中郡關係の仕事

月日	泊	内 容
2月25日	1泊	納銀飛脚
4月14日	1泊	飛脚
4月23日	1泊	庄屋連使い
6月2日		納銀飛脚、川止めのため帰村
6月4日		納銀飛脚
11月10日		中郡飛脚
11月29日	2泊	庄屋連使い及び飛脚
12月11日	1泊	納銀飛脚

表4 文治の中郡關係の年次別変化

	天保9年 (1838)	天保10年 (1839)	天保11年 (1840)	天保12年 (1841)	天保13年 (1842)	天保14年 (1843)	弘化3年 (1846)	弘化4年 (1847)	嘉永1年 (1848)	嘉永3年 (1850)	嘉永4年 (1851)
送迎人足	2回	4回	2回	1回	0回	2回	1回	0回	0回	0回	0回
納銀飛脚	3回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	1回	0回	0回	0回
中郡飛脚	4回	3回	1回	1回	0回	0回	0回	1回	1回	1回	1回
庄屋連使い	1回	1回	0回	0回	1回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
合 計	10回	8回	3回	2回	1回	2回	1回	2回	1回	1回	1回

次に中郡に行った回数数を「光右衛門日記」により、文治とほかの者を比較してみると、表3のようになる。これによると、文治は庄屋に次いで多く、七回、中郡に行っている。その内、「納銀飛脚」は三回で、この年、大谷村から仕立てたすべてを文治が担ったことになる。

次に、中郡に関わる仕事で、文治の年次別変化について表4にしてみた。<sup>④</sup>表4に記載のない年は、文治の中郡関係の仕事の記載が記録に残っていないということである。

「送迎人足」は、領主役人が大谷村に出張する際、数人の村人が駕籠人足や合羽などの荷物持ちとなり、送迎するものである。この人足は、天保一〇（一八三九）年に四回と一番多く、以後一、二回となり、弘化四（二八四七）年以降は記録されていない。<sup>⑤</sup>また、中郡関係の仕事の全体を見ると、天保九年、同一〇年が多く、以後減少し、嘉永四（一八五二）年以降は見られなくなる。このことから、天保一〇年ころは度々出ていたが以後減少し、概ね嘉永年間ころから中郡関係の仕事はしなくなつたと考えられる。<sup>⑥</sup>

#### 7、足役に対する日当から

次に、ほかの村人と文治の働きについて比較してみたい。村で行つた道路や水路補修などの工事や、それに要した材料費、損料などを、その時々に記載してある「諸入用足役帳」をもとに、一人一人の一年間の合計を毎年算出する。それが、「御物成帳」に記載されている労役に関わる「足役メ」や「諸入用帳メ」<sup>⑦</sup>の項目である。ここでは、「足役メ」で年次の変化を見てみたい。まず、天保一〇（一八三九、文治二六歳）年の時を取り上げてみる。

一一九人の高持百姓の内、一〇〇匁以上の収入を受けた者は表5の通りである。

表5 天保10年の足役メの額

1	八百蔵		179匁9分5厘
2	三右衛門		160匁4分2厘
3	武右衛門	年寄	160匁2分7厘
4	新左衛門		136匁0分2厘
5	惣吉蔵	判頭	126匁7分5厘
6	禎蔵	判頭	118匁4分4厘
7	瀬平治		115匁1分3厘
8	文治		114匁1分2厘
9	源之丞	内別	107匁6分3厘
10	代蔵	内別	107匁2分6厘
11	仁左衛門	内別	107匁2分6厘

も一四〇日余りに当たる。

次に、嘉永元（一八四八、文治三五歳）年を見る。「御物成帳」には、一一人が記載されている。この内、「足役メ」の合計額の多い方から一〇位までを紹介すると表6のようになる。括弧内は安政三（一八五六）年の「宗門改帳」から、その家の男で働ける年齢に達している者の推定人数である。

天保一〇年の文治の「足役メ」が、一一四匁余に対して、この年は四一匁余である。しかし、村の順位からすれば七番目となる。上位四人は特に目立つが、四〇匁代以下が上位に継ぐものである。安政五（一八五八）年（文治四五歳）を同じように分析してみると、一二二人中、上から二〇番目で三三匁余である。天保一〇年（文治二六歳）の一四匁余からすれば、嘉永元年の四一匁七分余、安政五年の三三匁余は三分の程度の額ではあるが、全体の順位からすればそれほど極端に下がっているわけではなく、よく村仕事に出ていたと言えよう。

次に、年次ごとの文治の「足役メ」をまとめてみると表7のようになる。「足役の合計」とは、「足役メ」と「割後足役」「二ヶ村足役」別立ての

表6 嘉永元年の足役メの額

1 熊太郎(5人)	338匁8分8厘	6 八郎(4人)	44匁2分2厘
2 八百蔵(3人)	145匁1分7厘	7 文治(2人)	41匁7分2厘
3 三郎治(2人)	140匁1分5厘	8 西沢林蔵(2人)	40匁5分0厘
4 林之丞(2人)	80匁6分7厘	9 政太郎(2人)	39匁9分2厘
5 吉五郎(2人)	45匁1分5厘	10 治平(?人)	36匁8分1厘

表7 文治の年次別足役の額

年号	文治の年齢	「足役メ」	足役の合計
天保7(1836)年	23歳	79匁1分8厘	87匁2分7厘
天保8(1837)年	24歳	101匁2分0厘	123匁5分0厘
天保9(1838)年	25歳	65匁3分1厘	128匁8分1厘
天保10(1839)年	26歳	114匁1分2厘	136匁7分2厘
天保12(1841)年	28歳	90匁0分6厘	117匁9分0厘
天保13(1842)年	29歳	39匁2分5厘	55匁9分9厘
天保14(1843)年	30歳	54匁3分5厘	88匁0分0厘
弘化1(1844)年	31歳	29匁3分0厘	43匁0分6厘
弘化4(1847)年	34歳	35匁8分1厘	44匁2分5厘
嘉永1(1848)年	35歳	41匁7分2厘	50匁3分4厘
嘉永2(1849)年	36歳	47匁3分2厘	49匁2分8厘
嘉永3(1850)年	37歳	29匁4分0厘	71匁2分8厘
嘉永4(1851)年	38歳	25匁2分0厘	63匁4分9厘
嘉永5(1852)年	39歳	26匁3分0厘	39匁7分8厘
嘉永6(1853)年	40歳	41匁7分2厘	50匁7分2厘
嘉永7(1854)年	41歳	14匁6分7厘	24匁0分3厘
安政2(1855)年	42歳	5匁2分0厘	6匁6分0厘
安政3(1856)年	43歳	32匁5分5厘	50匁5分7厘
安政4(1857)年	44歳	30匁5分1厘	58匁7分3厘
安政5(1858)年	45歳	33匁5分4厘	38匁3分4厘
安政6(1859)年	46歳	15匁3分0厘	17匁3分0厘

普請帳などの足役を合計したものであり、「足役メ」と「足役の合計」の差が大きい場合は、新池造成工事など特別な大工事があつた年である。

表7によると、天保八（一八三七）年（二四歳）から同一二（一八四二）年（二八歳）までの数値が高く、年間一七〇日から一五〇日程度、村仕事などに出ている計算になるが、この頃までは、与八の働きも大きかつたであろうことは加味されて考えねばならない。天保一三（一八四二）年以降では、安政二（一八五五）年、文治大患の年には極端に低く、その前年も二四匁余と目立つが、ほかの年は「足役メ」も「足役の合計」額も年によつて異なり、必ずしも一定はしていない。しかし、平均すると「足役の合計」は五〇匁弱となり、天保二二年までとは明らかに低く推移している。しかし先にも述べたように、額からすればかなりの差があるが、村の順位の中での相对比较では、上位一〇位から二〇位程度の働きを毎年していたようで、二〇歳台と四〇歳台との変化はあまり見られないようである。

なお、文治は、大患後安政三年まで、「身弱し、難渋」と自身で記載（覚3-9-1）しているが、「足役メ」「足役の合計」の数値は高く、この意味では「難渋」の様子は必ずしも窺えない。

### 三、家業を止める当時の村と文治

ここまで、村の一員としての文治について記してきた。堤番、伊勢の札配り、火消しについては、家督相続後から一貫して勤めてきたものである。また、水当て加番、大水加番は三五歳の時、庄屋の「内使い」は三八歳の時のことを紹介したが、史料が残っていればこれらも三五歳、三八歳だけであつたとは考えられないものであろう。これに対して、「中郡連使い」「中郡飛脚」や隣村などへのちよつとした「小使」、領主の駕籠人足や荷物持ちなどは二五歳前後まではよく勤めていたが、三〇歳前からはあまりしなくなっている。また、与八の働き分がこのころから減少したことと相まつたことが、「足役メ」を減少させたのであろうか。以後、三〇歳台、四〇歳台とそれほど異なる傾向は出てこない

ようである。

## 1、田畑の返却と購入

文治は、四〇歳代になって再び不動産の獲得への動きを示している。嘉永六（一八五三）年、文治が四〇歳の年は大凶作の年であった（後述）。この年、文治は、一月一七日に調印した田地六畝一三歩（四斗五升）を西沢仲治から購入し、翌安政元（一八五四）年に所有権を移動させた。<sup>⑤</sup>この田の品位は新検荒田であるから、下位の田である。<sup>⑥</sup>天保七（一八三六）年の田地購入契約と同じく、米価が騰貴した年のことであった。文治は毎年「下草代」（村で管理している山の下草刈りの経費の分担金）を負担している（「御物成帳」）。この負担があることは、入会権があり、ある程度新なども手に入っていたと考えられる。しかるに、安政二（一八五五）年には権現平（現横池付近）の預山使用の権利を一八五匁で善兵衛から購入している。<sup>⑦</sup>これは、一月晦日に契約し、翌年に所有権を移動させたものである。大患を乗り越えた文治が、「身弱し、難渋いたし」（寛3-19）と書き留めている頃のことである。広さは、二〇〇坪足らずであろうか。<sup>⑧</sup>

これらのことから、文治の四〇歳、四二歳の頃には、改めて積極的に不動産を獲得していることが分かる。更に注目される点は、西沢仲治から購入した石高四斗五升の田地購入の額が、一貫七〇六匁であることである。嘉永六年の村の間経費は八貫四四三匁余（「小割帳」）であるから、その三三％にも当たる。家督相続直後は、一度に六〇六匁の銀が支払えなかった文治が、四〇歳になるとこれだけの出費が可能なほど、経済的余裕ができたことであろうか。また、これだけの出費をしても、この田地を購入したことが分かる。ちなみに、文治が天保九（一八三八）年に購入した田畑七斗弱は六〇六匁、糸治郎が一石三斗余を購入した時は一〇〇匁である。これは、同年に、「二十年外受約定」で購入した田地返却の期限を見据えてのことであろう。この年から二〇年目は安政四（一八五七）年に当たる。事実、同年にこれらの田畑は川手直藏家（川手秀太郎の分家）の所有となっている。以後、その田地を文治が小作した形跡

は見つけられない。

「二十年外受約定」の田地を返却したこの年、文治は向淵土手根の田と呼称していた上田六畝一五歩（五斗六升九勺）の田地の売却を図った。理由は不明である。「田畑山林質入売渡奥印帳」には、次のように記載してある。

売渡

本田五百七十四

五斗六升九勺

七百拾八匁

文治

證人 五郎右衛門

瀬次郎宛

同廿六日奥印（安政四年二月）

午高越

このことから、文治はこの田地を七一八匁で瀬次郎に売却しようとして、一二月二六日に奥印していることが分かる。この田地は、後述するように二斗分の田地が当荒として黙認されており、実際には七斗六升九勺、八畝五歩であった。<sup>⑥</sup>しかし、結果として瀬次郎の石高五斗四升、四畝一五歩の田地と「等価交換」し、互いに「但し替地也」として安政四年の暮れに証文を書き、同五（一八五八）年正月九日に奥印し、所有権を確定させたのである。

ここで、文治の田畑の増減についてまとめておく。天保九（一八三八）年以来、文治は本田二反三畝三歩半、古新田八畝一五歩（安政三年に一四歩改起）、開方四畝二七歩を所有していた。嘉永六年になって本田六畝一三歩を新たに購入、安政四年には古新田八畝一五歩を川手家に返却、同年八畝五歩を瀬次郎に譲り、瀬次郎から堂東の上田四畝一五歩を手にした。この結果、安政三（一八五六）年以前に比して五畝二二歩、約二五%の田地が減少したことになる。

「等価交換」した相手瀬次郎について見ておきたい。所有権を確定させると同時に瀬次郎は、当該の田を五〇〇匁で

文治に質入れし、二年後に請け返している。<sup>③</sup>かつて赤沢家（川手家）では質入れをする立場であったが、今回は逆となり、二年間は瀬次郎の田からの収穫を自らのものとするのであった。<sup>④</sup>瀬次郎は、更に安政四年一月二十九日、林蔵に本田二筆を二貫目で売却している。また、翌年正月には、山二筆、本田三筆を質に入れて一貫五〇〇匁を借りている。<sup>⑤</sup>このことから瀬次郎は当時、多額の金を必要としていたことが窺われる。そうだとすれば、瀬次郎が七一八匁の金を出して文治から田地を買う余裕はないはずである。文治を見ると、安政四年は八畝余の田地を手放したばかりであるし、既に長男浅吉が一人前の労働力となる年齢に達している。<sup>⑥</sup>普通は、田地を確保しようとするはずであるが、帳面の上では売却しようとしている。これらの史料からでは田地交換の疑問は解けないが、結果として二貫目以上の銀を使い、田畑を購入したが、約二五%の田地を失ったことになる。また、「御物成帳」で、天保九年当時と比較してみると、「高合」（持ち高）は一斗七升四合八勺の減、「取合」（年貢）は増税のため（後述）、逆に一升九合九勺の増となったのである。

## 2、減税と御貸付金

嘉永二（一八四九）年は、綿が不作の年であった。そのため、領主は「不熟綿御救」と称する減税を実施した。文治は、これにより年貢を四升八勺減免してもらっている（「御物成帳」）。年貢額の僅か二・三%である。綿は金肥代を含んでも、米の五割増し以上の換金ができるため、村でも盛んに栽培された。庄屋の小野家では、表作に限れば、米五四%、綿四六%（文政七年、一八二四）であり、これが当時の大谷村の全体の傾向であるという。<sup>⑦</sup>文治は安政五（二八五八）年には五反場の田、同六（二八五九）年には「堂東ほかに小田、三町」に綿を植え、それぞれできが良かったといふ（寛五—九—七、八—九）。堂東の田は、上田で四畝一五歩ある。このため、文治も水田にかなりの綿を栽培していたことが分かる。しかし、綿は天候により豊凶が左右され易く、嘉永二年、文治が「不熟綿御救」を受けたということは、

綿作に相当被害があったと推察される。

このためでもあろうか、領主は嘉永二年「御貸付銀」として、一石当たり二匁二分七厘零八を本百姓に、入り作の百姓（他村の者で大谷村に田畑を持っている者）には、一匁一分八厘五四を貸し付けるとともに、高持百姓には五匁を一律に加えて貸し付けた。そして、無利子五年年賦で返却せよとした。翌年、更に領主は無利息で、一律五匁と二石につき二匁二分一厘八五を「御貸付銀」とした（「御物成帳」）。六月に延べ二四九九人が出勤（「小割帳」）するほどの洪水があったことがその理由であらうか。結果として、文治は嘉永二、三年で、合計一九匁五分五厘（約二四日分の日当）を借り、一一年間かけて返却した。

年貢を減免する場合もある。嘉永六（一八五三）年五月、洪水があった。そのため、本田の項目に限れば、文治は平年の三五・六%、全体でも五四・八%の年貢を納めただけであった。この復旧工事のため、領主は一貫八一匁一分を負担した（「小割帳」）。不作であったため、秋には村役人名で札場に、「早損のため（洪水でもこう言うらしい）困窮しているから儉約に努めるように。祭祀に客を呼ぶこと、作物、酒などの贈答を禁止する。また、呉服、小間物商人、人形使いなど全ての物貰いの入村を禁止する」との高札を掲げた（「御用諸願書留帳」）。

安政三（一八五〇）年五月一五日、大雨のため川や池の各所が決壊した。そのため、文治は古新田の項目に関しては収穫が皆無となったので、年貢は納めなかった。また、本田の項目及び付加税の「増米」とも、平年の七一・四%を納めただけであった。このように、災害や天候不順の時には減税がある。しかし、文治にとつて減税があったことは、それ以上の減収であったことを意味し、逆に何もなかった年は、備蓄可能な年であったということでもあろう。

### 3、増税と畑田成

これらの災害などが、領主の財政にも影響を与えたのであろうか、領主も増税に踏み切った。嘉永七（一八五四）年、

臨時の「御高掛銀」が課せられている。一石当たり二匁八分二厘三毛ずつ課税するもので、大谷村には五八六匁六分七厘が割り当てられた〔御物成帳〕で計算。文治にとつては、初めての経験で、七匁一分五厘を負担している。約九日分の日当である。

ところで、安政二（一八五五）年四月、文治はのどけの大病を患う。そして、翌年まで体調はあまり優れなかった（覚書）が、安政三（一八五六）年は文治にとつて、別の意味で気の重くなる年であった。洪水による大減収は先に記した通りである。その上、増税の年でもあった。即ち、八月三日に永荒地、当荒所、畑田成の調査がなされた。永荒地とは、災害などで長年荒地地となっており、年貢が免除される地、当荒所とは今年不毛の地となり年貢が免除される地、畑田成とは実態を調査し、畑から田に格上げすることである。その結果、領主側としては、増税が可能になるのである。

先ず、文治に関わる荒地地である。本田の中で三斗は、文化年中から土砂が入り、帳面上では荒地地となっている。その内の二斗は、向淵堤根で文治の所有する上田の八畝五歩（高七斗二升二勺）の中にあるもので、堤防の境で潰れ地となり、願いにより年貢が免除になった田地であった。この二斗分の減免がなくなった。また、大新田下の田が「四歩」改起」となり、公定収穫高が三升七合八勺増税された。これらは実際には「砂入起」となっており、耕作できる田地であったが、「当荒」「砂入」として黙認されていた所であった。

次に、畑田成である。多郎左衛門屋敷という名前の畑一畝（高三升）は一升八合の増税、向淵土手根の畑三畝二二歩（一斗八升四合二勺）は四升七勺の増税、同所西の畑四畝二〇歩半（一斗二升七合）は三升五合一勺の増税、同じ田の中の畑二畝四歩（一斗六合七勺）は二升三合五勺の増税、大新田で開畑の一畝一五歩（三升七合五勺）は三升三合八勺の増税となった。これらの合計は一斗五升一合一勺で、安政三年からこの額が増税される。これは、同二年までの年貢二石二斗五合の六・九%増となる。なお、この年の畑田成が全村で一石三升九合八勺であるから、その増加分の一割以上が文治の負担となった計算となる。公定収穫高が上がることは、付加税も増額になることである。例えば、増米（二石につき一斗一升三合四勺の付加税）、諸人用割掛（年間経費を持ち高に応じて分担）、御徳米、御延米（この二つは村全体で一六

七匁増<sup>④</sup>が増額される。

また、安政四（一八五七）年には、再び「御高掛銀」が領内に課せられた。大谷村では一貫四九〇匁三分四厘が課せられ、万延元（一八六〇）年までの四年年賦で納めることとなった。このため、文治には、同年には御高掛銀一一匁六分二厘が加算されることとなる。前年増税された年貢を銀に換算して合計すると、三一匁余となり、三九日分の日当に当たる額が増税されたことになる。また、注①の表の通り、嘉永、安政頃になると村の借金が膨大となり、文治の肩にも重く押し掛かってくるようになったのである。

## おわりに

文治は赤沢家を繁栄に導くため、家督相続直後から農業経営を強力に進めた。まず、養父が質入していた畑を請け返した。続いて、田畑を購入すると同時に、その田畑をそっくり質入れてその代銀を支払った。このことは、飢饉の年でさえ穀物に余裕がある立場、即ち騰貴した穀物を換金できたからでもあった。しかし、質入れて代銀を支払うということは、当時の文治の能力の限りを尽くす程の出来事であったと推察できる。文治は、この田畑の購入によって、養母及び妻とともに、叔父与八の力も加わって赤沢家としては、最良の広さの耕作地を保有することとなり、これまでに以上は財の備蓄が可能になったのではなからうか。また、村の土木関係の工事などには、積極的に参加するとともに、「事馴候飛脚」として度々賃収入を受けた。これらの日当は、高額な収入となったであろう。逆に、寄付金などは少額で済ませる立場であり、財を蓄積するには有利な環境にあったようである。堤番、堰番は二四歳の時から文治の担当となり、村運営の一端を担う村民としての自覚を持っていたことであろう。また、伊勢大夫の配札を担当するとともに、火消しの要員でもあった。更に、本谷地域の水利、庄屋の手伝いなどにも中心的な位置を占める場合もあり、村の責任ある立場の一翼を担っていた。

三七歳、三八歳の時には母屋の建築、跡取りの榎右衛門の死、牛二頭の死で、出費も多かったと想像されるが、経済的にはかなり余裕があったようで、四〇歳の時には多額な金銭をかけて田地を購入している。しかし、安政三（一八五六）年、四三歳の時には、かつて経験したことのない災害のため、壊滅的と言っているほどの減収であった。その上、この年から年貢がかなり増加となった。また、村の借金が村人個人の肩に重く押し掛かってくる。以前は、村から受け取る銀があったほどであるが、銀を上納する場合が増え、安政五（一八五八）年は三六〇匁（約四五〇日分の日当）余、翌年は二六〇匁余の大金を準備しなければならなかった。資本をかけた割には思ったほどの効果がなく、農業経営に水をさす出来事が次々に起きてくる。

文治にとって、安政四（一八五七）年頃からは浅吉が働き手に加わり始め、翌年からは一人前の働き手として期待できるようになった。このような中、文治は安政六（一八五九）年正月には隠居することを決意する（覚7-1）。これは、今まで懸命に勤めてきた村の責任ある種々の立場の放棄を意味する。また、同年一〇月二日には家業を止め、神前奉仕をする身となる。隠居をし、家業を止めるについて、農業経営に水をさす出来事がその背景にあったとは「覚書」を読む限り考えにくい。

しかし、農業生活で体験したことは、後に教えの内容の基になったことは間違いないと考えられる。

（教学研究所所員）

## 注

① 文治の家督相続後から四六歳までについて、小野家資料を主

たる史料として明らかにした論文には次のものがある。青木茂

「小野家文書の資料的地位」『金光教学』第一集、一九四七年。

青木茂「立教前後における教祖一家の農業経済の実際について

―徳川末期に於ける一農民の経済生活について―」同第五集、

一九四九年。金光真整「二十五才のときの教祖について」同第

五集、一九四九年。三矢田守秋「教祖一家の所有田畑の移動に

ついて」同第六集、一九五〇年。金光真整「教祖の家の経済状

態とその建物の変遷について」同第七集、一九五〇年。三矢田

守秋「教祖一家の農業経済についての一考察―近世大谷村農地の実情―」紀要『金光教学』第七号、一九六四年。拙論「大谷村と巡見使―金光教祖と巡見使―」同第一二三号、一九七三年。瀬戸美喜雄「近世後期大谷村の社会・経済状況について―赤沢文治における倫理実践の背景―」同第一四号、一九七四年などがある。青木の「小野家文書の資料的地位」は小野家文書の中から文治が記載されている史料を紹介したもの、「立教前後における教祖一家の農業経済の実際について」は主として「御物成帳」の分析を通して、他の村人との関係で文治の農業経済について紹介したもの、三矢田の「教祖一家の所有田畑の移動について」は、文治の所有田畑の移動を中心に論じたもの、金光真整の「二十五才のときの教祖について」は、二五歳当時の村の概要と文治を論じたもの、「教祖の家の経済状態とその建物の変遷について」は文治の家の建物の変遷を「御物成帳」の詳細な分析を通じて経済的側面から論じたもの、三矢田の「教祖一家の農業経済についての一考察」では公畝と預畝の差に注目し、その差が文治の経済的余裕に繋がったことを導き出したもの、拙論は巡見使との関係で論じたもの、瀬戸は文治の勤勉さの背景をなす大谷村の社会的、経済的状況を分析したものである。

② 一貫目は一〇〇〇匁。当時庄屋の一年間の給料は一石五斗で、天保七（一八三六）年当時の銀で換算すると二九七匁とな

注③ 村の年間経費、村借、米価等一覧表

	年間経費	村借合計	米 価	事 柄
天保7年(1836)	8428	800	148.5	綿不作、大飢饉、寂光院本堂造作、5月洪水
天保8年(1837)	8804	800	98.5	寂光院小僧伝法、観音堂屋根葺き替え
天保9年(1838)	9248	800	147.0	巡見使回村、寂光院・神田家紛争
天保10年(1839)	9359	800	71.0	夏洪水、津谷地区・本谷地区水争い
天保11年(1840)	9644	3800	65.0	夏洪水
天保12年(1841)	8118	3500	80.0	
天保13年(1842)	7963	3200	73.0	寂光院庫裏建築
天保14年(1843)	7462	2900	87.0	蒔田江戸屋敷炎上、他村と乱闘事件
天保15年(1844)	6814	3500	87.5	
弘化2年(1845)	7451	3200	96.5	寂光院・蒔田家江戸公事、氏神祭乱闘事件
弘化3年(1846)	7530	2900	93.0	御前宮再建
弘化4年(1847)	7261	2600	93.0	伊勢宮式年遷宮勸化3年賦開始
嘉永1年(1848)	8018	7160	96.0	寂光院・蒔田大和、江戸公事
嘉永2年(1849)	8121	7160	121.0	綿不作、寂光院弟子上京
嘉永3年(1850)	8295	7160	187.0	6月洪水
嘉永4年(1851)	9532	4160	89.5	口林村娘変死事件
嘉永5年(1852)	9193	7160	94.0	釜人池築換え
嘉永6年(1853)	8443	7410	130.0	5月洪水、弁天池築立て
嘉永7年(1854)	8418	9500	102.0	藻塩池完成
安政2年(1855)	8282	9000	81.0	藻塩池新築
安政3年(1856)	8358	9049	94.6	5月洪水、釜人池完成
安政4年(1857)	9351	9509	128.5	薬師池工事
安政5年(1858)	10668	9180	164.5	弁天池工事
安政6年(1859)	9538	8938	145.0	

る。

③ 村の年間経費、村の借金、一石の米価、事柄を前頁に表にしておく。事柄については、「小割帳」、「御物成帳」、「御用諸願書留帳」、「小野氏年譜」などから作成した。なお、年間経費、村借の単位は匁、米価の単位は石、村借合計と年間経費については匁以下を省略した。

④ 「百姓系図」には、与八の兄として妻帯してない次男善六の記載がある。しかし善六は、記録にも伝承にも全く出てこない。また、普通なら長男糸治郎が江戸奉公に出るに際し、跡を任すとすれば次男の善六であろうが、三男の与八が跡を受けている。従って、善六は糸治郎が江戸奉公に出た文化二(一八〇五)年には死亡していたと考え、本論ではこの人物については考慮しなかった。

⑤ 『浅口郡誌』(二三頁)に、この年飢饉であったことが記載されている。また、小野家資料で飢饉関係史料が残存しているのは、天保七(一八三六)年、明治九(一八七六)年、同一〇年のみである。

⑥ 「天保七申歳九月より買入麦代銀差引勘定帳」及び、天保七(一八三六)年の「当座帳」からまとめた。

⑦ 「天保七申八月 穀物高値二付極貧者御救願上候處、夫々被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候故、御米清水井尻野面村蔵二而請取相渡し人別差引」、  
「天保七申年諸入用米銀足役月改帳」による。

⑧ 「天保七丙申歳十二月 極貧者之内、老少病氣等二而口辺得不<sub>レ</sub>仕、当日及飢候人数取調御救願上候控帳」による。

⑨ 「天保七丙申歳十二月 扶持方不足之者取しらべ帳」による。

⑩ 「天保八丁酉歳二月朔日 極貧者之内、老少病氣等二而口辺得不<sub>レ</sub>仕、当日及飢候人数御救願上候控帳」による。

⑪ 「天保八酉歳二月 貧者買喰之者人別書上、当麦作取迄之内取統之儀御願申上候控帳」による。

⑫ 「丁酉四月 小前扶持方余米麦書上帳之控」による。

⑬ 「役用并天象出行日記 小野光右衛門」以下、「光右衛門日記」と略記。

⑭ 天保七(一八三六)年の「当座帳」に次のようにある。

十二月朔日

麦五斗 国太郎(支治改名)

百廿匁かへ(注一麦一石の代銀)

代六拾匁

一、空豆四斗

八拾五匁かへ(注一空豆一石の代銀)

代三拾四匁

ノ九拾四匁

内

拾六匁六分 式朱式ツ渡

七拾七匁四分 十二月十四日渡

メ済

別帳二写

天保八（一八三七）年の「当座帳」に次のようにある。

但し虫食いのため「買入麦代銀差引勘定帳」で補う。

二月二日

一、麦五斗四合

文治

百□拾□匁かへ

代六拾壹匁四分九厘

内

四拾壹匁五分 □□□

拾九匁九分九厘 二月廿□日渡

メ済

壹匁□□□厘

リ式分□厘

メ此銀壹匁六分七厘

御年貢帳二而渡

- ⑮ 当時普通（飯後即ち午前二〇時頃から）の土木工事の日当は八分で、時間の多少、労働の軽重により八分を前後する。

- ⑯ 上位から見ると川手秀太郎の二四石五斗余、西沢林蔵の七石五斗余、中嶋伝七郎の五石七斗余、小野四右衛門の五石一斗余の増加と続く。以下四石一石が一〇軒、一石未満が一軒ある。

- ⑰ 「御物成帳」で文政四（一八二二）年から慶応四（一八六八）年までの間で見ると、分家などで新規に高持ち百姓になった者（内別も含む）は九一軒、無高の百姓に転落した家は四四軒ある。没落の理由は借金の増大から、年貢の支払不能によるが、博打や事件をおこした者もある。逆に高持百姓になれた理由の第一は分家であるが、その後の田畑の増減の理由は個々によつて異なる。

- ⑱ 田畑の売買関係は「田畑山林質入売渡與印帳」による。

- ⑲ 前掲「教祖一家の農業経済についての一考察」近世大谷村農地の実情一、二六頁。同論文は、大谷村の本田の内、横池原、休場、松力坪、栗尾下の八六筆の公畝と実面積を比較して、横池原の平均は二・三倍、それ以外の場所の平均は一・九倍を導き出している。

- ⑳ 各新田の倍率は計算されていないが、中嶋新田は一・九倍、唐船新田の場合は一・六倍であるという。同右、八頁、二七頁。

- ㉑ 天保九（一八三八）年は、「御物成帳」が後半散逸しており、同一〇年は早魃による減収が地域によつては差し引いてあり、同一一年は散逸しているので、同一二年を取り上げた。

- ㉒ 川手与十郎は、天保四（一八三三）年に養子の秀太郎に家督を譲るが、同九年に秀太郎の内別百姓となり、安政二（一八五五）年には内別高の田畑を川手直蔵に引き継ぐ。

- ㉓ 赤沢文治の「取合」は天保七（一八三六）年が一石二斗六升二合五勺、同九年から一石七斗七升一合五勺で、以下嘉永五（一

八五二)年まで変わらない(天保一〇年は三升七合三勺旱魃のため引かれている)。

②4 大谷村の石盛は上田が一石二斗で、一般の一石五斗より低い(大谷村明細帳)文化三年、一八二六。また、公畝六町八反余、石高四五石余(村高の一四%)が記載されている。「大谷村田畑預け畝預け米引渡帳」(文政二年七月)から年貢と推定実収穂高を推計した結果、二公八民程度の低率になることを導き出している。前掲「教祖一家の農業経済についての一考察―近世大谷村農地の実情―」一頁。

②5 この間のいきさつについては、拙論「川手家の研究―宝暦から文政にかけて―」紀要『金光教学』第一七号参照。

②6 天保一三(一八四三年)の「御用諸願書留帳」の「別取立并渡方」には「九拾壹人」と記載されているが、「御物成帳」では八九軒しか確認できなかった。

②7 三矢田守秋は安政五(一八五八年)、同六年当時の文治の自小作地の実面積を一町歩と推計している。また、機械化された今日でも夫婦二人で八反作るには「大作り」と言われ、一町歩も作る者は極めてまれであったことが紹介されている。前掲「教祖一家の農業経済についての一考察―近世大谷村農地の実情―」二八頁及び注⑩。後述するが、同五(一八五八年)より天保九(一八三八)年の方が文治の耕作地は若干広かった。

②8 「人物志」「金光大神 総索引 注釈 人物志 年表」一九

五五年、金光教本部教庁、二九頁参照。

②9 文化一五(一八二八年)の「御用諸願書留帳」に、「衆治郎弟与八、五月頃より帰帳、右ハ、先年江戸御屋敷出奔、除帳二相成候処、寂光院より嘆書被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>出、此度帰帳御免被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>仰付候」と、文政二(一八一九年)の「御用諸願書留帳」に、「一、衆次郎弟与八 去寅五月朔日帰帳御免被<sub>レ</sub>仰付候」とある。

③0 この頃の財産は、六畳一間と納戸の家と一畝の畑だけであった。また、「御用諸願書留帳」によれば、文化一三(一八一六年)、同一五年、文政二(一八一九年)に「衆治郎母」のために「お救」を願い出ている。

③1 この項は、張り紙で訂正されたもので、元は「文治式人」の所が「文治」と、「壹匁」の所が九分となっている。

③2 「諸人用足役帳」から、石築工事関係で衆治郎、文治の出勤と考えられる年月日と人名を次に挙げておく。文政一〇(一八二七年)二月一六日〜一八日、二〇日(衆治郎、磯右衛門)。天保六(一八三五)年一月二八日〜二月二日(衆治郎、但し二九日、朔日は瀬平と二人。同七年一月二八日〜二月三日(衆治郎、但し二九日、朔日は瀬平と二人。同八年二月二日〜四日、六日、一五日「文治、磯右衛門、但し二日、三日は瀬平と三人。このことから当時、「衆治郎」「文治」のほか、磯右衛門、瀬平の二人が石築きの仕事に当たっていることが分かる。

③3 ここに挙げた日以外に「文治」が石築の仕事に出たのは、天

保九（二八三八）年二月十四日、一七日、同一〇年十一月八日  
 一七日（石垣工事等に二〇三〇人出勤しているので「文治」も出勤している  
 と考えられる）、二月二十八日、同一二年七月十九日、二月四日、  
 五日、同一四年二月二十九日、同月晦日、安政元（二八五四）年  
 十一月三日（「割後諸人用足役帳」等による）である。この「文治」  
 は与八の可能性が高い。「割後諸人用足役帳」は天保十一年、  
 同一四年、弘化元（二八四四）年、安政元年以外の年は残ってい  
 るので、天保年間以後はあまり「文治」（与八）は石築の工事に  
 は出ていないとの推定が可能である。

③④ 「諸人用足役帳」等に「文治」と記載されていても、実際に  
 は文治か与八か確定することはできない。しかし、「文治」と  
 記載されたものは、石築関係以外はほぼ文治が出勤したものと  
 考えられるので、以後「文治」と記載されていたら、文治がそ  
 の役に当たったものとして論述する。

③⑤ 月々の「諸人用足役帳」はほとんどが欠本であるが、嘉永元  
 （二八四八）年は九月、一〇月の二か月だけが欠けているのみで、  
 比較的、年間を通して窺うことが可能である。

③⑥ 堤防管理の内容については、史料的には見当たらない。堤番  
 給の他、とりたてて経費を支出することがなかったためであろ  
 う。行き倒れ人があった時など、場合によっては小屋を建てて  
 看病することもあったが、堤番の者が必ず最後まで面倒を見る  
 わけではなかったようである。文治の場合、天保七（二八三六）

年六月一日（養父没二か月前なので文治の可能性大、嘉永五（二八五二）年  
 閏二月七日～一日、安政三（二八五六）年十一月五日～七日に  
 行き倒れ人の面倒を見ている。

③⑦ 堤番・堰番について「小割帳」、「御物成帳」などで調べてみ  
 ると、概ね世襲であったことが窺われる（後掲別表三参照）。

③⑧ 「百姓系図」〔天保七年〕によると、大谷村は一六〇軒あり、本  
 谷地域が最大の集落であった。その内訳は本谷四四軒、小田二  
 四軒、道前六軒、津二二軒、中嶋新田二二軒、夕崎二二軒、別  
 所二二軒の地域に分かれている。

③⑨ 横池、賀茂池、笹池が本谷の田に引く池で、田地一〇町、九  
 〇石の収獲があるとされる。この内横池の池床が一町、賀茂池  
 床が六反四畝、笹池床が三反である。この他、大谷村に関係す  
 るものは一三池あり、その池の水を使用している耕作地は約二  
 四町九反余である〔村明細帳〕文化二三年。

④① なぜこの時期水が必要であったかは不明であるが、大谷村の  
 津谷地域では三月一八日から水車で水を揚げている。なお、田  
 植え時期については当然のことであるためか、記載が全くない。

④② 当時この田は一〇町程度に分かれていた。  
 ④③ 注③参照。嘉永年間になると、若干家数は増加していると考  
 えられる。

④④ 文政六（二八三三）年の「小割後入用足役」に、次のように記  
 載してある。

十四日十五日(二月)

一、弐 匁 五 平

伊勢太夫札配り

同

一、壹 匁 条治郎

同占見佐方使い

十六日

一、八 分 万 平

同荷送り長尾迄

同

一、八 分 五 平

同 断

④④ 天保二(一八三二)年三月二三日、「火消水鉄砲一挺代」六匁

〔諸入用銀足役改帳〕、文政一三(一八三〇)年二月一七日に「出火用心二小田井手築使い」三分五厘、「右入用古俵四枚代」四分

八厘〔割後諸入用銀足役改帳〕、天保七年の乙未割後に「年中所々出火之節取遣候纏提灯大蠟燭廿挺代」七匁〔諸入用米銀足役月改帳〕などが記載されている。

④⑤ 文化八(一八二二)年から天保七(一八三六)年まで「諸入用足役帳」で出勤回数調べてみると、次のようになる。条治郎・八

百蔵・禎蔵(愛蔵と改名)・万平各九回、年寄(当時武右衛門)・代蔵・仁左衛門(八郎と改名)各八回、千五郎七回、常平六回、武

平五回、庄屋・半蔵・徳右衛門各二回。

④⑥ 「諸入用足役帳」の弘化三(一八四六)年一月三日の項に、

「一、八匁 鴨方村火事三付、加勢人足拾人足役」とあり、誰が出動したか不明であるが、文治も出動した可能性は高い。

同帳から、出動した年月日や人員などを次に挙げておく。×印はその日に出勤していないことを指す(後掲別表四参照)。

この他、条治郎死去直前の天保七年四月九日の深田村の火災が記録に残っているが、この火災のみ、赤沢家(川手家)からの出勤者はなく、千五郎、仁左衛門、代蔵、禎蔵、藤十、市五郎、年寄が出動している。また、これらの出勤者を見ると世襲が多く、文治の代になっても、八百蔵、常平は残っており、跡を継

いだ者は禎蔵改名愛蔵、愛蔵養子林之丞、万平孫孫兵衛、同時五郎、代蔵倅喜代七、同養子亀蔵、千五郎跡梶右衛門、八郎倅藤治、同留吉がおり、その他波五郎、徳十郎、小兵衛が加わっている。

④⑦ 史料は主として「口林村駒蔵娘とみ一件」による。

④⑧ 「諸入用足役帳」、二ヶ村割帳などから文治が「小使」に出た月日を抜き出すと、次のようになる。天保九(一八三八)年七月

一〇日、十一月二日(三回)、二月朔日、六日、二二日、同一〇年四月一七日、一〇月二八日、同一三年一月一日、一月二〇日、同一四年五月(日不詳)、弘化二(一八四五)年九月一五日、同三年一月二八日、嘉永元(一八四八)年二月一八日、

一月二十六日、安政二（一八五五）年二月二日、同四年二月三日。

④ 光右衛門日記によると、天保九（一八三八）年の中郡へ出張した日は次の通りである。一月四日、同九日、同一九日、同二十四日、同二十六日、同二十八日、二月四日、同二〇日、同二十五日、三月七日、四月四日、同一〇日、同一四日、同一六日、同二〇日、同二三日、同二七日、閏四月一七日、同二三日、五月三日、同四日、同二〇日、六月二日、同四日、同六日、同一六日、同二五日、七月二日、同一日、同二三日、同二七日、八月一八日、同二〇日、同二日、同二七日、九月三日、同四日、同二三日、同一五日、同二三日、一〇月三日、同六日、同一六日、同二二日、同晦日、十一月一〇日、同一日、同一三日、同一五日、同一七日、同一九日、同二〇日、同二九日、一二月七日、同一日、同一七日。

⑤ 前掲「金光大神 総索引 注釈 人物志 年表」中の「金光大神年表」から作成した。但し、この年表には嘉永元（一八四八）年の「諸入用足役帳」が加えられていないので、追加している。

⑥ この仕事は主として大谷、須恵両村の年貢収納や宗門改めなど、例年、役人を迎える時の諸経費等を記録した「二ヶ村割帳」に記載される場合が多い。この史料は天保九（一八三八）年が散逸しているが、もし残存していたらこの年はずっと多

注⑤ 安政五年の足役メ(20位まで)

1 八百蔵	145匁3分0厘	11 理右衛門	42匁6分9厘
2 三郎治	94匁7分5厘	12 吉五郎	40匁6分4厘
3 次郎右衛門	56匁6分1厘	13 浅次郎	39匁9分7厘
4 岩吉	51匁2分2厘	14 友太郎	38匁6分4厘
5 桑吉	50匁1分6厘	15 常平	37匁7分6厘
6 小兵衛	49匁5分0厘	16 藤右衛門	37匁0分5厘
7 兼蔵	48匁7分2厘	17 八右衛門	36匁1分0厘
8 徳十郎	47匁7分0厘	18 乙十郎	34匁8分7厘
9 千蔵	47匁3分9厘	19 順太郎	34匁5分2厘
10 梶右衛門	42匁7分2厘	20 文治	33匁5分4厘

かったと推定できる。また、この帳面は同年以外は残っていないので、その意味では年次比較が可能である。

⑦ 月々の「足役帳」はほとんど残存しないが、「割後諸入用足役帳」は天保七（一八三六）年、同一一年、弘化元（一八四四）年、安政元（一八五四）年のみが欠本であるから、ある程度年次別の比較が可能である。更に、嘉永元（一八四八）年は、「諸入用足役帳」が九月、一〇月のみが欠本であるにも拘らず中郡関係は一回のみであるから、文治は当時あまりこの関係の仕事をしていなかったことが窺われる。

⑧ 「御物成帳」によると「諸入用帳メ」の額は、庄屋の小野四右衛門、酒屋の西沢林蔵、豪農の川手秀太郎などが高額であるから、肉体労働以外の村運営の諸経費と考えている。

⑤4 安政五(一八五八)年の「御物成帳」から足役メの多い順に示すと、前頁のようになる。

⑤5 「田畑山林質入売渡奥印帳」に次のように記載されている。

売 渡

本田九百九十九

仲 治

貳貫七百六匁

證人

八右衛門

文 治 殿

丑十一月十七日奥印(嘉永六年、一八五三)

寅高越し

⑤6 大谷村では荒田は下田と同格で、上田の石盛が一石二斗に対して七斗であった(村明細帳、文化三年)。

⑤7 注①参照。

⑤8 「田畑山林質入売渡奥印帳」による。

⑤9 一反九畝一八歩半の連上銀が二匁五分五厘であり、文治の連上銀が八分であるところから広さを推定した。なお、弘化三(一八四二)年の「大谷村御預山古林山共名寄帳」に次のように記載されている。

同断同所北統(同断)は紋右衛門株政權現平

百五拾九番 一御預山壹反九畝拾八歩半 式匁五歩五厘 善平

内南辺り八分 乙卯(安政三年)文治二入

なお、預山とは領主の支配下にあり、村で管理している山のこ

と。雑木、下草の採取が認められていた。

⑥0 「田畑山林質入売渡奥印帳」には、文治から川手直藏(川手家の分家)に所有権が戻されたことが記載してある。

⑥1 文治と交換した瀬次郎の土地台帳(安政六年の「名寄書換帳」)を見ると、一畝二〇歩、二斗分の「砂入起」が加筆されているので、「当荒」の部分も耕作地に含められていることが分かる。

⑥2 「田畑山林質入売渡奥印帳」による。

⑥3 「田畑山林質入売渡奥印帳」による。

⑥4 田畑の年貢は質入れた者が負担することになっていたが、質入れされた側ほどの程度の収入があったのかは不明である。

⑥5 「田畑山林質入売渡奥印帳」による。但し、安政四(一八五七)年の本田二筆は「拾年切売渡」とある。

⑥6 浅吉が土木工事に出たことが分かるものは、次の通りである。安政四(一八五七)年の「御物成帳」の文治の項に「七分七厘 薬師池立落 子供出」、同年の「御用諸願書留帳」の二月七日の項に「七分 文治子供立落」、同年の金銀出入帳(二月一日)の項に「六分 新藏子 文治子 遣し」とある。また、文治自身が記した同五年の「足役覚帳」には、八二件の記載の内、浅吉が「足役」に出たと思われるものが二件あり、全体の三割近くを占めている。浅吉は、同四年頃(二三歳)から村の土木工事に出始め、同五年頃には、十分期待できる働き手になっていたことが分かる。

⑥7 大井智子、難波敏江「旗本蒔田領における年貢集取形態と農民の負担」岡山大学教育学部一九七四年度卒業論文、一〇六頁。

⑥8 嘉永六（一八五三）年の「御物成帳」の文治の項によれば、本田の高一石二斗七升八合五勺の内、八斗二升三合七勺が「早損当御引」、本田に関わる付加税の増米は九升三合四勺が「早損二付当用捨」となり、五升一合六勺を納めたのみであった。また、畑では七合二勺が減免されている。

⑥9 安政三（一八五〇）年の「御物成帳」の文治の項によれば、本田の高一石八斗四升五合八勺の内、五斗二升七合二勺が「早損当御引」、古新田の高七斗一升七合八勺の分は「皆無」、「増米」は平年二斗九合三勺のところ五升九合八勺を「早損二付当用捨」、加えて四合三勺が「開畑御救米」と記載してある。

⑦0 「畑田成井永荒地当荒所御改二付手控」安政三年八月三日に、次のように記載されている。

本 田

一 三斗 文化年中より砂入荒

此 訳

式 斗 持主 文 治

向淵堤根五百七十四新検上田上畑共八畝五步高七斗式升式勺之内ニアリ、堤敷潰地ニ相成奉願上、砂入当引として年々

御引高二相成

また、弘化元（一八四四）年作成の地並帳に次のような記載があ

る。

千十八

同所南

一 古新田八畝十五步

文 治

六斗八升

九百五十三北下

同十四步

三升七合八勺

同年改起（朱書）

⑦1 畑田成改帳（安政三年）によると次のように記載されている。

故太郎左衛門屋敷

一 中畑壹畝

文 治

高三升

增高壹升八合

向淵土手根

一 新検上畑三畝式拾壹步

文 治

高壹斗八升四合式勺

增高四升七勺

同所西

一 下畑四畝式拾壹步半

文 治

高壹斗壹升七合

增高三升五合壹勺

右田之内

一 新検上畑式畝四步

文 治

高壹斗六合七勺

増高式升三合五勺

(中略)

大新田

一 開畑壹畝拾五歩

高三升七合五勺

増高三升三合八勺

文治

⑦2 御徳米とは、土地台帳に記載のない土地に対する課税と考えられる。御延米とは、榊に米を山盛りにしての量り方から斗掻されることになったための付加税。

⑦3 安政四(一八五七)年の米価は一石が二二八匁五分であるから、年貢の増額分一斗五升一合一勺を銀に換算すると、一九匁四分二厘となる。これには付加税の増税は計算に入れていない。

⑦4 かつて筆者は、天保九(一八三八)年の文治について、道路工事の日当合計が上から五番目で三三匁三分、飛脚・小使い等の日当の合計が村一番で三二匁六分一厘、この足役の合計は五五匁五分一厘(二番目の者が五二匁余、三番目以下は三〇匁台となる)で村一番であり、また「事馴候飛脚」として出動していたことを紹介した。拙論「大谷村と巡見使―金光教祖と巡見使―」紀要『金光教学』第一三号、一八八―一九一頁及び一九六頁参照。

⑦5 文治が村から受け取るべき銀、村へ支払うべき銀を「御物

注⑦5 文治の村からの受金、支払い金

年 号	村から受金	村へ支払い金
天保7年(1836)	47匁9分8厘	なし
天保8年(1837)	119匁9分8厘	なし
天保9年(1838)	39匁8分4厘	なし
天保10年(1839)	17匁4分3厘	なし
天保12年(1841)	15匁4分0厘	なし
天保13年(1842)	なし	40匁0分0厘
天保14年(1843)	なし	42匁8分1厘
弘化1年(1844)	4匁2分2厘	なし
弘化4年(1847)	75匁6分9厘	なし
嘉永1年(1848)	なし	11匁6分6厘
嘉永2年(1849)	なし	3匁3分8厘
嘉永3年(1850)	23匁3分8厘	なし
嘉永4年(1851)	15匁8分8厘	なし
嘉永5年(1852)	9匁6分9厘	なし
嘉永6年(1853)	なし	なし
嘉永7年(1854)	なし	なし
安政2年(1855)	なし	31匁5分7厘
安政3年(1856)	なし	なし
安政4年(1857)	なし	6匁7分8厘
安政5年(1858)	なし	366匁0分8厘
安政6年(1859)	なし	267匁4分4厘

成帳」からまとめてみると次のようになる。

(別表一) 「御物成帳」(天保12年)の「取合」額の多い順。単位は石。

順 名 前	取合	順 名 前	取合	順 名 前	取合	順 名 前	取合	順 名 前	取合
1 川手秀太郎	22.4252	25 剛吉(内別)	1.1131	49 千吉	0.6932	73 儀右衛門(判頭)	0.1638	97 丈右衛門	0.0444
2 川手与十郎(内別)	11.2755	26 友太郎	1.0969	50 安五郎(内別)	0.6787	74 菊松	0.1333	98 千代藏(内別)	0.0362
3 中嶋金藏	8.9749	27 九十郎	1.0915	51 乙之丞(内別)	0.6669	75 新藏	0.1297	99 実右衛門(内別)	0.0340
4 西沢林藏(判頭)	8.5612	28 茂右衛門	1.0690	52 平九郎(内別)	0.6665	76 平四郎	0.1249	100 順太郎(内別)	0.0328
5 寂光院	7.6361	29 源吉(年寄)	1.0634	53 浅五郎	0.6529	77 武平	0.1138	101 民藏	0.0318
6 善次郎	4.3120	30 乙十(内別)	1.0463	54 九右衛門	0.6287	78 鶴吉(内別)	0.1112	102 惣八	0.0308
7 与市兵衛	3.2713	31 豊次郎(内別)	1.0235	55 嘉平	0.6245	79 新五郎(内別)	0.1095	103 清太郎	0.0245
8 虎之丞	2.8473	32 新右衛門	1.0167	56 伝四郎	0.6007	80 孫右衛門	0.1031	104 三之丞	0.0289
9 初五郎	2.7726	33 次郎右衛門(判頭)	1.0003	57 武八	0.5649	81 桑吉	0.1030	105 梅太郎(内別)	0.0359
10 四右衛門(庄屋)	2.5928	34 三右衛門(判頭)	0.9940	58 次平(内別)	0.4709	82 徳次郎	0.1013	106 弁藏	0.0313
11 代五郎	2.4386	35 理喜藏	0.9851	59 千藏(内別)	0.4375	83 八郎(内別)	0.0982	107 忠平(内別)	0.0266
12 忠藏	1.8504	36 善平(内別)	0.9754	60 政右衛門(内別)	0.4187	84 吉五郎	0.0965	108 菅之丞	0.0226
13 文治	1.7715	37 瀬次郎	0.9664	61 五郎右衛門	0.3588	85 林右衛門	0.0945	109 多四郎(内別)	0.0209
14 惣吉(判頭)	1.7275	38 沢吉	0.9234	62 七平	0.3407	86 千五郎(内別)	0.0854	110 好右衛門	0.0197
15 元藏	1.6204	39 弁次郎(内別)	0.8967	63 半四郎	0.3243	87 多七(内別)	0.0845	111 嘉十郎	0.0185
16 十五郎	1.6040	40 寛治(判頭)	0.8924	64 吉松	0.3182	88 吉右衛門	0.0809	112 菊藏(内別)	0.0154
17 兼藏	1.3790	41 理右衛門(判頭)	0.8849	65 常藏(内別)	0.3139	89 又吉(内別)	0.0702	113 熊太郎(内別)	0.0137
18 磯右衛門(判頭)	1.2518	42 又七	0.8527	66 市右衛門(瀬平事)	0.2515	90 平吉	0.0676	114 河手熊藏(内別)	0.0106
19 愛藏(判頭)	1.1988	43 桑八(内別)	0.8284	67 市三郎	0.2264	91 好藏	0.0628	115 八右衛門	0.0098
20 六之丞	1.1764	44 多十郎(内別)	0.7685	68 清四郎	0.2123	92 喜代七	0.0627	116 左三次(内別)	0.0072
21 万吉(内別)	1.1719	45 多八	0.7683	69 藤吉(内別)	0.2084	93 藤十郎(内別)	0.0615	117 安吉	0.0062
22 源之丞(内別)	1.1588	46 平七	0.7378	70 虎藏(内別)	0.1927	94 文六	0.0607		
23 元右衛門	1.1438	47 久松(内別)	0.7033	71 富之丞	0.1714	95 長四郎(内別)	0.0486		
24 藤之丞(判頭)	1.1230	48 八百藏	0.6965	72 与七(内別)	0.1707	96 長藏(内別)	0.0485		

(別表二) 「勸化銀取立控帳」から金額の多い順に並べかえた。「取合」は同年の御物成帳のもの。また実際には金、銀など3様の単位で記載してあるが、金1兩は60匁、銀1枚は40匁で換算した。「取合」は石の単位、「勸化額」は匁の単位。

順	人名	取合(石)	勸化額(匁)	勸化÷取合	順	人名	取合(石)	勸化額(匁)	勸化÷取合
1	西沢林蔵	10.8710	300.00	27.6	42	文治	1.7715	25.00	14.1
2	川手秀太郎	23.5460	280.00	11.9	43	新蔵(夕崎)	0.6336	25.00	39.5
3	中嶋義太郎	9.1785	200.00	21.8	44	九右衛門	0.6246	25.00	40.0
4	小野四右衛門	2.7273	120.00	44.0	45	河手熊蔵	0.3156	25.00	79.2
5	川手与十郎	11.0034	120.00	10.9	46	安五郎	0.6764	25.00	37.0
6	川手又五郎	2.2295	120.00	53.8	47	平蔵	0.8594	25.00	29.1
7	元蔵	2.4262	80.00	33.0	48	叅吉	0.2030	25.00	123.2
8	寛治	0.8924	60.00	67.2	49	音十郎	1.0497	25.00	23.8
9	茂右衛門跡	2.8481	60.00	21.1	50	武平	0.1139	25.00	219.5
10	音之丞	0.6669	60.00	90.0	51	武八郎	0.5649	24.00	42.5
11	国太郎	1.1591	60.00	51.8	52	八百蔵	0.6193	20.00	32.3
12	柳太郎	2.7678	60.00	21.7	53	七平	0.3242	20.00	61.7
13	弁次郎	1.3138	60.00	45.7	54	多十郎	0.7685	20.00	26.0
14	次郎右衛門	1.1627	50.00	43.0	55	安吉	0.0062	20.00	3225.8
15	磯右衛門	1.2518	50.00	39.9	56	八郎	0.0974	20.00	205.3
16	与一兵衛	2.1105	40.00	19.0	57	秀吉	1.1554	20.00	17.3
17	九重郎	1.0915	40.00	36.6	58	富五郎	0.0135	20.00	1481.4
18	嘉平	0.6207	40.00	64.4	59	平七	0.7378	20.00	27.1
19	西三郎次	1.0634	40.00	37.6	60	平吉	0.0680	20.00	294.1
20	栄五郎	4.2456	40.00	9.4	61	三蔵	0.9940	20.00	20.1
21	元右衛門	1.0143	40.00	39.4	62	浅五郎	0.6529	20.00	30.6
22	宗吉	1.7661	40.00	22.6	63	伝四郎	0.4624	20.00	43.4
23	儀右衛門	0.1638	40.00	244.2	64	愛蔵	1.1987	20.00	16.7
24	沢蔵	0.9331	35.00	37.5	65	中嶋清太郎	0.0098	16.90	1724.5
25	茂右衛門	1.0731	33.8	31.5	66	新次郎	0.0782	16.00	204.6
26	中嶋清四郎	0.1470	33.8	230.0	67	芳蔵	0.0977	15.00	153.5
27	重五郎	1.4040	33.8	24.1	68	喜代七	0.0715	15.00	209.8
28	忠蔵	1.8563	30.00	16.2	69	順太郎	0.0328	15.00	457.3
29	善平	1.1756	30.00	25.1	70	千五郎	0.0846	15.00	177.3
30	千蔵	0.6399	30.00	46.9	71	又七	0.8527	15.00	17.6
31	政右衛門	0.4187	30.00	71.7	72	新右衛門	1.0167	15.00	14.6
32	利右衛門	0.8849	30.00	33.9	73	兼蔵	1.3790	15.00	10.9
33	藤吉	0.2084	30.00	144.0	74	八右衛門	0.0098	15.00	1530.6
34	千吉	0.6932	30.00	43.4	75	千十郎	1.0235	15.00	14.7
35	与七	0.1657	30.00	181.1	76	常蔵	0.2003	15.00	74.9
36	幸吉	1.1131	30.00	27.0	77	半四郎	0.3635	15.00	41.3
37	藤右衛門	0.2774	30.00	108.1	78	民蔵	0.0230	15.00	652.2
38	馬蔵 (弘化1から高持)		30.00	—	79	多八郎	0.7611	15.00	19.7
39	藤之丞	1.0886	30.00	27.6	80	梅太郎	0.0359	15.00	417.8
40	利喜蔵	1.1585	30.00	25.9	81	新蔵(大谷)	0.7522	15.00	19.9
41	政太郎	0.0444	30.00	675.7	82	藤十郎	0.0615	12.00	195.1

順	人名	取合(石)	勸化額(匁)	勸化÷取合
83	六之丞 天保11年から不明		12.00	
84	吉松	0.2895	12.00	41.6
85	久松	0.7033	10.00	14.2
86	宗八	0.0308	10.00	324.7
87	徳次郎	0.2433	10.00	41.1
88	文六 (天保14無高)		10.00	-
89	長蔵	0.0485	10.00	206.1
90	孫右衛門	0.0983	10.00	101.7
91	熊太郎	0.0137	10.00	729.9
92	桑八	0.6218	10.00	16.1
93	吉右衛門	0.0089	8.45	949.0
94	又吉	0.0073	8.00	1095.9
95	□山 当該人物、物成不明		8.00	-
96	常平 無高、弘化4から内別		8.00	-
97	次平	0.4794	8.00	16.7
98	菅之丞	0.0228	7.5	328.9
99	五郎右衛門	0.4024	6.00	14.9
100	仁吉 当該人物、物成不明		6.00	-
101	忠五郎	0.2066	6.00	29.0
102	菊松	0.1333	6.00	45.0
103	竹次郎	0.0927	6.00	64.7
104	吉五郎	0.0965	6.00	62.2
105	藤治	0.0313	6.00	191.7
106	新蔵(小田)当該人物、物成不明		5.00	-
107	多七	0.0590	4.00	67.8
108	実右衛門	0.0340	3.00	88.2
109	長兵衛 天保7年から六之丞		3.00	-
110	和吉 当該人物、物成不明		3.00	-
111	菊蔵	0.0154	3.00	188.7
112	孫兵衛	0.7296	2.00	2.7
113	治郎 (天保9無高)		0	0
114	三之丞	0.1475	0	0
(以下御物成帳だけに記載されている人物)				
1	平四郎	0.1249	0	
2	瀬次郎	0.9664	0	
3	富平	0.1260	0	
4	円蔵	0.0010	0	
5	友太郎	0.9836	0	
6	富之丞	0.1714	0	

(別表三) 堤番堰番の担当番

	須郷堤番	瓦堂から中新田迄の堤番	唐船堤番	柳原堤番
享和1年(1801)	八郎	なし	徳蔵	なし
文化4年(1807)	同	なし	徳蔵倅三平	なし
文化10年(1813)	同	なし	同	藤次郎
文化11年(1814)	同	万平	同	同
文化13年(1816)	八郎倅仁左衛門	同	同	同
文政8年(1825)	同	同	同	勇吉(寂光院家来)
文政11年(1825)	同	同	三平倅紋吉	同
天保7年(1836)	同	万平倅万吉	同	同
天保8年(1837)	同	文治	同	同
天保9年(1838)	同	同	同	勇吉倅千吉(家出行方不明)
天保12年(1841)	仁左右衛門改名八郎	同	三平改名元右衛門	同
天保15年(1844)	同	同	同	吉五郎
嘉永3年(1850)	八郎倅留吉	同	同	同
嘉永4年(1851)	同	同	同	多八
嘉永5年(1852)	同	万平孫孫兵衛	同	同
慶応3年(1867)	同	同	同	多八倅増治郎
明治1年(1868)	同	孫兵衛弟時五郎	同	同
明治4年? (1871)	同	同	沢吉	同

受取代銀	3 匁	13匁	2 匁	2 匁	2 匁	3 匁
文政5年(1822)	弥次兵衛 左平(天保7迄2人)	万平	源兵衛	仁左衛門	代五郎	瀬平
文政8年(1825)	同	同	源兵衛改好右衛門	同	同	同
天保3年(1832)	同	同	同	同	同	同
天保5年(1834)	弥次兵衛倅惣吉	同	同	同	同	同
天保7年(1836)	同	万平倅万吉	同	同	同	同
天保8年(1837)	同	文治	同	同	同	同
天保11年(1840)	同	同	同	仁左衛門改八郎	熊太郎	同
天保12年(1841)	同	同	半四郎	同	同	同
天保15年(1844)	同	同	六之丞	同	同	瀬平倅藤右衛門
嘉永3年(1850)	同	同	同	八郎倅留吉	代五郎孫久之丞	同
安政2年(1855)	惣吉倅瀬次郎	同	同	同	同	同
安政5年(1858)	同	万平孫孫兵衛	同	同	同	同
文久1年(1861)	同	同	同	同	久之丞	同
文久3年(1863)	同	同	同	同	同	同
慶応2年(1866)	伊八	同	同	同	久之丞倅伊三郎	同
明治4年(1871)	同	孫兵衛弟時五郎	役太郎	留吉	久五郎	藤右衛門改瀬平

(10か所の堰番)

(別表四) 火事出動者一覧

年月日	場 所	出 動 者 名	1回のみ 出 動
弘化2(1845)年 11月29日	長尾村火事 竹川迄	文 治、八百蔵、常 平、X X X X X 千五郎、八 郎、X X X	愛 蔵
弘化4(1847)年 12月14日	須恵村火事	文 治、八百蔵、常 平、林之丞、喜代七、亀 蔵、年 寄、X 千五郎、八 郎、X X X	
嘉永1(1848)年 2月11日	占見新田 村火事	文 治、八百蔵、常 平、林之丞、喜代七、亀 蔵、年 寄、X 千五郎、八 郎、X X X	
嘉永3(1850)年 12月21日	占見村火事	文 治、八百蔵、常 平、林之丞、喜代七、亀 蔵、年 寄、髷右衛門、X X X X 留 吉	武 平
安政3(1856)年 6月25日	占見村新田 村火事	文 治、八百蔵、常 平、X 喜代七、亀 蔵、X 髷右衛門、X X 孫兵衛、藤 治、留 吉	波五郎 徳十郎
安政5(1858)年 12月16日	占見村石井 火事	文 治、八百蔵、常 平、林之丞、X X X 髷右衛門、X X 孫兵衛、藤 治、X	
安政5(1858)年 12月26日	占見村 火事	文治子、八百蔵、常 平、X X X 年 寄、髷右衛門、X X 孫兵衛、藤 治、留 吉	小兵衛子 時五郎

# 一 教独立とその課題

— 佐藤範雄の宗教法制度化要求 —

大 林 浩 治

はじめに

明治三三（一九〇〇）年、金光教は、神道本局から独立し、公認教派としての地位を得た。その独立に奔走した佐藤範雄は、独立後の教団の波切りの舳先となり、布教体制の拡充や社会的諸事業を展開し、さらに後進に教団の前途を託した後、宗教法の制度化に向けた活動を続ける。本稿は、この宗教法制度化に向けた、佐藤の問題意識を跡付け、その意義を究明しようというものである。

そもそも、佐藤の宗教法制定の要求は、神社を非宗教とする神道政策の動向にあつて、神官と神道教師（教導職）との分離が強行されることに対して、反対運動をしたことが契機となっていた。この背景には、教会所での主神鎮祭と公衆の出入りや参拝が認められていなかった問題がある。佐藤は、かつて次のように要求していた。

今や憲法は、その第二十八条に於て奉教の自由を与えたり。是に於いて、吾政府は、憲法二十八条の精神を發揚し、主神の鎮祭を許可し、益々布教の自由を与えられんことを、国家の為に希望する処に御座候。<sup>①</sup>

これは、教会所での主神鎮祭を認めさせようと、明治二五（一八九二）年、内務大臣宛に佐藤が記した「建議書」の、その締めくくりの箇所である。この時点で、その要求がどのような事情や背景に由来し、それによって何が実現されようとしたのかは本論で見えていくが、ここでまず佐藤の態度に注目させられるのは、教会所での主神鎮祭と信徒の礼拝を

認めさせようとする際、「奉教の精神」あるいは「奉教の主義」という言葉で、主神鎮祭と公衆参拝の必要性を主張し、しかもその正当性を明治二二（一八八九）年制定された帝国憲法第二八条の「信教の自由」から問題にしていたことがある。

布達などの条文に見られるこの「奉教の主義」という言葉は、神道教導職に固有な信仰の意義を確保する立場から発せられるものであったが、しかしその言葉の使われ方は、神官と教導職の分離以降の施策動向と関連して、かつて神道教導職であった神道教師らの、信仰宮為に対する暫定的な保障措置の意味合いを有したものであった<sup>②</sup>。一方、佐藤は、この建議にあるように、「奉教の主義」という言葉を、むしろ積極的に、神道教派としての独自性や信仰の意義を打ち出すために使っていたのである。ここでの佐藤の発言が「政府は憲法二十八条の精神を発揚し」や、「国家のために希望する」とあるように、彼の認識では「信教の自由」は、国家（政府）ではなく憲法が与えるものであり、国家に包摂されてあるというものではない。その意味で「信教の自由」は、立憲制導入以前からの具体的な内実を伴った「奉教の主義」を、政府や国家との関係で確認させるものであり、政府が「奉教の主義」を認めることこそが、「信教の自由」を原則として掲げる国家の実態として相応しいとするものであった。

このような「奉教の主義」や「信教の自由」を根拠にした宗教法制定要求であったが、改めて問題となるのは、それが別派独立以前から、独立を経ても継続されていた事実である。佐藤が、神道教派全体が被ってきた問題への解決を、金光教の別派独立以前の神道金光教会時代は無論のこと、独立後も同様に追及し続けることからは、決して教団の法的認可、一派独立で能事終われりといかなかつた問題意識が、宗教法の制定要求にあることを窺わせるのである。では、神道教派が被ってきた問題とは何であり、なぜ独立後も要求され続けねばならなかつたのか。そして、その問題を解決することが、金光教にとつていかなる独立たりえる条件として求められたのか。さらには、その要求が、宗教法制定要求として現れ、いま触れた性格を有していたとき、宗教と国家の関係において、単に国家が「信教の自由」を保障するとした事柄で済ますことのできない認識を胚胎していたのではなかつたか。殊に、「国をも救わん」との信仰の意義発

揚を促した佐藤にあつて、その要求は、いかなる問題状況を現わすことになるのだろうか。

本稿では、このような諸点を中心に考察することとして、主に、宗教法制定に向けて大正一五（一九二六）年から始まる政府の諮問機関、宗教制度調査会（以下、宗調と略記）での佐藤の言動に照準を合わせて論述を進めたい。まず第一章では、明治二〇年代に起きた政府への陳情運動や、神社政策との関係で、当時の神道金光教会とその布教実態において、当面せしめられた課題とその性格を捉える。次に第二章では、そこで確認される問題性が、大正期以降、どのような展開を辿り、また、それに対してどのような問題意識の胚胎と増進が見られるのかを、佐藤の動向に即して把握し、第二次宗教案審議への関与に至る実態とその性格を見たい。そして第三章では、大正一五年に始まる宗調での佐藤の言動に注目し、教内、あるいは教派として要請される事情を瞥見しつつ、それらが、佐藤の認識全体の中でどう捉えられていたか、を詳らかにしていきたい。

なお資料引用は、適宜、句読点、送り仮名を付し、新漢字、現代仮名遣い、平仮名表記に改めた。法令等の引用は、文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』第一法規、昭和四三（一九六八）年による。また年号は元号表記を主にした。

## 一、明治二〇年代の布教実態と宗教法への期待

### 1 明治一五年内務省達丁第一号の但書削除反対運動

佐藤は、晩年に執筆した『信仰回顧六十五年』の中で、宗教法を要求する運動の起点を明治一五（一八八二）年の内務省達丁第一号（「神官と教導職兼補廃止の件」）の但書が削除されるに際して起こした、明治二三年の反対運動であった、としている。この運動に関わる事項の末尾、「神官教師分離反対運動中に、当時問題となる宗教に関する法律制

定と、神祇官再興の必要を感じ：」<sup>⑤</sup>と、宗教法の必要性に目覚めたことを記しているのである。

この年、政府内では明治一五年に定められた神官の教導職兼補廃止の一層の明確化となる、府県社以下の神官の葬祭不関与を決定しようとする動きが起こっていた。ちなみに、その一五年の規定は、「自今、神官は教導職の兼補を廃し、葬儀に關係せざるものとす。但し、府県社以下神官は当分従前之通」である。佐藤は、その但書が削除される報を、神道本局幹事・野田蒼磨から聞いて上京し、削除反対の陳情運動を起こしたのであった。佐藤に「神官教師分否問題」として認知させた、この神官と教導職の兼補廃止の徹底化の動向は、結局、「但書削除案」中止となって決着を見るが、以降、彼には、宗教法の必要性を考えさせたものとして心に留められるのである。

ここで神官の権能に関わることが問題となった背景には、葬祭を仏葬から神葬に改める復祭という事情が関わっていた。<sup>④</sup>

明治七（一八七四）年以降、神官、僧侶以外の教導職にも葬儀執行が可能とされ、復祭者が多く産み出されていった。ところが、明治一四（一八八一）年の内務省達戊第三号（教院教会所説教所等に於て葬祭執行及び平素衆庶の参拝を許さず）の布達によって、教会所での葬祭執行が禁止され、前述の通り、翌一五年には神官の葬儀執行が原則禁止となるのである。府県社に所属しない神官や神道教導職等にとっては、葬儀執行が可能であったとはいえ、受け持ち神社を持たない教導職にとっては葬儀執行場所である教会所等が禁止されては、神道に改式せしめてきた運動や、その主張が閉ざされ、進路を見失うばかりか、改式者の信仰にも大きな躓きをもたらすものでしかなかった。しかしながら、この禁制には但書が設けられ、府県社以下の神官は例外とされた点に見られる通り、いわばこの措置は、従前の政策との矛盾を回避しながら、神社の非宗教化を意図した方針上に、暫定的に現れたものだったのである。

ところで、このような但書削除を企図する政府の動向が、佐藤自身において、どのように捉えられていたかを示すのが、次の叙述である。

不肖範雄は、明治十二年以来、斯道布教の任を自ら負い、各府県を昼夜奔走し、皇道拡張に従事し、都鄙山川の別

なく、実地に就き経験のあるあれば、今日彼の但書を削除し、神官をして葬儀に関係を断たしめば、幾千万の改祭者の、親と頼み、師と仰ぎ、生死を託したる、産土の神官は、単に神社の祀典に与かるのみにして、葬儀靈祭に關せざるとせば、従来改祭の産子をして方向に迷わしめん。

これは、佐藤が「余の単独」として提出した内務省社寺局長・国重正文宛の「意見書」の一節である。<sup>5)</sup>ここで佐藤は、明治一二(一八七九)年来、「皇道拡張」に従事し、復祭者、すなわち「産子」を、多数輩出してきた当事者の経験から、但書削除によって、「親と頼み、師と仰ぎ、生死を託したる、産土の神官は、単に神社の祀典に与かるのみ」となり、復祭者の生活に安心立命を得させることに、いかに多大な支障を生じるかを訴えたのである。復祭は、彼にとつて、単に葬儀執行の問題だけではなく、「生死を託したる」産子の親であり、師である「産土の神官」への信頼関係の損壊として把握されたのである。だからこそ、「従来改祭の産子をして方向に迷わしめん」と言わねばならなかったのである。また、「実地に就き経験のあるあれば」として実情から問題を提起し、政府の施策が現実を考慮していないと断じてるのである。

かくて佐藤は、立法機関である元老院にも建白に及ぶこととなる。ところが、柳原前光元老院議長や元田永孚への陳情の際、佐藤は、「若し、如何にしても分離せねばならぬという理由あらば、今十五年間延期を願いたし」と言う。それは「今や神道各派の教会が漸次発展しつゝあり。十五年も経たば、神官に依頼せずして、教会の教師にて事足らん」という見通しを示した上でのごとであり、「削除反対」のみならず、「時期尚早」論としての譲歩を示しつつ、その実態的矛盾から現実への理解と打開策を模索せしめられたのであった。

そこには、帝国憲法の策定に寄与した者等との折衝によって、佐藤が、立憲制の意義、「政教分離」、「信教自由」という原則貫徹と、神道政策の帰趨を確認したことも推察されるのであり、延いては、宗教法の必要性へ導かれていったことからすれば、この「神官教師分否問題」は、神道としての宗教が立憲体制の上で存立するために、これら原則の確認の必要性を認識せしめられた経験だった、といえよう。

## 2 東京府下での教会所の閉鎖と奉教主神鎮祭問題

翌明治二四（一八九二）年、明治一四年の内務省達戊第三号（「教院教会所説教所等に於て葬祭執行及平素衆庶の参拝を許さず」）に由来する事件が東京府下で惹起した。それは、説教以外、神殿を設け、信者の礼拝をなすことを禁じるという理由で、警察当局より教会所が閉鎖を命じられた事件である。閉鎖の理由となった内務省達戊第三号は、「教院、教会、説教所等に於いて葬祭を執行し、或いは平素衆庶に参拝せしむる等、神社、寺院の所為に倣うもの有之候ては、不都合候条、心得違無之様可為致、此旨相達候事」と示されたもので、教会所での葬祭の執行、公衆の日常的な参拝などを神社、寺院に紛らわしいとの理由で禁止するものであった。さらに、同様の内容において無届の教会所を取り締まる「神仏教会説教所取締心得」（明治二二年警視総監訓令甲三三号）<sup>⑦</sup>も出されていた。これによって、東京府下の説教所が閉鎖を命じられたのである。

そもそもこうした危惧は、明治二一（一八八八）年、畑徳三郎によって開始された東京布教の当初より見られたものであった。翌二二年四月、畑は、東京府知事・高崎五六宛に教会所設置願を提出したが、認可されなかつたのである。そのため、元田永孚を介して認可願却下の理由を照会した。翌五月の府知事が元田に宛てた回答の内容には、府下の教会所が閉鎖された事件の背景が確認できる。

尙雲<sup>だん</sup>拝<sup>ま</sup>読<sup>ま</sup>仕<sup>ま</sup>候。陳者金光教会支局<sup>マ</sup>設置之儀に付、懇々御来示之趣了承仕候。然処右設置願の儀は、其名称及条規等を調査之上、許否するものにて候。抑教会所に於ては平素主祭之神仏を鎮祭すると神殿等設るに非ずと雖、庶人之参拝を促す様の裝飾をなし又は神事祭祀をなす等は不相成部分につき、該願書にては不都合なるを以て、更に教規を變更、出願候方可然<sup>マ</sup>旨<sup>マ</sup>等<sup>マ</sup>任<sup>マ</sup>より畑徳三郎へ申談候処……

ここでの府知事の回答には、まず、「そもそも教会所では、平素から主祭の神仏を鎮祭したり、神殿等設けるものではない」とした基本方針が示されるが、「非ずと雖……該願書にては」と続けられる文章に窺われるのは、何らかの限定

を付した上で教会所設置を認めようという意図である。しかしながら、畑が申請した願書では、「庶人の参拝を促すような装飾であり、神事祭祀をする」など認められない、ということであった。この回答を得て、畑は明治二一年に定められていた「神道金光教会条規」を「神道金光教会規約」に変更し、再度の手続きをもって認可を受けることになったのである。内務省が認可する条規と地方庁が認めた規約との齟齬を来しながらの教会所設置の認可であった。

現在のところ、このとき提出された一連の設置願は確認できていないが、結果として、主神奉斎を明文上認めないながらも、教会所設置が認可されたのであり、その限りでは、東京府も「庶人の参拝」や「神事祭祀」をする目的以外に、教会所（広前）での主神の奉斎や信者の礼拝を容認していたもの、といえるだろう。しかしながら、基本的には教会所に主神奉斎が認められない以上、府が容認していても、警察当局がそれを認めているとは限らず、この認識の不一致が教会所閉鎖の措置に現れたのであった。こうした法令間相互の適用や解釈に振幅を許すところに問題が生じる根源があったといえる。

この措置に対し、佐藤は、園田安賢警視総監や富田鐵之助知事に陳情し、その結果、説教以外の礼拝も可能になり、事態の打開を見た。府知事が許可している以上、警察当局の措置の「専断」を主張する立場にも根拠があったからである。けれども、今一つの側面からいえば「教会所」としての常態に違法性が看取されるか否かは、内務省、地方庁、警察それぞれの行政上の立場に一定の任意性が許された、という問題を浮上させることにもなった。したがって、佐藤にすれば、さらに主神鎮祭の統一可能な施策の実現を要求するに至るのである。

そこで佐藤は、前年の問題にも重ねるかのようになり、「独り、本教のみならず、神道全教派の問題」<sup>⑩</sup>と受け止め、翌二五年、各教派と連携し内務省社寺局への陳情運動を展開していく。これが「奉教主神鎮祭問題」と言われるものである。佐藤の言い分を約言すれば、「内務省は、教規に奉教主神を認可していながら、教会での活動に対し主神鎮祭を認めず、説教以外の信徒の礼拝を禁止しているのは何故か」という点にある。この問題を、更に詳しく内務大臣・河野敏鎌宛「建議書」<sup>⑪</sup>に見てみよう。

まず冒頭で佐藤は「教義に従事する者が、奉教の主義より、其教会所へ主神を鎮祭するは道理上實際上欠くべからざる」ものであり、これを認めないのは「布教上の困難、教師の迷惑」甚だしい、と開陳する。この前置きの後、神官教導職分離以降「有力な教会」は、新たに教会を結成し祠宇、神殿を建設したという経緯を述べ、それに対して政府は明治一九（一八八六）年祠宇の建設を差し止める訓令（内務省訓令第三九七号）を發したことなどの事実を列記する。この列記の直後、「如何なる廟算に出で候や」と、皮肉を込めつつ強い語氣を伴って政府への追及を見せているが、そこに、これら一連の施策がいかに無定見なものであつたかという政府への不信が示されている。さらに次のように教会所の役割、意義を打ち出すのである。

今日の教会所は、教徒が時々集合し、説教若しくは教務を取扱すべき場所に過ぎずして、奉教主神を鎮祭する能わざれば、信徒が生死を依託して安心する処には在らざるなり。

このように、教会所を、教義に即して「信徒が生死を依託して安心」させるべき「奉教の主義」の闡明可能な場所と定めようとしながらも、従前からの教会所へ採られてきた措置が、単なる「説教」や「教務取扱」の為にしか認められていない点を問題にしたのである。そして、これに続けて佐藤は、このように締めくくった。

今や憲法は、その第二十八条に於て奉教の自由を与えたり。是に於いて、吾政府は、憲法二十八条の精神を發揚し、主神の鎮祭を許可し、益々布教の自由を与えられんことを、國家の為に希望する処に御座候。

佐藤は、このように奉教の精神を認めない行政の問題を追及する基盤として、憲法第二八条の「信教の自由」に依拠するのである。神官教導職分離以降の神道教派や教師にとつて、その教えや感化を根拠付け、それぞれの教義を闡明していこうとするには不十分な条件が存在し、また地方庁の方針で教規すら変容を来すという、その象徴的な事柄として主神鎮祭の不許可の事実を見ていたのである。

### 3 社寺局通牒社甲第一号の問題性

一年間の運動を経、明治二六（一八九三）年社寺局通牒社甲第一号（「教会説教所等の守札、神床に関する件」）<sup>15</sup>によって教会所での主神鎮祭と教信徒に限っての拝礼は条件付きで認められた。佐藤の運動の影響の程は察し得ないが、「神道布教の要」として「各主祭する所の神徳を発揚し人心を感化する」ことを認めさせ「教院教会所講社説教所等の室内に、神床を設け主神を鎮祭し、其教徒若しくは信徒に限り拝礼せしむるは、元来差支無之と雖も」とした内容には、佐藤らの主張の現実的根拠に一定の理があったことを示している。

しかしながらこの布達には、依然彼が「満足とまでにはあらざるも」と述べるように、具体的には次のような問題が解消されずに残っていた。この条文に即してみるならば、まず、従来どおり「神社に紛敷所為は不相成」とされていたことが挙げられる。寺院や神社には公衆参拝を認めても、教会には認めないという方針にあって、「教徒、信徒」に限り礼拝が許されるが、「平素、衆庶に参拝せしめ」たり「庶人の参拝を招誘する」ことは、「心得違い」として明確な制限が設けられていたのである。その意味では、「神社」制度確立を第一義とする神社政策の中で、依然、教派は第二義的に存立を許され、国民教化の補助手段たる限りにおいてのみ、位置付けられてきているに過ぎず、さらにこの取り締まりにかかる違法性の判断は、各地方長官の任意とされている以上、「神社に紛敷所為」かどうかの認定は各長官の主観的判断次第となる。加えて、主神の鎮祭は「教院等の存立せる間に限れる訳なれば」との限定から、教院制度の消長に委ねられ、既に明治一七（一八八四）年に廃止された従来の神道教導職らの既得権保護のために消極的に認められる主神鎮祭でしかない、という暫定的なものであった。しかも、それは「神社の盛衰に影響を及ぼす」との判断を根拠にしたものであり、したがって、何らかの事情で教会所が、移転、統廃合をするような事態になると「直に神床の撤去を要する勿論の義」とされていたのである。

このことは、佐藤の主張と政府当局の方針の思惑の差異であった。政府当局のこの方針が、神社の非宗教化を目指し

た「神社」制度確立上のものであり、その制約を免れないものであつても、佐藤らにすれば、神道教導職が任じてきた「神祇崇敬」や、神道教派が有してきた地歩は、「信教の自由」であり「奉教の自由」に起因し、実体的に受け止めたものに他ならなかつたのである。その意味でこの布達が、教会所に主神鎮祭を可能にするものであつたとしても、彼は、主神を鎮祭し、教義の闡明をしていく上での規定と見る訳にはいかず、奉教主神による教義闡明や信仰の意義発揚の上に、なお一層、法的保障を強く要求していかなばならなかつたのである。

しかし、このように教会所の鎮祭を法的に位置付けようとする、彼の積極的意図を捉えるとき、ひとまずは、教会所に主神鎮祭が容認されたことで、主神鎮祭の意義を有した「一教」の存在を社会に現す独立への展望が開けていつたのであつた。

以上、明治二〇年代に教派が被つた問題を通じ、神道政策の変遷を、佐藤が教派、延いては金光教における「奉教の自由」と信仰集団としての独立性確保への道を、どう模索したのか、を窺つてきた。そこで佐藤は、神官が葬祭に関与しないという問題を、「死生の安心」に導く信仰から退却せしめられていた神道全般の問題として受け止めたのであつた。そしてむしろ、「死生の安心」に導くことを教派の意義として打ち出すべく、主神を奉斎し、そこに基づく教義を有しているという「奉教の主義」から、神道としての宗教の意義闡明を主張したのである。しかも、この主張が、一教独立への一貫した模索の中で現れたとき、立憲制の「信教の自由」といった意義から捉え直されることになつた。「奉教主神が我が国典中の御名ならずして天地金乃神なる一神教の体を立て給いしにより、世人容易にこれを理解せず」と吐露する佐藤にあつては、別派独立の際のみならず、それを実現した大正期以降も、なお独立教としての地歩確立を、しかもなお教派の現状に即しながら、法制度上にいよいよ明文化せしめずにはいられなかつたのである。

## 二、別派独立後の金光教団と教派の関係

### 1 神道本局との懸隔と別派独立

明治三三（一九〇〇）年の独立の認可手続きの過程で問題となつて現れたのは、まずは「一教」としての存在意義を巡つての神道本局との帰属関係であつた。

神道事務局を教派として再編した神道本局（教派名「神道」）に、神道金光教会が帰属していたことは周知の通りであるが、この帰属が神道本局からの独立への運動の中で、奉教主神や教義上の相違から問い直されていたのである。このことは、佐藤の手書きになる、明治三二（一八九九）年の「金光教は奉教の祭神及び教義に於て、神道本局と相径庭するところ少なからず」と始める「別派独立請願理由書」<sup>⑤</sup>に示されている。

（金光教は―引用者）明治一八年に至り、初めて神道事務局条例によりて其の管下に属する事となりしが、当時の事務局は、教旨及び祭神の自由を許したりしを以て、毫も本教と相抵牾するところ無かりき。

然るに明治十九年に至りて神道教規の制定ありしより本教は全く教義祭神に於る自由を剝奪せられ、甘んじて教義の根本を異にせる本局の下に屈辱せざるべからざるに至れり。何となれば神道本局は元来自得の教義を有するものにあらず、単に我国体の歴史的教義の上に樹立せるものたるに反し、我教は教祖の立教せる信条、教典を有し、純然たる教法的性質を具備するものなり。故に本教に於ては教祖の定めたる奉教の主神ありて之を信念して死生安心の地を得んとするにも係らず、神道本局は神道教規第二条に於て奉斎主神（祭神名略、引用者）を定め、尚第三条に於て教会を設立するものは、先ず第二条の祭神を奉祀して然る後、其の教会の主神を祭祀すべき旨を規定したり。是に於ては、本教の如きは、主神に非ざる神を数多祭祀し、本教の主神は、却りて其の客神として合祀せらるるが如き境遇に陥れり。これ実に教祖立教の主旨に違背するものにして、本教は何によりてか其の面目を保たんや。

ここには、神道本局と対比しつつ、金光教の教義、祭神の固有性を強調しよう、という意図がある。教義や祭神の固有性が、一教独立への必然性とその根拠として示されたのであった。

右に見る通り、佐藤は、これまで各教派を代表し、神道本局傘下の一教会として活動もしながら、一方で、神道本局に対して「自得の教義を有しない」といった認識を有していた。この認識に秘められているのは、教派においては、それぞれに主神を奉斎し、そこに基づく教義を有しているという「奉教の主義」こそが教派存立の意義であり、その意義が発揮できないのでは存立自体に意味はない、というものであった。それは従来、黒住教などの「特立」を認可し、また「派」名ではなく黒住教といった「教」名を称することを許可してきた国家<sup>⑩</sup>の側にも矛盾がある、とした認識につながるものである。独立たり得る根拠を示しながらも、既存の制度や組織の制約から左右されざるを得ない以上、その神が現れた意義を、この社会で現すために、当面してきた問題の打開から問わねば、その意義闡明は砂上の樓閣に過ぎないのであった。

独立を果たしてなお、そこにかかる法の意味を佐藤がどう見たかは、独立時の彼が記す「別派独立請願復命書」で、独立請願時の経過から、その困難性を顧み、またそのことを第一次宗教法に触れながら、次のように述べていることに窺われる。

本教が新たに別派独立を出願に及びしものなれば、その如何に困難たりしかは言をまたず。いわんや昨年宗教法案の議会に提出せらるると共に否認せられたれば、別して一層の難関を来せり。これに加え、社寺局は、本年四月より神社、宗教の二局と別れたれば、両局の交渉上、各意見を異にせるものありて、非常の苦慮、困難を極めたりし事は言語に絶せり。<sup>⑪</sup>

佐藤が、独立時の困難さを宗教法案の否決と結びつけたのも、この法案の意義を、第一義的には新進の団体の独立に合法的手続きを確立する目的においてであった。宗教法によって各教宗派に「法の下の平等」が付与されると期待していたからである。山県有朋内閣での第一次宗教法案（明治三二年）の具体的性格には、ここでは立ち入らないが、独立

の過程が宗教法案の否認と結びつけられて「別して一層の難関」と受け止めるに至ったのは、当時、独立請願をする教宗派が多く、しかも政府の担当部局であった社寺局が神社局、宗教局と二分した当初であり、行政手続上の混乱が生じていたことによった。部局間相互の意見の相違として語られる、神社と教派に見る政策上の混乱は、独立請願にとつては「言語に絶せり」と言わしめるほどのものだったのである。教義の闡明に際して、施策上の不合理性を見出してきた佐藤の立場からは、教派が宗教として定められ、神社行政との交錯を排した宗教法の公布に期待しなければならなかったのである。

大正期以降も、このことが同じく問われたが、それを次に見ていく。

## 2 金光教制度調査委員会での「心得」と内閣宛「具申書」

本教は独立教派なりと雖も、教祖立教の大精神未だ教規の上に於て達せざるものあり。すなわち奉教主神の表示是れなり。此は政府に於て宗教法公布ある迄は如何ともすべからざるなり。之れ、未だ容易に本教立教の精神的制度を完成するの域に達せざる一大原因なり。然らば、奉教主神の眞の独立を待ちて精神的抜本の本教制度は備わるものならんか。現制度の抜本的精神を欠く所以亦此にあり。宜しく此の点に留意して総ての事を講究すべきものと思惟す。

これは、大正六（一九一七）年までの一〇年間、教監として教団運営を担ってきた佐藤の後継、畑徳三郎内局にあつて、大正八（一九一九）年一〇月に設置された金光教制度調査委員会（以下、制調と略記）<sup>⑮</sup>での佐藤の発言である。この制調は、大教会所に関する規則の制定の他、「金光教に関する一切の制度を調査審議」<sup>⑯</sup>することを目的としたものである。この具体的な審議の動向については、金乃神社処理問題、教祖奥城改修事業の問題から既に先行論文で明らかにされてきたところであったが、そこに教監辞職後出席する佐藤範雄は、會議に臨む委員に「心得」としてこのような発言

を示していたのである。

これには、佐藤の問題意識が宗教法制定の要求と関わって端的に示されており、まずもって宗教法がなければ、「容易に本教立教の精神的制度を完成するの域に達せざる」と認識していたことが窺える。無論、彼は、「教祖立教の大精神」の制度的確立として、大教会所を教派の中心に位置付ける必要性を認めていたに違いないが、その必要性を口にするとき、むしろそれは「大教会所規則」制定自体ではなく、「現制度の抜本的精神を欠く所以亦此にあり」といって「宜しく此の点に留意して総ての事を講究すべきものと思惟す」との言に見るように、現下の状況を規定し続けている問題を捉えていたのである。そしてその問題は、「奉教主神の眞の独立」の意義にかかる根底的なものであった以上、佐藤はここで、「宗教法公布ある迄は」と注意を促したのであった。

「奉教主神の眞の独立」という点で、「本教立教の精神的制度を完成」させる必要を見ながらも、「独立教派と雖も」達成していない、とした佐藤は、例えば主神奉斎が表明されていない「教規」認可の前提としての法的条件から、教派全体を規定付ける制度を志向していたことになる。なおかつ、この志向は、「独立教派」の条件から押さえ直されていた。すなわち、この条件が備わっていない限り、教祖立教の意義から、「信仰の本源」「根基」を定めるものとして規則制定を認めても、内部的な規定に過ぎない、とするものである。「独立教派」の条件が不徹底である以上、そこにくら信仰の意義確認をし、金光教が金光教としてあり得る根柢を示す「精神制度」を樹立しても、決してそれは、十全な「一教」依立を基礎付けるものとしてはありえないことを問題にしていたのである。

ところで、このような佐藤の問題の仕方には、当然、神道教派としての制度的、法的保障も必要視されていた、実際の内容が明らかにされねばならない。それを示すのが、同じ大正八（一九一九）年五月に提出された、神道各教派からの原敬内閣宛「具申書」<sup>②</sup>である。

これは、内相、文相、陸相主催人心指導協議会の開催時に、各宗教の代表者が招待され、床次竹二郎の「御希望の事あらば承りたし」との言により、佐藤らを中心に、各教派の意見を取りまとめたものである。

これは、神道各派の「敬神崇祖」の趣旨徹底への役割を高く評価せよとした「希望事項」と合わせて提出された。「具申書」は、それを受け、四項目を掲げて具体的な事例を取り上げて、制度の改善を求めたものである。ここに、その項目を掲げておく。

一、明治十七年八月十一日太政官布達第十九号の主意を明確にし、管長委任権に抵触する規則全部を撤廃せられたきこと。

一、神道教会所に於ける衆庶参拝の禁令を撤廃せられたきこと。

一、神道教会所に対する取締上、神社と教会所との構造装飾に関する取締規則を改廃せられたきこと。

一、神道教会所並びに教師取扱に関する規定中、妥当ならざるものを撤廃せられたきこと。

ここでの、明治一七（一八八四）年八月二日太政官布達第一九号（「神仏教導職を廃し、住職任免、教師の等級進退を、各管長に委任する件」）は、教導職廃止を決定付け、教宗派の運営を各教規、宗制に委ねる、というものである。教規による教派運営の権限を認めながらも、実際には、従前の省令や訓令などの単発法規や地方庁での方針の違いから、運営の徹底化が妨げられていた事実が、ここに記されたのである。例えば、管長委任権に抵触する内容が再三惹起されていたとして挙げられたのは、大阪府での教会担当教師に學術の試験を義務づけ、教師の異動には知事の認可を強要したことである。また北海道でも教師の異動には長官の許可が必要とされていた。この措置を軽視したことから、明治三七（一九〇四）年、金光教小樽教会所が解散させられた経験もあった。また埼玉、福岡の両県では、地方庁の任意による教会所の閉鎖が可能である事例や、教師や教会役員が警察の臨検を拒否できない秋田県の事例なども記されている。これらが、神道教派の実情であり、金光教を始め教派の多くが、その統教体制の欠陥に当面させられていたのである。

このように「具申書」の内容を見た上で、金光教が「大教会所規則」の制定を企図する際に、佐藤が示した「心得」は、その「大教会所規則」制定がともすれば教内でのみの自己規定に止まる問題性を、看取していたことを示すのである。金光教が「天下の明教」と自らを自己規定しても、そのことから目指される運営が、外的条件次第で左右されざる

を得ない以上、彼は、その問題性を踏まえた上で、制度確立への条件付けから、宗教法を見てきたと言えるのである。そしてこの視点は、大正一二（一九三三）年の「神仏道教会所規則」が発令されても、そこにまだ問題点を見出すことになる。

### 3 「神仏道教会所規則」の制定

大正一二（一九三三）年、「神仏道教会所規則」<sup>②</sup>が定まった。これは、条件付きで教会所の鎮祭と教信徒に限つての礼拝を認めた明治二六（一八九三）年の社寺局通牒社甲第一号よりも、さらに教会所の布教上の権限が拡大されたものであった。

例えば、従前の「主神を鎮祭するは、教院等の存せる間に限れる」という条件は外されて、教会所での主神奉斎が認められていた。また礼拝が、「教徒若しくは信徒に限り」許可されるものであったが、ここには「信徒たらんとする者」<sup>③</sup>（第七条）も加えられて、「礼拝せしむる」ことが可能になったのである。但し、それは「礼拝せしむる」といった教師の権限行使からの制限的な規定であつて、公衆に向けられた教会所の信仰上の意義発揚につながるものではなかつた。儀式の執行に際して、それは顕著になり、「公衆を参集せしむることを得」（第八条）とはあつても、佐藤が認めるように「尚常時公衆の参拝は許しあらざる」（以上傍線、引用者）<sup>④</sup>という判断が存在したのである。

これには、神道や仏教などの教会所が一律に規定されたことにもよつてゐる。例えば、仏教宗派の場合に見るならば、宗派では、公衆参拝が認められる寺院があつて、その下に教会所があつた。しかし神道教派は神社のように公衆参拝が認められず、実体としては教会所という存在のみであつた。したがつてこのような宗派、教派の教会所を一律に規定することは、教派ではなく、宗派の制度上の位置関係で定められることになり、公衆参拝を制限なく認めることは事実上果たされなかつたのである。

加えて、その条文上の事柄と共に問題になったのは、運用上の施行細則が地方庁それぞれに統一性を欠くことであった。例えば、地方庁が定める施行細則には、信徒の下限数が示されたり、教師の異動や規約の変更も命じたりするなど、「具申書」に見た従来からの措置が継続していたのである。<sup>②③</sup>

しかしともあれ、この規則によって、各教宗派それぞれの教会所に主神を奉斎し、礼拝させることが認められたのであった。佐藤は、次のように振り返る。

此に依り、明治十四年十月以来斯道拡張の上と感じ来りし不便を緩和せらるゝに至れり。然れど、由来主務省当局は、教派神道の盛んになるは神社を衰勢に導くものとなす誤れる見解の下に、常に其の制限を加え来れり。今回教会所規則に於ても其の方針の全く改まらざるものありて、：「教徒信徒及信徒たらんとする者」には礼拝を許しあるも、尚常時公衆の参拝は許しあらざるなり。さあれ、神道教派の発展に伴い、敬神崇祖の念普及し、隆盛に至りたるは忘るべからざる事なり。<sup>②④</sup>

主務省当局の「誤れる見解」とは異なつて、ここでは「神道教派の発展に伴い、敬神崇祖の念普及し、隆盛に至りたる」と、神道として教派が果たしてきた成果とその意義が確認されている。ましてや佐藤は、神官は国民教化の成果を何ら挙げていなかったという認識をもっていたのであり、神官に代わり神道教師が国民の「崇敬」観念涵養に寄与してきたと自認さえしていたのである。「常時公衆の参拝は許しあらざるなり」との批判的言辞は、そうした神官への認識が重なつた上で、教導職との分離以降、むしろ教派にこそ公衆参拝等、宗教としての意義を認め、より積極的な優遇措置が採られるべきであるとしたものである。

一方、このように教派の意義確認が改めて迫られるのも、大正末からますます昂揚する「国難」への問題意識が関係している。教祖四〇年の記念の年を翌年に控えた大正一一（一九二二）年の大祭説教で、佐藤は「金光大神の信心を盛んにせねば、金光教という宗教が立たぬのじやない。お国がもてぬのである」と獅子吼する。この提唱は、「忠義が信心である」といった、国体観念の鼓舞であった。しかし、その直接の意味ではなく、この発言が意味する核心とは、国

策としての「敬神崇祖」、国体観念への信仰の一致ではなく、「お国がもてぬ」とさえ言い、信仰とは「国をも救わん」とするものだという、信仰の真理性であり、そのことへの確信である。佐藤が、金光教を含め教派に一層、主神奉斎、公衆参拝が認められるべきであるというのも、この信仰の真理性ゆえの国民の「崇敬」観念涵養に寄与してきた事実、その裏打ちを見たからである。

以上、本章では、神道教派の事態打開に見られた問題が、独り金光教として求められるべき事柄ではなく、まさに教法的な性格を具備した教団の代表として、国家の制度に位置付けを獲得すべくあつたことを確認した。次章では、大正一五（一九二六）年に始まる宗教法案の審議を見、それが、「国難」意識の高まりとともに、佐藤の中でどのような意識が醸成されながら、法制度が要求されたのかを、具体的に取り上げることとする。

### 三、宗教制度調査会での佐藤の問題意識

#### 1 第二次宗教法案の登場

大正一五（一九二六）年、第二次宗教法案の文部省作成原案が発表され、法案審議のための「宗教制度調査会」が設置された。この法案の登場は、社会運動の激化、普通選挙法施行とともに世論・民意の国政への媒介機能の不在にあって、それら表出に関わる宗教教団への行政的整備が求められていたことが要因に挙げられるだろう。それとともに、殊に大正一〇（一九二一）年の第一次大本事件に見られたように、「疑似宗教団体」と言われていた多くの新興宗教の簇生と、それに対する取り締まりが課題となつていたことが背景にあるだろう。

宗調で最初に審議されたのは、若槻礼次郎内閣での第二次宗教法案（岡田案・昭和二年一月議会上程）である。この宗調は、政府当局、議会、宗教者それぞれ一三名と会長（枢密院副議長）で構成されていた。この内、宗教者側は、教派

神道三名、仏教八名、キリスト教二名である。この政府の教派側人選は、佐藤の他、神道本局管長神崎一作、実行政管長柴田孫三郎であった。

佐藤が選ばれたのは、明治以来の政府への度々の陳情以外にも、国民教化活動に邁進してきた中で、「公益」に資する宗教教団として期待に応えてきたことによるものであろう。時を同じくして、佐藤は、普選運動に際して、普選精神徹底のために上杉慎吉や神崎一作らと「大成会」という組織を作って運動してもおり、「危険思想」の蔓延防止への取り組みを行っていたのである。普選体制に向けた佐藤の国民的意志統合に貢献する教化活動は、さらには「国難」にかかる政府施策への妥当性を付与するためにも必要視されるのであり、そのような有力な人材を審議の委員に迎えることは、宗教行政上の展望からも好ましいものだったに違いない。一方、佐藤にしてみれば、国民教化活動への取り組みも、時々それを信仰者としての心情発露としながら、長年、宗教法を必要としてきたことからして、宗教法の成立を要求し得る「教派」としての実力形成という使命感と無関係ではなかったのである。

ところで、最初審議される岡田案は、全文六章、付則も入れ一二五条で、以降審議される法案中、最も大がかりなものであった。しかし、佐藤の期待とは裏腹に、結果的には、ほぼ五カ月間の審議を経、議会に提出されながらも通過しなかった。以降、昭和一四（一九三九）年の宗教団体法制定まで紆余曲折を経る（後掲資料一・二参照）のだが、その原因を概括的に言えば、憲法上に基礎を置くはずの宗教法が問題を孕んでいたことによる。宗教法の運用が当局の恣意的解釈や、必要以上の干渉をもたらし、「信教の自由」の原則を踏み出しかねないと見られたからであった。例えば従前の管長委任権に抵触したことが指摘されてきたように、議会は、それぞれの教団が教規に即して組織運営をすべきであるのに、官庁からの監督規定が多く、「信教の自由」を保障するものではないとし、宗教法を必要とする当局の意志が強いほど、その必要性に照らした運用を合憲性の観点から逆に問題にしたのである。田中義一内閣で提出が目指される第一次宗教団体法案（勝田案、昭和四年二月議会上程）が貴族院で審議未了に終わるのも、「信教の自由」の違憲性を感知されたからであった。

しかし、最初の岡田案で、総会八回、委員一九名で構成する特別委員会一九回という長期間の審議は、以降審議される法案のあらかじめの方針を決定付け、そこで論議された問題が、以降の政府当局が法案の議会上程を目指す際の論点の指標となっていくのである。例えば、大きく問題として取り上げられたものに「宗教法」という名称がある。これは単なる名称問題に止まらず、宗教法が規定する「宗教」の圏域の問題でもあった。それは「宗教審議会」が「宗教」を具体的に指定する結果となることに起因している。この指定を設けたため、「何ものも教義・信条に入り込めないはずであるのに、宗教を指定する根拠はどこにあるのか」「宗教の定義をどのように考えるのか」という論議に及び、更には神社や神道儀礼を国民精神作興に結び付け、国民運動を嚮導していく当局に向けて、「神社は宗教法の範疇にあるのか」「神官の宗教行為をどう取り締まるのか」という「神社問題」をも惹起させ、当局に突き付けていくことにもなった。以降、「宗教団体法」として名称を変え、教義に及ぶ「宗教」を対象とするのではなく、「宗教団体」を行政措置の対象とし、また、制定はされないが神社法を抱き合わせに立法化が意図されるのも、憲法問題の処理に苦慮せざるを得なかったからであろう。

以下、この岡田案を中心にし、佐藤の議論を見ていく。まず、最大の問題であった神社問題、さらに単立教会認可の問題等を挙げて、順次、見ていくこととする。

## 2 神社問題への認識

まず、宗調での佐藤の発言を見る前に、いわゆる「神社問題」と呼ばれた論議を一瞥しておこう。

この神社問題とは、実は岡田案に限らず、各種の法案審議全体に亘って議論の標的になったにも拘らず、政府当局は「神社は宗教ではない」との建前的な解釈を示し、神官の宗教類似行為は神社法で対応すると述べていった。殊に問題にされる参拝強制問題も、戦時対応の必要性が増すにつれ、文相・荒木貞夫が言うような「我国の臣民となりました以

上は当然行すべき」問題として自明視されるのである。したがって、例えば松田案（昭和一〇―一二年、議会上程されず）の際に、キリスト教側委員の富田満が、朝鮮での参拝強要を問題に挙げて議論し、議事としては速記中止の事態に及びながらも、この問題は大陸政策も含みながら政府側の一方的な答弁に終始し、委員側もそれに応じざるを得なかったのである。

こうした議論での佐藤の対応を、神社問題の火蓋が切られる岡田案審議に注目してみよう。大正一五（一九二六）年六月より約五カ月間かけたこの審議では、神社問題が最も集中的に議題に上り、政府当局が神社法の制定を表明するのもこのときである。宗教学者姉崎正治や東京仏教護国団の一員であり政友会議員の安藤正純、仏教連合会で西本願寺の花田凌雲など、「神社が非宗教たることを明文化せよ」という主張に、当局は、「神社は宗教ではなく、それが自明である以上、宗教法に規定することは立法の趣旨からも技術上からもおかしい」と答弁をする。しかしながら、当局は、神社が宗教でない以上、神官による宗教類似行為も取り締まるという方針を、やがて立法化されると見越した神社法と合わせて、「法運用において貫徹する」と確約もしなければならなかったのである。

主に仏教側による提案にこの回答を得た委員らは、次に安藤を中心に「希望条項」を提出することになる。それは政府は「宜しく神社の宗教圏外に立つの実を明確にし、神社の尊厳と宗教の權威と相共に発揚すべく適當の方法を執られんことを希望す」としたものであり、佐藤ら神道側、仏教、キリスト教も含んで共同提出という形を取っていた。

しかし、この共同提出によって仏教側の意向を汲んだとはいえ、神道側、殊に佐藤の提出理由は他の委員と趣を異にしていた。『議事録』の内容そのままに挙げると、次のようなものである。

本会開けて以来、私共の耳に聴き入れて居りますのと、少し違いのある点を申し上げて置きたい。それは本会当初において当局者より私共は神社は宗教にあらずという御言葉は承ったことがないのであります。若し漏らし違いであるかも知れませぬ。当局は何時も神社の宗教、非宗教の儀は学者に任す。神社は国体と密接不離の關係がある故に、是は縮めて申し上げます、あるが故に宗教圏外に置いて扱ふ、斯様に承り居るのでございますが、唯今、

安藤委員の御話の様に神社は宗教にあらずと斯様な当局の御言明を拝承したとは心得ておりませぬので、多く新聞雑誌に現るることは、政府が宗教にあらずと言明したと言うように伝えられますが、私共の耳にはそういう風に承つて居りませぬので、帰着する所は一になるかは存じませぬが、兎も角も終始左様に心得ております。<sup>⑧</sup>

もはや特別委員会の審議全体が、この「希望条項」採択で終わろうとする段階でのこの発言である。「言葉尻を捉えるような嫌いがありますけれども」と、恐らく周囲の顔色を伺いながら始めるこの発言のうち、当局者の言明に触れている点は、もちろん佐藤の主観的判断が働いている。しかし、そう主張してしまう点に、佐藤の神官教導職分離以降の歴史認識が立ち現れていた。

この発言によって、議事進行は少なからず混乱したことが「速記録」から窺えるが、その中で逆に安藤は、「神社は宗教だという立場で、あの希望案を出したのか」と問い質した。佐藤は続けて言う。

私共も政府当局の言わたるが如く、未だ神社の宗教、非宗教と言うことの研究は確定して居るものではない。…唯今、我々が希望条項に致しました部分は左様な明確なる非宗教、宗教という論議を抜きまして賛成を致しております。<sup>⑨</sup>

他の委員のみならず、政府当局者にも拮抗する形でのこうした意見は、神官、教導職分離政策に混乱を来さざるを得ず、未だその根本的解決を見ない事態を凝視する立場からの発言であった。ともあれ、この発言での佐藤の理解の仕方は、国体と関わるがゆえに神社は宗教ではないし、実際そうである他なかった、というものである。従来、政府は、神道教義によつた「国家の祭祀」が祭政一致、天皇親政の国家統治形態を標し付け、そこでの「祖宗の遺訓」を淵源とした立憲制の意義発揚をなしてきたのであった。しかし、その立憲制に基づく「信教の自由」では、神社の存在が抵触したのであり、神社を非宗教と見なしてきたのである。このことから、佐藤にすれば、「国体」「政体」論という枠を外せば、神社はどこまでも宗教であり、世上の議論こそ、この事実を忘却させようとしている、と見えるのである。よつて、一連の発言は、「政体」上に立憲主義がある以上、神社の本質論は抜きにして、そのレベルでの整合性が施されるべきで

あるというものであり、この場合、神社は宗教の圏外なのである。宗教法は「政体」レベルでの宗教のあり方を方向付けるのであり、それゆえこの発言が可能になったのであった。

また、この認識によつて、「此宗教法案中に神社であるの、神職であるの、という文字を記入することは、私共はとうしても同意ができません」との主張につながるのである。単に「国家の祭祀」たることに根拠を置かない教派は、逆に、信仰するものの生活全面に及び、神道の宗教として、より宗教的な意味を確保してきたとの自負があり、だからこそ、宗教としての役割を根拠付ける、立憲制に基づく宗教法を要求するのである。

では、教派が、単に「国家の祭祀」たることに根拠を置かず、各派それぞれの奉教主神の下に「奉教の主義」を有して布教展開してきたと主張する佐藤は、この法案の中で、教会所の主神奉斎を容易に認めない従来の当局の方針が、どう現れている、と受け止めたのか。このことを、単立教会認否を巡る問題に見ることにする。

### 3 単立教会認否を巡って

この問題を、岡田案に対して佐藤一人が求める教会規定(第九一条)修正案から見ている。佐藤は、その規定に奉教主神の明示を求めている。教派代表者の中から、佐藤一人が求めるのも、「明治二十四年以來の繼續して居る私共の事項の一つ」という、かつての東京府下での主神鎮祭要求での問題が意識されていたからである。

ここで要求されるのは、主神の教会所での奉斎が、「神仏道教会所規則」にはありながらも、その廃止の上で成立する宗教法には一切規定されていなかったことであつた。そのため、各地方庁での処置、施行規則次第で奉斎が認可されない恐れを見ていたのである。それは金光教に振り向けるならば、主神奉斎が規定されなければ、大教会所以下地方の教会に至る宗教営為の統制に支障が生じる、という点にも関わるのである。

修正案として要求したのは、第九一条「本法において教会とは…会堂を備え、『教派は主神を奉斎し、宗派は本尊を

安置して」宗教の教義の宣布、又は儀式の執行を目的とするものを謂う」の、『』内の挿入である。それは単に教派規定で明確であったものを、教会規定に盛り込むことであった。その意味では、法案に上った教派規定は、神道教派も、仏教宗派と一律に規定し、当然、主神奉斎を認め公衆参拝も容認するものだったが、しかし、教会所に、その主神奉斎の明示を求めたのは、教派の当時の実態から浮上するものであり、各地方庁によって区々であった教会所の法的条件に由来していたからである。結果としては、佐藤の主張が認められ、修正案は、主神を有しない教会の存在も考慮に入れて「教派に属するもの」にありては尚主神を奉斎し」とし、議会に提出されることになったのである。

さらに、こうした教会規定を要求しながら、教派と教会の包括関係整備の面から、各教宗派に所属しない単立教会を認可するかどうかが議論の焦点になっていった。佐藤には、教宗派に所属しない教会の認可が問題ではなく、所属教宗派からの独立を認めるかどうか、が問題になったのである。

そもそも、この単立教会容認は、当局としてはキリスト教を中心にして、その他新興の宗教を宗教法に組み入れることを目指していたものであった。神道教派、仏教各派を念頭にいていないのは、当時の宗教局長・下村寿一によれば「もともと神道、仏教は皆、統制的団体になっている」<sup>70</sup>からであった。単立教会を認めずとも教規、宗制の範囲内で適正なる運動は可能であって、逆に認めると教宗派の統一上に問題があるばかりか「国民精神の上にも影響」が及ぶ、と述べるのである。しかし、教派にとって、いかに地方庁の方針でそれが左右されてきたのかは、指摘してきた通りである。佐藤にとつて焦点になったのは、単立教会の是非ではなく教規、宗制に基づく運営徹底がいかに確保されるか、の問題であった。同様に、政府当局としても、キリスト教は「既成宗教の保護の面から認めざるを得ない」とはいえ、教宗派の統制的運営如何を重要視したのであり、宗団法の成立に至って、単立教会の問題は、教派への対応上に考慮が求められることになったのである。

では、岡田案で「単立教会を認めない」と断固たる意見を表明していた佐藤の認識はどうだろうか。この単立教会を容認するようなことを「宗教法案中に於ける重大事件の一」<sup>71</sup>つであると難色を強く示す佐藤は、「既成宗教の保護とは

ならず、むしろ迫害ともなり兼ねない」といい、「統制力を弱めるだけだ」と言う。

…仏教におきましては寺院あり、仏堂あり、更に教会あり、是れ皆衆庶が参拝して以て宗教信仰の対象となして居りまするものが、啻に神道には教会あるのみ、其唯一の教会あるのみのものが、更に今一つの統制的教派を造つてあるものに対して所謂自由解放の途を開いて其教派を弱めるということが目の前に見えているにも拘らず、敢えて主張せられる其精神がいずれに在りやを私共は疑わざるを得ないのであります。<sup>⑧</sup>

教派に所属した教会所に、教派としての存立の根拠として宣揚すべき「奉教の主義」から主神奉斎が認可されるのは、僅か三年前の「神仏道教会所規則」によってである。しかし、まだ地方庁の方針にばらつきが存在した不安定な状況の上に、所属教派から独立した教会が認められるというこの問題は、分散傾向を一層増すことになるのである。また、それによって近接教会との紛争を誘引する恐れがあるばかりか、それに対して教派は、何らの統制的権限を発揮できないという事態を惹起するのである。ましてや、その宗教法案には主神奉斎が規定されていなかったことから、教義上の問題に拡大する恐れさえあり、佐藤の語気は、そのことを物語っていた。

したがって「宗教平等に規定すべきであり、したがって神道、仏教にも認めるべきだ」という各宗調委員の主張<sup>⑨</sup>に対し、佐藤にしてみれば、平等の原則はわかるが「神道教派では是は余程苦痛な問題である、ということの情状を酌量せざる方にこそ誤解がある」と言わざるを得ないのである。

この強い表明は、以降の政府当局の方針に影響するものとなる。勝田案では仏教には認めるが神道には認めず、松田案においてすら「草案」には宗教全般に認めるものの「要綱」第一八項には「但し神道界の現状に鑑み、神道に属する単立教会は、当分の内、之を許可せざること」という運用上の留意点が明記されるのである。政府当局は、国体明徴運動の最中「国民全体に神道的精神も広まっており、現在の類似宗教を見れば、大半は神道的である。之に単立を認めると行政の措置判断は難しい」と理由<sup>⑩</sup>に挙げていた。

71 この留意点は、佐藤も歓迎したであろう。松田案審議の丁度この時点では佐藤は欠席していたが、神道本局の神崎一

作も「一神を奉じている教派は少なく」「単立教会を祭神の信仰に委して行つたならば統制がつくまい」といふように各教派全体には依然問題だったからである。無論ここでの、神崎の立場は、複数の祭神を奉斎する統制上からの指摘であつて、佐藤の固有の主神奉斎の意義を認める立場とは異なるものではあつた。

ところが、そもそも当局においては、この単立教会問題が、教派の統制力に求める問題であり、また「信教の自由」の原則の下で、新興の団体を保護する意義から、単立教会を認めていく方針をとるのである。この問題は、運用にあたり考慮がなされることで決着を見る。それは所属教宗派からの分離に際しては管長、教団統理者の意見を徴する、といふものであつた。成立を見た宗団法に単立教会が認められたのも、このような経緯の上でのことだったのである。

#### 4 宗教団体法成立経緯と「大教会所規則」の制定

ところで、岡田案以降、宗調審議の全体の傾向として、条文解釈的なものは減少していく。この背景には政局の混乱があつた。昭和四年の勝田案以後、議会提出が滞つてからは、一層顕著になつていく。再度提出が試みられるのが、昭和一〇（一九三五年）、岡田啓介内閣（松田案）のことであつた。

その間、昭和七（一九三二年）、「憲政の常道」、政党政治に終止符を打つ五・一五事件が起こる。それは、立憲制の基盤が揺らいだことを意味した。そして、松田案が出されたその年、天皇機関説事件と国体明徴運動が起き、翌昭和一一（一九三六年）の二・二六事件など、憲政を巡る状況が一挙に変転した。佐藤は、国体明徴を「感慨無量」と、肯定的に受け止めたが、しかしその状況は、立憲制を前提とする政党政治が揺らぎ、軍部の独走を許すなど、法解釈によつた運用ではなく、かえつて法をいかに国家のために運用するかという意志発動に対しては何らの効力も發揮できない、致命的な事態の到来を意味している。

宗団法その後の展開も、形式的には議会制の下で進んでいくが、審議のあり方は、この事態の進行を物語つていよ

う。昭和一〇（一九三五）年、宗調に諮問されたのは、「宗教団体法要綱」と「草案」（松田案）である。法文化は当局に一任するという形を取ったが、政局不安を受けての即時進行を図る措置でもあった。それは、法案の即時通過を期待し、議会関係者に制定促進運動を続ける佐藤にも好都合であった。先に見た「単立問題」が、運用にあたり考慮がなされることで決着を見るように、運用上の措置徹底を政府に期待し、条文解釈的な問題にはあまり立ち入らないという、宗調全体の気運の醸成は、昭和一一年の第八回特別委員会でも当局の議会提出への意向の有無自体が議事になることに象徴的である。

ところで、この松田案審議の段階で、金光教においては、昭和九・一〇年事件が起き、「大教会所規則」が制定されることになる。昭和九・一〇年事件といえ、宗教界における騷擾事件として世間一般の耳目を集め、一大お家騒動、あるいは教師、信徒らを巻き込んだの管長・金光家邦の排斥、神前奉仕者・金光撰胤の擁立運動として語られ、また「教団自覚運動」と言われ、「教団」を信仰者が実体的に感受する契機となった、と顧みられもする。<sup>④③</sup>この事件に、主務当局も事態収拾に関わって行く中で、「大教会所規則」は制定を見たのである。

その意味では、この「大教会所規則」が、宗団法による行政施策において、当局にとつての典型的事例を提供するものであつたろうことは、「将来樹立されんとしている宗教法案に盛る文部省の一方針を示したものとして注目されている」と報じられた内容に窺えよう。そこでは、大教会所を「単なる教会所ではなく仏教という総本山の如きもの」として表現し、また会計制度への好意的評価も伴っていた。「大教会所規則」は、大教会所の浄財を布教興学基本財団へ編入し、それをもって教団活動費支弁を定めていた。財政上の適正運営が初めて制度上に現れるものだった点が内外に示されたのであり、神社と異なる神道教派にとつて、教会を中心にして教派の成立を根拠付けるものであり、政府当局にすれば、大教会所に教派としてのありかたを求め、また会計制度の樹立に財務にかかる行政上の措置基準を見ることにもなつたのである。

佐藤も「大教会所規則」を「教団の一大進歩」と評価するが、<sup>④④</sup>それには、「大教会所は本教教義の源泉にして一般教

会所の模範たるものとす」(第二條<sup>⑦</sup>)とあつた点が、政府当局の意向も反映して定まつたことにある。主神を奉斎する大教会所が教派の中心として確定されるからである。従来、佐藤は、教派には教派として教義的に確認される中心がなく、単立問題で見たように、そうした事態に、分立の危険を見ていたのであつて、そのためにも、ある種絶対的な求心性をもつ制度確立の意義を評価したのである。

この「大教会所規則」も定まり、しかもそれは当局の意向も反映した上でのことである以上、佐藤はますます宗団法制定に意を向けることになつたに違いない。しかしその後、二・二六事件で内閣は倒れ、松田案審議は紛糾する。昭和一二(一九三七)年の近衛文麿内閣で、木戸幸一文相は、松田案では議會で責任ある答弁がなし難いとの理由で新法案を作成することを確約するが、翌年、木戸は更迭され、新たに法案を諮問するのは、その後任である荒木貞夫であつた。この時期の佐藤は、こう回顧する。

荒木文相は就任日尚浅く、宗団法に関しては、多年の懸案たれば慎重の態度を持し、容易に調査会を開くの氣動かざると聞くは尤もの事なり。一面には、かかる多年の懸案たる大法案は、平和の時代に提出すべきものにして、非常時下提出すべきものに非ずと云う説あるも、吾人の見る所は、かかる非常時に於いてこそ、宗教活動の重大なるに鑑み、此の時機を逸すべからずと<sup>⑧</sup>。

ここで、佐藤の宗団法の要求は、非常時にはなおさらのことと、宗教活動の意義の重大性と使命感から必然化されていく。「慎重の態度」が確保されようもないこの非常時は、多分に宗団法実現への決定的な要因をもたらすものであつた。「非常時に於いてこそ」という必要不可欠な局面が、「宗教活動の重大性」に結ばれて要求されるこの氣運が、「国運」を前にした宗団法の運用を許容するものとなつたのであつた。

昭和一二(一九三九)年の年頭、近衛内閣は倒れるが、荒木文相は留任する。かつての宗調会長の平沼騏一郎が首相に就任し、宗団法は第七四回帝國議會に上程され可決成立を見るのである。佐藤にとつては、求め続けてきた「奉教の主義」の条件付けが、ここに保障されたのであつた。しかしそれが、運用上の措置徹底が政府に求められるとした上で

の制定であったのは、神社問題、また単立教会容認に際して見てきた通りである。しかも、国家の命運に規制された立憲主義体制の下での制定だったのであり、そもそも佐藤が、国家さえ律するものとして認め、そこに依拠した立憲主義が、国家に逆に包摂され、その有効な基盤が崩れた上でのことだったのである。

## おわりに

昭和一四（一九三九）年、宗団法が成立する。この宗団法は、その後の新体制運動の影響も受け、認可権が既成宗教団の統合<sup>④</sup>の手段として運用されるなど、弾圧色の濃いものとなったが、しかし佐藤は、法の執行を「楽しき限りなり」と待ち望む。そこに去来するのは次のような過去を顧みてのものであった。

：明治六年大教院。僧侶も三条教憲に則り説教せねばならぬ。明治八年に、東本願寺主張して、神道と一緒に成りては説教せぬと言いだし、仏と別れたり。そして神道事務局出来たり。：十五年には神社では説教させぬとなり、教会は説教する時だけ神を祭り、説教が済んだら閉じておけ、と云うことになった。二十四年に警視總監と大論争をやり、三四カ月かかり、園田安賢總監、説教後も閉じさせぬこととした。二十五年七月より二十六年一月までかかりて局通（局の通牒）によりて神を祭りてもよしと云う事になった。信者を参らせてもよいとだけ。大正十二年に文部省令を発し、教会へ人が常に出入りしても差し支えなしとなった。仏は法人となり、寺堂皆自由に参つてもよしとなつていった。法なき故、神道はかく苦しんだ。神道の中にも祠堂のあるものは参らせたが、それは三四しかなかつた。神道は空名空器を振るつて居るのみ。神社側よりは、教派を廃して講社となれと云う。法なきためなり。<sup>⑤</sup>

これは、宗教団体法案が第七四回帝国議会で可決された、その直後の金光教臨時議会議席上での発言であり、高橋正雄が書きとめたものである。佐藤は「明治二十三年八月より十月に至る間、元老院ある時代、今の宗教団体法の如きもの

の必要を感じたり」として、このように振り返っていたのである。

佐藤が、神社でなく教派でもなく、「神道の苦しみ」として思いを巡らすのは、そこに神道としての教派や金光教が被ってきた過去の諸相が蘇っている。それは単に宗教行政の面のみならず、国家形成構想に即した法政面の動向と密接に符合していた。そこから「神道の苦しみ」として語られるのは、決して時代に逆行するものではなく、また現実の妥当性に埋もれることでもなく、常に事態打開へ導き、障壁を乗り越えんとしてきた己自身の確認であり、金光教としての歴史へ向けられたものであるだろう。

彼が、明治二〇年代から、主神を奉斎し、その教えを布こうとする際、教派の内容である教会所が当面していた困難な事態打開を、法制度化によって果たそうとしてきたのは見てきた通りだが、それは一貫して、「奉教主神の眞の独立」とした「精神的制度」完成への条件から捉え続けてきたものであり、金光教依立の根源から制度を確定しようとする意志に支えられたものだった。その意味で、宗団法によって初めて教派に、佐藤が求めてきた宗教としての内実が明文化されたには違いなく、それゆえに宗団法の内容に満足もしていたのである。しかし、その制定は、「国難」といった社会的要因に左右されざるを得ず、「総動員体制」の中で、深刻な様相を呈したのであった。

しかしながら、そもそも佐藤にとって、一教独立への条件付けとして宗教法を見てきたことが、社会、国家に対して宗教への認識を問うものとなっていたことは、確認してきた通りである。とすれば、宗団法施行以降も変動を免れない事態にあつては、この法の下で金光教を確定させねばならない以降の世代は、佐藤の構えに示されたように、さらに社会や国家からの宗教への認識をも問いつける必要があつた、といわねばならない。

概して、教団存在に見る「社会性」は、こうした姿勢の多寡で看取されるのであり、このことを看過して、いくら社会性を標榜していても、従前通りの宗教しか措置していないことを如実に示すだろう。ましてや、この意識の延長に事態の深刻さが潜むのではなかったか。あるいは、この姿勢が常に求められるという意味で、「独立」は、教団存在にとって、決して達成を遂げることのないものなのかもしれない。

(教学研究研究所員)

注

① 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』上巻、同刊行会、昭和四五（一九七〇）年、二七〇～二七二頁（以下『回顧』と略記）。

② 例えば、明治一五（一八八二）年の内務省戊辰第一号「神道教導職、葬儀執行のため祠宇建立の出願手続の件」を摘記すると、「教院教会所説教所等に於て、葬祭を執行し、衆庶に参拝せしむる等の儀、不都合の旨相違候処、自今神道教導職、奉教の主義より其主神を鎮斎し、其教徒の葬儀を執行する等の為、祠宇建設を要する向きは……」とあり、本稿注⑫にも示しているように、神道教導職の葬儀執行を認める限りでの「奉教の主義」の提示のされ方であった。

③ 前掲『回顧』上巻、二五〇頁。

④ この復祭（神葬祭）の地域社会での受容を扱ったものに、櫻井治男「地域社会における神葬祭の受容とその展開」『宗教研究』第二六四号、昭和六〇（一九八五）年がある。また神葬祭への復祭が神道各派における教勢を示すとされたが、その指摘に關しては、北林秀生「神道金光教会における講社結収の展開とその特質」紀要『金光教学』第三六号、平成八（一九九六）年、四〇～四一頁参照。

⑤ 前掲『回顧』上巻、二三八頁。

⑥ 同右、二四七頁。

⑦ これは、「神仏教会説教所は明治十七年四月内務省乙第參拾

八号布達に従い、府庁の許可を受くべきものなるに因、無届開設の者あるときは速に之を閉鎖せしむべし」(第一巻として取締方針を掲げるほか、平素神床仏壇を設置しているものの閉鎖第二巻など、「閉鎖」差止) 処分を規定したものである。『資料 金光教近畿布教史』金光教近畿布教史編纂委員会、平成三（一九九二）年、一九二～一九四頁参照。

⑧ 元田永爭宛「高崎五六書簡」、前掲『資料 金光教近畿布教史』一八二頁。

⑨ 畑の教会所設置認可手続きは、当初より東京府の条例に従い、明治二二年四月「東京府下規定」を定め取り運びを行っていた。この「東京府下規定」や設置願は現在確認できておらず、何が設置願却下の直接の理由かは判然としないが、回答を受けた翌六月に、「神道金光教会条規」(明治二年制定)を「神道金光教会規約」に変更した内容に反映しているかもしれない。この「規約」は、明治三三年の別派独立まで東京府下に限定されて教会所設置上に求められるものであったが、そこでの変更内容は、変更前の「条規」では、主神の「表明祭祀」が可能で、神道本局との関係からもより独自色を表していたが、「規約」では、「神道本局に付属し」と従属関係を鮮明にした上で、「天地金乃神を遙拝する」としたものとなったのであった。したがって、教会所設置認可が困難だった理由の一つに考えられるのは、天地金乃神の主神鎮祭が、教会所設置の要件に不適合な点であり、

あるいは、警察当局の教会所閉鎖の判断根拠にも、このことが関わっていたと推察される。

⑩ 前掲『回顧』上巻、二六六頁。

⑪ 本稿注①参照。

⑫ 祠宇は、内務省達丁第一号が示された同じ一五年、主神を鎮

祭し、教徒の葬祭を執行するために、内務省戊辰第一号「神道教導職、葬儀執行のため祠宇建立の出願手続の件」で認められた。

しかしながらその祠宇は、内務省訓令第三九七号「社寺仏堂の

創立、再興等、神社の社格昇進等については特に詮議の件」の第三条「祠宇を創設せざる事」によって禁止された。理由は、

明治一七（一八八四）年の太政官布達第二五号「墓地及び埋葬取締規則」で、教会で葬儀が可能であつて葬儀執行禁止の件は解

けた、というものであつた。そもそも祠宇の設置は、「神道教導職、奉教の主義より、其の主神を鎮祭し其の教徒の葬儀を執行する等の為」とした目的を有した。主神を鎮祭する「奉教の

主義」が、教会所には認められていた、ということになる。そのため、教会で葬儀が可能であつても、主神

の鎮祭が認められない制度的齟齬を来していることになり、そのことを教会所への差別措置の具体例として、「建議書」に

記載したのである。

⑬ 「教会説教所等の守札神床に関する件」〔明治二六年一月二四日社寺

局通牒社甲第一号〕は以下の通り。

神道布教の要は、各主祭する所の神徳を發揚し人心を感化する

に在れば、教院教会所講社説教所等の室内に、神床を設け主神

を鎮祭し、其教徒若しくは信徒に限り拝せしむるは、元來差

支無之と雖も、平素衆庶に参拝せしめ、又は一般に守札を配布

する等神社に紛敷所為は不相成筈に有之。就ては矮陋の町屋等

に、教院教会所講社説教所等の標札を掲げ、僅かに其名義を有

するか為に神床を設け、主神を鎮祭し、教徒若しくは信徒に託

して庶人の参拝を招誘する等の心得違無之様、末派の向々へ厚

く注意可有之、命に依り此段申進候也。

追て本文の如く主神を鎮祭するは、教院等の存せる間に限れる

訳なれば、移転廃合等の際には、直に神床の撤去を要する勿

論の義に有之候条、念為此段申添候也。

（宗教行政研究会編『宗教法令類纂』昭和九年、二〇〇頁）

⑭ 佐藤範雄講述『教祖立教と制度の沿革史要』昭和七（一九三二）年、四一頁。

⑮ これは「金光教別派独立請願書」〔明治三二年七月一〇日〕に添付されたものである。前掲『資料 金光教近畿布教史』二五三―

二五九頁。

⑯ 「特立」は、所属教派からの「独立」とは異なり、どこにも

所属しなかつた講社を教派として認可するもので、既に黒住教

や神道修成派が明治九（一八七六）年に認可されていた。さらに

修成派を除く神宮派や御嶽派、黒住派は、所属教派から「別立」

(「独立」したのではないとして独自性を主張する立場から、明治一五(一八八三年)「派名改称の儀に付き願」を提出し、それぞれ神宮教、御嶽教、黒住教として「教」名を称することを許可された。

⑰ 前掲『回顧』上巻、三九一頁。

⑱ 「金光教制度調査委員会規程」第二条。

⑲ 宮田真喜男「畑教監時代の教団の問題」紀要『金光教学』第一号、昭和四六(一九七二年)、佐藤光俊「管長と宿老の径庭」紀要『金光教学』第一九号、昭和五四(一九七九年)参照。

⑳ この「心得」は、一〇箇条あり、この内の第一は「本教制度調査は、私心なく公正に行う事は言を要せざる所なり。而して調査事項を審議するに当りては、一意教祖の御神意を得るといふこと最も大切なり。万一にも一点の私心を挟むこともあらば、教祖の神徳を冒瀆するの罪、謝するに道なしとの信念を要す」であり、二条がここで挙げたものである。以下、第三条からは、広前奉仕の形式の維持の必要性など具体的な事項が語られている。(金光教制度調査委員会、要項筆記録参照。)

㉑ 「神道各教派希望事項並びに具申書」大正八(一九一九年)五月二五日。これは、佐藤範雄編『宗教法原案、修正案対照表』(神徳書院文庫)に、綴り込まれていたものである。

㉒ 「神仏道教会所規則」(大正二年七月二四日文部省令第三号)は以下の通り。

第一条 本令に於て教会所とは、何等の名称を用うるに拘らず、

継続して神道又は仏道の教義を宣布し、又は其の儀式を執行することを目的とする設備にして、祠宇、寺院又は仏堂にあらざるものを謂う。

第二条 教会所を設立せんとするときは、神仏道教宗派の管長

又は教師に於て、左の事項を具し地方長官の許可を受くべし。

一 名称。

二 所在地。

三 所属教宗派の名称。

四 奉斎主神又は安置仏の称号。

五 担任教師の氏名及資格。

六 設立費用及其支弁方法。

七 管理及維持の方法。

八 役員又は教徒若しは信徒の総代を設くるものに付ては、其の人員、職務並選定方法。

(第三条、第六条、略)

第七条 教会所に於ては、主神を奉斎し又は本尊を安置し、教

徒、信徒または信徒たらんとする者をして、之を礼拝せしむることを得。

第八条 教会所に於ては、教義の宣布又は儀式の執行に際し、

公衆を参集せしむることを得。

第九条 教会所に於ては神社に模擬する建築構造を為すことを得ず。

(以下、第十条、第十四条、付則、略)

⑳ 前掲『回顧』下巻、一六〇頁。

㉑ 佐藤範雄編『宗教法調査委員修正意見取攬』(神徳書院文庫)。

㉒ 前掲『回顧』下巻、一五九—一六〇頁。

㉓ 佐藤範雄には、次のような神社への認識があった。「神社は国家の宗旨なるも、一の記念碑と等しく、神職は俸給を食みて、時の祭事を行うに過ぎず」、「教政問答『大教新報』第二二六号、明治四三年七月二二日。「今日の神社の信仰は、：氏子を精神的に教化し更に安心立命を得させようという教導はせずして、寧ろ湯釜を焚いたり御札を出したりして、人を迷わす位の事に墜ちて居る。実に驚くの外はない。：斯の如き次第にて、神道教師は神社より離れ神官より別れた今日の有様である」、佐藤範雄講述『金光教教学講演』四八頁。なおこの講演は、明治三六(一九〇三)年に行われたもので、第二次宗教法案が議会で審議未了になった直後に訂正を加え、昭和二(一九二七)年、金光中学校友会により発行されたものである。

㉔ 佐藤範雄『信心と国家』『金光教徒』第三三七号、大正一一(一九二二)年五月二二日。

㉕ この宗調の具体的な人名、及びその異動については佐藤の『回顧』に詳しいので、本稿では触れない。また、この宗調の動向、

宗団法制定までの経緯については、井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』第一書房、昭和四四(一九六九)年、文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百年史』原書房、昭和五八(一九八三)年、赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、昭和六〇(一九八五)年参照。

㉖ 渡辺順一「佐藤範雄の感化救済活動」紀要『金光教学』第二七号、昭和六二(一九八七)年参照。

㉗ 『宗教制度調査会議事録(第一回特別委員会)』昭和一一(一九三六)年一月一日、一四頁(以下、『宗調議事録、第〇回委員会』と略記)。

㉘ 『宗調議事録(第七回特別委員会)』昭和一一(一九三六)年一月七日、二二頁。

㉙ 「希望事項」(『宗調議事録(第一九回特別委員会)』大正一五年一〇月二日、一九二〇頁)は、以下の通り。

惟うに神社は上は皇祖皇宗を奉斎して建国の洪濤を光揚し、下は国家元勳民族の祖先を祭祀して国民道德の淵源を顕彰し、以て報本反始の道を明にする所以なり。蓋し制度の規する所、また疑うべきなしと雖、此趣旨未だ洽く徹底せずして、現時種々の弊害を見るものなきにあらず。是宗教法制定に際し深く考慮を要すべき点なり。又宗教上に於ても往々にして神社の尊嚴を毀損するもの無しとせず。政府は其声明の如く、宜しく神社の宗教圏外に立つの実を明確にし、神社の尊嚴と宗教の權威と相

共に発揚すべく適當の方法を執られんことを希望す。

なお神道側にも、この希望条項が要求される点に就いては、神道側委員連盟で提出され「宗教界の現状は本法の制定を俟つこと、さらに切実あるものあり」との議會通過を願う「宗教法案に対する希望」(昭和二年二月神道本局管長神崎一作、実行教管長柴田孫三郎、金光教大教正佐藤範雄卷)から窺うことができる。それは、次のようなものであつた。

：我が国に於ては、従来此種の法律なく、殊に維新以後の各種断片的の法令は、統一を欠きたるを以て、神道各教派の如きは、神社と混同して、彼此に煩雜を加え、之を外にしても、尚且つ政府は干渉すべからざるに干渉し、当に保護すべきに保護を与えず、府県亦各其取扱ひ異にし、其間時に疑似宗教ありて人身を攪亂し純真なる宗教は却つて其発芽を抑壓せらるるが如きもの少なしとせず。

③ 『宗調議事録(第一九回特別委員会)』大正一五(一九二六年)一月二日、二三頁。

④ 同右、二三頁。

⑤ 『宗調議事録(第一八回特別委員会)』大正一五(一九二六年)九月二九日、三九頁。

⑥ なおこの他、佐藤が修正案として出したものを示しておくならば、第九条の、宗教団体の監督権規定、『第一次に地方長官第二次に』文部大臣之を監督す』の『内の削除であり、同

様に、立法技術上から、第三二条の教派、宗派を文部大臣が監督する規定の全文削除である。この「地方長官監督権」の削除要求は、「神仏道教会所規則」の「施行細則」が各地方庁でまちまちである従来からの問題を捉へ、「…(「施行細則」の引用者)中には斯様なことが記されております。教会所、説教所の類を許可する場合の制限と致しまして、『近傍の社寺仏堂及教会所に於て直接、間接に蒙る妨害の有無並に其状況』是は此省令出ましたる趣旨には斯ういうようなことは何処にも其精神のあることを見当たる事の出来ない箇条であると思ひます」(宗調議事録(第六回總會)「大正一五年六月三〇日、二四頁、これは広島県で浄土真宗による教会設置妨害にあつたある教会の事例に触れたものである」と述べていた。

佐藤はこのような「施行細則」に見る運用を「暗に最早新進宗教の拡張を許さぬということが之に認められたるものと見ることが出来る」と指摘する。したがつてそれは「施行細則」に見る「運用」の問題であり、「私共ではどこまでも取りたい」との意思を覗かせながら「どうしても取れぬものを取るといふことは無理であります」として、次のように法の「運用」の問題に重点を置き直していた。それは、第一一条の「本法」施行に関し必要な規定並びに「施行の期日は勅令を以て之を定む」の『内の削除である。

ところで、「地方長官第一次監督権」の廃止を求める修正意見は、他に神崎一作、清水澄も同様になしていたが、逐条審議

に入つて、佐藤及び清水、神崎も突如撤回し修正案は消滅する。しかし佐藤らの案には賛成者も多く、議論の紛糾を招く事態になつた(宗調議事録(第一三回特別委員会)大正一五年九月一日、一一―一五頁)。

この撤回の直接の理由は判明しないが、下村寿一宗教局長は、疑似宗教団体の取締は地方長官の権限によらねばならないとし、監督権の不備に対し文部大臣においての処置を徹底させること、またこの宗教法により「神仏道教会所規則」が自然廃棄となるとの答弁をしたことから、佐藤らの撤回は、積極的に主張する理由が無くなつてしまつたことに関わつていよう。

この他、佐藤は、教団の規定に対し、第五三条が、「神道又は仏教にあらざる宗教」としたのに対し、キリスト教を明示する意味を込め「基督教その他」の文言挿入を求めていた。

③7 『宗調議事録(第一七回特別委員会)』大正一五(一九二六)年九月二五日、八頁。

③8 同右、三六頁。

③9 これには窪川旭丈、鶴崎庚午郎、建部遯吾などが主張していた。同右、二―三、七―八、一三頁。

④0 同右、三八頁。

④1 『宗調議事速記録(第六回特別委員会)』昭和一一(一九三〇)年一月四日、一八頁。

④2 同右、二二頁。

④3 前掲『回顧』下巻の「神道各教派希望事項」並びに「具申書」

の提出を記した事項(恐らく、この事項の執筆が昭和一〇年頃と思われる)で、現下の国体明徴論に思いを馳せ「感慨無量」としている(一〇五頁)。

④4 高橋正雄講述『教団自覚運動の事実とその意味』昭和四二(一九六七)年八月五日、金光教北九州教務所参照。

④5 『中外日報』第一〇七一五号、昭和一〇(一九三五)年五月一日。

④6 前掲『回顧』下巻、三四七頁。

④7 教則第五〇号「大教会所規則」は以下の通り。

#### 第一章 総則

第一条 本則は教規第四十八条に依り之を定む。

第二条 大教会所は本教教義の源泉にして一般教会所の模範たるものとす。

#### 第二章 大教会長及神前奉仕者

第三条 大教会長は管長を以て之に充つ。

第四条 大教会長は大教会所の事務を総覧す。

第五条 大教会所の神前奉仕者は金光教祖の系統にして金光の姓を冒せる男教師中に就き教監専掌及び支部長の協議に基き管長之を任免す。

第六条 大教会所の神前奉仕は本教至高の聖務にして他の侵犯を許さざるものとす。

第七条 大教会長事故あるときは事務長其事務を代理し神前奉

仕者事故あるときは第五条規定の有資格者中に就き管  
長臨時之を委嘱す。

(以下、略)

④8 前掲『回顧』下巻、四一〇頁。

④9 同右、五三五頁。

⑤0 「宗団法制定に至る回顧談」〔高橋正雄〕「堂」二二、昭和一四（一九三九）年四月九日。

## 資料一 宗教法・宗教団体法案の議会通過までの経緯

法案名	提出議会	提出日	内閣	審議結果
第一次宗教法案	第14回帝国議会貴族院	明治32(1899)・12・9	山県有朋(第二次)(西郷從道内相)	否決(明治33・2・21)
第二次宗教法案(岡田案)	第52回帝国議会貴族院	昭和2(1927)・1・17	若槻礼次郎(第一次)(岡田良平内相)	審議未了(昭和2・3・17)
第一次宗教団体法案(勝田案)	第56回帝国議会貴族院	昭和4(1929)・2・12	田中義一(勝田主計内相)	審議未了(昭和4・3・19)
宗教団体法案草案(松田案)			岡田啓介(松田源治内相)	
宗教団体法案			近衛文麿(荒木貞夫内相)	
昭和14年法律第七七号	第74回帝国議会貴族院	昭和14(1939)・1・23	平沼騏一郎(荒木貞夫内相)	可決(昭和14・2・18)
	第74回帝国議会衆議院	昭和14(1939)・2・23		可決(昭和14・3・23)

## 資料二 宗教制度調査会の開催状況

		会 長	文 相	宗教局長
		↓	↓	↓
○第二次宗教法案(岡田案)				
宗教制度調査会設置	大正15(1926)・5・12	平沼騏一郎	岡田 良平	下村 寿一
総 会(第1~6回)	大正15(1926)・6・1,3,4,24,25,30	〃	〃	〃
特別委員会(第1~8回)	大正15(1926)・7・10,14,17,21,24,28,30	〃	〃	〃
	(第9,10回)	大正15(1926)・8・24,28	〃	〃
	(第11~18回)	大正15(1926)・9・3,4,7,11,15,18,22,29	〃	〃
	(第19回)	大正15(1926)・10・2	〃	〃
総 会(第7~8回)	大正15(1926)・10・14,16	〃	〃	〃
○第一次宗教団体法案(勝田案)				
総 会(第1,2回)	昭和4(1929)・1・10,11	平沼騏一郎	勝田 主計	下村 寿一
特別委員会(第1~4回)	昭和4(1929)・1・12,14,15,16	〃	〃	〃
総 会(第3回)	昭和4(1929)・1・17	〃	〃	〃
○宗教団体法案草案(松田案)				
総 会(第1~2回)	昭和10(1935)・12・10,11	平沼騏一郎	松田 源治	高田 休広
特別委員会(第1~3回)	昭和10(1935)・12・12,16,20	〃	〃	〃
	(第4~7回)	昭和11(1936)・1・11,13,14,17	〃	〃
	(第8回)	昭和11(1936)・12・15	荒井賢太郎	平生鈺三郎
	(第9回)	昭和12(1937)・12・18	荒井賢太郎	高田 休広
総 会(第3回)	昭和12(1937)・12・30	〃	木戸 幸一	松尾 長造
○宗教団体法案				
総 会(第1回)	昭和13(1938)・11・14	原 嘉道	荒木 貞夫	松尾 長造
特別委員会(第1~8回)	昭和13(1938)・11・15,16,17,21,22,24,26,28	〃	〃	〃
特別委員会・小委員会(第1~2回)	昭和13(1938)・11・29,30	〃	〃	〃
特別委員会・小委員会(第3回)	昭和13(1938)・12・3	〃	〃	〃
総 会(第2回)	昭和13(1938)・12・10	〃	〃	〃
宗教団体法公布	昭和14(1939)・4・7			
総 会(第1回)	昭和14(1939)・10・14	原 嘉道	河原田稼吉	松尾 長造
特別委員会(第1~3回)	昭和14(1939)・10・16,19,21	〃	〃	〃
総 会(第2回)	昭和14(1939)・10・23	〃	〃	〃
				*要綱案可決
宗教団体法施行期日及び施行令公布	昭和14(1939)・12・22			
宗教制度調査会廃止	昭和15(1940)・3・30			
宗教団体法施行	昭和15(1940)・4・1			

# 北米日本人移民の信仰と生活世界

金光清治

## プロローグ

金光教シアトル教会在籍の、日系帰米二世信奉者であるY氏（一九三二）は、戦前期における日系一世（日本人労働移民）達の生活の実際がどのようなものであったかを尋ねる私の問いに対して、「そのことを聞いたとして、一世達の苦労や生活経験の意味が、日本に育った戦後生まれのあなた方に本当に分かるのですか」というような、疑いとも戸惑いともつかないような表情を浮かべて、少しの間沈黙した後、自らの出生にまつわるエピソードを、次のように語り出した。

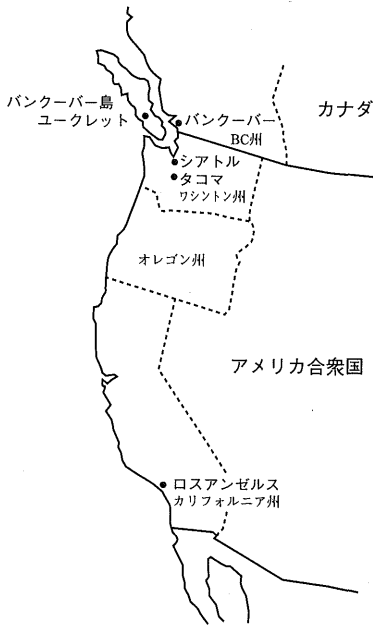
私はアイダホの生まれで、三歳の頃シアトルに来ました。そして、一九三〇年に日本へ行って教育を受け、一九三九年にこちらへ帰って来て、それから二年後に戦争になりました。私の両親を始め一世達は皆、英語が分からないままでも頑張ってきたのです。このことについて、父から次のような話を聞かされたことがあります。

私（Y氏）が病院で生まれた時に、英語を話せなかった母親は、生まれた子が男か女かを知るために、最初に男性の医師を指差して、次いで看護婦を指差して、そのことをジェスチャーで聞いたというのです。暫くして、医師が自分の方を指差したので、それでやっと男の子が生まれたということが分かった、というのです。こういうよう

なことは、勿論、母だけじゃなくて、ずっとあった、と思うんです。<sup>①</sup>

Y氏が出生した米国山中部のアイダホ州には、一九二〇年当時、約一、五〇〇人の日本人が居留しており、その大半は鉄道工夫か農園労働者であった。右のエピソードは、過酷な肉体労働に従事して自らの生活を切り開いて来た、当時の日本人労働移民達の生活世界の一端を物語るものであろう。このような日系一世達の生活力や精神力について、一九五六年にシアトル教会に赴任した松井文雄（一九二一～一九八九）は、次のように述べている。「わが身一つで大洋を打ち渡り、身寄りもなく、言語も通じぬ異境に立ち、当時の排日の嵐を生き抜くという事は、本当に生易しい事ではない。『今の人は資本がなければ事業ができない』というが、私達は自分の働きを資本と考えて事業を築いて来ました』と言う。その現実にふれてみて、労苦の程が心の底から分かる気がする<sup>②</sup>。また、同じくシアトル教会在籍の二世信奉者であるT氏は、「日・米戦争」勃発に際しての自らの心境を、「パパとママが喧嘩をしているようだった<sup>③</sup>」と表現した。開戦後、多くの二世達はアメリカ国家への忠誠を誓い、戦場へ赴いて行ったのであるが、彼等にとって対立し合うその二つの国家は、どちらも「敵国」ではあり得ず、自らの生を育んでくれた「母国」であったのである。しかしながら、同時に一世や二世達が、第二の「母国」として生活の根拠を置いた当時のアメリカ社会は、必ずしも彼等移民を優しく抱擁するような社会だったのではなく、有色人種への偏見・差別や移民間の対立関係が複雑に絡み合う、白人中心の多民族社会であり、とりわけ一九二〇年代以降の日米の政治関係悪化後は、日系人に対する敵愾心・排斥感情が往々にして暴力的表現で現されていた。やはり帰米二世であるサンフランシスコ教会在籍信奉者A氏は、「戦前は日本人が町で石を投げつけられ、『ジャップ』と罵られるような状況であったため、開戦後は日本に帰国していましたが、その当時は、二度とアメリカには戻りたくないと思っていた<sup>④</sup>」と、日系人への迫害が激しかった当時のことを回顧している。

移民達には、心の奥底から突き上げてくるような、自ら移民である者以外には分かり得ないような感情と労苦があった筈である。これらのエピソードはその生活過程の、ごく一端を物語るに過ぎないものであろう。彼等が、異郷にあつ



て、どのような辛酸をなめながら、日本人として恥じない生活を築き上げてきたか、その生活過程を辿ることが、彼等の生活(信仰)力の起源を究明することに繋がる唯一つの道であろう。裸一貫でアメリカへ渡り、言葉も分らない異郷の地で一家の生活の地歩を固めてきた一世達や、日本人であるその親達の生活の苦闘を子供として見て育ち、そして二つの「母国」に引き裂かれながらも、一人の日系アメリカ人として被差別の状況を生きざるを得なかった二世達の、「過去」における生活経験とそこから紡ぎ出されてきた信仰は、北米や日本の「現在」を生きる私達にとって無関係なものなのであろうか。日本人移民社会で営まれた布教と信仰の営為は、「日本人を対象としたが故に、国内布教の延長に過ぎない」などと、果たして簡単に片付け得るような性格のものだったのだろうか。

北米西海岸地域における本教講社所在地地図(一九二七)

一九一〇年代後半から二〇年代にかけて、ワシントン州のシアトルを始め北米、カナダ西海岸地域の各地(シアトル、タコマ、ロスアンゼルス、バンクーバー)には、本教の信者組織(以下、便宜上「講社」と呼ぶ。上地図参照)が形成されているが、一九二〇年代後半に正式な教会として改編されるこれらの講社は何れも、日本人労働移民達の間で自主的に組織化されたものである。因みに、一九一〇年当時、在米日本人総数は、ハワイからの米本土転航者の流入を含めて、七万二、〇〇〇余人(内、ワシントン州は一万三、〇〇〇人)に達していた。そして、本論に示すように、二つの講社が同時期に生まれたシアトルの市街地には、七、八ブロックの広範囲に亘る「日

本人街」が形成されていた。

以下一章では、シアトル、及び英領カナダのプリティツシユ・コロンビア州（以下、BC州と略記）に居留する日本人労働移民達の生活世界を視野に入れながら、該地での講社形成過程を明らかにする。二章では、一九二六年当時、青年会幹事長であった片島幸吉（一八八五～一九六二）の渡米を契機とする「金光教真道会」結成の意味を考察する。三章では、片島の視察を機に日本から布教目的で渡米した教師達の動静に注目し、彼等と、労働移民から布教者に転身した教師との相克の相を捉える。

引用資料については、適宜、地名の表記を統一し、歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに、旧漢字を新字体に改め、句読点を付した。

## 第一章 北米日本人労働移民の生活世界と講社の形成

一九一〇年代半ばから一九二〇年代初頭にかけて、シアトル居留の日本人労働移民達の中に、「金光教シアトル信仰会」(以下、「シアトル信仰会」と略記)と、「金光教信者集会所」(以下、「信者集会所」と略記)という二つの講社が、それぞれ別個に形成されていた。「シアトル信仰会」は、後述するように、船上生活をしてきた上田栄次(一八六九～一九三九)がシアトル寄港時に行なっていた施療活動にその端緒をみるものである。一方、「信者集会所」は、「平山サイン店」(看板・標識の製作、取次店)を営む平山文次郎(一八八〇～一九六九)を中心に組織化された講社であり、平山が常宿とするホテルの一室を礼拝所としていた。これら二つの講社は、片島の視察を契機に、やがて「シアトル真道会」として合併・改組されることとなる。以下本章では、「シアトル信仰会」の組織化に中心的役割を果たし、後には本教教師に転身する安村安吉(一八八五～一九六八)の、一人の労働移民としての歩みに即して、本教の講社が日本人移民達の生活世界に生まれた意味を明らかにする。「信者集会所」については、次章で述べることとする。

## I 安村安吉と「シアトル信仰会」

一八歳の安村が山口県大島郡から渡米したのは、一九〇二年六月九日であった。横浜を出港した彼は、翌七月二日にシアトルに着港し、移民局の手続きを済ませて上陸した。その夜、安村は、該地「日本人街」で浴場を兼ねたクリーニング業及び理髪業を営む、同行した同郷人の兄山根孫一の自宅に投宿する。

安村が上陸した当時、北米西海岸地域は、他の地域と比べて賃金・所得水準が極めて高く、そのことが同地域に労働移民が集中した主要な理由であった。シアトル地域に数多く見られた、実態は簡易旅館に他ならない日本人経営のホテルの存在こそは、当時の労働移民達の多くが帰国を前提とする出稼ぎを目的として移住していたことを、何よりも物語るものである。当時の「シアトル日本人街」(メイン街)は、「一攫千金」をも目論んで渡米した労働移民達の欲望と失意の渦巻く生活の現場だったのであり、「シアトル信仰会」は、この日本人街の中心部に形成されていた。

安村が、多くの同郷人達と同じく北米労働移民となった背景には、松方デフレ期以降、慢性的な農村破壊の状況に追い込まれていた現実があった。その生活困窮の中で、安村は渡米同郷者達からの送金の事実を目にし、また、その留守家族から様々な「成功」談を聞かされ、そこに「海外」雄飛による立身出世を夢見、同郷者達の多数住まう「新天地」アメリカへと渡米したのである。

『安村手記』によると、上陸後、彼は住込みによる家庭内労働を手始めに、ホテルでのコック、ウェイター、或いはアラスカでの土木工夫等の職を転々とし、渡米から六年目にして「錦衣帰郷」を果している。この間彼は、該地の日本人キリスト教会で英語を学ぶとともに、ビジネス・カレッジにも通学して、商業簿記、法律、通信文、及びタイプライター等の技術の習得に努めている。そして、帰郷後に郷里で妻ナツを娶った(一九〇八年)彼は、妻を郷里に残して再度シアトルに渡り、該地で各種の賃金労働を重ねた後、一九一二年には帰国する知人の持株を譲り受けてアイスクリームのコーン製造会社の経営者の一人となった。このように経済的基盤が整ったため、翌(一九一三)年に妻をシアトルに呼び寄せた彼(当時二九歳)は、その二年後の一五年には、同郷人達と「スターコーン製造会社」を開業するに至っ

たのである。ここまでの安村の生活の歩みからは、彼が出稼ぎ移民としての一応の「成功」を収めた様子が窺われる。だが実際には、事業拡張に伴う過度の肉体的、精神的負担故に、一七年頃から妻ナツは健康を損ない、帰国・療養を余儀なくされており、やがて帰米してからも体調の不良が続いている。加えて、二二年頃になると、事業が不振に陥り、安村は遂には自らの工場を手放して自営業から下請業者にまで転落するに至る。そして遂に二五年一〇月には、失意の内に彼（四一歳）は、家族（妻、子供二人）を引き連れて日本への引き揚げを余儀なくされているのである。<sup>13)</sup>

さて、安村が知人の勧めで「金光様を拝むおじいさん」(上田栄次)に面会したのは、妻が健康を損ない、自らの事業も破綻に陥っていた一九二一年七月のことである。

「此の頃、金光様を拜んで病気を癒す。又おみくじで色々と不明なことが解るそうだが、其の人は船住いで時々町へ来るそうな」と話し、健康でなく、ぐずぐずしている妻を一度、其の人に見て貰うては如何かと言われ、其れもよいと思うて居た。

数日後に、「今日、金光様を拝むおじいさんが西村新吉さんの所へ来て居る」と聞き、其の日、仕事を終えて、西村さんの所(レーンホテル)へ行つて金光さんのおじいさん(上田栄次氏)に会い、治療を施して貰うたが、妻は余程快く体が軽くなり、喜んで其の後度々治療を受けた。又、序でに私も治療を受けて、おかげを受けた。

上田氏は口で祈念するに、「生神金光大神、金比羅大権現、何々八幡菩薩：成田の不動明王―ウツ」と気合を掛けて、頭、頸、肩、背、腰、足と按摩をするのである。アノ気合と按摩と自信らしい話し振りで、大抵病気は治ると信じた。殊に、神経質の病気や、医師が癒し得ぬ永くぶらぶらして居るような病人には、最も効果がある、と思うた。斯かるうちに上田氏の信者の人と知り合い、其れ等と図り、シアトルで家を一軒定めて上田氏を定住させて、病苦の人を助けることを計画した。<sup>14)</sup>

右引用資料からは、上田の治療行為を乞い集う労働移民達が、シアトル日本人街には多数存在していたことが分かる。安村(当時三七歳)は、彼等上田の信者等と図り、自ら発起人となって、該地の日本人有力者達から寄附を募り、信者が提供した土地に会堂を建築し、上田をシアトルに定住させたのである。<sup>10)</sup>

安村が上田のシアトル定住に奔走した理由には、当時の安村夫妻自身がそうであったように、生活に困窮し過酷な労働故に病苦と向き合わねばならない人々が広範に存在していた該地日本人街の状況があった。「神経質の病氣や、医師が癒し得ぬ永くぶらぶらして居るような病人には……」との記述からすれば、神経症疾患者や、長年の労働生活の疲労によって体を壊し慢性的な体調不全状態が続いているような者達が、在留移民達の中に多数存在していたことが推察される。安村は、「上田氏の口で言うことに興味は無く、また其の教義を知ろうとも思わず、教義に左程興味もたなかった」と記しているが、会堂建築、講社結成への動機に関わるこのような言葉からは、安村の上田に対する期待は、その信仰の教義的意味内容ではなく、あくまでも「気合と按摩と自信らしい話し振り」から繰り出される治療技術の効果にのみ向けられていたことが分かる。そしてこのことは、安村の要請に応じて上田に資金・土地を提供した該地日本人居留者達にとつても同様であつたろう。このような上田の治療技術への、安村を始めとする日本人労働移民達の期待は、遠い異国の地で病氣にかかり生活が破綻することへの不安、とりわけ長年の疲労蓄積により、自らの肉体的限界を絶えず見据えさせられてきた壮・老年の移民達の、死への不安や危機感を物語るものであつたろう。ワシントン州に居留する当時の日本人移民の過半数は、鉄道工夫か製材所就労者であつたが、そのことからすれば、日々の重労働によって身体的・精神的に支障を来し、生活破綻と死への不安に苛まれていた者達が多数存在しており、そのような労働者が病氣直しを行う上田の周りに信者として集まっていたのである。その意味で、「シアトル信仰会」は、日本人労働移民達が自らの生活世界の中に生み出した、「癒し」の現場に他ならなかつたのである。

ところで、安村等の奔走によって上田の会堂は建築されたが、実際には会堂遷座落成祭の二日後に土地提供者との間で金銭上のトラブルが惹起したことから、その翌日には同所を立ち退かざるを得なくなってしまうのである。だが、こ

のことによって上田の救済行為が頓挫してしまう訳ではなく、その後、上田は安村とは別の会堂建築委員から提供されたアパートの一室で施療行為を続け、更に翌（一九二二）年には、同委員達が用意した貸家で、なお施療行為を継続していくのである。

先述のように、上田の「シアトル信仰会」<sup>⑦</sup>は、片島の視察を経て、後述する平山文次郎の「信者集会所」と合併され、一九二六年、「シアトル真道会」に改組される。そして、この真道会結成後の上田は、同会主事に就任する「信者集会所」出身で金光教師の資格を取得（一九二六年）していた大坪亀吉（一八七四～一九四〇）と折り合いがつかず、その結果、上田・大坪ともに同会から離れることとなっていく。後述するように大坪の場合は、その後「タコマ真道会」（後、タコマ教会）の担当教師となるのであるが、上田の場合はその後の動静が不明で、或いはこれを機に布教活動を停止したのではないか、とも考えられていた。ところが、実際は「真道会」脱退後、上田は、日本人農園労働者が多数住居するシアトル市郊外のサウス・パークに移住し、その活動を最晩年に至るまで継続していたのである。<sup>⑧</sup>このことは、「ワシントン州排日土地法」<sup>⑨</sup>によって深刻な打撃を受けた移民達の存在を、上田が新たな救済対象として、自らの活路を開いていたことを物語るものであり、また、上田からの癒しを求めて彼を自分達の生活の場に呼び寄せた日本人小作農民が、サウス・パークに多数居留していたことを示唆している。

では、先の引用資料中で、「みくじで色々と不明なことが解る」と安村に評された上田の、移民としての生活意識や思念の内容はどのようなものだったのであるうか。先述のように、上田の入信契機は佐藤範雄（一八五六～一九四二）の説教に感銘を受けたことと、以前難船しながらも奇跡的に助けられたことにあつた、とされている。実際に上田が、一九二九（昭和四）年に佐藤に見舞状を送付していることや、翌三〇年に次のような書簡を送っていることからすれば、上田の佐藤に対する信仰的な信頼は、晩年まで把持されていたものと、思われる。

過日の手紙にて申上げて置きましたが、去る六月十五日、独立参拾年祭を執行させて頂きました。而して、信者が

私(上田栄次―筆者)の六十一の高齡を祝い被下ましたのを、合せて壹百円、貴教会(芸備教会―筆者)へ献納させ  
て頂きますから、御道の為に有意義に御利用被下る事が出来ますれば、私には何よりの幸で御座ります。併し、  
此の御献備は彼の報告書とは全然別物で御座ります。こう申上ると恐れ多い事では御座りますが、混同なさらぬ  
様、一応申上で置きます。私は、米国の土になる決意では御座りませう共、私の希望と致しましては、出来得る  
ならば、一度、御本部へ参拝致度御座ります共、今では不可能である。夫れに高齡にも達しましたから、愈斷  
念致しまし：(以下、資料欠落)。<sup>20</sup>

右の引用資料中、「彼の報告書とは全然別物で：」との記述からは、シアトルに「定住」後、上田、或いは上田の信  
者から佐藤に対して何らかの報告書類を送付していたことが窺える。このことは同時に、その救済行為がいつまで按摩  
治療を中心としたものであったかは定かではないが、先述した入信経緯を持つ上田が、佐藤に手紙による「取次」を継  
続的に願ひ出ていたことをも示唆する、と思われる。一九〇八、九年以降、何時の頃からか、西海岸のシアトルに流れ  
着いていた上田は、シアトルに「定住」して後も、長年の船上生活と同様の形態での生活を陸地で継続していたとい  
ことからすれば、彼はシアトルにおいても「流民」的生活を継続した、とも言える。しかし、当初は流民的生活形態を  
引きずりながらも、下船後の救済行為を継続する生活過程で、彼は次第に移民(流民)から一人の宗教者へと転身を果  
たしていったのである。「無神論者」であった当時を回顧する安村の意識からすれば、上田は単に治療技術者に過ぎな  
いものであったり、或いは上田の信仰活動が社会的に「迷信」視されるようなものであったとしても、教団本部や佐藤  
の存在を絶えず念頭に置きながらその活動を進めていた上田自身は、自らの行為を信仰に基づく人間救済として捉えて  
いた筈である。佐藤へ向けた上田の、「私は米国の土になる決意では御座りませう共：」という、米国に骨を埋める  
決意の表明は、移民として船上生活を送る過程で、一人の「宗教者」へと転身を果たしていた自らの生を、シアトルの  
地で全うしようとする、信仰者としての意志表明とも見えるのである。

以下、「シアトル信仰会」の以後の展開は次章に委ねて、次節では、英領カナダ・バンクーバー在留の労働移民間に組織化された講社の形成経緯とその実態を見ておきたい。

## II カナダ日本人漁民の生活世界と講社の形成

英領カナダBC州バンクーバー市に居留する日本人労働移民間や本土対岸のバンクーバー島ユークレットに居留する日本人漁業労働者（以下、日本人漁民と記す）間には、一九二〇年代後半から三〇年代初頭にかけて、それぞれ講社が形成されている。本土バンクーバー市内の日本人街（パウエル街）における初期講社活動の中心人物は、一九三〇年に本教師の資格を取得した山田浅太郎（一八七八―一九五二）であり、一方は、森下梅蔵（一八九一―一九七二）である。以下、バンクーバー島内ユークレット（前掲「北米西海岸地域における本教講社所在地図」参照）在留の日本人漁民間に形成された森下の講社活動を中心に、その形成過程及び実態を明らかにする。

森下梅蔵は、兄の呼び寄せで一九一七年、和歌山県日高郡三尾村からカナダに渡航（当時二六歳）して後、ユークレットで漁民達の生活維持に必要な日用品の流通・販売業を営んでいた。彼の入信の契機は、渡航から一四年目に当たる三一年（当時四〇歳）に初めて帰国した際、弟（食料品店経営、大阪在住）宅に滞在していた間、弟に連れられて金光教玉水教会に参拝したことにある。彼の回顧によれば、同年、ユークレットに帰村して後、引き続き日用品の注文・配達に各家庭をまわりながら、漁師婦人達に本教信仰を話し伝えるようになり、その結果、ごく短期間の内に、当地に在住する日本人漁民家庭の大半が信仰を始めることとなった。森下は、その過程を、金光教師の資格を取得する一九六三年（当時七二歳）、次のように回顧している。

当時、日系家族が僅か四四、五家族、地形上、実に交通不便なる地にて、日系漁者の部落は五、六カ所に散在して、漁者組合により統轄され、私もここで細やかながらも、毎日の如く店を妻に任せては注文取り・配達と各家庭

をまわっておりました。商用の済み次第、わが町の人達に金光教とはいかなる宗教であるか、おぼつかないながらも、お客様にお伝え致し、お導きいたしましたところが、一族、二家族と、そして一部落の方々が全部、信仰をするようになり、続いて他の部落にも及び、一カ月内外の内に、在留家族の大半までも信仰を始めるようになりました。

早速、各家庭（二四家庭―筆者）には神様をお祀りさせて頂き、神具は弟が注文して、何分交通不便なため送迎の御用は毎度、私所有の船にておかけを頂き、毎月一〇日、二二日は、あるご信者のお宅で月次祭と定めまして、ご無礼とは存じつつも、不肖私が先唱をさせて頂きました。まだまだ入信者があることと思いましたが、二、三の温和者がありまして在住家族の約一〇家族をお導きされたことと存じます。また、ある時は信者宅祭をも仕えさせて頂きました。

右に見るように、ユークレットでの講社形成は、雑貨商を営む一介の初信の人森下を中心とする日本人漁民間に、自然発生的に形成されたものであった。漁師婦人達が、夫が海上にある日中の時間帯に「家庭集會」を開いていたのも、森下がユークレットに帰村して後のことである。森下の漁船で月次祭に参集する女性信徒達の殆どは、カナダに渡航した後の入信者であった、と伝えられている。因みに、投機性の高い鮭漁だけでなく、BC州の漁師婦人達が就業していたキャナリー（製缶工場）<sup>②</sup>もまた、鮭の豊漁・不漁、国際市場価格、労使関係、キャナリー間の競争、の四条件の組み合わせに直接影響される盛衰の激しい産業であった。このことは、何ら資本を持たず裸一貫で渡航した日本人漁民達の場合、往々にして破産に追い込まれる危険性と生活不安を抱えさせられていたことを意味している。更に言えば、カナダ日本人漁民達には、次に述べるような政治的な圧迫・排斥が加えられていた。

カナダの日本人漁民は、連邦政府から、漁撈許可証の削減、漁撈区の制限という形での、法制度の上からの差別待遇を受けていた。そして最終的には、連邦政府が一九二二年に打ち出した漁撈許可証の削減計画実施後のBC州漁師数推

移（左表参照）に窺えるように、白人、インディアン漁師数が増加する一方で、日系漁師数は大幅に減少していくのである。さかのばれば、他の産業への労働従事については日本国籍のままでの就労が可能であったが、日本人漁民の経済的上昇が顕著となった一八九二年以来、漁業のみは、カナダ国籍を有する移民でなければ従事できない法制度となった。したがって、同年以後は、日系人漁民の中からカナダ国籍を取得する者が年々増え、該地で生活を維持するための二重国籍者<sup>20</sup>が増加していた。また、先の引用資料で、森下等の部落が漁師組合の統轄下にあったと述べられているのも、日系人漁民が差別・抑圧の対象とされ、結束して対処する以外になかったことを示すものに外ならない。だが一面では、このような法的差別待遇の下に置かれたことは、逆に、そのような労働条件の中で、日本から渡航した漁民達が白人漁民達に対して脅威を与える程に顕著な経済的上昇を果たした、その生活の軌跡を裏付けるものでもあった。このことは、例えば一九〇七年、フレーザー河の鮭漁に出航した七七五隻の漁船中、実に五二五隻は、日系人の操業によったこと<sup>20</sup>からも明らかである。

BC州漁師数比較表（一九二二—一九三三）

白人漁師	一九二二年 三、一一五	一九三三年 六、三八八
インディアン漁師	一、五四五	二、六一五
日系漁師	二、九三三	一、九八八
総数	七、五九三	一〇、九九一

上陸後は農業労働者、金物店、自動車の修繕・販売業等の職業を転々とした後、ユークレットに移り住み、漁民として生計を立てていた。その彼が本教教師となった（一九三〇年）経緯は、片島視察の翌年に肺炎を患い生死の淵をさまよった時、上田栄次や平山文次郎の祈念を受け、一命をとりとめたことにある。

一九三二（昭和六）年一月下旬、本土バンクーバー市内キーファ街では、本教の鎮座祭が山田の祭主によって初めて執行されているが、鎮座祭に際して山田は以後の布教のため私財を投じて神殿を始め布教施設を整えたという。この

さて、次章で述べるシアトルでの片島の講演を機に入信した山田浅太郎は、一八九七（明治三〇）年に渡米（当時二〇歳）しており、

ことは、三二年前から、当地に講社としての実態形成が行われていたことを示唆するものであり、一九三六年には、この布教施設を基にして、認可を見ることになった。<sup>⑧</sup>

以下、次章では、労働移民達の生活世界内における、このような講社形成と、その下での信仰の萌芽を踏まえつつ、米国で「新移民法」が制定された翌々（一九二六）年に実施された、青年会幹事長片島幸吉の北米視察との関わりで、「金光教真道会」の成立経緯を窺っていく。

## 第二章 「金光教真道会」の結成とその意味

片島幸吉の北米「講演」旅行の計画が公表されたのは、『金光教青年会雑誌』一九二六（大正二五）年新年号においてであった。片島の出張計画は、同年五月段階では、「在外邦人の信仰状態視察及び調査」を目的とするものとして位置付け直されているが、その計画改案の背景には、一月から五月の間に、北米在住信奉者達の生活状況に関わる情報が同会本部に収集された経緯があった。片島の出張旅行は、同年五月中旬から九月中旬までの四カ月間の旅程で実施された。その間、彼は訪問先の領事館や日本人会、宗教関係者等に面会する他、各地で公開講演活動を行いつつ、シアトル、タコマ、ロスアンゼルス、ホノルルに、「教団本部との連絡機関」としての「金光教真道会」を結成させ、それまでの自然発生的な講社を改組・統合していった。そして、その視察中に、各真道会結成地の信徒達からの要請を受けた片島は、帰国後、日本から北米への教師派遣を金光教本部に対して促したのである。<sup>⑨</sup>

先ず、当時の現地日系社会の状況を明らかにし、次いで、「金光教真道会」の成立経緯とその意味を窺っていく。

### I 片島の北米視察と「排日移民法」

片島の北米視察が実施された一九二六年当時、平山文次郎を中心としたシアトルの「信者集会所」では、片島来訪の

報を受けて、キング街の借家に、神殿・祖霊舎の外、教職者を備えた布教施設を整えた。片島の北米視察計画を知った平山は、「暗夜に光を得た心持致しました」との手紙を青年会本部に送付していたのであるが、そのような平山の期待には、どのような現地の当時の状況が反映されていたのだろうか。先ず、シアトルの地で十数年に亘って「信者集会所」の講社活動を主導してきた平山の問題意識を捉え、次いで、視察者である片島の目に映じた当時の日系社会の問題状況を把握することとする。

因みに、「信者集会所」が生まれた端緒は、福岡教会の信徒であった平山（一九〇三年渡米）がシアトルで常宿としていたホテル（NPホテル、後掲「シアトル旧日本人街細図」参照）の管理人（光森弥生（不詳、一九二六、岡山県出身））に本教の教理の一端を話したことを機に、同ホテルの一室に礼拝所が作られた（一九一〇年代中頃）ことであった。信者集会所では、当時、日曜日に参会して信仰共励的活動を行っており、その活動は、講社の主導者である平山が、神道の祭式や作法を心得、日本では黒住教信者であった光森弥生の助言を得、また福岡教会長からの手紙による教導を受けつつ行っていたものであった。

平山は、次に見るように、シアトル在留の労働移民のみでなく、隣接都市タコマに在留する移民達にも信仰を伝えていた。

実は十年以前より、当シアトル市にて金光教信者集会所と名称させて頂き、相互に日曜毎に集會仕りまして、本教雑誌其他本教の書籍を読ましていただきまして、教祖様を御慕い申して居ります。殊に昨年八月、我々信者のパイオニアにて大坪亀吉氏は、御本社教義講究所に入殿せられて、此の三四月頃は再び御渡米の事と相成り居る次第で御座います。タコマ市にも金光教信者タコマ集会所、昨年三月二十二日発會式のおかげを頂き、毎日曜日に集會致して、教祖様の御教をお慕い申して、益々盛んになりつつありますから、何卒、先生（片島幸吉一筆者）の御渡米あらせらるる事を待つて居ります。

右引用資料に示された大坪亀吉（一九一〇年渡米）は、北米労働移民出身の最初の教師であるが、一章で述べたように彼は、「シアトル真道会」の主事に就任した後、タコマ集会所（後、タコマ教会）の担当教師となったのである。大坪は教師となる以前には、タコマ市オーバンで白人と共同の母組合を創立するなど、農業経営で活躍していたが、「外国人土地法」の制定によって、十年以上に亘る血の滲むような努力が一瞬にして無に帰している。因みに彼は、一九二四年の「排日移民法」<sup>③</sup>によって排日運動が激化する二四年前後には、ワシントン州河流域農業組合長、及びシアトル市日本人会会長に就任している。そして、そのような大坪を信仰に導いた平山もまた、大坪と同時期に、ワシントン州河流域農業組合長、及び該市日本人会会長に就任していた。つまり、第一次世界大戦勃発前後、散発的であった排日運動自体が組織的、政治的、法律的に強化されるこの時期に、シアトル、タコマ両地域の本教の講社の主導者となった人物が、ともに当地日系社会を取り纏め、その権益を代表するリーダーとしての責めを負っていたのである。<sup>④</sup>

「排日移民法」のねらいは、日本人移民に対して、その新規渡米の道を完全に閉ざすことにあった。日・米の国際関係の悪化と、該地での日本人排斥運動の激化の現実が、同移民法制定の背後にあり、一九二〇年代以降の法律的差別は、彼等移民達の生活を内部から切り崩そうとする影響力を持った。「排日移民法」制定の翌々（一九二六）年の片島の北米視察立案は、法令的・現実的生活レベルで被差別状況下にある在米日本人移民達の実態視察を第一前提としつつも、その中に芽生えつつあった本教の組織再編成の方途指示を意図していた。片島は渡米後、「成功」の証として、芝生のない日本人家屋や、移民達の衣食住に関わる過酷な生活現実を目にして、初めて労働移民達の渡米後の生活の実態に触れたのである。そして、白人に比べれば劣悪な生活環境で、文明の立ち遅れている日本人移民達の生活を根本から改善するための精神的支柱となり得る本教の信仰組織（金光教真道会）を各地に結成、改組する手立てを講ずることとなったのである。

以下、次節では、米本土における各「金光教真道会」の成立経緯や組織的特徴を概観的に把握するとともに、片島の帰国後活発化されることとなった、国内での北米布教への機運について触れておきたい。

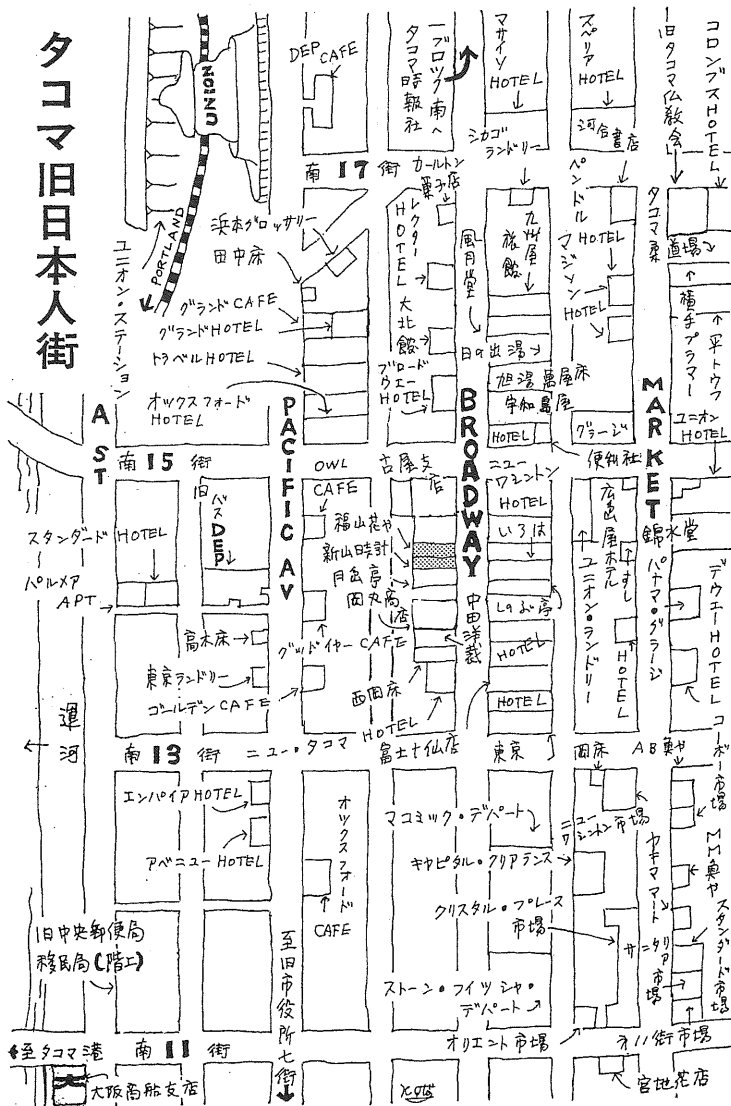
## II 「金光教真道会」の結成とその意味

### a、「金光教シアトル真道会」

片島のシアトル地方での約一カ月の滞在の間、「信者集会所」と「シアトル信仰会」の二つの講社が合併、「金光教シアトル真道会」と称し、新たに家屋を借受けて、大坪亀吉が主事に就任した。片島はこの講社合併へ向けて、「信者集会所」と「シアトル信仰会」との合同懇談会を計五回に亘って開いているが、そこでの片島の問題意識は、前章で述べた上田の奉斎主神への疑念や、そこで展開されていた講社活動の実態に対する教義的な問題視からの、既存の信仰状況の打開へ向けてのものであった、と思われる。以下、片島の視察を機に改組・統合された「シアトル真道会」の組織的特徴に注目し、改編後の実態を明らかにする。

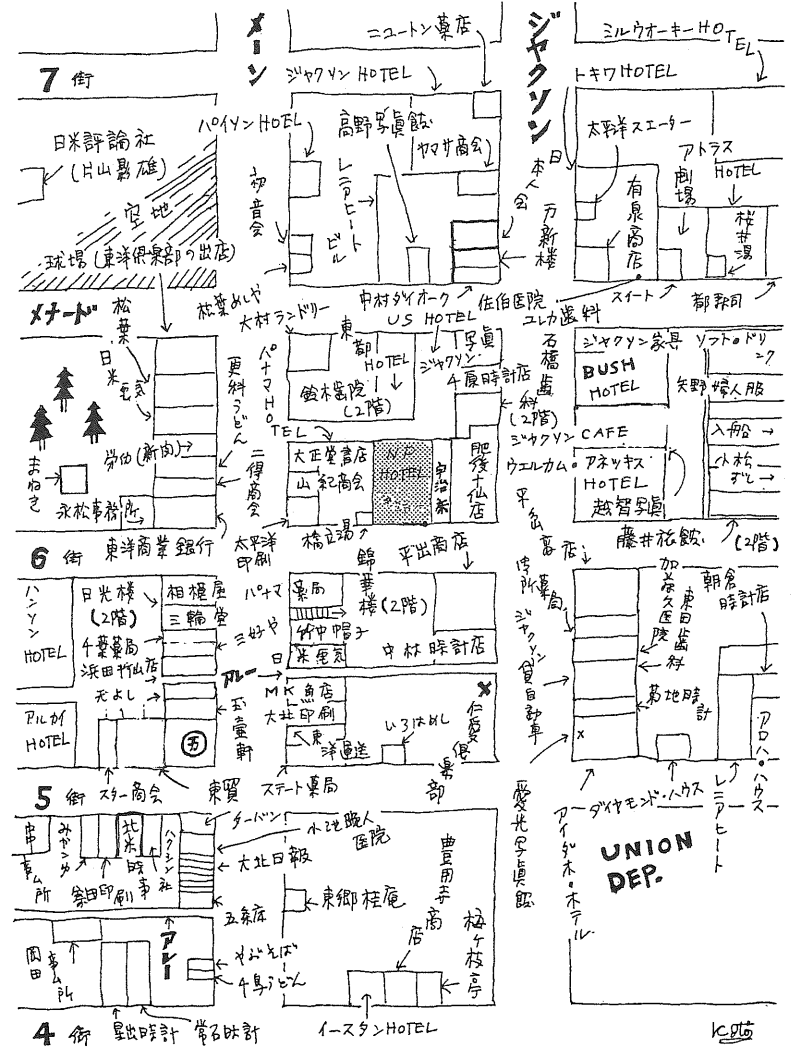
片島が金光教本部宛に提出した「米国各地に於ける金光教真道会事情」によれば、シアトルでは「一階家屋の正面に神殿祖靈舎を設け、教場は椅子にして、百二三十名収容し得、神殿の後部にて奉仕者一人住居出来得る設備をなしたり。同真道会役員の主なる者、平山文治郎（福岡教会信者、看板、標識製作業、国行幸十、同宗十（ホテル業）、山田浅太郎（金物業）、沖中九市、同人妻（元山口県にて信仰、食品業、林京一（食品業）、永田頼吉（会社員）。信徒約百名。頻りに教師派遣を願出で居れり」と報告されており、『青年会雑誌』にはシアトル真道会の役員が次のように示されている。

主 事	大坪 亀吉		
副主事	上田 栄次	伝道部	大坪 亀吉
	国行 幸十		大坪 覚次（他六名）
	平山文治郎	会計部	長谷川茂吉（他一名）
祭事部	光森 弥生	庶務部	山田浅太郎
	国行 幸十		国行 宗十
	平山文治郎		永田 頼吉



\* 「タコマ真道会」は、中央の南15街に面する通りに設立された。  
 とともにタコマ真道会々員である新山種蔵の経営する「新山時計」、及び福山仲次郎の経営する「福山花や」は、いずれも南15街×ブロードウェー街付近に位置した（網かけ部）。

### シアトル旧日本人街明細図



「シアトル旧日本人街明細図」「タコマ旧日本人街」は、伊藤一男『北米百年桜』北米百年桜実行委員会、1969年、より一部修正の上転載。

\* 「信者集会所」の前身となる礼拝所の形成された「NP HOTEL」は上図中央に位置した（網かけ部）。



沖中 九市(他二名)

地方委員 大坪 敏吉(他九名(括弧内は何れも筆者略))

右に見るように、片島の視察を機に、本教師の資格を持つ大坪亀吉がシアトル真道会「主事」に、「副主事」には「シアトル信仰会」信者集会所」の各主導者である上田・平山と信者集会所の篤信者国行幸十が就任する外、祭事部・伝道部・地方委員等を設けてシアトル真道会の組織的運営への方向づけを行っている。地方委員の大坪敏吉(二八九〇(不詳))は、「主事」に就任した大坪亀吉の次男で、伝道部の大坪覚次は亀吉の三男に当たる。伝道部は、シアトル日本人街に在留する労働移民達の家庭に信仰を伝える役割を果たすためのもので、地方委員は、当地日本人街の外部に居留する労働移民達で、伝道部と同様の働きを担う者達である。また、光森弥生が祭事部委員に任命されており、右に挙げた委員の中には兼務担当者が見られる。

このように改組されたシアトル真道会は、大坪亀吉と上田栄次が施設内に居住して、主たる布教活動を担うべく組織されたのであるが、先述のように、信者に対する教導・布教の方法や本教信仰への教義理解をめぐって大坪・上田の折り合いはつかず、結果、両者ともに同会を引き揚げており、その後シアトル真道会の神前奉仕は、営業の傍ら平山が務めることとなったのである。<sup>④</sup>

b、「金光教タコマ真道会」

前掲「米全国各地に於ける金光教真道会事情」には、タコマの真道会組織は、「所在地家屋は地下室を有する一階家屋にして、内部にて神殿を設け、椅子にて約八十名収容し得。同真道会の主なる役員、大坪亀吉(講究所を出でし者、農業)、西村(時計商)、新村(新山か筆者(雜貨商))。信徒約六十名」と報告されている。以下、同会信徒層について、「金光教タコマ真道会信徒名簿」(一九二六～二八年記載)から窺うこととする。

同名簿に見る入会申込者(後掲別表一参照)総数は、戸主六五名(何れも男性)で、この内、「家族」(妻・子)の欄に記入のある者が五三名(二世の総数は二二四名)あり、残りの二二名は記入がない。そして、五三名の妻帯者の内で、家族

欄に母国の家族(母・祖母)を記入している者が三名いる。会員は何れもワシントン州内に在住し、タコマ日本人街(タコマ街・ブロードウエー街、前掲「タコマ旧日本人街図」参照)居留者が二三名、農業地(ファイフ・オーバン地域在住者)が五名いる。戸主総数六五名を出身県別にみると、岡山県一四名、広島県一名、山口県一名、滋賀県七名の外、愛媛、福井、和歌山、熊本、福岡の各県に亘っており、中国地方の三県(岡山、広島、山口)の出身者が過半数(三六名)を占めている。その中で山口県出身者の中には、上陸当初の安村をシアトルの港で迎え、タコマで理髪店や「日米雑貨店」を開業(一九二二年)して後、タコマ日本人街(ブロードウエー街)に時計貴金属店を開き、「山口県出身の成功者の一人」に数えられた新山種蔵の名も見える。また、「タコマ及地方日本人史」付録「同胞奮闘家名鑑」<sup>46</sup>からは、同県出身の四名の信徒が理髪業(経験)者であることが分かる。なお、『タコマ及地方日本人史』中の「在留同胞事業概要」で、一九一七(大正六)年と四〇(昭和一五)年を比較した数によれば、この間、マーケット一軒が三〇軒に、雑貨屋〇が二六軒に、それぞれ増加しており、このことは当地に真道会が結成された当時、タコマ日本人街の人口が膨脹し、経済的にも活況を呈していたことを物語っている。

そして、真道会結成当初に六五戸の信徒(戸主)を結収し得たということは、タコマ地方には同会結成以前から講社の実体が既に形成されていたことを意味している。シアトル真道会「主事」に就任した大坪が、シアトルを引き揚げた後、タコマ在留移民達から呼び寄せられてタコマに移住していることは、タコマにおける信徒達の講社形成やその維持運営に際しての能動的な役割を表すものであり、そのような労働移民である信徒達の欲求と働きがタコマ教会設立(一九二九年)に繋がったのである。<sup>47</sup>

### c、「金光教羅 府真道会」

ロスアンゼルスを視察中、片島は、在留信徒の経営するホテルの一室で、「羅府真道会」結成に際しての鎮座祭を執り行っている。この時の祭主は、神道本局の森岡某で、祝詞奏上の後、代表信徒が「真道の心得」を朗読した。「米国各

地に於ける金光教真道会事情(前掲)によれば、ロスアンゼルスでは、「神殿はホテル(ミカドホテル)筆者)の一室に設け、随時参拝する事となり居れり。同真道会の主なる役員、浅野金太郎(ホテル業)、中野馬蔵(会社員)、西耕太郎(食料品商、大倉教会信者)、井上太志(新聞記者)、秋山英曾(奥平野教会信者、農業)、高山決三(煙草商)、須崎義夫(府中教会信者、運送業)等。信徒約八十名。教師派遣を願出で居れり。羅府は北米太平洋岸の最も繁盛なる土地にして又日本人最多数なり」と報告されている。真道会結成以前における該地の信徒達の状況については、「金光教羅府真道会現状報告」に次のように記されている。

∴取次ぐ教師なき為め万事に支障を生じ、奉斎せられたる広前も転々として移り変り、其の維持方法等に於ても、一部篤信者なる者たちにより責任支出負担をなし支持し来りしも、現在広前サンピードロ街ファームビルディング内に移されしよりは、専ら貴金屬時計商沖朝松、財政方面に従い会計をつとめ、西耕太郎(果物商)広前の御用に奉仕して先達となり、祭典等は神道本局森岡師に委嘱して実施し来りしも∴沖氏は二十年來の宿痾糖尿病全快し、斯如き御蔭蒙りしより益々信仰を深め、教師派遣申請についても教会維持についても、沖一個人を以て其全責任を負うの決心と覚悟を定め、尚又西氏沖氏兩人は、他に信者は一人なくとも大丈夫なりとの信念を以て、教師御派遣方申請を促し来ること甚だ切なるもの有之候。かく教師未だ赴任前より奇しき靈験蒙るもの次々に現れ来り居り候。<sup>48)</sup>

この報告書では、片島の視察後、「布教に専従する教師不在の為に様々な支障」を来しながらも、沖、西等、篤信者による神前奉仕によって真道会が辛うじて維持されている実情が報告されるとともに、彼等の生活世界に芽生えようとしていた信仰の今後の道付けを得るための教団からの教師派遣が必要であることが、教団本部に対して要請されているのである。

ロスアンゼルス真道会会員達は、農園・庭園業・或いは雑貨店等を営む労働移民達であった。当地には、今日のロスアンゼルス教会がメキシコ人居留区に存立している事にも反映されているように、各国からの移民が「日本人街」周辺に多数居留していたのである。例えば、一九三〇年当時、ロスアンゼルスには隣国のメキシコ人(約一七万人)を筆頭に、カナダ人(約五万人)・英国人(約四万人)・日本人(約三万五千人)を始め、様々な民族が隣接しながら居留していたのである。同じ労働移民としての外国人労働者達との日常的な経験接触の中で真道会会員達は、日本人である自らの生活世界の中に芽生えようとする信仰が日本的であることを認識させられ、これと同時に各国移民達の教会活動が同じく各国の生活背景・精神土壌の上に成り立っている現実を目の当たりにし、信仰が現実の生活を切り離してはあり得ないことをより現実的に認識させられていったのである。それは、他民族の信仰営為を軽視、或いは排除することではなく、人間にとつての信仰営為に多様性があることを認識させられる経験だったのである。ただ、渡米前まで他民族との経験・接触を有しなかつた真道会会員である日本人労働移民達は、自らの生活根拠としての日本人街とは視覚的にも明らかに異なる様々な民族の生活様式の「差異」を認め合う姿勢が要請されていた。そこでは、様々な民族をその「外部」から見る自らの視座のありようをも問い正しつつ、その「差異」故に蔑視や差別が生じることのない「戒め」が自らの生活意識の中に芽生えてゆき、その見方を信仰をもってたゞざされていた、と思われる。

片島は視察後、「在留邦人の大半は基督教、仏教のいずれかに属すれども、習慣的な信者多き模様にて、真に神仏の比礼を拝謝して信仰する人少なき模様なり」と述べている。教団本部へ報告された労働移民達の、日々過酷な生活と、ともすれば「自暴自棄」に陥りかねない状況下で、その逸脱しがちな生活への規範となり得る精神的な拠り所を何等見出せない、このような生活実態を踏まえる時、シアトル真道会代表者となつていた永田頼吉が、「永続ノ見込相立ち信者一同ヨリ教師派遣方切望致居候」と述べる言葉の裡には、信仰への手ごたえとともに、かけがえのない自らの生の意味づけ、北米労働移民としての生活における信仰への真摯な欲求があつたことが窺われる。それ故に、常に「後戻り」の繰り返しであつたとしても、過去数十年間の生活を回顧する彼等労働移民達の心には、自らの信仰生活を充実・向上

せしめてくれると期待される、「師事するに足りるだけの鍛練された精神を持つ」人材派遣への願望が見られ、先の永田の要請は、そのことの教団本部への意思表示であった、と窺われるのである。

### 第三章 秀島力松の「苦闘の跡」

先述したように、戦前期北米における本教の布教、信仰當為は、各地日本人街での労働移民達の生活苦や不安と深く切り結ばれながら展開していた。そして、北米底辺社会でマイノリティ民族集団として結束しながら、日増しに膨脹していった、日本人労働移民達の生活確保への営みは、次第に白人労働者達に脅威を与えるまでになり、その結果、失業者が溢れる大恐慌の時期には、日本人移民に対する差別・排斥感情が白人社会の中に蔓延するとともに、日本人移民の締め出しのための法制度が整えられることとなったのである。その経済恐慌の時期に、北米における本教布教は大きく進展しており、北米各地には、相次いで教会（シアトル、タコマ、ポートルランド、ロスアンゼルス、サンフランシスコ、サクラメント、サンノゼ）、布教所（サンピードロ、ソーター）、集会所（フレズノ）が設立されていった。この時期、それら教会長、或いは布教所担当教師として布教に専従していた教師達は、次のような二つのグループに大別される。

一つは、労働移民出身の教師達のグループである。大坪亀吉（タコマ教会、平山文次郎（ポートルランド教会）、安村安吉（サクラメント教会）、山田浅太郎（サンノゼ教会）は、一九二六年から一九三〇年の間に、一時帰国して本教教師の育成機関である教義研究所（在本部、岡山県）を卒業し、帰米後補命を受けて教会長として布教に従事した教師達である。同じく労働移民から金光教師に転向した西耕太郎（一八八七―一九八二）（元ロスアンゼルス真道会会員へ前出）、サンピードロ布教所、後藤勲（一九〇〇―一九八七）（ソーター布教所、ともにカリフォルニア州）は、一九三八年から一九四〇年の間、補命を受けて布教所担当教師として布教に従事した。また、戦後、教師に転向し、布教に従事した山田ふさ（一八八九―一九七八）（サンノゼ教会在籍）、山田浅太郎夫人、新山ふみ（一八八六―一九九二）（ロスアンゼルス西教会―ハリウッド教会―ガーデ

イナ教会在籍、元タコマ真道会会員新山種蔵夫人の外、先述した森下梅蔵（バンクーバー教会）等のグループである。今一つは、甘木教会在籍の秀島力松（一八九八〜一九八五）（シアトル教会）、金光教本部在籍の香取敏次（一九〇二〜一九三七）（ロサンゼルス教会）、東京教会在籍の福田美亮（サンフランシスコ教会）等、布教目的で北米に移住した教師達のグループである（後掲別表二参照）。それら二つのグループの教師達の間には、北米での生活経歴の相違等、自ずと信仰の規範意識や布教方途にも違いが現れていたもの、と思われる。

そこで本章では、布教目的で渡米した教師の内、特に秀島の歩みに注目する。因みに、北米では、一九三八年に「金光教北米連合会」（会長福田美亮）が、その翌年には、サンフランシスコに北米布教管理所（所長福田美亮）が設立されるなど、当時、福田美亮（一八九八〜一九五七）を中心に教務機構の整備が強力に推し進められていた。また、二世を対象にした北米青年信徒連合実習会（一九三九年八月）、北米青年大会（一九四〇年七月）等が開催されている。更に、三十七年にサンフランシスコ教会の青年会機関誌として創刊された『天地の恵み』が、北米連合会結成以後は連合会刊行の機関誌となっている。このように、一九三〇年代後半には、福田を中心に在米信奉者達の教団的な統合が推進されるとともに、次第に組織的な布教活動が手掛けられていったのである。

片島幸吉の斡旋によって、秀島力松がシアトル真道会の担当教師として赴任し、シアトル教会長に就いたのは、一九二八年八月のことであった。安村安吉は、秀島が単身、開教報告祭を行った直後の様子を、「秀島師は着任するや日夜、御祈念に参拝者に御理解、晩は信者の幹部の人達に特別教理の講習など、極めて熱心に御用を勤め、信者も其れ迄飢えていた御教を少しでも多く頂き度いと日夜参拝して、教勢は段々と伸張した」と回顧している。このことから赴任当初、秀島は、真道会会員となった当地の日本人労働移民達に対して、熱情を持って自らの信仰を伝え、彼等との間に教師と信徒との教導関係を構築し始めようとしていたことが窺える。翌（一九二九）年六月には、家族（夫人、長男）を呼び寄せ、教会での生活基盤を整えつつ、布教に従事していた。しかし、そのような秀島が信仰的な煩悶を訴えるようになったのは、渡米後僅か数年後のことである。彼は、やがて布教意欲を喪失し、戦時下強制収容所での「抑留」生活を経て

後、戦後には本教師を辞任するに至る（正式な教務手続としては一九五六年）のである。以下、彼が一九三一（昭和六）年から一九三五年にかけて『金光教徒』紙上に連載した、「苦闘の跡」と題する文章を始め幾つかの投稿文を取り上げ、彼が北米の地で体験せしめられた「苦闘」とは何であつたかを考察する。

秀島は、渡米から四年目に当たる一九三二年四月には、それまでのシアトル教会での自らの教導のあり方を自己批判するような内容の文章を載せている。<sup>53</sup> その中で彼は、「今まで私は人を教えよう導こうとした。家内や子供や信者をお行儀しようとした。思えば浅ましいことでした」と述べているが、その自己批判には、彼がシアトルの布教の場で当面せざるを得なかつた、どのような問題が捉えられていたのであろうか。

信徒達に対して極めて厳格な態度で接していたと伝えられる彼の教導は、「かんながら惟神家族制度の道を伝える」との信念に基づくものであつた。すなわち、彼が北米の地で布教や教導の基本姿勢としたものは、日本の「家」制度に基づく伝統的な道徳観念に基づくものであつたのであり、そのような教師と信徒との教導関係の前提には、主従関係にも近いような師弟関係が措定されていた。このような彼の、日本の道徳観念を基盤に形成されていた信仰的規範意識は、それまでの日本国内での教会修行や布教の場にあつては、恐らくは何ら問題化されたことはなかつたであらう。だが、北米の布教の場に、彼がそのような布教・教導の当為意識を持ち込んだ段階で、元シアトル真道会会員であつた信徒達から、反発され次第に疎まれるようになり、そのことによつて彼は、日本人であり教師である自らの存在確認の揺らぎを日常の場で絶えず見据えさせられていくことになつたのである。すなわち、「徒手空拳」で米国での生活を切り開いてきた北米労働移民達との生活意識のギャップから生れる精神的混迷が、秀島と信徒達との対立の背景にあつた、と言えよう。秀島は、労働移民である教会信徒達や、安村等労働移民出身の教師達との間で、人間的な信頼関係が容易に結び得ない現実に直面し、そのことを自らの信仰の問題として捉え、次第に苦悩していくのである。

秀島は、自らの日本的な倫理・道徳意識がアメリカの布教現場ではねつけられ、信仰が信徒達に理解されない現実と、そこでの人間的な対立・葛藤の問題を、自らの内面における「我」の問題として受け止め、更には布教者としての自ら

の資質の問題として煩悶し、傷つきながら、より一層の求道を孤独な奮闘として続けさせられている。<sup>55</sup>しかし、その奮闘の過程で、彼が、サクラメントへの布教に着手することとなった在籍教師である安村安吉に対して、「手続き」の「親」（秀島）への信仰的忠誠を繰り返し教示したのも、渡米以前、日本で培っていた規範意識の現れでしかなかった。「信者が我所を去る」という事態は、北米の布教現場において、信仰的規範意識と北米での現実的生活意識との間の齟齬と矛盾を抱え込まれる中に生じた、日本的価値意識が砕かれていく、一つの具体的現象であった。秀島が、一九三三年に投稿した「砕かれ行くもの」と題した文章には、その心境が次のように記されている。

私は過去五カ年の布教を追想して、稍ともすれば成功気分を夢みたり、単なる御比礼主義にあこがれんとする、さもしい出稼人根性に墮落せんとする悪魔の何ものかがひそんでいたことを恥ずかしく恐ろしくも思う。そして、真実、私は行きつまって仕舞った。ないものがあるように思いこんでいた迷妄である。家内をつまらない者と思ひ、もし、又永い間責めてきたが、その家内にさえ、自信を失い、私を知る凡ての人、産みの親、師匠、友人、信者皆、私にあいそをつかし、私のエセ信心の鼻柱をへし折ってもらったわけである。それも無理もないことである。親しい人々との音信も断ち只管、静観をつづけてきた。私はアメリカの事も内地のことも知らない。又、知る力もない。只一点のみみつめてきた私には、只私の悪いところだけ至らぬところだけしか言えないような気がする。

—中略—

今の心境が果して自力か他力か、それは分からない。只、砕かれ行く自分をながめながら降りかかって来ることを受けるばかりである。セツパ詰まったらハジケテ落ちる栗の実の如く、私もハジケテ大地に帰る一路あるばかりだ。戦いを越え、対立を越えてスーッと伸びて行きたい。<sup>56</sup>

秀島は、日本の伝統的家族関係が人間生活の基本であり、先祖崇拜が家と家族の信仰理解を深めることに繋がる人間

生活の基本であることを信じて疑わずに、それに基づく倫理・信仰を信徒達に説き続けたが、そのような彼自身の信仰・信念の土台となっていた日本的な「家」意識は、やがて自らの家族関係自体が崩壊していくにつれて、自らの生活実態からもかけ離れた空虚な観念とならざるを得なかった。因みに、彼が最愛の妻を亡くしたのは、教会布教における煩悶を繰り返させられている時であった。自らの信仰・信念の唯一の理解者であった夫人八十路の帰幽は、秀島にとっては、北米の移民社会において布教の基盤が実態的に打ち砕かれいく過程での、自らの存在確認の揺らぎという苦しみの体験に、追い討ちをかけ、一層の精神的孤立をもたらすものであった。

信徒や、労働移民出身の教師達を、「教導」しようとする程、その人間的な関係は空転せしめられていくというような、シアトル教会での布教の挫折は、秀島にとっては、日本人として疑いようのなかった価値意識が、北米の労働移民達との関係の場で、根底から揺さぶられ、無化させられていく事態を意味していたのである。更に、後妻を娶って後、彼の家族関係は崩壊状態に立ち至っており、打ち砕かれた生活状況の中では、自ずとシアトル教会での布教活動も寛束なくなったのも無理からぬことであった。そのような秀島は、混迷し孤立化する生活の中で、やがて北米布教において後輩である福田美亮を中心に推し進められていた、北米各教会の教团的組織化の動きにも反発を示すこととなり、福田等其他の在米教師の布教を「妨害」したり、新聞紙上に福田に対する批判を掲載するなどの行動を取ることになったという。そのようなことから、開戦直前には、在米教師全員の決議で、教団本部に秀島の除名が願ひ出られている。

戦後、金光教の教師を辞任した秀島は、「母国」日本に帰ることもできずに、シアトル日系社会の片隅を、一人の底辺労働移民として糊口を凌ぎながらつかつかつ生きていたが、晩年、彼は、生活に破綻した自らの心境を、「スーツケー」型もふるびて塵埃に塗れつ苦闘の跡まざまざと」と詠んでいる。

ところで、「日・米戦争」の勃発によって、北米西海岸に在住する約二万人の日本人移民・日系二世達(内、約七万人は二世)は、強制立ち退きを命ぜられた。日本人移民達はこの移動の過程で、それまで苦慮せしめられつつも奮闘

して来た長年の労苦と忍耐の結晶としての財産と私的所有権を、接收・略奪されていった。カナダでは、開戦後、カナダ政府の所謂「東部定住計画」が実施され、日本人移民達は、その政府の命令を拒否することで「敵国」民として強制収容を自ら受け入れるか、或いはカナダ東部地方（トロント等）に分散移住するか、の選択を迫られた。因みに、本土バンクーバー市に住む日本人移民はほとんど東部地方へ移住し、それによって該地日本人街は完全に消滅してしまった。またアメリカでは、周知のように内陸奥地の「強制収容所」への強制的連行が行われたが、このことによって、シアトル、タコマ、サンフランシスコ、ロスアンゼルス等に形成されていた日本人街も、事実上の解体を余儀なくされることとなった。そして、この日本人移民達の生活基盤の破壊は、北米各地に形成されていた本教布教基盤の喪失をも意味していたのである。

## エピローグ

一九三〇（昭和五）年当時、秀島力松は、「米国布教の現在は、内地布教の延長に外ならざるが如き観あるも、之を文化史的価値方面より考うる時、将来いつしか米人直接布教となつて現わるべき素地を作りつつあるものにて、決して無駄なる骨折りをなしつつありとは考えられず候」と述べていた。秀島自身が述べるように、戦前期における北米日本人移民達の布教と信仰の営為は、日本人を対象としたが故に、一見「内地布教の延長」に過ぎなかった、とも見える。しかしながら、そこでの布教や信仰営為は、当時の日本人労働移民達の活動がアメリカやカナダの経済発展を底辺から支えるものであったように、北米の近代史それ自体と無関係ではあり得ず、北米社会に形成されたマイノリティ集団が抱え持つ光と影を自らの内に刻印するものであったとも言えよう。そのことは、将に秀島自身の生活の軌跡に表されている。また、本稿冒頭の証言に見たような、「ボーイ」や「ガール」という言葉をも容易に語り得ないまま北米の地で労働に従事した「一世」達の生活の現実を、そこで紡ぎ出されてきた信仰が、ことばを用いて日常会話が成り立つとい

う、我々が盲目的に了解しているような自明性さえも有しない、「世界」の谷底の暗闇の中から、自らの生き道を必死に模索する過程で価値発見的に見出された、「神」に抱かれて生きている「人」としての生を照らし出す、一条の光明であったことを物語っている。

かつて日本人労働移民達の生活の場として活況を呈していた北米各地の「日本人街」は、今日ではもはや昔日の面影はない。現在ではむしろ、ベトナム人やコリアン、中国人等が、各地にマイノリティ民族集団としての巨大な「街」を形成し、自らの生活確保・上昇への欲望をその「街」に溶かし込みながら、北米経済を底辺で支えている。その風景は、安村や上田や秀島が生活と信仰を営んでいた往年の「日本人街」と同一のものではないにせよ、全く無縁な生活世界の風景であるとも思えないのである。

福田美亮は、晩年、「黒人布教」の推進を在米教師達に提唱していた、という。このことは、サンフランシスコ教会が所在する該地日本人街（ブッシュ街）が、やはりマイノリティ集団である黒人居留区に隣接していたことや、強制収容所内で福田の導きにより日系ペルー人の入信者が生まれていた縁で、福田が戦後になって、日系ペルー人労働移民達（六〇余人）の生活を援助していたことと、無関係ではなかった。すなわち、戦前期被差別の状況に置かれていた日本人移民達の權益を代弁してきた彼の、戦後における「黒人布教」の提唱は、自らの布教と救済の現場であった日本人労働移民達の生活世界の延長線上に、やはり被抑圧の状況にある在米他人種・他民族への関心と共感的理解が示されていたことを表すものである。そしてそのことは、本教の「世界」布教への回路が、一見「国内布教の延長」に過ぎないと見える、日本人労働移民達の生活世界と切り結ばれて展開していた信仰的営みの中こそ、開かれていたことを物語っているのではなからうか。更に言えば、日本人労働移民達の生活世界と、そこでの信仰の実態から我々は、今日、それでは「国内布教とは何なのか」と、その質的内実を同時に問われてもいるのではないだろうか。

（教学研究所所員）

## 注

- ① 「北米布教史に関する資料収集並びに聴取調査」以下、「聴取調査」と略記、於金光教シアトル教会。本調査は、一九九五年五月二日から六月五日にかけて、北米教区（カナダを含んで呼称）に存立する一教会（当時）の内の六教会、及び教信徒宅にて、計二四名の信奉者に対して実施した聴取調査の筆録である。なお、右信奉者の内、戦前期に渡航した一世は一名であった。
- ② 松井文雄「シアトル氣質（三）」『金光教徒』第二九五号、一九五七（昭和三二）年一〇月一日。
- ③ 「聴取調査」於シアトル教会。
- ④ 「聴取調査」於サンフランシスコ教会在籍の教徒宅。
- ⑤ なお、北米における本教布教史についての先行研究成果としては、一九一〇年代から一九八〇年代に亘る本教の歴史を、現地での調査結果等を用いつつ、通史的に考察した井上順孝「北米における金光教の展開（上）（中）（下）」『神道宗教』第一〇七号、第一〇九号、第一一〇号、一九八二年、一九八三年、所収がある。
- ⑥ 上田栄次は、広島県の出身で長年、外国船の船員をしていたが、一九〇八、九年頃に東海岸のニューヨークで下船し、何時の頃からか、西海岸のシアトルに流れ着いていた。後年、安村が記した手記（以下、「安村手記」と略記）には、上田の経歴が次のように綴られている。「上田栄次翁の経歴を本人から時折聞いた事によれば、若い時船乗りであったとこのことで英国ロンドンにも行った事があるとのこと。広島教会に参つて佐藤範雄先生の御説教を聞いたと言うて、佐藤宿老（佐藤範雄―筆者）を金光様の如く尊敬して居った。昭和四年（一九二九年）筆者、佐藤宿老が御病氣の時、アメリカから見舞状が来たが誰であったか分からんが、あちらへ帰つたら若し分かつたらよろしくいって呉れ、わしはこんなに元氣になつたと伝えて呉れと宿老が、私（安村―筆者）が帰米の挨拶に参つた時言われたので、其の事を本部で話した所、古川先生がアレは上田という人からだつたと知らせて下さつたので帰米の上、上田老人に佐藤宿老の伝言を伝えた所、甚く喜んだ。又上田氏は船員としてマニラに行った時、難船に遭い、海中に漂流して居て助けられた時に懷中に在つた大被詞の本が水に濡れずに在つた。其れは金光様に助けられ、おかげを頂いたと話して居つた」。『安村手記』布教史資料、ポートランド教会四。
- ⑦ 一九〇〇年当時、ニューヨーク、シカゴを、それぞれ中心とする北東部（四二％）・中西部（三六％）のアメリカ大陸の東半分、全米所得の七七％を占めていた。一方、安村等の渡米した西部地域は当時、合衆国全体の所得の八％を占めるに過ぎなかつた。一八九〇年にフロンティアの消滅が宣言されたものの、西部は全体として依然、未開拓（或いは開拓途上）の地域だったのである。そのため、西部地域が相対的に賃金水準が高かつた。また、当時の西海岸には、東部、南部とは異なり、大きな人種

グループは存在せず、従って日本人移民が比較的スムーズに就労できた事情もあった。その意味で、西海岸地域は日本人移民にとって最良の地域であった。因みに、安村が移住したのは、西北部地域全体が鉄道の開通によりアメリカ中西部、東部と鉄道で結ばれ、活気を帯び始める時期に当たっていた。村山裕三著『アメリカに生きた日本人移民―日系一世の光と影―』東洋経済新報社、一九八九年、五四―五五、一三五―一三六頁。

- ⑧ 日本人労働者が多く泊まるホテルには、仕事に関する多くの情報が集まったため、ホテルが就労機会に関する情報を提供する他、新たに入国した移民には労働請負人を通じて仕事を斡旋する重要な役割を担ってもいた。因みに、安村が上陸した翌（一九〇三年、シアトルで日系人経営によるホテル数三五は、彼が引き揚げた翌（一九二〇年現在で、一六五に急増し、さらに一九四〇年代には、二〇六を数えた。この数字は、当時のシアトルにおけるホテル総数の六〇％強にあたるが、これらは平均部屋数が六五程度の労働者階級向けの廉価なホテルであったという。前掲『アメリカに生きた日本人移民』五六―五七、一八三頁参照。

⑨ 「シアトルの―筆者―メイン街は、一世にとって忘れることのできない、思い出の町筋であった。…相模屋菓子店の二階は日本料理兼支那料理の日光楼、メインと第五街の角に高等日本料理の丸万、一ブロック上には、これも高等日本料理まねき、ほ

かに日本めし屋、すし屋、そば屋、レストラン、日本菓子店、洋服屋、新聞社などが、ぎっしり詰まっていた。土曜、日曜となると、近くのソーミル（製材所―筆者、農家から遊びにくる一世の青年たちで、にぎわった）。伊藤一男『北米百年桜』北米百年桜実行委員会、一九六九年、九二―九頁。

- ⑩ 一八八五（明治二〇）年九月五日付『防長新聞』は、安村の故郷である当時の山口県大島郡（当時、人口七五〇）の生活の様子を、「此儘にて一兩年を過ぎば餓死するものも出来るならんと思はる」と報じている。今野敏彦・藤崎康夫『移民史Ⅲ―アメリカ・カナダ編―』新泉社、一九八六年、六九頁。

⑪ 上陸後の英語力・商業技術の習得は、新来の北米移民安村に要請される労働（交渉）能力体得の課題と結びついていた。ここには学業の志半ばにして商店を継承した安村（三男）の、学業の延長としての立身出世を賭けた努力と、一外国人労働者としてアメリカ経済の荒波に揉まれながらも生き残りを賭けて奮闘しようとする商業者としての青年安村の意欲が窺える。なお、アメリカの流動的な経済活動の中に身を置く安村の意識を推察すれば、同業の日本人同士、或いは国籍の如何を問わず、労働者同士の生き残りを賭けた緊張関係が、その背後にあったもの、と想像される。学費の捻出も彼の労働を通して得た賃金の還元で、それは送金残額の中からの可能な限りの生活費切り詰めに よる工面だったのであり、その奮闘は右のような緊張関係の中

でこそ成し遂げられたものであった。当地で生き残りを賭けて闘う安村は、以下の本論に示されるように、同県・同郷者という極めて近い人間関係を中軸に経済活動を続ける。

⑫ 「仕事口を探さんと思う中に、アラスカレストランの夜のコックをせよと山根孫一氏にいわれ、それに従い勤めた。翌年（一九〇九年）筆考 罷めて、フラートワードンという要塞砲兵の屯所の副官のコックとして働いて居たが、主人の大尉が転勤、家族が移転するので失業した。其の頃、アイスクリームコロンが流行し始め、其れを製造する者が数カ所出来、日本人も製造を始めた。其の中で玉木、光永兩人と玉木の叔父藤次氏と三人共同でパシフィックコロン会社を起して居た。私の同郷で親しくして居る星出清次郎の紹介でコロン製造所に働くことになったが、仕事は夏期の間のみで、八月に入ると製造の方は休業になった。丁度其の頃、私が宿泊して居った南第一アベニューの河野道蔵（本名は岡本）の洗濯屋のフロントに床屋をして居た西川喜代蔵が移転することになり、其の跡を引き受けるから私に床屋になれと勧められ床屋のアプレンタイスの鑑札を受け、国行宗十氏の鑑札を借り、又国行氏が其の頃失業して居たので、来て散髪や剃刀の使い方など一通り教えて貰って三カ月か四カ月続けたが、お客は次第に減り面白くないので罷めた。後へは本当の床屋を庸うて河野が経営した」。前掲『安村手記』。

⑬ 「其の後コロンの売れ行きは減って仕事は忙しくなく、妻の

健康も優れず一カ年を過ぎた。営業は不振であった。東部から自動機を取りよせてみたが、だめであった。アメリカン紙会社（安村等が契約を取り付けた、日本人従業員を持つ大手契約会社「筆考」と離れ、白人とパテナー<sup>Patent</sup>になったが立ち行かず、工場を売って、他の小さな菓子屋の下請けなどをしてみても得る所なく、一九二五年十月、引き揚げて家族同伴四人、日本へ帰ったのである」。前掲『安村手記』。

⑭ 前掲『安村手記』。上田の「信仰」内容について、同手記に次のように記されている。

「不動尊を拜んで居ったが、如何なる動機で拜むようになったかは聞かなかった。然し不動尊を頻りに拜んで居た。金光教本部へ時々お献備を送るが、其の時必ず成田の不動様へも送金して居り、御符を頂いて居った。病人の治療をするにも、必ず生神金光大神から始め数々のお神名を唱え、最後に成田の不動明王と唱名して居た」。

上田の布教行為には、当時の山口県東部地方で靈験力を備えた布教者が「みくじ」等による布教活動を展開していた講社布教の特徴が認められる。そして、本文引用資料中の神名の現出から窺える上田の信仰は、何れも生活に密着した民俗的な神々を信仰対象としていることが窺える。また、上田の信仰活動を違和感なく受け入れ得た安村の信仰的背景に注目すれば、一八九四（明治二七）年頃、「三柱教会」に母と参ったことがあり、

そこで安村(當時一〇歳頃)は村中マスから頭上に大きな呼吸を吹きかけて貰い、彼女の「神憑り」の姿を目の当たりにし、「病氣も治る、分からぬことも分かる、毎晩多人数が参つて拝んで貰う」という情景が日常生活の中にあつたことは注目される。

前掲『安村手記』。山田実雄「神道三柱教会の成立と崩壊―布教史研究ノート―」紀要『金光教学』第一八号、一九七八年参照。

- ⑮ 「私の家内も快気になり、喜んで上田氏に親しむようになり、その内以前から治療を受けて難病を癒して頂いた人々の発起で、上田氏の為に金光教会を組織し、小さくとも会堂を立て神殿を祀り、常に上田氏がそこに住居をして居れば誰でも参拝し、いつでも治療を受けることが出来るからということで、数人の有志の者が決議し……」。安村安吉述『日米時事』(原稿)、「三」、上田栄次氏」の条項(以下、「日米時事」原稿資料と略記、教団史資料追加分二一〇八一―二五)。

⑯ 上田の信者である土地提供者の起こした土地返還問題の要因は定かではない。安村も巻き込まれての三つ巴の裁判問題に及んだ経緯が、『安村手記』には次のように記されている。「然る所間もなく、頼岡氏から会堂の敷地を寄附することも譲ることも出来ぬと申し出た。依つて、上田氏としても吾々委員としても土地敷地の譲り受けが出来ねば会堂を受け取ることは出来ぬと、其翌朝、上田氏は二ツの厨子と上田氏の持ち物等を取り出しトラックを頼んで委員の一人宮川氏のアパートの一室へ移

転した。そして其跡は空き家になりた。然るに、会堂建築に要した材料の代償も工賃も未だ一仙(セント)の意味。以下、仙については原文のまま引用(筆者)も払うてなく全部、柴垣大工の責任になつて居るが、誰も支払う者が無いが、柴垣大工としては建物頼岡氏の土地に在り、建物を注文したのも頼岡氏であるので、頼岡氏が被告に裁判所に訴えた。そして、頼岡氏はこれを金光教が支払うべきだと訴えたが、裁判の結果、建物は頼岡氏の土地に在るから、頼岡氏が全部支払うべし、との判決があつた。

- ⑰ 因みに、「シアトル信仰会」では、一九二三年に教祖四〇年祭を執行しており、当時の記録写真には、祭服姿に笏を持つ上田を中心に、約一〇〇名(内、約四〇名は子供(二世)の参拝者が見える。金光教北米教務所・ハワイ教務所『KONKOKYO'S 50 YEARS IN AMERICA』(「北米・ハワイ布教五〇年史」)一九七六年、七頁参照。

⑱ 「聴取調査」於シアトル教会、サンノゼ教会によつて判明。

⑲ ここで、「ワシントン州外国人土地所有および借地権制限に関する法律」の内、第二条、第七条を摘記しておく。

第二条 外国人は、土地を所有し、または、所有権をもつことができない。何人も、外国人に代つて土地をもち、所有権をもつことができない。外国人のもつ土地、外国人にかつて保持された土地は没収し、州の所有とする。

## 第七條

何人でも、つぎの各項目に該当する者は、一年以内の禁錮または千ドル以内の罰金、あるいは両者を合併する。

A・事情を知りながら、外国人に土地および土地所有権を譲渡したもの。

B・事情を知りながら、外国人のために、土地または土地所有権を信託によつて保持するもの。

C・現在、将来にかかわらず、外国人のために、信託により、土地および土地所有権を保持する者で、その事実を發見した日から三十日以内に検事総長または、その土地のある郡の郡検事に通告しなかつたもの。

D・現在、将来にかかわらず、外国人で土地所有権をもち、あるいはこれを支配し、所有し、享有する場合、その所有権の性質および範圍を検事総長または、その土地の郡検事にその旨を述べなかつたもの。

E・現在または将来にかかわらず、土地を所有し、支配し、借用し、あるいは享有する株式会社、組合の役員または代理人で、その株式会社または組合員である外国人のもつ権利の性質、範圍を検事総長、その土地のある郡検事に述べなかつたもの。

F・現在または将来にかかわらず、外国人のため、信託で土地および土地所有権あるいは支配権を保持する株式

会社、組合の役員、代理人で、その土地に対して外国人のもつ権利の性質、範圍を検事総長または、その土地のある郡検事に述べなかつたもの。

G・この法律の規定に違反し、または回避しようとするものを故意に教示し幫助し、あるいは教唆するもの。

この外国人土地法は、「帰化不能外国人」による土地所有と借地を禁止した法律であるが、ワシントン州では外国人による土地所有が既に禁じられていたため、実質的には日本人から借地権を奪うための法律であった。なお「ワシントン州排日土地法」施行の前年段階での同州内日本人の耕地投資総額は、一四〇万八、〇〇〇ドルにのぼった。因みに、上田が移住して救済行為を最晩年まで続けたサウス・パークでのそれは、約一六万ドル（州内三位）に及んでいた（ともに一九二〇年二月現在、連絡日本会社の調査結果による）。前掲『北米百年桜』二〇三〜二〇五頁、二二三頁。

⑳ 上田栄次発・佐藤範雄宛書簡、一九三〇年（日付不明）。神徳書院資料四一七四。

㉑ 「遷座落成の祭典を奉仕した上田氏も、広前の下部に狭い所にて炊事、寝間等、船住居と同様な住居を造りて移転した」。前掲『安村手記』。

㉒ 「トロント教会在籍森下梅藏師の信仰経歴」以下、「森下信仰経歴」と略記、教団史資料追加分二一―二二六―一。森下が祀った

計二四体の神霊は、ユークレットへ帰村後、森下が玉水教会長（湯川安太郎）に依頼して送付されたものであった。右資料は、一九六三（昭和三八）年に、日本の教団本部で教師検定試験を受験できない事情にある森下（当時トロント教会（教会長西村まつへ）八九八―一九九二）在籍補教が、教師検定試験委員会からの要請を受けて、カセットテープに自らの信仰経歴を吹き込んで返送したものである。なお、前掲『北米・ハワイ布教五〇年史』（二四頁）には、当時、森下の所有していた船の上での講社家族等（約三〇名、この内、女性信徒へ成人・子供二世）が各一〇名いる）の写真が掲載されている。

因みに、今日、カナダ東部のオンタリオ州に存立するトロント教会は、第二次世界大戦勃発後、カナダ政府の所謂「東部定住計画」によってトロントに「移住」した、元バンクーバー地域在留の信徒達を中心に設立されている。

㉓ 「聴取調査」於バンクーバー教会、サンノゼ教会。

㉔ キヤナリーは、人家に遠く、海が遠浅でなく、鮭が群集し、しかも風浪の危険性が少ない場所が求められた。この四条件を理想的に満たしていたのが、三大河の一つである最南のフレージャー河口の地（ステイブストン）であった。因みに、フレージャー河口では、鮭・鯉・鱒などが収獲され、漁期七月一日―二月一日になると、ステイブストンには様々な民族的背景をもった人々（イギリス系・ノルウェー系・イタリア系・スペイン系・インディアン・日系）が

集まり、人口は何倍にも膨れ上がったが、漁期以外は閑散とした街でもあった。従って、移民達の中には一年の半年をここで就労し、残りを日本で過ごす者が少なくなかった。

㉕ 例えば、フレージャーの鮭は、一九一三年迄、三年の不漁に続いて四年目の豊漁という規則正しいサイクルがあった。詳しくは、新保満著『カナダ移民排斥史―日本の漁業移民―』未来社、一九八五年、五一―五三頁参照。

㉖ 「太平洋沿岸漁業調査委員会」が、一九二二年、調査を開始した意図は、日系漁者の「漁業権根絶」にあった。その結果、「白人漁者およびインディアンの漁者が漁業に従事するのを奨励するために」東洋系漁者のライセンスを、次の速度で削除すべきである……と勧告した。すなわち、日系漁者に対してはトロールをのぞくすべてのライセンスを、一九二三年度には一九二二年度の四〇％減とする。一九二四年には削減せず、一九二五年には一九二三年度の一五％減とし、一九三一年までに日系漁夫を一九二二年度の四〇％におさえる。ただ、第一次大戦に参加した義勇兵と申請地に居住する年限の長いものはあとで削除するように……とつけ加えてある。この勧告はただちに実行に移された」。前掲『移民史Ⅲ』三五八―三五九頁。

カナダでは、州が高度のオートノミー（自治権）を憲法（*British North American Act 1867*）によって保障していた。同憲法の条項によって、「帰化および外国人に関する立法」は連邦政府の権

限であるが、それは「カナダ市民」の資格を与えるに留まり、その市民が具体的にどの様な権利を持ち、義務を負うかは各州の立法によって定められた。従って、たとえ日カ両政府が友好関係にあつても、日本からの移民は、例えばB Cの州法によって合法的に差別・搾取され得たのである。前掲『日本の移民』三四頁。

⑳ 表については、前掲『日本の移民』八四頁（但し、一部訂正の上、転載）。

㉑ 漁業に従事する者は、ライセンス取得の条件を満たすために殆ど帰化した。これは便宜上のものであり、日系人の多くは忠良なる大日本帝国臣民たらんと心がけていた、という。前掲『移民史Ⅲ』三三〇―三三一頁。

㉒ 前掲『移民史Ⅲ』三三三頁参照。

㉓ 翌一九三二年三月、山田は本格的に布教に着手するために家族を同伴してシアトルからバンクーバーに向けて北上したが、移民官憲により布教目的でのカナダへの入国を差し止められた。その理由は、初期に法的手続をした渡航先が米国であり、カナダ国の移民法に抵触するため、とされた。その後、隣国のシアトルから秀島が出張布教を約四年間継続した。一九三六（昭和一二年）には在留信徒達の講社を「金光教晩香坡教会バンクーバー」と改称して、カナダ国認可の金光教会（KONKO-KYO SOCIETY OF VANCOUVER）として、布教開始のための法的手続きを完了させ

た。この手続きなどは、信徒の手によるものであった。また、山田の布教着手が移民法の問題から果たせなくなった後、内地からの信者である中井藤三（生没年不詳）が山田の整えた布教施設に居住して神前奉仕を務める外、教会の世話役に佐藤茂平不詳（一九八八）が当たると、などしていた。一方、山田は、その後シアトルからサンノゼ（カリフォルニア州）に移住して布教拠点構築こうとしていた。金光教晩香坡教会信者代表・中山義一、沖村又一、岩佐広太郎、横山富太郎、原一二、山本文男発・教監高橋正雄宛「教師派遣願」一九三六（昭和一二年）九月一日、金光教晩香坡教会所信徒代表・中山義一発・教監高橋正雄宛書簡一九三六年九月二〇日。

㉔ 「布哇及び北米西海岸講演旅行計画 本年三四月の交を期し、ハワイ諸島、北米合衆国西海岸地方に講演旅行を試みたいと計画して居ります。就いては各教会所の御信者にして渡米され居る方々とは出来るだけ連絡を取り、便宜を得たいと願うて居りますので、勝手ながら本会宛御報知をいただければ幸甚に存じます。一、ハワイ諸島、北米合衆国在任御信者の御住所、氏名、職業 一、日本人会その他の御紹介 一、その他にお心付きの諸点。『金光教青年会雑誌』以下、『青年会雑誌』と略記、第七七号、一九二六（天正一五年）一月一日。

「渡米、渡布計画 一、視察派遣員 本会幹事長片島幸吉 一、目的 在外邦人の信仰状態視察及び調査 一、出発期 五

月中旬神戸出港の予定(『詳報』) 一、旅程 北米シアトル上陸、バンクーバー、タコマ、ポートランド、サンフランシスコ、ロスアンゼルス等、加奈蛇及び北米合衆国西海岸を南行し、それより布哇へ渡航、同諸島を視察して帰会 一、期間 約三カ月の予定。『青年会雑誌』第八五号、一九二六(大正一五年五月一日(広告記事))。

- ③② 「御願 先に米国合衆国太平洋沿岸各地及び布哇諸島の邦人信仰状態視察に参り、各本教信徒の集合地に不取敢金光教真道会を設け、連絡機関となし居候所、シアトル布哇両地よりは頻りに教師派遣を願参居候に付、可然御取計被成下度、大略事情書相添へ、此段本願候也」。青年会本部発金光教本部宛「米国各地に於ける金光教真道会事情」一九二七(昭和二年六月一九日)。
- ③③ 「本会の渡米計画について」『青年会雑誌』第八六号、一九二六(大正一五年五月一五日)。

③④ 「一九一〇年から一二年のこと。私の父(光森弥生)筆名はワシントン街の南九街と、南十街の間で、日本めし屋「かちどき」を経営していた。メニューは豆腐一丁、ご飯と漬け物。あるいはご飯と味噌汁、焼魚一尾、漬物のセットで十セント。副食の肉野菜十セントで、いわゆる「十仙めし屋」である。お客は日本から新渡米の学生でスクール・ボーイをしていた。また、ハウス・ウォークの青年が多かった。私の父のやっていたような十仙めし屋が、日本人町に三十軒ほどあった。前掲『北米百年

桜』九七六頁。因みにワシントン街は、シアトルのメイン街に隣接する。なお、光森の渡米の経緯については、前掲『北米百年桜』六〇〜六一頁参照。光森一は、弥生、多美の長男として、岡山県吉備郡足守町(旧岩田村)に生まれ、一九二二年に父母の呼び寄せでシアトルに上陸していた。

- ③⑤ 「N Pホテル内の平山の部屋に筆名余り見慣れぬけれども、神様を祀るお社が在るのに注意した。光森さんという方は岡山県の出身で、黒住教の信者で、日本の古典又神道の祭式の事なども心得て居る人であるので、平山先生達のルームのお社は如何なる神様をお祀りしてあるかと尋ねたので、平山先生が教理の一端を話した所、光森さんは甚く感心し、自分も此所で拜ませたいという事になりました。多分、之れが米国に於ける本教の集団礼拝の起源であろうと私(安村)筆名は思う。此の事が何年何月であったかは不明」。『其の内に同信の者も段々と現われて、ワシントン街の第六街とメイナード街の間、日本館の下層の店屋的の所を沖中九市夫妻が借りて住居とし、天井が高いので奥に中段がある。其の中段を借りて、八足を作りて其の所へお社を奉置、戸口に金光教信者集会所と金文字の門札が掛けられた。此金光教信者集会所が、北米に於ける本教教会の始まりであると思う。其の時日月月を私は知らぬ」。前掲『安村手記』。
- 「公式記録には、一九一九年(大正八年)、平山文治郎師夫妻が、ワシントン州シアトル市において『金光教信者集会所』を開設

したという事項が見られるが、これは本部へ届け出た時の記録で、実際には、それより数年前から集会を行っていたということ（生前の平山師より直接聴取、一九一〇年代半ばには、既に信奉者の組織が芽生えていた、と思われる）。松井文雄「北米布教の回顧とその展望（上）—英文『金光大神』奉修を焦点として—」

『読信』第一八号、一九八一年、八頁。

「信者集会所」に初参拝した時のことを安村安吉は、「定刻に平山師が齋主として天津祝詞、御祈念、大祓詞斉唱後、皆さんで談話、和氣藹々誠に和やかなお寄り」であったと記している。また、光森は、平山の書いた祝詞を修正したり、大麻を自作して大麻役を務めるなどもしていたという。前掲『安村手記』。

③⑤ 前掲「本会の渡米計画について」。また、金光教信者タコマ集会所の信徒総代（六名）からも、青年会本部宛に「通知」が寄せられたことが述べられている。

③⑦ この法について、前掲『移民史Ⅲ』では、「同法は、紳士協約を廃棄し、日本人は官吏・旅行者・宗教家・大学教授・移民総監の指定する学校の入学生・国際商人・新移民法実施前アメリカに居住していた者の再入国以外の渡米を禁止した。つまり、新しい移民の道は完全に閉ざされたのである」（二八六頁）と述べている。

日本が対米移民を自粛する協定の締結（一九〇七年、連邦最高裁での日本人の帰化権を否認する判決（一九三三年））に続き、既に

移住した者が日本から妻を娶ることを含めて日本人移民の入国を一人の例外もなく禁止する移民改正法の制定（一九二四年）をみたのが、この期間であった。

なお、「北アメリカ合衆国移民法」は、「合衆国に外国人の移住を制限すること及びその他を目的とする法律」で、同法の冒頭に「アメリカ合衆国議会上院及び下院の協賛を経て左の如く制定す」、「本法はこれを一九二四年移民法と称す」と規定しており、日本ではこれが「排日移民法」と呼称されている。開国百年記念文化事業会『日米文化交流史』第五巻移住編、洋々社、一九五五年、一七〇頁参照。

③⑧ 大坪・平山は共に、一九二三年から二五年にワシントン州河流域農業組合長に、一九二四年から翌年にかけては、シアトル市日本人会会長に、それぞれ任ぜられていた。

③⑨ 次節で述べる「タコマ真道会」会員の福山仲次郎（滋賀県出身）は、渡米（一九〇五年）後、製材所で労働していた第一次世界大戦後の生活状況を次のように回顧している。「一九一七年にIWW（世界産業労働組合）が近くのセントリア市にできたというので、私ら日本人労働者は警戒した。急進的な労働組合で、私たちは『赤』の集団だと思っていた。西部のソーミル、農園労働者の間に勢力をもち、ユニオンに加盟していない私たち日本人を排斥した。ある時は、ソーミルに大挙しておしかけてくるというので、土足のまま寝て来襲に備えた。『日本人は皆殺しに

される』などの風説さえとんだ。農家にいっても、非組合員の私たちは職場を奪われた。一時は、芋掘りでインディアン同様のテント生活をしたこともあった。前掲『北米百年桜』五〇六頁。

④〇 大坪が一九一〇年から翌一一年まで、当地有力日本人から英語を学び、同二九二二年から引き続いて二年間、白人の同市商業会議所議員に師事して英語の習得に努めたのも、白人と共同の母組合を運営・維持するためのものではなく、日系社会全体の権益擁護のための、会話(交渉)能力習得という意味合いもあつた、と考えられる。

④① 片島は、例えばロスアンゼルスで、次のような旅の印象を伝えている。「わが同胞は仕事もセカセカせねばならぬ立場にあるのでしようが、又芝生のない家も多いようですが、そうした生活がどうもないようです。窓掛の汚れている家が日本人の家だと誰かから悪口を聞いたことがあります、無理からぬ事情は多々あることながら、まだまだ文明を進めなければならぬという気がいたします。しかし、それはワルイ方面で、それと共にヨイ方面を見落してはならぬと思います。大抵の同胞は資本を持って渡米したのではなく、漸く身体一個を資本として働きに来た人が大方であります。板野さんという方がこの間もいわゆるのに、『三十年前に来た時には、どんな仕事をしてよいか、様子も分らず、鉄道工夫をいたしました。毎日喰べるものは団

子汁です。今日ではこのロスアンゼルスなどは何の不自由もありませんが、その時は米なども十分になく一週間働いて漸く一飯だけ米の飯を食べに市街へ出て来たものです」と言われた時、うたた当時の光景が眼前に浮かぶようでありました。所謂第一世の人々は、黙々として皆この苦勞をしたのであつた。アメリカでは金が降るような噂をしたり、自分のしたことでも恥になるとでも思つてか十分にその苦勞を語らぬために事情がわれらに十分解つていないと思います。この(ワレスノのオンレンジ畑工場での自然に感じる大気の筆者)熱風の苦しみは、私の目を開けてくれました。故郷を離れ四五千哩も来て、開拓して行つた我等の先輩の姿をまざまざ見るような気がした。片島生「ロスアンゼルス」『青年会雑誌』第九三号、一九二六(大正二五)年九月一日。

④② 「金光教シアトル真道会役員」『青年会雑誌』第九六号、一九二六(大正二五)年一〇月一五日。

④③ 次の引用に見るタコマ在留移民達に信仰が伝わつた際の平山(当時、「信者集会所」主催者)の働きは、「伝道部」「地方委員」双方の役割と同じものと見做されよう。

「上田氏の所に居たのではお道の有難い話は聞かれないからとてタコマへ連れて帰り、平山氏にタコマ迄来て貰いたい、さすれば親戚友人など、他の人にも集まつて聞かすことが出来るという事で、或る日曜日に私(安村筆者)の自動車で平山氏と二人がタコマの西本氏宅へ行き、親戚の人を二、三人呼び集

めてお道の話を書いて貰い、以後毎月二回日曜日にタコマへ行き、シアトルの日曜集会は平山氏の代りに他の人が先唱を仕えるようになった。タコマでも参るものが増えて、西本氏の宅だけでなく、この次は山根氏の宅とか新山氏の店の奥とか交替に集会をして居たが、後に古いけれども広い空き地があつてそこを借りることにし、神殿は出来ぬが八足や結界の如きものも出来た。皆も落着き喜んで、平山氏が行かんでもお参りする、レントは自分一人でも払うというような人が何人も出て来た。前掲『日米時事』原稿資料。

④ 「片島先生の御指導に依つて、上田翁の金光教会と信者集会所とが合併して金光教真道会を創立して、奉仕者としては上田氏と、其頃本部の講究所の課程を終えて帰米して居られた大坪師と二人が勤めることにして始めたが、大坪、上田兩人の信者に対する方法が全然異なるので、間もなく上田翁は自分の家に引込んでしまい、大坪師も一人で其所に留まって居ることも出来ず、オーバンの我が家に引込んでしまった。こうなること其後神前に奉仕する者が居なくなり、平山師が営業をしながら神前の奉仕を勤め、(平山の筆者) 御老母が掃除などをして居られたであろうと思われる」。前掲『安村手記』。なお、視察翌年の春季大祭は、同様に平山が祭主を務めている。副祭主は安村、典礼を国行(筆)が仕え、祭典は背広着用で行われた。翌々月には、シアトル真道会一年祭が仕えられ(参拝者約六〇名、内約一五

名は子供二世)、後には片島の幹旋で装束が調えられている。

⑤ 伊藤一男『続・北米百年桜』北米百年桜実行委員会、一九七二年、一四一頁、参照。また、同著(三八六頁)には、山口県出身者として、真道会入会者である田中幸一・山根守一が携わっていた「理髪組合」の事が記載されている。因みに、新山種蔵の妻フミは、結婚して渡米(当時二五歳)後のシアトル、タコマでの生活をその晩年(一九八五年、当時九七歳)に、次のように回顧している。「アメリカへ来た時、私の主人の姉夫妻が、アラスカ・レストランをシアトルで経営していました。丁度、アラスカの金鉢がオープンした頃で、シアトルを起点に労働者が出入り入ったりしていました。私の主人の姉夫婦と、山根孫一、伊東忠三郎、それからもう一人、山口県の人で名前は忘れましたが、その三人が、アラスカ金鉢が始まった時に、バーバー・ショップ(理髪店)筆者、洗濯屋、風呂屋、それらを始めて、その時に沢山、故郷の方から呼び寄せをして、その人達が皆、その仕事に携わつてシアトルの街が発展したのです。それから、レストランを伊予(四国)の人が始めて、それが又、発展したのです。兎に角その三人が、シアトルの発展の一番根本の人になったのです。私共夫婦でバーバー・ショップ、洗濯屋、風呂屋を経営したのは、五ヶ年ほどね。それまでは姉の所で働いていました。それから、グロサリー(雑貨店)筆者、ちよつとしたジュエリー(宝石)の店をするようになりました。日本は貧乏で、殊

に大島郡などは非常に貧乏な島であり、皆生活の面……、そしてアメリカへ来た人がよくお金を送ってくるので、それが羨ましくなってしまう訳です。アメリカへ行ったらお金が沢山儲かると(思っ……)、その点でアメリカへ来たかっただけですね。まだ、女の人は余り来ていませんでした。お金を儲けて日本へ帰ろうと思つて一生懸命でした。一週間位してからアラスカ・レストランのペースメント、床下にレストランの食糧品や何かいろいろな物が置いてある。そこの傍らでサラに一俵のお芋、ジャガ芋を毎日むぐのが仕事になっていました。それはね、腰掛けて毎日、毎日、仕事していましたよ。でも妊娠してしまいましたから、二カ月から三カ月位だったと思います。シアトルへ上がったから丁度半年目にタコマに床屋を買つて、そこに入りました。床屋を始めました時には、床屋を買うのに借金を払わなければなりません。『たのもし』を始めて、お友達からお金を借りたりしておりますから、そのお金がたまり次第、その方へ入れなくてはなりませんから、自分達の日常の生活は、出来るだけ節約して贅沢しないようにしておりましたからね。ブレッドに、バターをつけたりする事は、どの位の間かしませんでした。ただ、お砂糖をまぶして食べました。そんなように、万事節約して生活しました。閑林由貴(真樹実)編『新山フミ先生のライフ・ヒストリー』教団史資料追加分二二二〇—一(同資料は、閑林由貴が一九八三年二月二日から一九八四年一月までの間、計四回行った聴取イ

ンタビューの筆録である)。

④⑥ 『タコマ及タコマ地方日本人史』タコマ週報社、一九四一年所収。

④⑦ 「一九二七年、(大坪亀吉が)筆者 婦米し、シアトル真道会の常任教師として奉仕することになったが、上田栄次氏の奉仕して居る所と近くであり、同じ金光教というのが二カ所あつても面白くない、と片島先生のキモイリであつたらう、両方が合併して上田氏と大坪氏と二人が奉仕することになったが、これは極めて不自然と見えて、ごく短期間で上田氏は以前の我が家に引き揚げ、さすれば大坪氏一人が後に留まることも出来ずオーバンの家族のもとに引き揚げた。それを知つたタコマの信者達が早速、大坪氏を迎えてタコマの広前で奉仕して貰う事になり、やがて教師補命になり、金光教タコマ布教所からシアトルに次いでタコマ小教会所が認可され、大いに御比礼が立ち信者も増えて栄えたのである」。前掲『日米時事』原稿資料。

④⑧ 金光教シアトル教会長秀島力松発・教務部長古川隼人宛「金光教羅府真道会現状報告」一九二八(昭和三年)二月二十五日(附金光教羅府真道会代表者・浅野金太郎・沖朝松・西耕太郎・安保寅一・中野馬藏・寺地利作発管長大教主金光家邦宛「教師派遣願」同年八月三日)布教史資料二八一—二。

④⑨ 「渡米視察報告書」前掲『青年会雑誌』第九六号。因みに、同報告書中、「本教信者の分布状態」の条項は次の通り(但し米

本土のみの抜粋。「内地よりの信奉者 バンクーバー五名、シアトル一〇名、タコマ六名、ポートランド一名、ロスアンゼルス一五名、メルスベル一名、サクラメント不詳、サンフランシスコ四名、フレズノ二名、その他各地五、六名」。

⑤〇 シアトル在住の永田頼吉は、「信仰の力」と題する文章の冒頭で、「信仰の力というよりは、私の偽らざる告白とする方が妥当か」との思いをも披瀝しながら、次のようにその心境を吐露している。「：斯様な状態でありますので私は精神修養を心掛け随分努力しましたが、所謂我流の修養でありますので進歩の跡も見えず、ともすれば自暴自棄になりそうで、途方に暮れる事もありました。是迄幾度か基督教の門を潜り、時には救世軍に入り、又は仏教会には久しい間、籍を置いていましたが、何の得るところもなく常に後戻りするのであります。前述の如く私は煩悶してましたので、何か大きな力に頼りたいと常に考えていました。御縁があつて本教の御教えを受けさせて頂く事を得ましたのは、昨年の夏の終りでありまして、当初私は本教に御陰話がなければよいがと思ひました。何事でも咀嚼せず丸呑みする事の出来ぬ性分でありますので、先般片島先生が御越し下されて、貴き御教を受ける迄は、私の信心は弁慶が花道で六方を踏む様な具合で容易に前に進まず焦かしく思うていました。事實は信仰しているというよりも悪い考えを起す機会を与えないというの方が適当かも知れませぬ。御理解に、金

の杖をつけば曲がる、竹や木は折れる、神を杖につけば楽じゃ、と御教えくだされてありますが誠に有難い御教でありまして、私が久しい間求めておつたのは此御力でありました。辛い事、苦しい事、悲しい事、其他人間の力で何ともする事の出来ぬ時、涙と共に神様へ御祈りすると、真暗闇の中に光明を認める事が出来、自然と解決する様に思われます。其度毎に自分の心は果たして正しいのかと自省させられるのであります。若しも自分の周囲に、師事するに足るだけの鍛練された精神を持つ人があつたならば、此苦しみを見る迄もなく、即刻、教を膝下に乞つた筈であります。その師もなく数十年間悪戦苦闘して得る事の出来ざりしは、果たして私の意志薄弱の罪であるか、将又社会の罪であるかと私は自分勝手な理屈をつけていました。永田頼吉「信仰の力」『青年会雑誌』第九七号、一九二六（天正二五）年一月一日。

なお、一九三七年現在、カリフォルニア州フレズノに留信徒の藪野勤四郎は、「目下家屋を新築中にて信徒の集會に便ならしむべく神殿の間を特に広く設計して」、布教所の準備を整えていたことが報告されている。サンフランシスコ青年会機関誌『天地の恵み』創刊号、一九三七（昭和一二）年七月。

⑤① 前掲『安村手記』。

⑤② 『金光教徒』紙上への秀島力松による投稿は、彼の渡米から三年後に当たる一九三一（昭和六）年四月に始まる。教会での活

動報告的なものを除く同紙上への最終稿は、その約四年後に当たる一九三五（昭和一〇）年一〇月で、その間の掲載回数は、計二〇回である。彼の、金光教シアトル教会長在職期間は、一九二八年八月から、一九五六年一月迄の、約三〇年間である。なお、一九三二年現在、金光教シアトル教会在籍の信奉者は「六〇世帯」と報告されている。「在シアトル一世宗教調査」前掲『北米百年校』七四九頁。

⑤③ 「今まで私は人を教えよう導こうとした。家内や子供や信者をお行儀しようとした。思えば浅ましいことでした。人間の一人一人がこの大きい天地に生かされ天地から教えられ導かれお行儀されて行くのだ。何とながい間いらざる悩みを続けてきたことでありましょう。布教の基礎をこしらえる。それは決して外来的のものではないのだ。自分自身を掘下げることを意味するのだ。自分さえ狂わねば他が間違うてくる筈がない」。シアトル秀島力松「最近の私の信境」『金光教徒』第八一四号、一九三二（昭和七）年四月九日。

「祈るといふが祈る事すら許されぬ場合がある。…取次者としては遣る瀬ない苦痛である。昨日の悟りが今日は美事に壊されて行く。全ての計らいが壊れて行く…徳のない者が、強いことなす事が方法と手段とに落ちて仕舞う。人が助からぬのも当然だ。…一寸よい事をしたりして人が救われているようでも、

それは塗布薬で早や治りのした切傷と同じで本当によくなくては、いけない、本当に助かつてはいない。…行きつまることを私は近頃座敷牢と呼ぶことにしている。シアトル秀島生「今日此の頃」『金光教徒』第八四六号、一九三二（昭和七）年一月二五日。

⑤④ 「個人主義制度の国へ惟神家族制度の道を伝える。そこにアメリカ布教の実に容易ならざる困難があり、幾多の暗礁險難もひかえているわけである。布教の難易は一つに布教者の徳にもよるが、又一面その地に住む人々の宗教心の素質による。大きい。…アメリカは金のために本当の救いが言えないとも言える。白人生活の特質はそこに何等保守もなければ伝統もない。全てが我一代という所にある。…すべては金だ。金で一切は解決する。宗教は只昇天するための方便に一部の人は信ずる位である。道徳的に堅実な基礎を持った宗教が幾許あろうか。宗教は競うて建築に財を集め、人を寄せるに腐心している。ありとあらゆる手段方法を講じぬいている。一人一人を救うために私等は夜もなく昼もなく悩み苦しんでいるのに、どうしてそんなカラツボなことに苦しんでいられよう」。シアトル教会所秀島力松「苦闘の跡」『金光教徒』第七八三号、一九三一（昭和六）年九月四日。

⑤⑤ 「真に神様を知り真に神様を得ている人ならば、徒に人を羨む筈はない。『我』の正体は本来無力なるが故に、人は時々刻々に『神様か』『我慾』かの分岐点に立っている。人の心は空虚で

はいられない。一分間も空虚ではありえない。『神を満たすか』  
 『慾を満たすか』何れかだ。そういう意味で『我が心が神に向  
 かう』という祈りは絶対であり、生命である。私はこの対立対  
 抗をはなれきった我無力の立場からこの絶対的な祈りを真の祈  
 り真剣なる祈念というのだ。念力で、拝み倒すことではない。  
 同じ神前に拝礼していてもこの中味がハッキリ分からなければ  
 ならない。私は『我無力なるが故に』拜むのだ。外にシサイは  
 ないのだ。無力なるが故に箸がころげても願う心になるのだ。  
 『無理じゃと思うても祈るのだ』。秀島力松「苦闘の跡」『金光教  
 徒』第九八三号、一九三五（昭和一〇）年七月二六日。

「アメリカに来てもう七年、その間踏みつけられずに過ぎた  
 日が幾日あろう。始めの内は、踏みつけられることが随分私に  
 とっては辛い修行だった。然し段々教祖の歩かれし道がハッキ  
 リして来るにつれて、今度は反対に踏みつけられ、馬鹿にされ  
 ることが楽しみの一つになって来た。それはまさしく神様の御  
 心が分かちかけてきたからだ。私にも最後の日が訪れた。親神  
 様は私から一切のものを奪い去られ、ようやく私の肉体的生命  
 だけを許されるところまで突き落とされた。茲に於て私は日頃  
 の信心まで神様から引き上げられ、茫然として幾日かは過ぎた。  
 かくて私は過去の殻の中によくやく露命をつないできたのであ  
 るが、この中であつて私は永劫不変不退転の大真理に逢着した。  
 私はかくて完全に救われたのだ。それは何か幾億万の金にも代

えられぬ私の宝なのである。『我無力』、これである。秀島力松  
 「苦闘の跡」『金光教徒』第九八六号、一九三五（昭和一〇）年八  
 月一八日。

⑤ 例えば秀島は、布教に着手した当初の安村に対して次のよう  
 な書簡を送付している。「過日、布教認可公文書を送りました  
 が、御覧になりましたか。今後は、全てに思い煩うことなく一  
 路定められた道に勇往邁進されるばかりでしよう。福田先生の  
 信仰経歴は、大変あなたの参考になられたことと思います。す  
 べておかげを蒙り、徳をうけている人のを参考にしたら間違ひ  
 はありません。福田先生は伊勢の松田先生（松田熊市―筆者）が、  
 最初のお導きであつた。次は、川端先生（川端坂右衛門、小石川教会  
 ―筆者）であつた。そして、アメリカ布教は東京布教の延長とい  
 う畑先生（畑徳三郎―筆者）の御信仰から、東京教会が親教会所と  
 して一切の指示を畑先生にうけ、全て畑先生の仰せ通りに御広  
 前金光様（金光播風―筆者）を通して布教地、御神霊ともに出発の  
 日まで畑先生より金光様へお伺いを奉つて、今日のおかけを蒙  
 つておられる。そして、川端先生や現松田先生はやはり第一、  
 第二の親として、他にその道を立てておられる。そのことは、  
 全然、あなたの今日までやってこられたことと天地の差がある  
 でしょう。あの学問のある方が本當に純真な何にも知らぬ心にな  
 って、何事も勝手なことをされず上を通して進んでこられた  
 ことを思うと、全く感激の外はありません。あなたはおかげで

そんなよい先生を近所に迎えられたのであるから、充分、先生についておかげを受けられたがよい。学問のある先生があれ程までに自分を捨てられたということは、全く、尊いことです。

どうか、あなたも福田先生を手本にして、自分の今日まで間違っていたことを深くお詫びせられ、改まっておかげを受けて下さい。まことに神様に対して済まぬことです。秀島力松発・安村安吉宛書簡、一九三〇（昭和五）年二月一日、教団史資料追加分二一七九一六一三。

因みに、安村安吉はシアトルで入信して教師に任命（一九三〇年五月）されるまでは、郷里山口県の久賀教会信徒（一九二六年二月）に、翌（一九二七）年一〇月に久賀教会教徒に、加入していた。

⑤⑦ 「信者が我が所を去る。おかげを落とす。道を忘れる。『去る者は追わず』と口には言うても親となり、子となった以上、縁程きたいな者はない。それは何という寂しさであろう。それを道知らず、恩知らずと責めることの出来ない我であることを思えば、只暗然として悩み、熱涙をのんで祈るのみ。神様に對し又おかげを落とせし信者に対し、消え入るまでのお詫びがしたい。シアトル教会所秀島力松『苦闘の跡』『金光教徒』第七八二号、一九三二（昭和六）年八月二八日。

⑤⑧ シアトル秀島力松「砕かれ行くもの」『金光教徒』第八九五号、一九三三（昭和八）年一月三日。

⑤⑨ 「家内が死んで私もこの人生の底を始めてのぞいたような氣

がする。底をのぞいて何があつたか？私が今まで夢見ていたような氣がする。私を満足させてくれるものは、唯の一つもありはせぬ。ウソ、偽り、イイ加減、冷酷、無情、あらゆるこの世の罪と欲が、飢えたる狼の如く牙を鳴らして、スキさえあればそうしたイイ氣になつている人間の喉笛に噛みつこうと狙つてゐるのではないか。私は始めて、この世に人の声と、神の声の二つあることを知つた。人の声とは何か。人の声であつて実は仮面であり、恐ろしい狼の声なのだ。神の声とは神の声ならぬ奴人の声であつて、実は神の声なのである。私共は、この神の声であるところの『信』を求めて生きることより他に、信心の本義も無意味であることを知らされたのだ。私を一番信じ、一番私の成功を祈り、私のためを思うてくれた妻は、最後に一切を投げ出して、恐らく私が一生一代かけて到底至りえぬであろう道の消息を覚えてくれた。それに対して私は何と感謝してよいか分らぬものがある。妻は靈となつて『先生、この世の中に信より外に頼りにもアテにもなるものはありませんよ、絶対のマコト。どうせこの世では一生みつからぬかも知れませんが、教祖様はそれでこそ「我が心が神に向かうのを信心」と教えられました。神様の愛とそこの絶対のマコトでありましょう』とささやいているかの如く思われる。最後の一線を突破することは実に絶対の信を把握し、その心境に至り得ていない限り、到底できることではないのであろう。妻は絶対のマコトになつて、

今は私を守ってくれているか、それにしてもいみじくもはかない私の信心であるよ。哀れんでくれ。人生の底をのぞいて陰惨と寂寥とに私はおののいている。この絶対のマコト、天地の大愛をこの人生の底なし沼にプチ込んで一切を覆す時がくることを祈って止まぬ」。シアトル秀島力松「亡妻を偲びて」『金光教徒』第九五八号、一九三五（昭和一〇）年二月一日。

⑥① 北米教務所長福田美亮発・教監佐藤博敏宛書簡、一九五五（昭和三〇）年二月二日。

その前（一九五四）年、北米教務所長福田美亮は、秀島の生活状況を次のように報告している。

金光教北米教区内シアトル教会長秀島力松及び同人妻所属教師秀島ムメヲを左記の理由に因り本教々規第六十三条に基づき罷免又は除籍に処せられ度く申告申します。

- (一) 終戦後、神前奉仕、月次祭、大祭、靈祭、葬儀、結婚式等一切の行事を信者の要請ありても全然行わざる事
- (二) 秀島力松及びムメヲ両人は戦後キリスト教団の古着より分け所に五弗の日給にて働き、力松は皮膚病に感染して休養中なるもムメヲは今尚同所に就労しつつあり

り — 中略 —

北米本教々会長及び教師はすべて同様の処置を止むを得ざる事を認め、本申請に賛同していること。

金光教北米教務所長福田美亮発・教主金光攝胤宛「申告」、一

九五四（昭和二九）年一〇月二日。

⑥① 秀島は後年、「秀島孤舟」という雅号を用いてその心境を次のように詠んでいる。「酷熱に鍋のエナメル剥けて落ち五尺のからだ置く処なし」、「地下二尺大地を凍る酷寒を雪に明け暮れ春を待ちにき」、前掲『北米百年校』五一五、五六五頁。

⑥② 前掲『北米百年校』四九〇頁。

⑥③ 「米国布教だより」『金光教報』第二六六号、一九三〇（昭和五年五月一日）。

⑥④ 彼は晩年に、「立退損害、市民権放棄問題」の請願書を米大統領宛に提出（一九五七年二月）するなどしている。

## 別表一 「金光教タコマ真道会」入会者一覽

左表は、「金光教タコマ真道会信徒名簿」(一九二六～大正一五年)～二八(昭和二〇年記載)を、入会者の「現住所」別に再編したものである。同名簿には、現籍、戸主、現住所、入会者・生年月日(年齢が記載されているものもある)、入会者の家族、入会年月日、申込者が記載されている。

入会年月日は、名簿表記通りに元号とした。※印は、入会申込日付に修正箇所のあるもの。  
タコマ真道会の所在地は、タコマ市南タコマ街一五五三(前掲「タコマ旧日本人街図」参照)。

現住所(ワシントン州キング郡)	入会申込者(出生年・年齢)及び家族(申込者との続柄)	現籍	入会年月日
シアトル市メイン街五〇一番	筒井 ハルミ	高知県長岡郡高須村葛島	昭和 二・ 六・一二
シアトル市	高山 豊作 三好 多市	福岡県宗像郡勝浦村	大正一五・ 三・一〇
シアトル市ベーション島	カネ (妻) ハツエ (娘)	山口県都濃郡須々万	昭和 二・ 六・二二
シアトル市ディアボーン街	渡辺 政次郎 タミ (妻) 茂利 (長男) 登美子 (長女)	福井県三方郡山東村佐田	大正一五・ 一〇・二二
タコマ市ブロードウェー街	大田 芳助 ミサヨ (妻) 郎高 (長男) 利江 (長女)	山口県大島郡安下庄村 塩宇	昭和 二・ 五・二〇
タコマ市ブロードウェー街 一三四二	小川 常助(明治一一年) アヤノ (妻)	和歌山県日高郡 比井崎村比	大正一五・ 八・七

タコマ市ブロードウエー街一三四	新山 種藏 フミ 銘子 (妻) (三女)	山口県大島郡安下庄村安高	大正一五・一一・二
タコマ市ブロードウエー街一三五	須山 嘉三八 明治一六年▽	岡山県上房郡松山村	昭和二・四・二
タコマ市ブロードウエー街一三四半	大月 力蔵	岡山県吉備郡日美村日羽	大正一五・一一・一一
タコマ市ブロードウエー街一五〇四	横田 ツル		昭和二・四・一六
タコマ市ブロードウエー街 一三二七半	大和田 常年 明治二〇年▽ キクエ 年雄 (妻) (長男)	茨城県行方郡立花村浜	大正一五・八・二二
タコマ市ブロードウエー街 一三四五	福山 仲次郎 ハル 安男 ミワ (妻) (長男) (長女)	滋賀県愛知郡葉枝見村 三ツ谷	大正一五・四・二〇
タコマ市ブロードウエー街	中村 和一郎 クマ トモエ トキエ ノブコ (妻) (長女) (次女) (三女)	広島県広島市美佐町	昭和二・八・二二
タコマ市ブロードウエー街	追 島吉 サワヨ 定男 チエコ 広志 三郎 (妻) (長男) (長女) (次男) (三男)	広島県佐伯郡	昭和二・八・二二

<p>タコマ市タコマ街一五〇八</p>	<p>山根 守一 ヨシ (妻) 一雄 (長男) 偉男 (次男) 讓治 (三男) 富寧 (四男) 松枝 (長女) 貞子 (次女) 宣代 (三女)</p>	<p>山口県大島郡安下庄村 安高</p>	<p>大正一五・一〇・二七</p>
<p>タコマ市タコマ街一二三二</p>	<p>品川 安平</p>	<p>群馬県勢多富士見村</p>	<p>大正一五・八・九</p>
<p>タコマ市タコマ街一七二三</p>	<p>新口 弥助 タケノ (妻) アイコ (長女) 孝雄 (長男)</p>	<p>愛媛県西宇和郡川上村</p>	<p>昭和 二・四・二七</p>
<p>タコマ市タコマ街一三三七</p>	<p>須山 熊太郎 アサコ (妻) ノブエ (長女)</p>	<p>岡山県上房郡松山村道敷</p>	<p>大正一五・一〇・二二</p>
<p>タコマ市タコマ街一三三七</p>	<p>小見山 良一郎 カメ (妻) 毅 (長男) フジエ (長女)</p>	<p>岡山県都窪郡清音村軽部</p>	<p>大正一五・一〇・三</p>
<p>タコマ市タコマ街一六二八</p>	<p>西崎 鉄藏 千代子 (妻) 資太郎 (長男) 鉄藏八明治二〇年V</p>	<p>岡山県岡山市四番町三番</p>	<p>大正一五・九・二</p>

タコマ市タコマ街一五〇一	村中 利作 トミ 昇 (長男)	山口県大島郡安下庄町	大正一五・七・八
タコマ市タコマ町一三三三	中田 広蔵 ヤエ子 正雄 エミ子 ミエ子 隆明 タマエ (長男) (長男) (長女) (次女) (次男) (三女)	岡山県吉備郡足守町 下足守	昭和 二・六・二〇
タコマ市マコメツク	岡 源太郎 ヨシ 純蔵 (妻)	滋賀県犬上郡千本村 西沼波	昭和 二・六・二四
タコマ市マコメツク	西本 ミツノ 政雄 シゲコ (長男) (長男) (長女)	広島県安芸郡原村 西原	昭和 二・三・九
タコマ市マコメツク	赤田 繁次郎 サメ 久代 静子 (長男) (長女) (次女)	滋賀県愛知郡稲村	大正一五・一一・二二
タコマ市マコメツク	川崎 喜重郎 イシ 一雄 正子 (長男) (長女) (妻)	滋賀県愛知郡稲枝村金沢	昭和 二・五・二二

タコマ市マコメツク	松村 太吉(明治二年) サト (妻)	滋賀県犬上郡亀山村清崎	昭和 二・五・一七
タコマ市オーバン一〇五	齊藤 九一 ミツノ (妻) シズコ (長女) 弥一 (長男) 敏夫 (次男) 吉夫 (三男)	岡山県吉備郡総社町	大正一五・一一・
タコマ市オーバン二二六	池田 岩吉 イシ (妻) キミ (長女)	福井県三方郡耳村麻生	大正一五・一〇・二〇
タコマ市オーバン二二六	池田 新三郎(四八歳) アキ (妻、三六歳)	福井県三方郡耳村麻生	大正一五・一一・七
タコマ市ファイフ一六三	丸本 半蔵 ヤス (妻) ユミ (長女) アヤ子 (次女)	山口県玖珂郡余田村	大正一五・二・一二
タコマ市ファイフ二六一	浅原 寿吉 ツタノ (妻) 寿子 (長女) フサ子 (次女) アサ子 (三女) 光義 (長男) 清寿 (次男)	山口県大島郡安下庄村	昭和 二・二・二〇

タコマ市ファイフ	<p>浅原 興六 サム (妻) 興志雄 (長男) 春光 (次男) 六男 (三男) ユミ (長女) ミシ子 (次女) サヨ子 (三女)</p>	山口県大島郡安下庄村	昭和 二・一・五
タコマ市九〇	<p>飯田 長太郎 正直 (長男) キス (母) ミエキ (長男妻) 政輔 (正直長男) 政人 (次男) 政利 (三男)</p>	熊本県鹿出郡大道村	大正 一五・一一・二三
タコマ市イストレット街一五〇一 タコマ市オペラコート	<p>栗原 秀人 源次郎 難波 源次郎 静子 (妻) 確夫 (長男) 政恵 (長女)</p>	<p>広島県山県郡戸内村川手 岡山県吉備郡足守村 上土田</p>	大正 一五・一〇・七 昭和 二・五・一八
タコマ市パシフィック街一五五一	<p>細川 益祐 ハツヨ (妻) 治 (長男)</p>	山口県大島郡安下庄村 塩宇	昭和 二・五・一七

タコマ市ファクトイ街	吉原 栄吉 △明治一四年▽ フジコ(妻) 武夫(長男) 好枝(長女) 房子(次女) 千代子(三女)	広島県御調郡向島東村大町	大正一五・一〇・二〇
タコマ市コンマス街七二三	大辻 甚之助 カネ(妻) ハツエ(娘)	滋賀県神嶋郡種	昭和 二・八・二〇
タコマ市キング郡一五	田中 幸一 マサ(妻)	山口県美弥郡東厚保村	
キング郡タコマ町一三〇八	神前 亀太郎 ミスイ(妻) 安道(長男) 富治(次男) 静子(長女)	和歌山県日高郡三尾村	昭和 二・一・二六
キング郡タコマ町一三四〇	高杉 季三郎 △明治一九年▽ カヨ(妻) 厳(長男) 操(長女)	岡山県吉備郡富山村延原	大正一五・六・七
キング郡タコマ町一三〇二	江本 浅太郎 久(妻) 忠(長男) 清(長女)	岡山県都窪郡庄村	大正一五・八・一七

キング郡ファイフ村九九―B	大橋 平助 キヨ (妻) アヤコ (長女) 義雄 (長男) 一雄 (次男) ハナコ (次女) ツルコ (三女) 秀雄 (三男) 文雄 (四男) 藤市 (五男) 治良松 (六男)	愛媛県西宇和郡八幡浜村	昭和 二・ 八・ 一四
キング郡ファイフ一四四	黒瀬 羊三郎	岡山県都窪郡管生村	大正 一五・ 八・ 二
キング郡ファイフ一四五―B	岩切 初三郎 シゲ (妻) 良一 (長男) 弘 (次男)	愛媛県西宇和郡矢野崎村	昭和 二・ 六・ 五
キング郡ファイフ一四五	松野 権太郎	愛媛県西宇和郡真穴村	昭和 二・ 五・ 二九
キング郡ファイフ一四五	宮本 半三郎	愛媛県西宇和郡真穴村	昭和 二・ 五・ 二九
キング郡ファイフ三七九	河本 佐市 ヤエ (妻) 政男 (長男) 勝次 (次男) 満夫 (三男) 武夫 (四男)	広島県安佐郡緑	昭和 二・ 一・ 一二

<p>キング郡ファイフ村 (郵箱四〇)</p>	<p>藤田 繁太郎 タキノ (妻) カヨ (長女) マサコ (次女) スミコ (三女) 金一 (長男) 実 (次男) 正一 (三男)</p>	<p>岡山県上道郡津田村君津</p>	<p>昭和 二・六・二〇</p>
<p>キング郡オーバン一六五</p>	<p>角谷 重蔵 ^ 二七歳 V 祐 (妻、二一歳) ハツ (祖母、六一) ナカ (母、四一歳) ミサオ (長女、二三) マサエ (次女、二二)</p>	<p>福井県敦賀郡松原村木崎</p>	<p>大正二五・一一・二二</p>
<p>キング郡サムネ村五六七</p>	<p>和田 広道 ワスミ (妻) 弘 (長男) ミチコ (長女)</p>	<p>広島県佐伯郡大竹町</p>	<p>昭和 二・七・二七</p>
<p>キング郡オテン一八四</p>	<p>溝口 米蔵 ^ 明治三年 V タカ (妻) 博登 (長男) 鼎 (次男) 優 (三男) 正枝 (長女)</p>	<p>広島県安佐郡原村</p>	

<p>キング郡イートンビル一八八</p>	<p>小池 治三郎八四一歳▽ キク(妻、三〇歳)</p>	<p>福井県三方郡耳村麻生</p>	<p>大正一五・九・一三</p>
<p>キング郡ブックオダ七五</p>	<p>安居 小八 イッ(妻) 卯三郎(長男) 元次郎(次男) 義男(三男) 益好(四男) ミネ(次女)</p>	<p>滋賀県愛知郡業枝見村 三ツ谷</p>	<p>昭和二・六・一二</p>
<p>キング郡オレンピア市</p>	<p>吉原 喜一郎 トメ(妻)</p>	<p>広島県御調郡向島東村 大町</p>	<p>昭和二・八・七※</p>
<p>——オルダトン一〇一</p>	<p>山本 吾助 ナカ(妻) 薫(長男) 武雄(次男)</p>	<p>岡山県安佐郡龜山村</p>	<p>昭和二・五・八</p>
<p>不明</p>	<p>今田 善一 春恵(妻) 正恵(長女) 深雪(次女) 都子(三女)</p>	<p>岡山県邑久郡本庄村</p>	<p>昭和二・八・七※</p>
<p>不明</p>	<p>矢吹 菊治 重野(妻) 豊志(長男) 優子(長女)</p>	<p>岡山県御津郡天津村山崎</p>	<p>昭和二・八・七※</p>

不 明	不 明	不 明	不 明	不 明	不 明
小財 儀三	渡辺 秀一	近藤 子之作	林 京一 （次男） （妻）	元 （長男） （妻）	海野 勇造
	愛媛県西宇和郡真穴村真網代	熊本県菊池郡水源村原	広島県安芸郡上瀬野		岡山県御津郡宇甘村
昭和 二・ 八・ 一七	昭和 二・ 八・ 七※	昭和 二・ 六・ 二〇	大正 一五・ 一一・ 一二		

別表一 A 戦前期北米労働移民出身教師一覽(原則として渡航年順)

氏名	渡航年	教師補命年	教会・布教所設立年月日	教会・布教所
山田浅太郎	一八九七年	一九三〇年	一九三一(昭和六)年一月三日	バンクーバー布教所
安村 安吉	一九〇二年	一九三〇年	一九三三(昭和八)年八月二十五日	サンノゼ教会
平山文次郎	一九〇三年	一九三〇年	一九三一(昭和六)年一〇月二日	サクラメント教会
山田 ふさ	一九〇九年	一九五八年	一九三一(昭和六)年四月一日	ポートルランド教会
大坪 亀吉	一九一〇年	一九二六年	一九二九(昭和四)年一月二八日	サンノゼ教会(在籍)
新山 ふみ	一九一三年	一九五八年	——	タコマ教会
森下 梅蔵	一九一七年	一九六三年	——	タコマ教会(在籍)
後藤 勲	一九三一年	一九四〇年	一九四一(昭和一六)年三月二五日	バンクーバー教会トレント教会(在籍)
西 耕太郎	不詳	一九三八年	一九三九(昭和一四)年八月	ソートル布教所
川上 重雄	不詳	一九三六年	——	サンピードロ布教所
				サンフランシスコ教会(在籍)
<b>B 戦前期渡航手続教師一覽</b> (※印は、「一九二四年移民法」(第四条)に該当せず布教目的での入国を拒絶され渡航中止となった場合を示す。)				
秀島 力松	甘木	渡航年月日	教会長就任年月日	教会名
今西多一郎	御影	(※) 一九二八(昭和三)年七月一〇日	一九二八(昭和三)年八月八日	シアトル
香取 敏次	本部	一九三〇(昭和五)年一月	一九三〇(昭和五)年一月三日	ロスアンゼルス
福田 美亮	東京	一九三〇(昭和五)年一月二日	一九三一(昭和六)年三月一七日	サンフランシスコ
露木 大一	三島	一九三六(昭和一一)年五月一五日	——	サンフランシスコ(在籍)
曾我部里幸	西条	(※) 一九三九(昭和一四)年六月	一九三九(昭和一四)年六月一日	タコマ
立野 虎夫	甘木	(※) 一九三九(昭和一四)年六月	——	——
水岡 時男	小串	(※) 一九三九(昭和一四)年六月	——	——

# 大患経験の意味と「神の助かり」

小坂真弓

## はじめに

教学史において、「金光大神御覚書」（以下「覚書」と略記）に記されている、金光大神四十二歳の事蹟（「覚書」三一一―一〇）は、金神との出会いが実現することによって、金光大神の信仰の基礎土壌が形成され、独自の信仰観をもつて歩み出す契機として解釈されてきた<sup>①</sup>。そして、それらの研究では、金光大神が大患の出来事を通じて、当時の民俗信仰における、「方角・日柄」を遵守することで金神に触れまいとするあり方から、神慮を汲み求める信仰へと転換したとしており、当該事蹟を金光大神の「方角・日柄」を見ることに発する金神への無礼認識をめぐる問題として捉えている。

これに対して、本稿では次のような視角から、大患の事蹟の意味内容を再解釈したい。周知の通り、「覚書」は、明治七（一八七四）年以降、金光大神によって自身の誕生から明治九（一八七六）年までの出来事が振り返られ記されたものである<sup>②</sup>。中でも、この大患の事蹟には、四十二歳時点の出来事が振り返られつつも、以下のように執筆最中に神からお知らせが下がり、金光大神、天地金乃神、神仏共に感涙に噎ぶ内容が記されている。

ここまで書いてから、おのずと悲しゅうに相成り候。

金光大神、其方の悲しいのでなし。神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし。

うれしいやら悲しいやら。どうしてこういうことができただじゃろうかと思ひ、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりたの。また元の書き口を書けい。  
 (「覚書」三二六)

感慨の内容は「どうしてこういうことができただじゃろうか」、つまり「氏子が助かり、神が助かることになり」という言葉に集約することができ、氏子と神の助かりの実現についてのものである。また、このお知らせが大患の事蹟内に割り込むように配置され、記されていることから、この感慨が当該事蹟を執筆最中に、まさにその時に催されたものであることが知れるのである。そのようなことから、この感慨の内容に照らし返されることによつて、大患の事蹟の意味が、執筆時点の金光大神のもとで新たに把握されたのではないかと思われる。<sup>3)</sup>

右のように感慨の記述を捉える時、看過できないのは、その中に「神仏」が登場していることである。前記したように従来の研究において、この大患の事蹟は金神と金光大神との関係に収斂させて考えられてきた。が、明治七年以降から振り返られたお知らせにも拘らず、なおもつて「神仏」が登場し、且つその「神仏」は、「氏子が助かり、神が助かる」ことを我がことのごとく歓喜しているのである。このような感慨の記述に示された「神仏」の様子からは、果たしてこれまでのように、金光大神と金神との関係からのみ解釈することで、大患の事蹟の意味を十分に把握できるのだろうか、という疑問が生じるのである。大患の事蹟には、厄年と四十二の二つ子の厄払いのために神仏参りをする金光大神と、金光大神の厄払いの祈願に応えようとする「神仏」との関係が詳述されており、そのような金光大神と「神仏」との関係の意味を読み解くところから、「氏子が助かり、神が助かる」という言葉に込められた、意味内容を捉え直す必要があると考える。

以下本稿では、一章で、「のどけ」発病前に当たたる大患導入部（「覚書」三一1〜3）の記述に基づき、厄年と四十二の二つ子をめぐる神仏信仰の諸相と、それら神仏信仰が金光大神と家族にどのようなものとして捉えられていたのかを窺う。二章では、「のどけ」発病から、金神への無礼を指摘され、詫びるまでの記述（同三一4〜5）から、従来から

の禁忌に縛られていた金光大神と親類の態度と信仰観の変化の問題として見て行く。三章では、金神への無礼を詫びると同時に神仏が一斉に心情を吐露し、助けることを約束するまでの記述(同三―七―八)から、特に助けの根拠となる事柄を一、二章で考察された内実全てから論究することをもって、感慨の記述の中心的内容である「氏子が助かり、神が助かる」との文言が意味するところを明らかにしたい。

なお、日付やその他、教典からの引用については、教典の表記に準じている。

## 一章 厄払いと神参り

同じく七甲寅あひだらの年に年号変わり、安政元甲寅あんせい あひだら。同じく十二月二十五日夜四つ時に妻安産、男子生まれ。私四十一歳。四十二の二歳子悪しと申して、置かんと申し。母とめ、わしが育てると申し。母に任せて育てあげ。正月生まれに年まつりかえいたそうと申して、置き。二日が八日ぶり、火合わせ、七夜に当たり。二日生まれにしてもらおうと、内相談いたし。

卯うの正月朔日ついでたち、年御神々様早々御礼申しあげ候。総氏神様へ拝参任り、私四十二歳厄晴れ祈念。

神田筑前殿願こうだちくぜんい、三男、卯うの年にまつりかえ、守り札納め、赤沢宇之丞あかさわのじやうと名をつけ。

納津祇園宮なつづきおんぐうまいり、大宮へ出、神主願かみぬしい、奉祈念木札ほうきねんもくさつくださいされ。卯正月四日。

吉備津宮きびつぐうまいり、お日供願にっくいあげ、二度おどろじあり。私、出世しゅっせ(繁盛)ありがたしと思うて帰り、すぐに西大寺さいだいじ観音へまいり。

十四日出、十五日帰宅いたし。

金光大神が「のどけ」発病前の問題として記した事柄は、安政二(一八五五)年が四十二歳の厄年、それも大厄に当たることと、併せて同元(一八五四)年の暮れに三男が生まれ、金光大神が四十二歳の大厄の年に子供が二歳と、ちょうど「四十二の二つ子」<sup>④</sup>に該当することであった。大患の事蹟は、「同じく七甲寅の年に年号変わり、安政元甲寅。同

じく十二月二十五日夜四つ時に妻安産、男子生まれ。私四十一歳。四十二の二歳子悪しと申して、置かんと申し。母とめ、わしが育てると申し。母に任せて育てあげ」と、厄年の不安に加え、更に四十二の二つ子の不安が重なることに對して金光大神一家の心配する姿に始まるのである。続く記述には、厄年、四十二の二つ子の不幸から身を守るため、厄払いのための神参り、守り札の購入、占い、生まれ日の変更、守り札納め、産の忌に纏わる禁忌事項の遵守など、神に對し忌み慎む態度を徹底し、尽くし得る手立ての全てにおいて念を入れて実践した内容が記されている。

最初に、大患の事蹟の導入部として記された、金光大神の厄年、四十二の二つ子への対処とその内実を見て行きたい。

## 1、厄年の風習と儀礼

大患の記述に目を向けると、金光大神は四十二歳の厄年に当たる安政二（一八五五）年正月朔日、「年御神々様早々御礼申しあげ候」と、朝一番に年神へ祈念している。年神は歳徳神、トシトクサンと呼ばれ、「トシ」は米穀を意味し、米穀の神として、また、家の祖霊の化現と人々に受け止められていたという。<sup>⑥</sup>年神を元日の朝一番に拝むことについては、元日は各家、家業の繁栄に繋がる祭祀がなされるのが一般的で、農民が多い当時にあつては、家業が円満に行くようにとの願いから米穀の神・年神が、正月の祭祀の中心になっていた。<sup>⑦</sup>

正月の恒例行事である年神拝礼の記述の後に、「総氏神様へ拝参り、私四十二歳厄晴れ祈念」と、金光大神が厄払いのための社寺参りをした記述が続く。周知の通り、厄年とは厄難に遭いやすい年といわれ、大谷村では男女共に、十三歳、四十二歳、六十一歳、七十七歳、八十八歳が厄年とされていた。<sup>⑧</sup>中でも、男子四十二歳と女子三十三歳は、「四十二」「三十三」の音がいずれも「死に」「散々」に通じることから、生死に関わる出来事が起こると恐れられ、一層の忌み慎み、厄払いのための儀礼が積極的に行われたのである。この厄難を避けるための儀礼として社寺詣では一般的で、大谷村では、村内の神々や氏神の賀茂八幡神社、寂光院などへ参る他、村を出て遠方の伊勢神宮や四国八十八箇所

場へ数十日かけて参拝する者も多かった。<sup>⑨</sup>参拝以外の方途としては、一人では負いきれない厄難を他人に担ってもらっために、親類や近所の者に御馳走を振る舞ったり、年の数だけ餅を用意し近所に配ったりした。<sup>⑩</sup>また、厄年を避けるために年を変える年重ねの祝いや、厄難を予測するための年占いなど、村々によってさまざまな儀礼が行われた。<sup>⑪</sup>他方、厄年は災難に遭うばかりの年ではなく、「役年」として神役に参加する年ともいわれた。厄年の者は神事、仏事など村の祭りで頭屋を務めたり、神輿を担ぐなど、重役が配当され、役に当たった者は無事重責が果たせるようにと社寺参りをして、その年一年は齋み慎み過ごした。

金光大神も村に伝わる風習に従い、大谷・須恵両村の氏神である賀茂八幡神社へ参拝し自身の厄晴れを祈った後、四日から、備後、備中、備前国随一で靈験あらたかな厄の神へ参拝したことが記されている。まず備後の「鞆津祇園宮まゐり、大宮へ出、神主願ひ、奉折念木札ください。卯正月四日」と、厄晴れ祈念と、祈願が込められた木札を受けている。大谷村では四日から仕事始めであるが、この金光大神の鞆津祇園宮参りは一日仕事と思われ、仕事の都合をつけての参拝には、厄払いが強く願われていたことが示されていると思われる。

次に、十四日には、備中の一の宮、吉備津宮へ参り「釜殿の鳴釜の神事」で一年を占ってもらっている。<sup>⑫</sup>「釜殿の鳴釜の神事」では、釜が鳴ることを「おどうじ」と呼び、この釜の鳴る鳴らないや、音の大小、高低などによって吉凶禍福が占われた。<sup>⑬</sup>金光大神は占った時のことを「お日供願いあげ、二度おどうじあり。私、出世（繁盛）ありがたしと思つて帰り」と記しているところから、当時は二度鳴ることは良い知らせと判断されていたのだろう。

続いて、備前の厄の神、西大寺観音院へ行くことを決め、早々に参拝したことが、記されている。大谷村では、十四日の夜、西大寺の観音院で行われる会陽に参拝する者は、信心の篤い人といわれていた。<sup>⑭</sup>会陽は別名裸祭りと呼ばれ、裸は人間の生まれたままの姿であり、裸になることで一人前の男として再び誕生するという再生原理に基づくものであったが、それが、厄を落とす、幸運がめぐると、縁起をかつぐ祭りへと変化したのである。<sup>⑮</sup>この金光大神の会陽参拝は、厄年に当たって齋み慎みの気持ちを表すためと、厄落としと縁起が願われてのことと思われる。

## 2、四十二の二つ子の風習と儀式

四十二の二つ子とは、父親が大厄の四十二歳の年に二歳になる男の子が生まれると、その子が親を食い殺すといって大変恐れられ、金光大神の住まう大谷村をはじめ全国各地で信じられていた風習である。一般に厄年に生まれた子供は厄子、鬼子、親とり子と呼ばれ、親が厄年に子供を出産することは避けられる傾向にあった。厄子を嫌う所以は薄命、育たない、長生きしない、親に祟る、とされるところにある。逆に、厄子を吉兆として喜ぶ例もあるが、実際に厄子が生まれると、捨て子にするか、捨て子にして人に拾ってもらう場合が多かった。<sup>②③</sup>

金光大神は大患の記述の最初に、安政元（一八五四）年に男子が生まれたことと、その子が四十二の二つ子に当たることで、「四十二の二歳子悪しと申して、置かんと申し」と、家族の危惧する様子を記している。この大患の記述が、三男の出産の出来事から書き始められることは、安政二（一八五五）年の正月からの神参りが、厄年の心配だけではなく、四十二の二つ子に対する不安に発するものであることを示すものではないだろうか。続く記述には、生まれた子供を捨て子にしようというその処置に対して、母・い・わが「わしが育てる」と一人反対した内容が記されている。そして、い・わの意見が通り、「母に任せて育てあげ」と、い・わに仮親になって貰うという形で育てることにしたが、それで厄難を回避できるのかどうか、不安が残るためか、更に次の措置がとられたことが記される。それは、三男の生まれ年を祭り替え、生まれ日を産の忌が明ける火合わせと、七夜に当たる日、一月二日に決めようという、内々の申し合わせである。子供の生まれ年を祭り替えても、通常、子供が生まれた時のように産の忌に服し、忌が明ける日に三男の生まれ年を祭り替えるという、これら災難を避けるための企てに、金光大神が考えられる禁忌全てに対応しようとしていたことが窺える。このように、厄子は厄年の問題だけではなく、出産に絡む産の忌の禁忌事項と関わり、複雑な様相を呈し、人間の生活行動に多くの規制をもたらすと共に、厄年に生まれた子供を中心に産婦やその子供に関わる人々を苦しめていたのである。

金光大神は妻・とせの別火が明けやらぬ、朔日早々に「神田筑前殿願い、三男、卯の年にまつりかえ、守り札納め、赤沢宇之丞と名をつけ」と、神田筑前へ三男の誕生日の変更と、子供が育つようにとの祈願を依頼し、守り札を納め、子供の名前を干支の卯（ウ）年に因んで宇之丞と命名までしている。子供に名を付け披露する行事である七夜が来る前に、子供の誕生日を変更し、祭り替えた卯年に因んで名を付けるなど、四十二の二つ子を恐れ、手段を講じている金光大神の姿が浮かぶのである。風習に従わず、禁忌をすり抜けて子供を育てようとすることで、更に別の禁忌事項が待ち受けており、いくら禁忌を回避しても、回避した時点で次の禁忌が立ち現れている。それは当時の人々の意識や行動の多くが、禁忌事項に二重、三重に規制されていることを物語っているといえよう。四十二の二つ子の一件でも、捨て子にし、仮親を立てる形を取り、その他、産の忌に服し、生まれ年を祭り替え、守り札を納めるなど、子供と自身の身上に厄難が降りかからないようにと、走り回る金光大神の姿が描かれている。

### 3、民俗信仰の儀礼と「不浄・穢れ」の禁忌

従来の研究では、これまで見てきた大患前の諸社寺への参拝、祈願、占いなどについて、当時の人々が多くの神仏への重層的な信仰をすすめる精神風土にあり、多くの神仏を信仰することは、実生活のさまざまな場面で神仏を求め、感得しようとすることの現れで、信仰心が篤いことを意味している、との民俗学の成果を金光大神にも重ね解釈してきている。<sup>24)</sup>

しかし、そのような信仰心の篤さや実意丁寧さが認められるとしても、筆者は更にその背後で、厄難が降りかからないように、禁忌事項を遵守しようと苦渋する金光大神の姿に、より注目すべきであると考えられる。というのも、民俗信仰の根底にあり、多くの人々を信仰へ促す動機は「不浄・穢れ」の排除という禁忌を犯すことへの問題意識にあったと考えるからである。では、当時の人々は、「不浄・穢れ」の何を問題にし、恐れていたのだろうか。

歴史学者・高取正男の所説を参考に、この点を考えてみたい。高取は、民俗信仰の分析から日本人の伝統的な宗教意識を照射しようと試みる中で、「いみ」という神聖觀念の両義的意味と、「不浄・穢れ」「清浄・聖性」への分化について、次のように指摘している。「『いみ』にはもともと二つの漢字による使いわけがあったことがわかる。『齋み』と『忌み』とである。前者は『神事に慎しむこと』であり、後者は『嫌い避けること』である。つまり、前者はポジティブな行動原理としての戒慎であり、後者はネガティブな行動原理としての禁制である」と、「いみ」という言葉が相反する意味を含む特殊な語であることに言及している。そして、これらが互いに相容れないものとして分化する過程で、自らの神聖性を維持するために「不浄・穢れ」を避けることが重要視され、「齋み」よりも「忌み」の方が強調されるようになって行った、と言うのである。言うまでもなく、「不浄・穢れ」の中心的な要素となったものとして挙げられるのが、死穢、産穢、血穢である。

本章一節で見てきたように、厄年にも、神事に携わる役に就く者が「齋み」慎む意味があったが、金光大神の生きた時代に「厄年」とは、自らの穢れを「忌み」、いかにして払うかが中心の課題となっていた。穢れの払い方も、民俗信仰の中で慣行化された方法や儀礼を行うことで厄が払われると信じられ、さまざまに意味付与された厄払いの儀礼を行うことも、自らの穢れをいかに払い得るかが信仰実践の原理となる。

大患の事蹟の導入部は、四十二歳の厄年に、更に四十二の二つ子の不安が重なり、民俗信仰の儀礼を徹底して実践してきた事蹟に終始している。それは、先述のように、多くの神を信仰することをもって信仰の深さを表すというよりも、禁忌を犯すことへの恐怖の度合いを示すものであろう。禁忌に囚われた当時の人々と同様に金光大神もその中の一人として、禁忌を犯すことを回避せんがために信仰実践へと促されている。これら大患導入部の記述を、感慨の内容である「氏子が助かり、神が助かる」との記述に照らしてみると、「助かり」を求めて祈願しつつも、なお助からない金光大神が描かれていると思われる。

## 二章 信仰と禁忌

「覚書」の記述は、一章で述べた年頭の厄払いの内容に続いて、すぐに、四月二十五日に「のどけ」が発病したことへと場面が変わる。

周知の通り、大患の場面では「のどけ」を患い、「九死一生」といわれるまで病は悪化し、床に伏す金光大神へ、神から義弟・古川治郎の口を通じて、嘉永三（一八五〇）年に行つた母屋建築が曆神である豹尾、金神へ無礼していたことが告げられる。そして、金神に触れないよう方角は見えたものの、金神の神慮に適うあり方には至り得なかつたことに気づかされた反省の思いが記されている。そして、金光大神の詫びの言葉に対し、神仏から病氣全快と生涯にわたる加護が約束されるなど、それら一切の内容が対話形式で書かれている。以下、大患の記述を四段に分け考察したい。

①病氣が「九死一生」と悪化し、死を眼前にした金光大神と、病床の金光大神を見守る家族、親類らそれぞれが病氣に對する心想を語る場面（「覚書」三一4—1—4）。

②古川治郎に神からお知らせが下がり、豹尾、金神へ無礼していることが指摘され、無礼を認めない古川八百蔵と、更に反問する神との問答を経て、金光大神が自身の無礼を認め詫びるまでの場面（「覚書」三一4—5—5—7）。

③執筆時点に神から下がつたお知らせで、金光大神、天地金乃神、神仏が感涙に噎ぶ場面（「覚書」三一6）。

④金光大神の詫びの言葉に神仏が一齐に心情を吐露し、病氣全快と生涯にわたる加護が約束される場面（「覚書」三一7—8）。

本章では、①②の場面を取り上げ、①については病氣をめぐる金光大神と家族、親類の態度を、②については神の指摘する無礼について金光大神と親類の態度を、金光大神がどのように捉え描こうとしていたのか、窺って行きたい。③④については次章で考察する。

## 1、「心実正」とその問題

四月二十五日ばんに気分悪し。二十六日病氣増し。医師服薬、祈念、神仏願ひ、病氣のどけ(のどの病氣)に相成り。もの言われず、手まねいたし、湯水通らず。九死一生と申し。私は心実正、神仏へ身任せ。家内に、外へ出て仕事いたせと手まねいたし。身内みな来て、小麦打ち、てご(手伝い)してください。小麦打ちやめて心配、とてもいけん、もの案じ。宇之丞を育てにやよかつたにのう。死なれてはつらいものじゃと、みな思案いたし。仕事どころかと申し。それでも、なんでも早うにかたづけて、神様願うよりしかたなし。親類寄つて、神々、石鎚様、祈念願ひ申しあげ。

最初に①の段落から、病氣をめぐる金光大神自身と家族、親類の態度を窺ひ、記述に託された意味に迫りたい。大患の記述は「四月二十五日ばんに気分悪し。二十六日病氣増し。医師服薬、祈念、神仏願ひ、病氣のどけ(のどの病氣)に相成り。もの言われず、手まねいたし、湯水通らず。九死一生と申し」との書き出しで始まっている。「のどけ(喉痺)」とは、現代では扁桃周囲膿瘍と推測され、喉の内側が腫れ、激痛を伴うため飲食や呼吸ができにくくなる病氣である。「こうひ」ともいい、『病名彙解』<sup>②</sup>には、急に起こつたものは死に至る、と記されている。

金光大神は、「私は心実正、神仏へ身任せ」と、自身が病氣に向かつた態度を記している。「心実正」とは、心に間違いがない、また偽りがなく、と強い意志を込めた言葉である。「実正」さを確信する思いの深さは同時に、死の審判を神仏へ任せるとの「神仏へ身任せ」という言葉に包含されていると読めよう。この金光大神の「神仏へ身任せ」との態度を支える根拠として表現されている「心実正」について思いをめぐらせてみたい。

当時、病氣や死は非日常的な出来事と捉えられ、災難、不幸なども同じカテゴリーの中に入れられた。非日常的な出来事が起こるのは、穢れに触れたことが原因と考えられ、人々は穢れに触れることを恐れ、穢れに触れることを罪と感じ、罪悪感に苛まれた。このような「非日常的な出来事―穢れ―罪」という人々の恐怖心に対し、民俗信仰は祓い、清

めの儀礼行為や禁忌を遵守することで、穢を排除し、非日常的な出来事から脱出できると説き、「穢れ―禁忌―信仰」という図式をもって人々の罪悪感や恐怖心を信仰実践の原動力へと還元し、人々を信仰へ促して行つた。それらは、「浄・穢れ」の排除、禁忌事項の遵守という行為をもって、破綻した秩序を再構成しようとする営みである。

このような民俗信仰の、「穢れ―禁忌―信仰」に従い、実践こそが信仰心の深さを測る尺度とするあり様は、大患導入部にある金光大神が厄払いのために行つた儀礼行為の記述からも窺えるのである。大患導入部の記述に見られる、徹底した信仰実践の根底には、実践することに絶対的な信頼を置き、また、そこに神との繋がりを信じている、当時の民俗信仰のあり方と人々の信仰観が窺え、金光大神もそのような民俗信仰の風土の中で生きる者の一人として記されている。このように見えてくると、病床の金光大神の心情を述べた「心実正、神仏へ身任せ」との言葉には、信仰実践を徹底して行つたという自負と、実践をすることで神と通じるといふ、民俗信仰を背景とした神観念が読み取られる。続いて記される「家内に、外へ出て仕事いたせと手まねいたし」との金光大神の剛毅な言葉は、四、五月にかけては麦の取り入れ後の、田植え迄の準備で忙しく、人手を要することが一方にあることもさることながら、やはり、正月からの厄払いの実践に対する信頼に裏づけられていると思われる。「心実正、神仏へ身任せ」家内に、外へ出て仕事いたせと手まねいたし」との金光大神が語つたとして記された二つの言葉のいづれにも、自身の信仰実践に対する信頼と、民俗信仰のいふ信仰実践に忠実に従つたという自負が支えとなつての発語態度が読み取れる。

次に、病床の金光大神を見守る家族、親類らの心情を、金光大神はどのように捉え記したのであるか。「身内みな来て、小麦打ち、てご（手伝い）してください。小麦打ちやめて心配、とてもいけんと、もの案じ」と、金光大神以外の者の心配が一気に噴出している。親類はじめ村人らも金光大神が厄年であること、宇之丞が四十二の二つ子に当たること、そのために金光大神が正月から神仏への祈願を重ねていたことは、承知のことだつたと思われる。それは、当時、禁忌事項を守ることが村の規範と一枚になつていたことからである。厄年に、年の数だけ餅を用意し近所に配る、親類や近所の者に御馳走を振る舞う、捨てた厄子の仮親になつてもらうなど、他人に厄を分配するという行為は、村とい

共同体における禁忌意識から発する相互扶助の現れであろう。村人にとつては、村の規範や禁忌を守り、決められた神事を実践することは、個々は弱い人間が互いに守り、守られながら生きるために必要なこととして重く考えられ、自分以外の者に起こる不幸な出来事も共同体内における不幸事として考えられる一面をもっていた。

更に周囲の人間の言葉として、「宇之丞を育てにやよかつたにのう」「死なれてはつらいものじゃ」「仕事どころか」と、最初は銘々の心の中で思われていたことが、次々に語り出され、身内の者らは金光大神の病因として四十二の二つ子の厄難を思念し、回避出来ない「死」をそこに見ていたことが記されている。身内の言葉の背後には、金光大神の正月からの徹底した厄払いを知っているからなおさらのこと、病氣と厄難との関係を認めたくないという思いと、金光大神の厄払いに落ち度や間違いがあるかもしれないという不安と、両方の意味が言葉に込められていると思われる。

また、身内の不安要因として、死穢への予感も、一層不安感を増進させるものだっただろう。死穢は死やその原因となる病氣や怪我までの全てを穢れとし、家で死者が出ると家族をはじめ親類縁者など身近な者に穢れが及び、伝播するものとして恐れられた。<sup>④</sup>このような死穢が伝播するという要素と、人間の思慮でもつては知り得ない死と穢れという未知なる世界に対する不安が相俟って、一段と人々の恐怖心は増長されたのである。村では、波及する死穢の影響を最小限でくい止められるようにと、死者の家族をはじめ村人までも民俗信仰がすすめる儀礼行為の実践や、その地に伝わる風習に従い、穢れを払うために共同で禁忌を厳守していた。

ここまでの記述において、人々の口を通した厄年、四十二の二つ子、死穢の不安が表され、人々に捉えられたこの出来事の意味と、「神様願うよりしかたなし」と、最後の頼みの綱として神へ願うという、民俗信仰のすすめる禁忌事項の実践をもつてしか神と通じる方途をもたない、当時の人々の信仰観が記されていると読むことができる。

大患導入部及び①の記述は、民俗信仰の信仰観に絶対なる価値を置き、たとえ、従った結果が悪くても、諸儀礼を実践するしかないという当時の人々の姿が、金光大神と親類の貌を通じて如実に表現されている。同時に、それら民俗信仰が掲げる信仰観（穢れー禁忌ー信仰）によって、本来はさまざまな意味をもつて立ち現れる出来事や現象も、「禁忌

「信仰」という価値基準のフィルターを通して体験が一元的に体系化され、出来事や現象を支える意味の数々が歪曲されてしまうという、「信仰」が引き起こす問題が露呈されている。

## 2、金神への無礼と神仏信仰

新家治郎子の年へおさがりあり。普請ふしんわたましにつき、豹尾ひょうび、金神へ無礼いたし、お知らせ。妻の父が、当家において金神様おさわりはないと申し、方角を見て建てたと申し。そんなら、方角見て建てたら、この家は滅亡めつぼうになりても、亭主ていしゅは死んでも大事ないか、と仰せられ。

私びつくり仕り、なんたこと（なんということ）言われるじやろうかも思い。私かもの言われだし、寢座ねざにてお断り申しあげ。ただいま氏子の申したは、なんにも知らず申し。私戌いぬの年、年回り悪し、ならんところを方角見てもらい、何月何日と申して建てましたから、狭い家せまいを大家おおいえに仕り、どの方角へご無礼仕り候、凡夫ぼんぶで相わからず。方角見てすんだとは私は思いません。以後無礼のところ、お断り申しあげ。

戌いぬの年はよい。よし。ここへ這いは這いも出て来い、と。今言うた氏子の心得こころえちがい、其方そのほうは行き届とどき。正月朔日ついでちに、氏神広前まより来て、どのように手を合わせて頼んだら（頼んだか）。氏神はじめ神々は、みなここへ来とるぞ。○

次に②の段落から、神の指摘する無礼について、金光大神と親類の態度と無礼認識の違いを窺いたい。金光大神の病状は良くなる気配もなく、親類らによつて祈念が続く中、集まっていた一人で、金光大神の義理の弟である、古川治郎ふるがわじらうが神憑りになった。治郎の口を通して語られた神からのお知らせは「普請わたましにつき、豹尾、金神へ無礼いたし」と、三十七歳時の母屋建築に無礼があったことを指摘するものであった。

建築の際、曆神の位置、特に「神殺」のいる方角を確認するのは当時の常識である。金光大神は、治郎の口を通じて

無礼を指摘された三十七歳の時の普請の他に、二十四歳の時に風呂場・手水場、三十一歳の時に門納屋の建築を行っている。そして、普請と前後して、義弟、養父、長男、長女、次男、飼い牛を亡くしたのだった。そのようなこともあって、三十七歳の母屋建築は、大谷村の庄屋で天文・暦数に通じ、暦法・測量・方位鑑定などを専門にする小野光右衛門に方位鑑定を依頼し、建築最中も光右衛門の指示に従った他、建築前と落成時には金神を祀る神棚を設け、<sup>55</sup>常時金神を意識し、配慮した建築であったことを金光大神は「覚書」大患の事蹟の前に数頁にわたって記している。そのような金神を配慮した建築であったにも拘らず、無礼をしている、との指摘である。金光大神が記した、「私びつくり仕り」との言葉は、このお知らせが金光大神はじめ病床を囲む人々にとって、全く予期していなかった指摘であることを示している。厄年、四十二の二つ子の心配から始まる大患導入部からの流れに対し、この無礼の指摘は、金光大神と人々の意識に亀裂を生じさせ、大患の出来事を金神無礼の問題へと認識の転換を迫る、新たな断層の招来として記されているのである。

治郎の神憑りの言葉を受けて、古川八百蔵と金光大神の応答が続く。まず、「当家において金神様おさわりはないと申し、方角を見て建てたと申し」と、普請に間違いがなかった、との八百蔵の主張である。八百蔵は金光大神の妻・とせ、及び神憑りした治郎の父であり、近隣に住まいを構えていたことから母屋建築をはじめ、風呂場、手水場、門納屋建築と、これまで数回にわたる建築の取り運びの一切を知悉する立場にあったことは容易に考えられる。そして、特に母屋建築では金神に触れないようにと家相方位の鑑定を小野光右衛門に依頼し、金神を祀る神棚を設け建築の断りをするなど、念を入れ金神に配慮した建築であることを八百蔵は承知していたから、簡単に金光大神の非を認められなかったものとして表現されていると思われる。八百蔵にとってみれば、民俗信仰のいう金神信仰を忠実に実践しているという事実を主張したままであり、当時の人なら誰しも同様の反応をしたと思われる。そのような八百蔵の主張に対し、神から「そんなら、方角見て建てたら、この家は滅亡になりても、亭主は死んでも大事ないか」との反問が続く。ここで、注意しなければならないのは、金神の位置する「方角・日柄」を犯せば命を取るといわれ、人々から「神殺」「悪神」と

して恐れられていた金神が、方角を見て建てたらそれで済むのか、と当時の信仰観の枠からは考えられない言葉を発したと記されていることである。それは、民俗信仰における「方角・日柄」の遵守という金神信仰と逆行し、真つ向から否定する言葉であった。

これに対して示される金光大神の態度は、八百蔵とは対照的に無礼の指摘を聞き受け、更に照鑑しようとするものである。すなわち、詫びの言葉は金光大神自身のことへ向けられ、「私戌の年、年回り悪し、ならんところを方角見てもらい、何月何日と申して建てましたから、狭い家を大家に仕り、どの方角へご無礼仕り候、凡夫で相わからず。方角見てすんだとは私は思いません。以後無礼のところ、お断り申しあげ」と記される。この断りの中に、母屋建築での金神無礼についての内省が見られ、「方角・日柄」を守りさえすればよいという禁忌観念と金神像の転換が読み取れることは、先行の研究で指摘されている通りである。<sup>86)</sup>

次に「戌の年はよい。よし。ここへ這い這いも出て来い、と。今言うた氏子の心得ちがい、其方は行き届き。正月朔日に、氏神広前まいり来て、どのように手を合わせて頼んだら(頼んだか)。氏神はじめ神々は、みなここへ来とるぞ」と、金光大神に対する許しの言葉が続けて、神々が思いを語り出している。そこで、金神への無礼を詫びることで氏神はじめ神々が金光大神の寢座へ一堂に集まるという、この記述のもつ意味が改めて問題になる。というのも、ここで神仏が登場することにより、この大患の事蹟をめぐって災因の二重性を暗示するような、二つの流れが浮上することになるからである。既に述べたように、大患導入部及び①の場面の記述が示すのは、金光大神が厄年・四十二の二つ子への不安から神仏への徹底した祈願に細心を極め、「のどけ」発病後は親族も厄年・四十二の二つ子の災厄と観念していたことであつた。しかし、治郎の神憑りによって金神への無礼が指摘されたことに発して、大患発生をめぐる要因の矛盾が新たな事柄へと向けられ、災因の意味が転換することは本節で見てきた通りである。にも拘らず、再び神仏が現れ、後述するように、金光大神の年頭からの厄払いと四十二の二つ子の厄難を避けるために行われた二連の儀礼行為の実践や禁忌事項の遵守を了解し、熱病から「のどけ」に祭り替え、病になることを知らせようとしていたことが、神の口か

ら語られた、として記されることになる。それにより、厄年・四十二の二つ子の問題をめぐる神仏と金光大神との関係と、母屋建築時の無礼をめぐる金神と金光大神との関係とが、二つの流れをなして大患の事蹟を構成し、金神への無礼の災因を挟むように、前後に厄年・四十二の二つ子の災因が問題化されるという配置になっている。そこで、大患の事蹟における災因をめぐる二つの流れの関係、大患経験に関わる金神・神仏のそれぞれと金光大神との関係について、次章で③④の場面の記述を追いながら考察することにした。

### 三章 「氏子が助かり、神が助かる」 — 大患経験の回想 —

ここまで書いてから、おのずと悲しゅうに相成り候。

金光大神、其方の悲しいのでなし。神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし。うれしいやら悲しいやら。どうしてこういうことができたじやろうかと思ひ、氏子が助かり、神が助かることになり、思うて神仏悲しゅうなりの。また元の書き口を書けい。

神々みな来ておるぞ。戌の年、当年四十二歳、厄年。厄負けいたさずように御願い申しあげと願ひ。戌年男は熱病の番てい（番であつたぞ）。熱病では助からんで、のどけに神がまつりかえてやり。心徳をもつて神が助けてやる。吉備津宮日供二度のおどろじあり、もの案じいたしてもどろろが（もどつたである）。病氣の知らせいたし。信心せねば厄負けの年。五月朔日験をやる。金神、神々へ、礼に心経百卷今夕にあげ、とお知らせ。

石鎚へ、妻に、衣装着かえて、七日のごちそう、香、灯明いたし、お広前五穀お供えあげ。日天四が、戌の年、頭の上を、昼の九つには日々舞うて通つてやりおるぞ。戌年、戌の年一代まめで米を食わしてやるぞ、とうえの五郎右衛門（古川治郎）口で言わせなされ。

持つとる幣が、五穀の上、へぎの上、手をひきつけ、幣に大豆と米とがついてあがり。盆を受け、これを戌年に、かゆに炊いて

食わせい、と仰せつけられ候。

しだいによし。五月四日には起きてちまきを結び、ご節句安心祝い。おいおい全快仕り、ありがたし仕合わせに存じ奉り候。左まつ安政二乙卯五月、四十二歳。同じく四月二十九日夜、願いすみ。

神仏が病床に集まるところで大患の記述は中断し、金光大神と神による感慨の記述へと変わる。この感慨の記述に天地金乃神と神仏が登場することについて、先行成果<sup>⑧</sup>では「神仏」は「天地金乃神」の「一顕現体」として示現したものと捉えている。それは、安政二（一八五五）年時点では個々固有の神として金光大神に受け止められていた「神仏」や「金神」が明治六（一八七三）年の「神名確定」に伴い、「天地金乃神」と把握された、というものである。しかし、「覚書」執筆時点において「神仏」と「天地金乃神」とが併記されていることからすれば、そもそも金光大神にとつて「神仏」とは「天地金乃神」に回収されるような「一顕現体」という存在としては把握されていなかったのではないかと考えるのである。

そこで、まずこの感慨の記述にある、「氏子が助かり、神が助かることになり」との事柄について、ここに示される「神」がどのような神で、「助かる」ことの内実として具体的にどのようなことが金光大神に想定されていたのが問題となってくる。「神」として目されているのは、これまでの研究でも指摘されているように「天地金乃神」と「神仏」といつてよいだろう。しかし、神の「助かる」内容については、大患の事蹟から「天地金乃神」と「神仏」のそれぞれと「神仏」の関係を探る上で必要と思われる。そのため、前章末で提起した、大患の事蹟における金神・神仏に起因する二つの災因の位置づけを窺い、また「心徳をもって神が助けてやる」と記された「神」について、金光大神のところでのように把握されていたのかを論及することをもって考えたい。以上の点を④の場面を含め、大患の事蹟全体から窺い、それらの内容から最終的に③の場面の「氏子が助かり、神が助かることになり」との文言の内実を照射したい。

そのため、最初に④の場面から考察して行くこととする。

### 1、神々の加護の働き

まず、「戌の年、当年四十二歳、厄年。厄負けいたさずように御願ひ申しあげと願ひ」と、金光大神が村の氏神をはじめ、靱津祇園宮、吉備津宮、西大寺観音院などを訪れ、厄晴れ祈願したことを神仏は承知している、との言明である。そして、「熱病では助からんで、のどけに神がまつりかえてやり」と、実は熱病になるところを金光大神の正月からの信心で「のどけ」に祭り替えた、との神の表明として記されている。神の計らいはそれのみならず、吉備津宮参宮での二度の「おどうじ」も病気の知らせだったという。金光大神は、それを出世の知らせだと思っていたが、実は病気の知らせであり、信心をしていなければ厄負けで命がなかったところを、正月からの神信心が神に認められ、願いを聞き届けられた結果としての、「のどけ」であった。このように、金光大神の思いが及ばない所で、神仏の働きが金光大神へ向けられていたことを知らされたことが記されている。その後は、「五月朔日験をやる。金神、神々へ、礼に心経百巻今夕にあげ」と、病氣快癒の約束と、神仏への礼の指示、及び、石鎚の神へも「妻に、衣装着かえて、七日のごちそう、香、灯明いたし、お広前五穀お供えあげ」との指示がなされたさまが記される。

続いて、病全快以外に、日天四が「戌の年、頭の上を、昼の九つには日々舞うて通つてやりおるぞ。戌年、戌の年一代まめで米を食わしてやるぞ」と、生涯にわたる守護の約束をしたことが記される。願つてもない加護の保障ということの他、更に治郎の持っている幣に異変が起こる。「持つとる幣が、五穀の上、へぎの上、手をひきつけ、幣に大豆と米とがついてあがり。盆を受け、これを戌年に、かゆに炊いて食わせい、と仰せつけられ候」と、目前に起こる神の靈験の記述が続くのである。米は靈力が宿り、再生する力、活性化する力があるといわれ、重い労働、家の普請、また出産、結婚、病氣など、人間が不安定な状況に置かれ、いつもより力を必要とする時、人々は米の靈力を頼り、それを口

にすることで日常性の回復を願った<sup>④</sup>。そして、最後は「しだいによし。五月四日には起きてちまきを結び、ご節句安心祝い。おいおい全快仕り、ありがたし仕合わせに存じ奉り候。安政二乙卯五月、四十二歳。同じく四月二十九日夜、願いすみ」と、全快したことが書かれ、この大患の出来事が締め括られている。

そこで改めて、「心徳をもって神が助けてやる」と記された「神」、及び神が助ける根拠を金光大神がどのように把握して記したのかを窺い、大患の事蹟における金神・神仏の位置づけを考察したい。前述のように④の場面には神仏の働きを示す言葉と出来事が立て続けに叙述されているが、そこには熱病から「のどけ」への祭り替えや、「おどうじ」を通した病気の知らせなど、大患前の働きとして書かれている部分と、「心徳をもって神が助けてやる」、「五月朔日験をやる」との、大患発生時点の宣示として書かれている部分とで、時制の違いが混在して見られる。そして、この時制の違いは、助かりの根拠を既に大患前に働いていた祭り替え、つまり、正月以来の神仏への改まった信心ぶりに帰すべきか、病床における「方角見てすんだとは私は思いません」という金神無礼への詫びに見出すべきかを不明瞭にさせており、このことを逆にいえば、先に述べた災因の二重性、すなわち厄年・四十二の二つ子の災厄と母屋建築に関する金神への無礼と観念される二つの災因に対応しているとも考えられるのである。

その様に、大患の事蹟の中に二つの流れが認められるとして、まず「心徳をもって神が助けてやる」という記述に示された「神」について、金光大神が助けられたことに対応する「金神、神々へ、礼に心経百巻今夕にあげ」との言葉において、金神が筆頭に挙げられていることは無視できない。しかしながら、金神以外に神仏も含意されていると考える。それは、「神々みな来ておるぞ」に始まり、神仏が心情を吐露する記述からは、正月の神参りで金光大神が諸所の社寺へ訪れた時点から始終、金光大神を見守り続け、熱病で亡くなるところを「のどけ」へと祭り替えていたこと以外にも、吉備津宮の神においては「おどうじ」をもって病になることを伝えようとしていたなど、これら大患前における神仏の働きがここで一気に前面に表されていることから窺える。神仏から真相が明らかにされなければ決して金光大神では気づき得ず、それどころか、熱病から「のどけ」へと病の重さが軽減されているにも拘らず、何故「のどけ」を思うこと

になるのかという不信感が拭えないままであっただろう。そうしたことから、また、前記したような神仏への礼の指示からも、神仏の働きが「神が助けてやる」という文意の中に意識されていたと考える。

次に、助かりの根拠をめぐる金神と神仏の關係についても、相關關係が見られる。実際には、前記したように、神仏が金光大神を助けようとすることは認められるが、神仏の働きが決して十全なものではなかったことも見逃してはならない。というのも、先に助けの意志発動の時制について留意を促したように、正月からの神仏への改まった信心ぶりがある。認められ、神仏の加護で熱病から「のどけ」に祭り替えられたものの、「のどけ」全快は「方角・日柄」さえ見ればよいとする金神への無礼を詫びることで実現したことである。そして、金神と金光大神との關係が改まることによつて、初めて神仏が熱病を「のどけ」に祭り替えたことが意味をもち、神仏が金光大神に自らの働きのついて語り得るようになったのであった。このように最悪の事態である大患から好転していく事柄の運びの中には、金光大神が金神への金神・神仏の働きの新たな意味を生み出すのである。

## 2、感慨の内容

右のような大患の記述から窺える金神・神仏の位置を踏まえ、感慨の記述の「氏子が助かり、神が助かることになり」の内容を検討したい。

まず、「氏子が助かり」から考えてみたい。ここでの「氏子の助かり」とは第一には金光大神が助かるということの意味であろう。まずは、「九死一生」といわれる生死の境を彷徨う大病からの「助かり」である。けれども、一連の事蹟において看過できないのは、大患を誘発する理由と厄年に関わる神信心のあり方の逆転を促す事態が現出していることである。つまり、禁忌からの解放に発する、神との新たな関係づけである。禁忌からの解放とは、金神からの無礼

の指摘によって、これまでの「方角・日柄」を守ることを第一としていた民俗信仰における金神信仰のあり方が否定されたことであるが、それは金神像の転換に留まらず、「不浄・穢れ」を避けたり、払ったりすることに重きが置かれる神仏信仰への反省へも連なる意味をもつ。顧みると、大患の事蹟において、厄払いの問題に集約される流れは、金神無礼の問題へと向きを変え、「方角・日柄」の禁忌をめぐる観念の逆転が示されるが、同様に厄払いのために正月から徹底して行った神参りも、また、禁忌を犯せば身に難が襲いかかるとの恐怖心から実践しているという点では、根底で通じる問題である。このような意味で、大患の事蹟全体からすると「方角・日柄」のみならず、「不浄・穢れ」の禁忌をめぐつての、より広い信仰観の転換が、氏子の「助かり」の内容として読み取れるだろう。

一方、「神が助かる」について最初に想起される神は金神であろう。これまで金神は「神殺」「悪神」として人々を禁忌に縛りつける神であると信じられていたが、実は、人間の方が金神を禁忌の枠に納めて勝手に恐れていたことが明らかにされたこと。また、禁忌を犯すと人の命を取るといわれた金神が、人間を助ける神として顕現することになったこと。これら金神のもとよりの神性が大患の出来事を通じて、天地金乃神として示現可能となる端緒が開けたことなどをもって、「神が助かる」といわれる内容は対応するであろう。

それでは、金神以外の神についてはどうであろうか。「神が助かることになり」というこの文と前後して、前文には「神ほとけ、天地金乃神、歌人なら歌なりとも詠むに、神ほとけには口もなし。うれしいやら悲しいやら」と、また後文には「思うて神仏悲しゅうなりたの」とあり、丁度、神仏が喜び感極まったお知らせが並んで記されていることに注目したい。また、大患の記述全体の中でもこの感慨の記述自体は、前に「氏神はじめ神々は、みなこへ来とるぞ。○」とあり、後に「神々みな来ておるぞ」と、神仏の集合するさまを告げるお知らせに挟まれる格好になっている。これらの記述に見られる神仏の感激は、まさに「神が助かる」ことに向けられている、といっても過言ではない。では、神仏の助かりとは何を指すのであろうか。

大患の事蹟に限定するというならば、「神仏」信仰の限界性の打開であろう。ここでいう「神仏」信仰とは先にも見た

ように「不浄・穢れ」を排除することを眼目に掲げ、既成化された儀礼行為や禁忌事項の実践によって実現するものである。しかし、金光大神が厄年と四十二の二つ子の災厄を回避するために実践した正月からの神仏信仰では人を助けることに限界があることは見てきた通りであり、対して大患で金光大神が新たに感得した金神信仰は、神仏信仰一般に見られる、定式化された儀礼行為の実践から逸脱しつつも、それを克服する内容が見られた。また、金光大神の金神への詫びに呼応するように神仏が集まり、金光大神のもとで語った内容には、大患前から金光大神の行動を一部始終見守り、加護の働きを尽くしながらも、「のどけ」全快が成るか否かについてはどうすることも出来ない神仏の限界性を、金光大神が金神との関係を結ぶことによつて突き抜けることができたことに対する感激が、反映されているのだろう。そこで、これまでの儀礼の実践、禁忌事項の遵守を重視する神仏信仰では人間を助けるにも限界があり、また、そうした既成化した信仰では人間のみならず神も助からないことになること、それに対して、より助かりの世界の広がりとは本質的内容が金神信仰のあり方に見出されたことが、「神が助かる」との意味内容ではないだろうか。

以上、金光大神が、四十二歳時に体験した大患の出来事を回想して、神仏信仰に仮託される民俗信仰の問題性を窺わせつつ、金神と金光大神の関係から、金神と神仏、神・信仰と人間の本来的なあり方を示そうとしたことを考察してきた。しかし、感慨の記述冒頭部の「ここまで書いてから、おのずと悲しゅうに相成り候」とあるように、感慨の箇所を執筆する時点で初めて、神仏の思いに触れることにより、大患の出来事は金光大神が助けられただけでなく、神仏も金神と金光大神の関係があつて助けられることになったという、大患経験の新たな意味づけがなされたのではないかと思われる。金光大神にとつて、執筆という形での約二十年前の大患経験の回想は、神仏の助かりという意味に気づかされると同時に、この経験の中に神と人の助かる働きと、論理があるということを発見させられた出来事であつたと考えられるのである。

## おわりに

本稿では、大患の事蹟から、感慨の記述における「氏子が助かり、神が助かる」との内容に注目し、考察を行った。この感慨の記述は、金光大神が助けられることになっただけではなく、金光大神の助かりをもつて神仏も助けられることになったなど、位相を異にする内実が含意されていた。

周知のように、「覚帳」は明治七（一八七四）年以降から、過去を振り返りつつ記されたものであり、同書に記された他の事蹟と同様に、大患の事蹟も、前もって「四十二の二つ子」の出生から自身の発病・全快に至る事柄を整理して、書き進めたであろうことは、十分に考えられることである。しかし、本稿で注目した感慨の記述は、大患の事蹟を執筆最中に催された突発的な出来事であり、その内容も予期せぬものであったと解される。そして、神からの感慨を伝えるお知らせによつて執筆が中断されたとはいえ、大患時に告げられた「心徳をもつて神が助けてやる」との言葉も先で記すべき事柄として、予め想起されていたであろうが、それが感慨の記述の中では翻って、「神が助かることになり」と表出されることになった。このような「神の助かり」を伝える神の思いに接して、金光大神はこれまでの自身と天地金乃神との歩みが有した意義に、諸神仏の助かりをも加えられることで、更に将来へ向けての新たな使命を深く感じたものと思われる。

また、「覚帳」の明治十（一八七七）年以後のお知らせの中には、金光大神と天地金乃神の信仰によつて、諸神仏も立ち行き、助かることを志向するものがあり、大患経験を振り返ることで感得された「神が助かる」との内容が、晩年の金光大神の信仰内容に連動していることが分かる。そのような意味で、金光大神にとつて大患の事蹟は、神と人との関係、延いては信仰の原点に回帰させられる事柄であった反面、過去の出来事の中に取次者としての自身の未来の意味を生み出す出来事として回想されたものと思われる。

## 注

① 大淵千仞「教祖の信心について(上)―序説的概観―」紀要

『金光教学』第一号、一九五八年。同「教祖の信心について(中)―四十二才の体験をめぐって―」同第二号、一九五九年。岡開造「教祖の信心の基本的性格―四十二才を中心として―」同第四号、一九六一年。瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大患の事蹟について―金神・神々と教祖との関わり―」同第一〇号、一九七〇年。同「教祖四十二歳の大患の事蹟について(二)」同第一二号、一九七二年。

② 「覚書」は、文化十一年八月十六日(金光大神誕生)から明治九年五月二十八日までが記されている。明治七年十月十五日の神伝を受け、天地金乃神からの要請で執筆が開始されたと考えられている。執筆を終えたのが明治十二〜十五年頃と推測されている。執筆意図について、金光大神自らが書き記したものはなく、不明である。

③ 感慨の内容は、大患時点(安政二年)から感慨の記述が執筆される時点(明治七年以降)までの、神と金光大神との間に生まれた関係の深まりや氏子の助かりなど、信仰的歩みを顧みて催されたものと解釈されている(前掲「教祖四十二歳の大患の事蹟について(二)」二〇頁参照。早川公明「『金光大神御覚書』「お知らせ事覚帳」とトリック」覚書」『覚帳』のテキスト分析ノート』紀要『金光教学』第二七号、一九八七年六頁参照)。本稿ではそれらの解釈を踏まえつつも、更に、金光

大神がこの感慨を、大患の事蹟執筆最中に語り出されたものとして当該事蹟内に記していることの意味に注目する必要があると考える。すなわち、感慨の記述にある「氏子」と「神」の助かりが可能となる端緒が開かれる大患の事蹟から、「氏子」と「神」の「助かり」の内実が明らかにされることをもって、大患の事蹟のより本来的な意味が照らし出されるのではないかと思われ、本稿はその点について論及するものである。同様の視点から考察されたものに、前掲「教祖の信心の基本的性格―四十二才を中心として―」がある。同論文では、「氏子の生活のなかに神が生まれるということ、すなわち、現実の相対的な生活形態のなかに、立体的な生活態度が生まれてくるということである。；氏子のなかに神が生まれるということが、実はそのまま氏子が真に氏子となることであり、同時に神が真に神となることである。つまり、氏子と神が同時に助かるということである」(二六〜二七頁)と、神との出会いによって得た金光大神の信仰内容から解釈している。本稿では大患の事蹟に即して、感慨の記述に示された「氏子」と「神」の「助かり」について考察することとする。

④ 「厄年」も「四十二の二つ子」も古くからある風習で、生死に関わるような危険な出来事が起こると信じられ、人々から恐れられていた(井口章次「日本の俗信」一九七五年、弘文堂、二五頁参照。瀬川清子「厄年の忌と厄尼」『民間伝承』九巻四号、一九四三年、民間伝承の会、一九

頁参照。

⑤ 大患の事蹟の対象範囲については、従来の研究に準じた。導入部という表記は、始まりという意味で使用しており、「のどけ」発病以後の記述を主部とし、それと対比して導入部と使っているのではない。

⑥ 柳田国男『定本柳田国男全集』第一〇巻、一九六二年、筑摩書房、五四頁参照。和歌森太郎『民俗歳時記』民俗芸双書五〇、一九七〇年、岩崎美術社、一〇頁参照。

⑦ 同右『民俗歳時記』九〇―一二頁参照。

⑧ 佐藤登美子調査『人生儀礼について』金光大神関係資料六五二、一九七〇年、二頁参照。人々は厄年を中心に、その年の前後の年を前厄、後厄と称して、厄年と併せ三年間日常の諸場面において忌み慎んだ生活をした(同上『人生儀礼について』二頁参照。倉田一郎『厄年の問題』『民間伝承』九巻一号、一九四三年、民間伝承の会、五頁参照)。

⑨ 「覚書」弘化三年(二一〇)の条に、金光大神が三十三歳の厄払いで三十六日かけて、四国八十八箇所参りをしたことが記されている。

⑩ 鳴方・金光地区でも、厄年の儀礼として、餅を配ったり、親類に御馳走を振る舞ったりしていた(前掲『人生儀礼について』二頁参照)。

⑪ 前掲『日本の俗信』(二二五―二四二頁)では、厄年行事の要素

として以下十三例を挙げている。(1)神まいりをする。(2)身についたもの(襦、手拭いなど)を落してくる。(3)餅や豆をまく。(4)親類近所に物を配る。(5)親類や近隣の人を呼んで宴を張る。(6)年重ねの祝いをして、一年、余分に年を取ったことにして厄の年を逃れる。(7)七軒とか三軒とか、よその家から食べものなどをもらい集める。(8)厄神送り。(9)赤い着物を着たり、赤い頭巾をかぶったり、赤禪をしめたりする。(10)嫁の場合、里から帯を贈ってくる。(11)厄年の厄は子に及び、四十二の二つ子を捨て子にする慣習も広い。(12)正月の年占を、厄年の人はとくに念入りにする。(13)厄年の者同士集まって飲食する。(8)(12)(13)以外は、非常に類例が多い。

⑫ 前掲『厄年の問題』『民間伝承』八―九参照。瀬川清子「厄年について」『民間伝承』九巻一号、一九四三年、民間伝承の会、一六頁参照。

⑬ 金光真整「大谷村における年中行事などについて(一)」『金光教学』第三集、一九四八年、一〇〇頁参照。

⑭ 「釜殿の鳴釜の神事」の成立について、文献では室町時代まで遡ることができるが、成立時期については不明である。江戸時代にはこの不思議な鳴釜の現象を著名な文人らが作品の中に取り上げ、そのことから全国的に知られるようになる(藤井駿「吉備津神社」一九七三年、岡山文庫、七九―八一頁参照)。

⑮ 「釜殿の鳴釜の神事」では、願い主が釜の前に伏し、一人の

巫女が籠を焚き、もう一人の巫女が釜の上で玄米を蒸すような所作をする中で、神官が祝詞を奏上すると釜が鳴り出す。尚、この釜鳴りの占いは時代によって基準が異なっていた。中世までは釜鳴りは不吉な前兆とされ、その後、陰陽師らにより、釜鳴りのあつた日の干支によって吉凶が占われるようになった。神官や巫女からは占われた内容について語られることはなかった（同右七九―八二頁参照）。

⑯ 前掲「大谷村における年中行事などについて（二）」一〇一頁参照。

⑰ 坪井洋文「日本人の再生観―稲作農耕民と畑作農耕民の再生原理―」『太陽と月』日本民俗文化大系二巻、一九八三年、小学館、四〇六頁参照。

⑱ 母親が大厄の三十三歳の年に二歳になる女の子が生まれると、その子は多くの厄を負うといつて避けられた（前掲「厄年の忌と厄児」『民間伝承』一九頁参照）。

⑲ 父親が大厄の四十二歳の年に二歳になる女の子が生まれると家が繁盛するといわれ、母親が三十三歳の厄年に二歳になる男の子が生まれると、その子は出世するといつて喜ばれた。また、四十二歳の厄年に生まれた子は「槌で打つてもかけぬ」と、厄年にできた子は丈夫だといつて喜ばれた。（同右一九頁参照）

⑳ 捨て子にして人に拾ってもらふことについても、その事柄の中に二通りの行為がある。一つは、子供を捨て、頼んでおいた

人に拾つて育ててもらふ。もう一つは、子供を一度捨て、頼んでおいた人に拾つてもらい、その後、子供を引き取る。前者、後者共に厄子を持つ親が禁忌を守るために講じた手段である。

前者、後者の場合も、子供は実の親の他に、拾つてもらった人との間に仮親関係が結ばれ、後者の方は「家の子」というより「村の子」として、村人の温情ある援助によつて育てられた（高取正男『女の歳時記』高取正男著作集第五巻、一九八二年、法蔵館、一〇九―一一頁参照）。「村の子」として育てられる場合は、より村レベル

で禁忌を避けようとする姿勢の現れでもある。また、厄子に対して、仮親をもうける習俗は全国的に見られる。岡山県下では「男の四十二の二つ子は親の命をとるといつて、男の四十一歳に生まれた子は、よそへ遣るとか、またはあずけ子にする」（恩賜財団母子愛育会編、『日本育産習俗資料集成』一九七五年、第一法規出版、四七三頁）との例がある。

㉑ 産婦はその身が穢れているとされ、家族から隔離された産小屋と呼ばれるところで出産した。また、産婦が囲炉裏や竈など火のある所に近づくと火が穢れるといつて嫌われた他、社寺参りは勿論のこと、神棚のある部屋への出入りも禁止された。通常、産穢は死穢と並び重く見られていた（高取正男・橋本峰雄『宗教以前』一九六八年、NHKブックス、三七―三八頁参照）。

㉒ 産婦は身が穢れているとされ、家族と同じ火で炊いたものを食べてはならないとされ、別火といつて特別に

竈を設け七日間、家族と火を別にした。この期間を過ぎ、同じ火で煮炊きしたものを食べることを火合わせという。また、同様に井戸も使うことが避けられ、別水が守られた(同右三七頁参照。大藤ゆき「見やらい」民俗民芸叢書二六、一九八五年、三九〇頁参照。忌

む期間は地方によって異なっていた。

- ㉓ 子供が誕生して七日目に当たるこの日は産の忌も明け、七夜といつて子供に名を付け、披露する日である(同右「見やらい」一〇八―一二頁参照。『岡山県史』第一六巻民俗Ⅱ、一九八三年、山陽新聞社、二四五―二四八頁参照)。

- ㉔ 前掲「教祖四十二歳の大患の事蹟について―金神・神々と教祖との関わり―」四〇―四五頁参照。

- ㉕ 前掲「宗教以前」四九頁。

㉖ 奈良時代末から、仏教政治に反発する儒教、道教の排仏論をたてりにした神祇信仰の推進により、多くの禁忌事項の増幅の始まりが見られるとしている。神祇信仰の副産物的な禁忌事項の多くは、その後、貴族や僧侶、陰陽師、神官たちによってさまざまな教説が付け加えられ、より強化された禁忌事項となり民間信仰の中へと浸透していくことになる(高取正男「神道の成立」一九七九年、平凡社、二四八―二六〇頁参照)。

- ㉗ 神を複数指す場合に、感慨の記述には「神ほとけ」「神仏」とあり、それ以外の大患の記述には、「神仏」「神々」とあり、執筆者である金光大神がそれぞれの表記にある意図をもって書

いたとは考え難い。本稿では「神ほとけ」「神々」も「神仏」と実体としては同様と考えることから、引用文以外は「神仏」に表記を統一している。

- ㉘ 蘆川桂洲著、貞享年間。

- ㉙ 波平恵美子『ケガレの構造』一九八四年、青土社、二〇五―二〇七頁参照。

- ㉚ 同右二七―二八頁参照。桜井徳太郎『日本民間信仰論』一九六九年、弘文堂、二二―二頁参照。

- ㉛ 例えば、死者の出た家の者は、身が穢れているとされ、一定期間、祝いの席などハレの場へ出ることを遠慮し、家で忌に籠もり全てに謹慎した(前掲『日本の俗信』二三〇―二三三頁参照。原田敏明「俗信」『日本民俗学大系』第七巻、一九五九年、平凡社、二八七―二八八頁参照)。

- ㉜ 治郎は石鎚山信仰の先達であった。先達とは、石鎚山信仰の神拜方法を習得している者で、山頂登拜のため講員らを連れ、修行場である険しい石鎚山道を先導したり、信仰的指導をしていた。また、山に登らない時は、山で修行した霊力をもって病氣や災難などの原因を占うことをしていた。大谷村のある岡山西部地区は全国的に見ても早くから石鎚講が形成された地域で、江戸中期頃から推測されている(中山薫『岡山県修験道小史』一九八八年、日本文芸出版、五六―五七頁参照。人々は身近に病人や不幸があると、修験者を呼んでその原因を占ってもらっていた。金光大神の大患時の治郎の神憑りは医学の発達していない当時、さば

ど珍しくない光景であったようである。

③③ 豹尾、金神とは、暦神のうち凶方に在泊する「神殺」である。

豹尾は「神殺」八将神（八将金神）の内の一つであり、計都星の精で、豹尾の位置する方位に向かつて大小便、また家畜類を求めめることは凶とされるなど、不浄を嫌う神といわれている（『暦の会編』『暦の百科事典』一九八七年、新人物往來社、三五八頁参照）。また、

金神は陰陽五行説からきたもので、金気の精であるとされ、冷酷無残、且つ殺伐を好む神といわれている。実際、人々は金神のいる方角に対して、土木建築をしたり、旅行、移転、嫁入り、出産などを避け、金神のいない方角とされる恵方、明方へ向つてそれぞれ行つた。『仮名暦略註』や『倭漢三才図会』には、金神が居る方角を犯すと、「金神七殺」といつて家族七人を殺し、家族が七人いなければ近所の者まで殺してしまうと書かれており、人々から恐れられていたことが窺える。

③④ 天保七年に義弟・鶴太郎、養父・多郎左衛門、同十三年に長男・亀太郎、嘉永元年に長女・ちせ、同三年に次男・横右衛門、飼牛が亡くなっている。

③⑤ 「覚書」の記述で金神について書かれているものの中でも初出である。建築前については「金神様へ私お断り申しあげ。方角は見てもらい、何月何日で仕り候。小家、大家にいたし、三方へ広め仕り、どの方へご無礼仕るとも、凡夫相わからず。普請成就仕り、早々お神棚仕り、お抜、心経五十巻ずつおあげま

すると申して、普請へとりつきかかり、すぐに地形いたし」(二一〇一―一―三)と、記されている。落成後については「同じく二十八日わたまし仕り候。大工、安倉、元右衛門頼み。金神様お神棚調べ。こしきの物は供えあげよしと大工申し候。金神様ごちそう、抜、心経あげ、普請成就御礼申しあげ」(二一〇一―五、六)と、記されている。

③⑥ 前掲「教祖四十二歳の大患の事蹟について―金神・神々と教祖との関わり―」では、「金神にふれてしまつていてという確認に立つたとき、問題になつたのは外に存在する七殺の金神ではなく、不幸をおそれ自己なるものが崩壊することを避けたいとする自己の内なる自己保持の方であつた。恐ろしいものがあつたというより恐ろしがつていて自分が居るといふこと、それに氣づくという形で、恐ろしい七殺神としての金神像は、教祖の中で次第に自己倒壊していくことになる」(二二三頁と、金神像の転換について指摘している)。

③⑦ 前掲「教祖四十二歳の事蹟について」(二一〇一―二―頁)では、「『覚』執筆時には、教祖に顕現した神は『天地金乃神』と神名の確定をみている。それは、はじめ『神仏』、『日天子・月天子』、『天地乃神』、あるいは『金神』、『金乃神』などとその時々呼ばれていた神が、明治六年をもって最終的に『天地金乃神』と定められたものである。この『神仏』と『天地金乃神』とが『覚』に併記してあるといふことは、四十二歳で「神

「仏」と意識された神が、実は、『天地金乃神』の一顯現体であったと、後に再把握されたことを意味している。換言すれば、教祖の信仰に現われた神は一段階によって現われ方に違いはあつても、はじめから新しい神（天地金乃神）であつたのであり、その新しい神を把握するに当つて、教祖は、自らの意識、世間の通念などからして、その時々既存の『神仏』『金神』などという神名を以つてとらえるほかなかつたことを物語つていよう。そうだとすれば、四十二歳の『神仏』は、その時の教祖の意識で以つてとらえられたかぎりでの『天地金乃神』の一顯現面であるとおさえることができる」と解釈している。

③⑧ 民俗信仰では「日待ち」といって、特に多いのが正月、五月、九月の月で、その中で決まつた日の前夜から日の出まで拝み、無病息災などの願ひかけをする。また、農業をしている者にとつては、天候が作柄を決めるので日天子は大変身近な神であり、「日待ち」以外にも朝夕を問わず尊崇していた。

③⑨ 幣とは修験者が祈祷する時に所持するもので、神が降臨するといわれている（宮家進『修験道儀礼の研究』一九七二年、春秋社、一七八頁参照）。

④⑩ 前掲「日本人の再生観」稲作農耕民と畑作農耕民の再生原理―『太陽と月』四一二―四一四頁参照。柳田国男『定本柳田国男集』第一四卷、一九六二年、筑摩書房、二四〇―二五八頁参照。

④⑪ 明治十年七月二十九日と、同十二年九月二十四日の両神伝に端的に示されている。

天照皇大神様よりお頼みに相成り。天地金乃神様ご同様に、忌み、服（喪服）、不浄、汚れ申さず、諸事のこと氏子へ広め。金光大神お頼みに相成り（『寛帳』二二―14―2、3）。

生神金光大神、天地乃神は、お上、神ほとけ、人民、上下立ち行くように理解申して聞かせ、お知らせあり（『寛帳』二二―13―5）。

## 平成八年度研究論文概要

八年度に提出された研究報告のうち、本号に論文として掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

### 第一部

神前撤去における金光大神の

#### 信仰的自覚と「覚書」「覚帳」

―「覚書」「覚帳」研究史を踏まえて―

坂口光正(所員)

本年度は、従来の「覚書」研究や、「覚書」「覚帳」両書の比較によるテキスト論的な研究成果を踏まえつつ、明治六年の神前撤去の事蹟を解読し、「覚書」というテキストとは何か、「覚書」にはどういう内容が記されようとしたのか、を究明すべく努めた。一章では、「覚帳」を中心に、主に明治初年から六年に至る時代状況を通覧し、特に四年以降の「覚帳」に「お上がご変革」神が変革」としてたびたび記される「変革」の内容が、信仰主体と

しての自己確認の問題であったことを窺った。具体的には、元治元年以来の布教公認運動としての金神社建築運動の問題性を、棟梁や橋本右近らの意識の問題として捉えた。一方この時期、信奉者の信仰的結束を要請する「生神金光大神社」という表現がみられ、それが明治三年から六年という時期に限定して「覚帳」に記述されることから、集団的結束の要請が、六年の神前撤去を経て、信仰者個々の信仰的自覚の要請へと転換したことを明らかにした。二章では、一章で確認された「変革」の内容としての「信仰主体としての自己確認」が、明治七年以降に執筆が開始された「覚書」にどのように反映しているかということ考察した。その際、「覚書」「覚帳」の両書の記述量に大きな差違が認められる安政年間から慶応年間までの期間における「覚書」の記述内容に着目し、この期間を、安政六年十月二十一日の神伝の前後で分けて、その内容を検討した。前半期の分析では、安政六年の隠居から「もうけ」の事蹟を経て、安政六年十月二十一日の神伝に至る一連の記述を、「覚帳」に書かれた明治三年十月十三日の神伝における「当年で十三年に相成り」及び明治四年年頭の神伝の「十三年の年回り」といった表現を踏まえる形で、執筆時点から過去に遡って記述されたものとして解釈した。また、後半期の分析では、元治元年正月朔日の神伝に始まる布教公認運動としての金神社建築運動に関する一連の「覚書」の記述を取り上げ、またその中に挿入的に記された石之丞大患の事蹟の解釈を通し、そこにおいても、子弟の大患を記述することによって、信仰主体の自己確認が

なされようとしていることを明らかにした。

## 岡山城下町地域における金光大神の

### 教えの広がりの様子について

谷 村 仁 史(助手)

今年度研究報告では、金光大神が記した「願主歳書覚帳」や「歳書帳」をもとに、幕末期から明治維新期の岡山城下町における、教線の広がりの様子について考察を行った。

第一章では、「願主歳書覚帳」に記される幕末期と「歳書帳」の明治二年の記述を通し、岡山城下町における教線の広がりを見て、武士階層の住む地域から、町人の住む地域への広がりの変遷があったことを窺った。

続いて、両帳面に記述が認められる松本与次右衛門、濱屋太源治といった同時期の岡山在住の信者と、同地域の教線の広がりについて影響を与えたと思われる藤井きよの、橋本右近との関係について考察を行った。その中で、教えの広がりが、藤井きよのらに依拠する形ですすめられ、同地域に在住する者自らが、積極的に布教をしたとは言えない側面が明らかになった。

第二章では、一章で取り上げた藤井きよの・橋本右近との関係

を持たずに入信した、島村八太郎、山本金三、秋山米造、白神新一郎について、その特徴と彼らに共通する点を提示した。

また、右の人々が入信した頃の岡山からの参拝者の傾向を「歳書帳」で窺った。その結果、明治三年以降は、出身地の傾向が、貧民層居住地域からの参拝増加が窺えるものとなっている。

第三章では、一、二章で扱った岡山城下町地域における信者層が、神社社建築にも深く関与していることに注目した。橋本右近等が、建築のための寄進の強要を行っていたという伝承があることから、寄進に関わっての度重なる不信感が岡山からの参拝者を減少させる原因であったのではないかと、との推測が可能となった。

文献解題 エマニユエル・レヴィナス著『時間と他者』  
他者との関係

荻野 理喜之助(助手)

今年度の研究報告では、エマニユエル・レヴィナスの『時間と他者』の解題を行なった。

第一章では、『時間と他者』が書かれた背景について、なぜレヴィナスが「他者」にこだわったのかに注目し、ユダヤ人であった彼が、ナチスの迫害を受けた事実と、それに思想的に加担したと思われるハイデガーへの思想的対立を見た。その対立の中心点

に「存在」の捉え方がある。ハイデガーにおける他者は「相互共存存在」として、なんらかの共通性を前提とした結びつきを表象する。その共通性は真理となり、個人が回りの世界を自己化したつ、全体性へと向かう可能性を秘めるものであった。それに対し、レヴィナスは徹底して外在的な「他者」を導くことで、全体性への陥穽に対峙したことを指摘した。

第二章では、他人と結ばれる関係の問題を取り上げた。レヴィナスにとつて、「存在すること」は「孤独」を表わすものであり、そこでは他人は全く未知のものであり、共感し得ないものである。そこで取り結ばれる他人との関係は、一対一で向かい合い、責任を負うという関係ということになる。

第三章では、第一章、第二章を踏まえ、他人が「他者」として立ち現れ得ること、しかもなおその状況が、恒常的に偏在しているとの指摘と、そのことが持つ意味について確認した。この指摘は、人間にとつての「関係」というものが有する問題性を考察する際、他人との関係として捉え直すことの認識的意義としても示唆的である、と思われる。

## 第二部

### 農民的な世界観の変容と金光大神の信仰

― 勤労倫理・所有観との関わりで ―

竹部

弘(所頁)

教典においては、頻度の上でも、また信仰実践の核心的内容を指し示そうとするものとしても、本当、真実などの言葉よりも、実意・一心・真心など、人間の心の在り方を示す言葉が大きな位置を占めている。今年度は、実意や真などとして説かれる内容が、一方で金光大神が農民として生きた時代の生活に照らして有した意味を把握しつつ、他方、時代の転換期にあって、伝統的な価値観・心性の変容とどのように向かい合うところから語られたか、を考察した。

日本の歴史学、中でも民衆思想史と呼ばれる研究分野において、近世後期から明治前半期にかけて、日本の民衆が自己の心を正直・勤勉・儉約などの徳目に沿って鍛え、生活規範として生きることに、近代化を支える力となったという、いわゆる通俗道德説がある。一章では通俗道德説において特に重視されている勤勉・儉約の両徳目が、金光大神理解でどのように説かれているかに注目し、重複・異同の関係を分析した。その結果、金光大神理解

においては、勤勉や儉約は場面・程度・条件によっては留保を要する行為や態度であるのに対して、実意はより基底的な位置づけにある点を導いた。

二章では、近世の農民達の、土地は個人の物ではなく預かり物であるとの土地所持意識や、近世村落の連帯性・相互扶助など、その共同体的關係性を概括的に把握した。その上で、元々、通俗道德の実践による「家」の維持は、単に一身一家の事柄にとどまらず、共同体的世界の維持にも連なるべきものとして構想されたにも拘わらず、勤勉・儉約等自立的・禁欲的方向での実践が重視されることで、逆説的に、共同体的世界を内側から崩壊させる因子を孕むものでもあったことを見、殊に金光大神前半生の田畑集積もその延長上に捉えられることを論じた。

三章では、明治期の金光大神に注目し、明治六年の神伝で語られる「金光の地所」の意味をめぐって、近世農民の土地所持意識との共通性と相違性について考察すると共に、近代的地所有観が確立された地租改正以後の状況の中で金光大神が遭遇した出来事や「覚帳」のお知らせから、土地をめぐる金光大神の信仰的眼差しについて考察した。

四章では、再び実意の意味について、「覚書」「覚帳」の用例を基に考察した。実意・真などの心が、一方では勤勉・儉約など生活向上につながる禁欲的・前進的側面として現れる場合もあるが、他方で思いやり・協調性などのように、むしろ世の波に乗り遅れた生き道を基盤に発する場合もあること、更には後者の側面を重

視すべきことを指摘した。

### 生神金光大神―「教えの親」への展開とその意味

―金光大神と直信との関係・交流を通して―

加藤 実(所員)

本稿では、金光大神が金神祈禱者から「生神金光大神」へと転生していく過程を、主として「理解」・「事蹟」などの伝承資料から追究した。その転生をみる方法としては、金光大神が直信からの願いを受け、「理解」を説くという両者の関係構造にあるとして、「祈願者―祈禱者」関係から金光大神の教えに従う信者と「教え」をする「教祖」への移行を明らかにし、そこで説かれた「生神金光大神」の意味を追究することとした。

そこで、一章では、堅盤谷の小野うたや香取繁右衛門の伝承を分析した。小野の伝承からは、金神祈禱者とその資質として持つべき価値観・規範性が、物語化されて、直信に受容されていると考察し、香取の伝承からは、人びとがそれぞれの救済要求に応じて祈禱者を選択することによって、同列的に存在した金神祈禱者間に差異化が生じてきたと考察した。二章では、出社に授与された神号の意味を信仰世界の創造を促すものとして分析し、そして、斎藤重右衛門の「取りさばき」という救済に対して、金光大神が

消極的態度を示したことを取り上げ、出社と金光大神との間で、救済に対する見解の齟齬があることを指摘した。

さらに、三章では、金神祈禱者あるいは初期出社群から金光大神が「教えの親」として屹立する過程を分析した。まず、「辛抱」「忍耐」に関わる理解を取り上げ、それらの道徳的な規範から信仰的な価値観へと止揚された過程を抽出した。そこには、金光大神の靈驗性に人びとが吸引されるよりも、金光大神の「教え」に重きをおく信者層への質的変化が起きたのではないか、との推察の余地がある。また、神号授与が差し止めとなり、明治六年の神伝において「金光大神のみな一乃弟子」と改変されるが、その理由には政治的なもの他に、白神新一郎の『御道案内』のように、金光大神の「教え」が教義化され、新たな規範性を持つことを指摘できる。すなわち金光大神が「御道」の中心者として、直信らに意識され始めていたことを証明している。そして、直信らの祈念の対象となる「生神金光大神」が、金光大神自らにとつても祈念の対象となつて踏まえ、「生神金光大神」の意味について考察した。ここでは、金光大神が直信との関係から反復的に捉えなおされた金光大神の自身の自力でもなく他力でもない、神と人との「間」に生まれる「教え」が醸成される場である、との結論を導いた。

## 初期東京布教について

―別派独立へ向けての動きを中心に―

高橋 晴 江(助手)

本稿では、明治二十一年に畑徳三郎が布教開始して以降の初期東京布教について、特にその布教を担った人々の働きについて考察した。そして、当時の東京の首都としての特殊性、厳重な管理規制にも注目し、そのような管理面と、実際の教導による救済面の二方向から、初期東京布教の実態解明を試みた。

第一章では、まず、初期広前の状況として、畑徳三郎が開いた本郷、大場吉太郎が開いた芝、虎谷吉兵衛が開いた浅草、の三広前の様子を窺った。次に、神道金光教会条規と東京府下規定の比較を試み、首都・東京での布教上の制約に対し、その宗教制度に照らした布教状況の実態にも触れた。この神道金光教会条規と東京府下規定を比較する理由としては、明治二十二年、本郷支所認可手続きの一件として神道金光教会条規での申請では、府知事の認可が得られず、畑が神道金光教会条規を訂正した東京府下規定を定めた経緯を挙げた。また、別派独立への動きとして、府知事の認可済みでありながら、警視庁からは、説教以外の信徒の礼拝を禁じ、閉鎖を命じられる事件とそれへの対応策としてなされた佐藤範雄の陳情運動である、所謂「奉教主神鎮祭問題」、及び金光中学・令徳会など教育面での社会的貢献を目指した活動にも触れ、

教団独立に向う当時の状況を示した。

第二章では、まず、芝広前の状況に注目しつつ、初期信者層における歌舞伎界から花柳界への信仰の流れと、社会的な本教への淫祠邪教視を紹介し、次に、東京布教上の畑と大場を中心とした、手続き問題に見られる確執について論述した。具体的には、畑による「二等分所増設反対建議書」を取り上げ、分所・支所の関係は事務的關係とし、統轄権は本部に存するものとし、手続き関係は信仰的なものに留めるという主張に注目した。背後に渦巻いていた各門下における、手続き関係の煩雑さと、一方、横浜布教の例に見られる、「横浜布教は東京の手で」を願いとす、帝都布教を意識していた、畑の徹底した布教管理意識を窺った。

第三章では、まず、新橋で芸妓置屋を営業していた時期の、長谷川まつに注目し、政・財界の有力者の妻への道伝え、教団独立への財的援助・貢献などの働きについて概観した。また、そのような働きをした長谷川の内面に注目しつつ、「御用のための営業」であり、その成果を浄財としながらも、その営業は、芸妓を取り巻く苦惱をも生むというジレンマに注目した。長谷川が背負い続けることになるジレンマや葛藤が、今日のいわゆる女性布教者像に突きつける意味については、今後の課題とした。

## 「事蹟解釈」を考える

水 野 照 雄 (助手)

本稿では、教学における「事蹟解釈」の方法について、現在とでの位置づけと総括を試みるべく、紀要『金光教学』第八号の福嶋義次「秋浮塵子」の事蹟について」と、その方法論について書かれた「金光大神覚」解釈方法序説(以下、「方法序説」の両文献から論点の抽出を図った。

第一章では、「方法序説」を通し、事蹟解釈という方法が用いられた背景を把握した。既存の信仰を前提とすることに対し、「判断中止」の姿勢を取ること、また「教祖の生とその信仰」を導き出すのではなく、解釈する者との関係から「覚」のことばとその世界」に信仰の始源を求めるといった方法が取られたと言える。

第二章では、「秋浮塵子」の事蹟について」を通し、事蹟解釈の方法の実際を検討した。そこには、事蹟とそれを区切る仕方について、解釈者の論点次第になりにかねない問題性が見られる。また事蹟を並べて解釈することを可能とする背後には、「覚書」の記述の一貫性が前提され、それへの無批判な信頼があることを指摘した。これは、事蹟解釈が克服の対象とした信仰の既存性でもある。

第三章では、ここまでの考察をまとめた問題指摘を試みた。まず、教祖から切り離された、いわばテキストとして扱われるべ

き「覚書」から、実際は教祖の信仰史が導かれようとしているところに齟齬が見出される。次に、信仰の既成化を批判し「『覚書』に問い入る」解釈者の姿勢が、「問いに生きる」教祖に託され、二重写しに描かれていることも指摘した。最後に、「方法序説」で持ち出された「像からの外化」「観の断念」という解釈に関わつての姿勢・態度が、既成化された信仰的価値についての批判に留まることに對して、無意識に解釈者自身の価値観が教祖に託されている点を指摘した。

### 第三部

#### 窮民救済の視座

渡 辺 順 一 (所員)

今年度は、幕末維新期における金光大神の貧窮者や被差別民衆との交渉に注目し、当時の民俗信仰の土壌や農民意識との関わりで、金光大神の人間救済の信仰的・社会的意味を追究した。

一章では、「覚書」に示された金光大神の「病氣直し」について、厄・疫病神である祇園宮・牛頭天王への民俗信仰を視野に収めつつ、「不浄、汚れ、毒断てなし」と示された天地金乃神の神性と伝統的淨穢観念との葛藤の相を捉えた。二章では、明治四年七月廢藩置県以後惹起した、備中地方一帯の部落解放反対騒擾事

件等に見られる、農村社会の暴力的錯乱状況との関わりで、金光大神にとつての人間救済の実践的・信仰的意味を問うた。三章では、金光大神の「生神」観について、明治初年代における天皇の除災神としての人神的性格を検討し、民衆レベルでの天皇イメージが往々にして民俗信仰の天王信仰と混同されるような性格のものであったことを踏まえ、民俗的な天皇と天王信仰との成立基盤の共通性と共に、天地金乃神の神性把握故に醸成され得た独自性や天皇思想との相違性をも指摘した。

#### 取次運動の発足に見る教団の戦後対応

三 矢 田 光 (所員)

本報告では、戦後の教団の各方面に見られた自主的動向、とりわけ信徒層の活動に注目しつつ、取次運動発足の経緯において、戦後教団の出発の様相と、そこでの教政課題を考察した。

第一章では、先行成果の批判を通じ、課題性と論点の明確化に努めた。具体的には、紀要『金光教学』第一二号の藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」を取り上げ、取次運動発足前後の大規模な教団各層各面での取り組みの内容は、実態を伴わない理念の押し付けといった指摘に止まらない意味も持っていたことを指摘した。その上で、敗戦前の理念が取次運動に引き継がれたとして、

そのこと自体が運動の意味を否定するものではなく、そこに内容や意味を検証する必要があることを導いた。

第二章では、信徒層の動向を中心に、教政の空白期とも言うべき時期に各地に生じた、より自主的な活動について窺った。具体的には、金光図書館の建築、信徒会の結成と活動などを取り上げ、それらの中心的役割を担った人々の問題意識を探った。多くの逸脱や混乱も孕むとはいえ、そうした活動には、敗戦後の日本における問題に本教者として取り組もうとする意識が見られたこと、また、それら活動に意味・力・結束を与えるものとして教主の存在があつたことを指摘した。と同時に、ここでは、言わば下からの動きを、どうすくい上げ、方向付けていくかという教政課題が浮上していたことを確認した。

第三章では、四国教区の信生活運動の発足と、これを雛形として取次運動が展開していく経緯を追究した。和泉内局以降の信徒対応の問題も視野に入れ、信徒会結成などで主要な役割を果たした層を取り込み、その活動を教团的に吸い上げる形で、信徒層の位置付けと方向付けがなされたこと、また彼らの活動によって、教師と教団が抱える問題や、その性格が確認せしめられると共に、それが契機となり、各種の懇談会や協議会が実施されていったことを指摘した。最後に、戦時末期に継続して掲げられる「教学の確立」という教団課題、すなわち、「手続き」の実体化による信仰の活性化と教団統合の実現という課題が、戦後教政にも担われようとした、と指摘した。そして、取次運動が、開始時点では、

さまざまな信仰や活動のありようを許容する性格を持っていたことを示しながら、その後の取り組みの中で時々の教政課題にいかん機能すべきであつたか、さらに厳密に追究する必要がある点を課題として確認した。

## 布教と金神の神性の変遷に関する一考察

北 林 秀 生 (所員)

本稿では、神道金光教会設立前後の組織者(教政者)中心に推進された教団の教義形成の動きと、各地の布教活動の中で行われた教義解釈や、それを基盤とする信仰実践との相関性について考察した。

まず一章では、金光大神時代、すなわち神道金光教会設立以前の各布教者における布教現場のあり様、布教者、信者等のさまざまなレベルでの「金神」認識を示した。

二章では、その組織化前後の教義化の過程において、組織者教政者が、「金神」をどのように把握した上で、社会に対して「金乃神」像を闡明しようとしたのかを示した。そこでまず、明治一六年、組織形成の方途として、金乃神の功德を宣布すべく教条化された「道乃教乃大旨」を採り上げ、「金氣の性」という在野の神道思想を援用することによって、金神の神性を表現することに

成功したが、この内容は、公認教団の教義テキストとしての位置を占めることができなかつた点を明らかにした。次いで、明治一八年、新たに復古神道の枠組みの中に金神を組み入れた教義テキストである「金乃神靈續考」の作成によって組織化を図ることになるが、更に、明治二十一年、「慎誠正伝之弁」の発刊によって、隠蔽された「道乃教乃大旨」の内容が部分的に本教独自の内容として再度公表されていく経緯を示した。

三章では、組織化前後に布教者が布教現場で直面した問題を示しつつ、そこでの教条や「教え」の意義について考察した。当時、金神という神名が与える負のイメージ、酒、生水、生米の下付による救済行為が、常に官憲、マスコミをはじめとする淫祠邪教視を喚起した状況があった。そのような中で布教者達は、「教え」を重視することによって、負のイメージを払拭しようとした。しかし、そのようして社会に対して打ち出された「教え」は、意図とは裏腹に、欧化政策をはじめとする近代的思考が民衆レベルにまで定着していく中で、常に新たな視角からの淫祠邪教視を再生産してしまうジレンマに陥っていた、との結論を導いた。

## 「社交桜心会」に於ける主催者側の

### 問題意識と参加者達にとつての意義

—平成八年度収集神徳書院資料から窺う—

佐藤 武志(助手)

本稿では、平成八年度収集した「神徳書院資料」から「社交桜心会関係」資料の解説を通し、普通選挙実施を目前にした大正一四年、佐藤範雄が「社交桜心会」と称して開催した三回にわたる社会主義者・労働運動家達との懇談会について、主催者側の問題意識と参加者にとつての意義を考察した。

一章では、各回毎の参加者と開催前後の周囲の状況を窺った。全懇談会を通じて、参加者の大半は、無産政党組織を目指す左翼思想家・労働組合活動家達であったが、木本凡人のようにどこにも属さず、それらの運動家達の後援や失業者の救済等に尽力する人物も見られた。

二章では、佐藤と共に懇談会の主催者として関わった永井義尚、並びに、主催者側と参加者側の仲介役を果していた「勤王烈士党」の大西黒洋の問題意識を考察した。永井・大西は、左傾思想が台頭する中で普通選挙実施によって、「赤化」思想の拡大を憂慮する危機意識を持っていたことが読みとられた。また、治安維持法公布を目前にして、思想が混乱する国民を「勤王」の民に導く

うとすることで問題意識や目的がほぼ一致したこと、そして、その問題意識は、佐藤とも非常に近いものであることが明らかにあった。

三章では、第三回懇談会参加者の「失業問題についての主張」、「参加者発佐藤宛書簡」の内容から、参加者の問題意識・参加の意義を汲みとることとした。そこには、無産者達が当時の資本主義体制の改革を必要不可欠としながらも、同時に焦眉の問題として、失業者の飢餓救済の必要性を説き、宗教家である佐藤にそれを望んでいることが窺われた。しかし、そのことは、懇談会参加の意義としては第二義的なものでしかなく、参加者の中から「漫然として会合するのは面白からず。本日は普選に関する談話を佐藤先生より拝聴すべく参りしなり」との意見が出ていることから、政府筋とも交流の深い佐藤との懇談で、第一義的には普通選挙施行に当たつての状況を模索するといった意味合いが読みとれた。

### あるハンセン病患者に見る信仰

—太田垣益一書簡資料から—

兒山真生(助手)

本稿は、ハンセン病を患った太田垣益一(一九〇〇—一九六五)の

高橋正雄宛書簡(太田垣益一書簡資料)の解題を通じ、その人物像に迫った。

この資料は、総件数は一五三件、期間としては大正一三年四月三日を最初として、昭和三六年七月二三日に亘っている。

第一章では、当時のハンセン病に関する社会的文脈を踏まえつつ、太田垣が罹病に至り、故郷を出て行く経緯を考察した。そこには、村落共同体からの追放等、ハンセン病に窺える問題状況に翻弄され、生き得る場所を求めて彷徨の様が把握された。また教内関係者で運営されていた大谷製麵会社に勤めていたことから、教内に投げかけられた意味をも見ようと試みた。

第二章では、太田垣がハンセン病患者の療養所大島青松園(香川県)に入園した後の生活を「書簡」の記述に即して論じた。そこには、不治の病であるといった認識を抱えながらも、そのことの苦しみを、切に訴えかけるといふよりは、むしろその苦悩すら喜びと感ぜられていた記述が散見する。このことは、逆にその苦悩の深さを窺わせると共に、苦悩を喜びとして語り出すさまは、信仰に結ばれようとする格闘ではなかったか、と指摘した。

第三章では、療養所の中で結成された、「金光教求信会」の設立経過、結成の動機を、療養所内一般の宗教状況を交えて考察し、更には、大阪求信会による青松園求信会広前建築、教団による「救らい活動」等、太田垣の療養所内での活動が、療養所外の者たちにも波及して行った事実と言及した。「書簡」からは、共々に信の生活に生きたいという実感が綴られているが、それは「求信会」

という場を介して、信仰を普遍的に捉え直そうとする意識ゆえのことではないか、と推察した。

○

○河合 信 一 (第二部助手)

本年度は、「金光教教典用語解説辞典(仮称)」編纂の一環として、以下の教祖事蹟、歴史、民俗などに関する用語、五二語について草稿を作成した。以下の用語がその対象である。

相性、上げ下げ、生き祝い、横道、官位、寒行、勸化、寄進、元日、正月・正月ごしらえ、寒冷紗、紀州、祈祷、京の子、隣三軒は京の子にも(京都におる子に)かえな、口銭、後家、米きり、小紋付き、暦普請、金神(ということ)お廃止、金神社、金神を封じる、封じる・封じ込める、権大講義、今日様、今般、西大寺町、桜町、座持ち、仕置き、お仕置き、四季節句、時候(の)あたり、下肥、釈迦に説法、杜家、宗旨、十七夜待ち、十匁の錢借る所なし・十匁も借る先なし、十里が末、修験者、山伏、出世・出世繁盛、順合い、順やい、巡査・巡査所、警察官吏、屯所、邏卒、正栄組、新西大寺町

## 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法及び成果などについて、所外からの批判・検討を受け、今後の研究活動に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年度は、平成八年一月二六日に、第二八回の検討会を開催した。

検討の対象となったのは、紀要第三六号に掲載された、竹部弘「天地と心の構造」、北林秀生「神道金光教会における講社結社の展開とその特質」の二編の論文である。また、その他、論文以外の掲載内容、研究動向等についても意見交換がなされた。以下、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外から前田祝一（氣多・駒沢大学教授、藤尾節昭（奈多）、長屋敏夫（大曽根）、大代信治（中伏木）、幾嶋伸和（畝傍）、学院教授）の各氏、所内からは各論文執筆者と佐藤光俊、渡辺順一、金光和道、加藤実（司念）及び小坂真弓（記録）であった。

### 〈竹部論文〉

○ 日本語で「心」という言葉が持つ意味の幅は、フランス語においても共通している。このことからすれば、心を教義的に解明することは、広く人間と宗教・信仰の結びつきを考える上で、重要な課題である。そのような課題について、心を人間の気の持ち様、思い様と捉える一般的な了解に対して、人間の身体を

超えて天地に通じる心の層があるという視点を提示したことは、心を媒介として、人間と天地との感応・交流を可能にする信仰的意義を明らかにした点において高く評価される。

○ 但し、心の全体像の思索という筆者が目指した課題については、十分に論究されているとは言えないのではないだろうか。心が人間の身体を超えて「天地」に通じ、逆に「天地の心」に支えられて「わが心」があるという結論は、あくまでも、心の構造的部分的な解明に止まっていると言える。そのような「わが心」の内実については、了解されるとしても、「天地の心」といわれる心とは、どのような内実を持つているのか、という更なる論究が求められる。

○ また、金光大神の説く理解からみての「わが心」の論究の中でも、「わが心」に神を見出す方向と、「わが心」が「神の心」と一体化する方向との二方向の提示は了解されるとしても、「神の心」との一体化という場合、「わが心」には「我情我欲」と言われる様な心の相があり、多様な心を抱えた人間がどのようなして、「神の心」と一体化し得るのか、信仰主体の問題として考察する必要がある。

○ 日本思想の伝統においては、自らの心という「我執の心」を否定し、私欲を捨てることで、本来的な心が得られると言われている。これに対して本論は、天地を大宇宙、人間を小宇宙と位置づける「理解」の解釈から、金光大神の「わが心」は「天地の心」に支えられているという見解を導いている。しかし、

日本の伝統的な宗教観念の中にも、天地を大宇宙、人間を小宇宙と位置づける考え方はあり、どこまで金光大神の説く「心」が独自の意味をもっているのか、さらに解明が求められる。また、大自然、宇宙に合体していく「心」の層は、直観的であり、言葉になりにくい世界だが、神秘的なレベルに収斂されないような分析枠組みを用意した研究が期待される。

〈北林論文〉

○ 明治二十年代神道金光教会本部で作成された「講社結収人員録」などの新たに発見された教務資料の分析を通して、講社結収の実態に迫り、これまで不明な点が多かった神道金光教会の組織と制度の整備の様相について、解明したことは大きな成果である。また、地方の布教展開に応じて本部の規約が改正されるなど、本部が一方的な主導権をもつのではなく、本部と地方の相関的な関係が明らかにされ、教祖没後の出社、講社の展開相が示されたことは、当時の布教実態を知る上で示唆に富んでいる。

○ 特定の講社を選び、当時の全体状況を窺おうとしているが、研究対象の時期や地域区分については、その枠組みに更に厳密性が求められる。例えば、本論では、岡山県の講社結収を一、七番教区の事例を以て論じているが、なぜこの二つの教区が岡山県を代表しているといえるのかなど、その根拠が曖昧である。本部の所在する浅口郡に設置された一番教区は、字を単位とし

て、教祖時代からの講を一つずつ結収したケースであり、七番教区は浅口郡他近隣の郡を含んで設置され、点在していたさまざまな講を一つの講社として一括して大規模に結収をしたケースとして分析されている。このように両講社の結収のあり方は異なっているのであるが、どの点において代表と見なしているのが不明である。むしろ、そうした違いを類型的に更に掘り下げることで、「展開とその特質」というテーマの追究がより際やかになつたのではないだろうか。

○ また、一番教区講社員が香取繁右衛門の広前に参拝していたことや、七番教区の布教者達が教務管轄を越えて、相互に交流していることを挙げて、布教者の信仰営為や意識が教務体制に束縛されないという意味で「自由」であつたと表現しているが、その束縛からの「自由」が意味する事柄が曖昧である。逆に、布教者にすれば、神道金光教会の教務体制が整う中で結集に応じている事実や、そのことで他教団への隷属や官憲の取締りなどの圧力を避け、布教営為に、逆に自由性を得ていたという意味もあり、分析概念の厳密性が求められる。

○ 本部の組織的成立についての論述とともに、当時の政治的、社会的状況からの影響も論点に組み入れることが求められるだろう。そのことによって、一層教団における歴史的な展開相の特質が明確になったのではないかと。

〈その他の内容、近年の研究動向について〉

- 「教学に関する懇談会記録」に関して、教学の自立性や基礎研究に徹する姿勢が確認され、そのような自己確認が時々においてなされることは大切なことである。
- 教内において研究所の活動内容、情報の開示・還元が、論文以外の形でも実施されることが願われる。

## 教学研究會記録要旨

平成八年七月一五・一六日の兩日、本部教庁大会議室並びに  
會議室を会場として、第三五回教学研究會を開催した。

本所では、本教における教学研究機關としての諸般の営みが、  
時々の全教の問題関心と密接な関わりをもつて進められることを  
願いとして、毎年教学研究會を開催してきている。

殊に、ここ数年來は、個別の研究を発表する形式を中心として  
進めているが、それは、研究者個々の問題関心や資料状況に伴う  
研究領域の拡大が進む中で、各々の教学の営みが、信仰や教団の  
現状、更には、社会、人間のありようとの、より緊密な關係の下  
に取り進められることを願つてのことである。

今回の教学研究會では、こうした個別発表と共に、「教祖研究  
の回顧と展望」と題する共同討議を企画し、昭和五八年の『金光  
教教典』の刊行以降、教祖の信仰を改めて問い直す可能性が全教  
的に開かれる中、教学の負うべき責務として、これまでの教祖研  
究の方法論について、研究史的視点からの再検討を試み、教学に  
対する願いに応えていくことを企図した。具体的には、紀要『金  
光教学』の諸成果から論文数編を取り上げ、その研究史上の意義  
と方法に検討を加え、これまで教祖研究に携わってきた研究者か  
ら、当時の課題意識や位置付けについて意見を聴取し、ここから  
の課題をめぐって討議を行った。

以下に記す要旨は「教祖研究の歴史―方法論を中心に―」と題  
した課題発表、及びそれを受けての意見発表、討議を要約したも  
のである。

### 課題発表

#### 「教祖研究の歴史 ―方法論を中心に―」

加藤 実

本発表では、教祖研究史の共通理解に資するために、教学紀要  
から、特に方法論に注目して、討議メンバーの論文数編を取り上  
げて紹介していく。

#### 一、教祖研究の概略史

まず、昭和二九年に教学研究所が設立されて以降、およそ四〇  
年間の教祖研究の歴史を、四つに分けて概観する。

#### 1、追体験

教祖研究の黎明期に導入された追体験の方法は、教学研究の方  
向性を模索する時代にあつて、教学研究が現実の信仰体験から遊  
離し、また、教祖の信仰体験から逸脱してしまうことを戒めると  
いう問題意識に基づいて選ばれた方法である。大淵千仞は、追体  
験の方法について、「自分の信仰体験が他人の信仰体験にひびき  
合い、照らし合わされて、両者の間に無意識的に共感的理解が行

われているのであって、その結果他人の信仰体験も、自分の体験同様にこれを理解することができる(『教学の意義及び問題』三三 金光教学院研究部編『金光教学』第一集)と述べ、教祖の信仰体験を研究者の信仰体験に重ね合わせて辿り、共感的に理解する教祖研究の方法を提示した。

## 2、「覚書」事蹟解釈

「覚書」事蹟解釈は、福嶋義次の『秋浮塵子』の事蹟について「御覚書」解釈のための試論(『紀要第八号所載』)において試みられた方法である。これは、神や教祖の偉大性や絶対性を前提化することの排除を研究の出発点として掲げ、対象を「覚書」の事蹟に限定して、虚心に「覚書」が語る内容に耳を傾け、その事蹟の背後に流れる神と教祖の関係の深まりと展開を読み取るうとした研究の方法である。当初、「覚書」における教祖前半生の事蹟解釈に始まった研究も、その後、伝承資料を多用して解釈の手助けとした研究や、明治期の政治社会状況との関わり、或いは教義的な関心をもって進められた研究へと展開する。

## 3、理解研究

理解研究は、紀要一五号から福嶋義次が『金光大神言行録』(以下『言行録』)を素材に、「金光大神理解研究ノート」という副題の下に、教義的な関心をもって「理解」を読み解く方法として始められた。ここでは、ことば、天地、大地、神、時間など教義の構成要素となるべき基本単位についての基礎的究明がなされたことが特徴として挙げられる。

## 4、テキスト分析

テキスト分析は「此方」考(『覚書』「覚帳」)テキスト分析ノート(『紀要第二五号所載』)において早川公明が取り入れた方法である。これにより、「覚書」「覚帳」両書の作品としての自立性が提示され、作品自体に内在している意味や性格が浮き彫りにされた。また、この方法の導入によって、それまでの教祖研究が、主として「覚書」の記述を年代的に把握し、それによって教祖の生や人格が究明されてきたのに比べ、記述内容相互間の関係や、さらにそれを書き留める視点からの共時的な側面への論究がなされている。

## 二、それぞれの研究成果から

以上に示した1から4までの方法について、紀要論文からその具体的な相を見ていく。なお、特に2の事蹟解釈は、その領域が多岐に亘っているため、さらに項目を分けた。

### 1、追体験

ここでは、大淵千仞「教祖の信心について(上)——序説的概観——」(『紀要第一号所載』)を取り上げ、その特徴を見る。大淵は、宗教の持つ基本的な性格は「教祖その人において、決定づけられている」として、教祖を問題とするにあたって、教祖の「人格、その具体的生活の在り方を見ること」が必要であると述べている。そしてこの論文の意味を、「教祖の信仰内容の構造及び意義の解明のための準備的概観」であると押さえ、①信心の性格、②信心の

特質、③信心の成立と展開といった主題を掲げて論究を進めている。そして、教祖の事蹟を出生から四六歳の専念取次まで辿り、教祖の信心の庶民性、現実的人間生活中心という志向性を示し、四二歳の大患を転機として教祖独自の信心が成立するに至った、と論じつつ、最後に「教祖の信心展開と神性の顕現とが、相關作用をなしつつ、進展している」と結んでいる。大淵のこの論文は、方法的には、必ずしも追体験的方法を採ったものではないが、教祖の具体的な生き方に視点を置き、研究者自身の体験に基づいて教祖を理解すべきであるとする点で、追体験の方法が提示されていたと言えるだろう。

大淵は、追体験について「人間がその対象とどうか、相手とするものを知る、つかむ、把握するための一つの方法になってくる。ただそれを、自分の生きることの中身とは違った、外にある品物のような扱い方はしない。自分の生きる中身として、捉えていく」(大淵千復述「信心の今日的展開を求めて―教義探究の試み―」)と述べている。この方法は、デイルタイの解釈学の影響を受けつつ教学の方法として導入されたものであったが、信仰を既にあるものとし、またそれゆえに実感できるものとする立場から共感的に見ていく研究の在り方自体は、学問的には客観性を欠く、との指摘を受けている。

## 2-1 a、「覚書」事蹟解釈

「覚書」事蹟解釈について、まず、事蹟解釈に先鞭をつけた福

嶋義次『秋浮塵子』の事蹟について「『御覚書』解釈のための試論」を取り上げ、その方法的立場について見ていくことにする。

この方法が採られた背景には、追体験的方法の持っている方法論に対する問題意識がある。追体験的方法は、その性格上、教祖の信仰を既にあるものとして、それを前提化するものであった。そのため「信仰の原点が過去の事蹟の中に既製品として存在する」という誤った認識に至ったり、ともすれば、生神金光大神の道は、常に進歩展開してきたとすることで、自己批判力を失うことにもなりかねない。また、客観的な学問的手順を踏みながらも、最後のところで「取次」を絶対の価値を持つ概念とすることによって、それまでの客観性すら放棄してしまう。福嶋は、そのような問題を孕んだこれまでの教祖研究を反省的に捉えて、「みづからの信心を『御発展史観』に立って説くのではなく、『歴史遺産としての信仰』という点から問題にしていく」という認識から、「覚書」事蹟解釈という方法を採ったのである。

「覚書」事蹟解釈の方法について、福嶋は、「覚書」の性格を「現実生活の只中で結ばれ響き合われていく神と人間との関係の歴史が刻み込まれたもの」と押さえ、解釈に先だって次のように言明する。

◇教祖の人格の非凡さや、神の力の礼賛を、われわれの立場から価値評価的に言い立ててはならない。

◇事蹟解釈とは、「覚書」に記された諸々の出来事の背後に一

貫して流れる、神と教祖の関係の深まりと展開のダイナミックスへの近づきを求めての問い、その問いを問う試みである。◇数多くの事蹟の中から一事蹟を取り上げるについては、その事蹟が解釈する価値があるとか、それが他の事蹟に比べて重要であるとかの判断が先にあつて選ぶのではなく、自身の迫られている問題、さらには我々の信心生活が現代状況の中で抱えさせられている問題が、その事蹟を選ばさしめる。

事蹟解釈は、自らの信心が教祖信仰の進展したその延長上にあるのではなく、歴史的に形成されたものであると押さえ、教祖と研究者との緊張関係と距離を保つ姿勢を維持して、信仰の始源を問い求めることを問題意識として持つている。

以上のように、福嶋は、学問的には現象学の方法論を援用して、「われわれは状況を生きるについて、状況におしまかされて、無理やり答えを求め、信仰の普遍化や信仰の世界の拡大をはかるといふ、悪しくも根強い姿勢がある」と述べ、その姿勢を厳しく問題視するための方法上の手続きとして、教祖と我々との「疎遠さの確認」「我々の価値を安易に持ち込むことを戒める」「判断中止」、既成の教祖像を歴史遺産として相対化する「教祖像からの外化」を自らに強く課することを提示した。

『秋浮塵子の事蹟』では、「人々の間で伝えられ、体質化されていく常識・習慣によって守られる世界」を問題にし、安政五年の秋浮塵子の事蹟を考察の対象に据えている。まず、金乃神下葉の氏子としての名指しは、神と関わって教祖が真実な生き方を

することへの促しとなったと指摘し、次いで、神の願いを伺いながら行われた農業の成功が、奇跡の物語ではなく、稲作を通して、持続して動いてきた神と教祖の関係の深まりよう在りようを示すものと解釈され、「此方には油入れな」とのお知らせからは、金乃神下葉の氏子として神との関わりを一時たりとも中断できない「決意」と、教祖が迷い苦しんでいるのに応えようとする神の「共感」が読み取れる、と解釈している。

2-b、「事蹟解釈」その後

福嶋が「事蹟解釈」という方法を提唱して以降、金光大神の直筆資料である「お知らせ事覚帳」、金光大神広前の御祈念帳である「広前歳書帳」、幕末期の庄屋文書である「小野家文書」といった、金光大神の生きた時代を解明するための重要な資料が研究所に蓄積されていく。そうした資料状況の変化と相俟って、また、民衆思想史、民俗学の成果から学問的影響を受けて、様々な問題意識や視点からの成果が、続々と提出されていく。次に、その例として、沢田重信、高橋行地郎、早川公明の論文を取り上げる。

まず、沢田重信の「信心・布教・政治―明治六年『神前撤去』の解釈―(紀要第九号所載)」を取り上げたい。この論文では、明治六年の神前撤去の事蹟解釈を通して、金光大神の政治への視点、具体的には「お上」に対する態度が、布教意識との関わりで論究されている。沢田は、自分の方法を、「覚書」に教祖が記した一つ一つのことを解釈し、その時点その時点で、教祖が何を、どの

ように問題にしたか、それは教祖のどのような生き方によるかを把握し、記述の意味内容に迫るものであるとする。そして、明治六年の神前撤去の金光大神における対処の相は、お上との対決という意識では到底理解できないとし、金光大神の立場に立つて、そこからお上というものを見たらどうか、という問いを立てて解釈を進めていく。このスタイルは、次の「金光大神における出社の意義―明治六年八月十九日のお知らせの一解釈―」(紀要第一二号所載)にも引き継がれる。沢田は、このお知らせを、従来のように天地金乃神の神性開頭の神伝としてではなく、神前撤去後の厳しい状況のもとで、出社布教者達に信心の再吟味と自らの依って立つ立場の再確認を促したものととして解釈する。そして、道を伝える者への厳しい自己認識の要請を確認するのである。

次に、高橋行地郎「文治大明神誕生過程の考察―金神の悪神性との関係を視点にして―」(紀要第一三号所載)を取り上げたい。この論文は、教祖を金神祈禱者の系譜につながる存在として規定し、安政五年における文治大明神の誕生過程を、「生き神誕生過程」として論究している。ここで筆者は、「覚書」以外の資料の扱いについて、「自らの霊験を話化して民衆に聞かせることを基本姿勢」とした教祖の姿勢に関する限り重視する、との限定を付した上で、伝承資料である『言行録』を正面に据えて論述を進めている。そして、当時の民衆が金神信仰へ向かった状況を明らかにしつつ、教祖がいかにして金神と関係を結び、民衆救済者となり得たかを論じている。

次に、早川公明「修験者との折衝過程に関する一考察―尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析―」(紀要第一六号所載)を取り上げる。この論文は、教祖の布教合法化に対する積極的側面を取り上げている点で、次の「金神社建築運動に関する一考察」(紀要第一八号所載)と同様の問題意識に根ざしている。ここで筆者は、地域社会の宗教事情に即した形で論述するために、当時の庄屋の日記を中心資料に用い、布教合法化運動における関係の有り様を、より具体的、動態的に把握しようと努めている。筆者はさらに、「金之神社」考(紀要第三号所載)で、時代的には教祖最晩年から帰幽後にまで及ぶ「金之神社」建築の動きを追い、柳田国男の民衆の神社観などを紹介しながら、歴史的な実証を元に、「教祖像」の問い直しを試みている。

以上見てきたように、当初、「覚書」解釈の方法として確認された事蹟解釈は、その後、資料状況の変化に加えて、諸学問の成果を積極的に撰取することで、新たな展開を見た。その一方で、「教祖と教祖像の切り離し」は、新たな教祖像を見出すことになりながらも、「教祖像の拡散」という現象をもたらすことにもなったのである。

### 3、理解研究

次に、「金光大神理解研究」という領域を想定して始まった理解研究について見ていく。

福嶋義次「慣習世界と信仰形式―金光大神理解研究ノート―」

(紀要第一五号所載)では、慣習世界での信仰形式に馴染んだ人々が、いかにして教祖の信仰を了解していったか、という問いを立て、『言行録』を素材に、祈念祈祷形式・神参り形式と理解形式を対比することを通して、慣習的信仰の問題とその慣習性を超克する金光大神の提示した信仰の基本的意味を究明している。次の「理解」のことはについて「金光大神理解研究ノート」(紀要第一六号所載)では、「理解」を「理解」として結実せしめたことばの出所の究明がなされ、「金神、その神性開示について」金光大神理解研究ノート」(紀要第一七号所載)では、それまでの天地金乃神の神性が、金神の福神化で論じられてきたことへの批判が試みられている。また、「時節考」金光大神理解研究ノート」(紀要第一九号所載)では、信仰にとつての時間とは何かが問われることとなる。

福嶋の理解研究の特徴としては、ことば、神、大地、時間、天地など教義概念について基本的な究明が試みられている点が上げられる。それは、各テーマ毎に関係する理解を抽出し、それら理解相互の関連性を辿りながら意味を抽象し、論を構成していくという手法である。これらは、教祖の信仰過程や時々の事蹟に注目した研究ではなく、金光大神の到達した信仰世界観の究明と表明を目指すものとして規定できる。

#### 4、テキスト分析

テキスト分析は、言語論、テキスト論等の言語学的な影響を受

け、「作品を作者の絆から解放して、作品自体の自立性・自律性を一層前面に押し出そう」とするものである。「覚書」「覚帳」を「作品」として捉え、作者である教祖の意図を想定して作品を読み込んでいくのではなく、作品自体が直接読者に訴えてくる面―作品世界とその構造―に注意を集中しようとするものである。このテキスト分析が試みられた理由としては、それまでの教祖研究が、教祖の生や人格的な究明に力点を置くなり、「覚書」「覚帳」をそのための材料と見なしたり、教祖の歴史的な究明に重きを置き過ぎた結果、作品全体の共時相が見落とされがちであったことなどが上げられる。

早川公明『金光大神御覚書』お知らせ事覚帳』とレトリック―『覚書』『覚帳』のテキスト分析ノート』(紀要第二七号所載)において、早川は、教祖を、作者としてではなく、作品の最初の読み手として扱うことの持つ方法的可能性を提起し、さらに次のように述べる。「教祖の信仰的な生の、教祖自身による捉え直しとして書かれた創作品としての『覚書』『覚帳』は、今やそれ自身の自立性・自律性を具えた、教祖自身にとつても一人の他者に比肩し得る人格を有する存在として押さえられる必要がある。」

こうした、作品を第一に立てる方法的立場は、教祖研究史から見れば、史的究明の方法に対する反省から生まれたものと言えるだろう。「覚書」「覚帳」をも歴史資料と見なし、先に挙げた多様な資料群と突き合わせて歴史的存在としての教祖像にどれほど肉薄したところで、教祖の信仰内実が明らかになるわけではない。

そうした反省が、改めて独立した価値を内包する自立・自律したテキストとしての「覚書」「覚帳」の分析へと向かわせたものと考えられる。

三、近年の研究動向と、その他の傾向

以上、四つの柱を立て、方法的観点から、本所設立以来の教祖研究の歩みの総括を試みた。最後に漏れ落ちたものについて、近年の研究動向を中心に、補足しておきたい。

昭和五八年に「覚帳」が公開され、教祖後半生の事蹟への関心が高まり、教祖の信仰構造を窺う研究や、家族、出版社、世話方との関係について、その意味を究明した研究が、多くなされるようになった。「覚帳」研究には特筆すべき新しい方法が導入されたわけではないが、これまでの教祖研究で培われてきた事蹟解釈、テキスト論などの方法が、研究者の関心に応じて選ばれてきている。

今後は「覚書」研究の進展とともに、「覚書」「覚帳」「理解」の三テキストの有機的な関係が究明され、より一層教祖の信仰世界に迫る研究がなされていくことが望まれる。また、三テキストの厳密な資料批判に基づく研究がなされる一方で、教祖あるいは教義的研究の基礎的な土台づくりを行う必要がある、そのためには、教義史的な研究の積み重ねも必要となってくると思われ、方法的な吟味検討もより必要に迫られる、と考えられる。

最後になったが、解釈・理論的な研究と並行して、「小野家文書」、「金光大神広前歳書帳」などの資料を素材に、実証的に教祖、

あるいは教祖周辺の生活様相、大谷村での地位、人間関係など、あるいは参拝者の動向、布教圏など教祖広前の実態を明らかにして、教祖の実像にできるだけ迫ろうとする史実考証・資料論的な研究も着実な成果を上げてきている。

○課題発表を受けて

意見発表者・沢田重信、福嶋義次、高橋行地郎、早川公明、竹部弘、司会・金光和道

〈事蹟解釈を提起した当時の意識〉

司会 先程の課題発表を受けて、ここでは、事蹟解釈、理解研究、テキスト分析という三つの方法に関わって、その当時の研究主体の有り様、及び問題意識等について、意見を伺いたい。

福嶋 当時、自分の信仰体験と教祖の信仰体験と重ね合わせて共感的に教祖を理解するという追体験の方法は、若い私には到底無理だと思われた。当時の基本的関心と言えば、ただ、どうすれば教学研究が出来るかということだけだった。その点から言えば、私は追体験の方法を拒否したのでも無視したのでもない。研究所に入ってから二、三年の間は、ハイデガー全集二〇巻を購入し、読みふけた時期があった。それは、教学上の先輩である内田氏に、若い内は雑論文を読むな、一つの体系を持った人の著作を読みふけるのがよい、という指導を受けたことに端を発する。とにかく、ノートを取りながら勉強したことを思い出す。そうする中

で、ハイデガー哲学の中の幾つかの論文に心を惹かれ、研究との関係を探っていった。そして、その中で得たことは、言葉といふものの解釈がいかに重要なものであるのか、言葉の解釈といふものは、現れた言葉の背後にあつて見えないもの、隠れたもの、思ひを込めることなのだといふことであつた。そうしているうちに、ちらちら見えてくるものがあるが、その見えてくるものをまともに見ようとしてはだめだ、ちらちらしたものはちらちらしたままですすむべきなのだ、といふことを学んだ。そしてそこから、当時の至上命令でもあつた「覚書」研究を、勉強したこととの関係で探つて行くうちに、言葉の解釈、つまり教祖の体験だとか教祖の生涯だとかいふものよりも、教祖が書いた言葉に沈潜すべきではないか、といふことに思い至り、そのような思いを潜めつつ書いたのが、秋浮塵子の事蹟についての論文なのである。そのような経緯を辿つた私にとっては、「覚書」研究も、理解研究も、言葉を対象にするという点では、意識的にも方法的にも一環したものであり、選ぶ言葉が「覚書」であつたか、「理解」であつたかという違いに過ぎなかつたと言える。当時を振り返つて、私自身、「覚書」をどう研究すべきなのか、何を研究すべきなのか、という問いを持ちながら、ある一人の哲学者の著作に沈潜していく時間を与えてもらったこと、またその機会を捉えて自分自身で努力することが出来たことなど、それらが現在の私にまで深く影響を及ぼしているという点で、非常に感謝している。

〔事蹟解釈、その前後の意識の転換について〕

司会 沢田氏は、八号で事蹟解釈が提起されるずっと以前から、例えば、信心生活に関わるものとか、本教信者の教義理解の諸相、取次者の課題、といった多くの成果を出しておられる。ところが、八号で事蹟解釈が提起されて以降、九号では、明治六年の神前撤去の事蹟解釈を基にした「信心・布教・政治」といった論文、一二号では、同じく明治六年八月十九日のお知らせ解釈を基にした「金光大神における出社の意義」といった成果を出され、さらに笠岡の御祈念帳の分析も行っているが、事蹟解釈前後の問題意識について伺いたい。また、九号以降、特に明治期の事蹟を取り上げたことに加えて、対社会、或いは政治の視点を持ち込むに至つた動機といったことなどについて、当時の思いを伺いたい。

沢田 当時は、教学のあり方そのものを問われた時期だつた。何をどうすれば教学研究は可能か、といった極めて根本的な問いが問われていた時代だつた。「覚書」研究は、教団史研究と並んで、研究所にとつて必須の課題として指定されたわけだが、そのために、研究者相互の研究的連携を密にしていかなねばならないということがあつて、「覚書」と教団史という二つのセクションの共同研究が求められていた。当時の厳しい教団状況の下で、自分としても、その状況の依つて来る本質的な部分を明らかにしたいという思いがあつた。それが、社会における教団の存在意義について、或いは社会への展開といったことへの関心に結びついたわけである。ところが、そうした問題追究を「覚書」研究でやろうとして

も、切り口が分からない。方法的に困惑していた時期に、福嶋氏の成果が道を示してくれた。福嶋氏は言葉が大事だと言われていたが、私の場合は「文脈」だった。つまり、ある時期の一連の事蹟を成り立たせる状況としての文脈である。今一つ、研究の主體的な動機について言及しておく、そこには政治の根底にある集団的な権力意識についての問題意識があった。幼少時の集団疎開における集団的な暴力の体験が、集団と権力といったものに対する問題意識を育てることになった。実際に、集団の持つ問題性への関心が、研究の入り口となったと言える。自分にとって、解釈とは、一連の事蹟の教祖にとつての意味と、自分にとつての意味を重ね合わせて追究していくことであつた。つまり、教祖と私の間の緊張を生きたという気分であつた。明治期を対象にしたのは、教団とか社会とかといった組織の問題を扱う際に、明治期の事蹟が問題追究に相応しいと思つたからである。

〈事蹟解釈の展開相―民衆史的視点・「言行録」〉

司会 高橋氏は、研究の対象時期を過去から徐々に前に進めていたように思うが、自分の研究を事蹟解釈という方法との関係で位置づけるとするとどうなるか。民衆史とか「言行録」とかを積極的に援用、引用していて、福嶋氏が当初始めた事蹟解釈とは相当に温度差があるようにも思われるが、自身としての評価はどうか。高橋 研究に向かう姿勢としては、変革のエネルギーを求めて事蹟に向かつていったように記憶している。当時、それまで立教神

伝を理念とする完成された教祖像というものが何か幻のようなものとしてあり、それに対して挑戦していくことが大切だと思つていた。加藤発表にもあつたように、意図・視点・方法とかいうことからいえば、伝承資料から教祖像を構築していく方法を探つたが、それも、御伝記「金光大神」の描き出した教祖像に対し挑戦するという意味合いを持った選択であつたと言える。表現に問題はあるかもしれないが、野生の教祖を回復するとか、歴史の教祖を浮かび上げられる、といった感じだつた。そのことも関係するが、一三号で同時に論文が掲載される同期の真鍋氏と一緒に、亀山とか堅盤谷でのフィールドワークを頻繁に行つた。そうした調査によって得られる新たな知見によって歴史の教祖を浮かび上げらせようとしていたのである。

〈研究者における方法的自覚について〉

司会 早川氏は、修験者、金神社、或いは金之神社をテーマにした論文を書いているが、自身としては事蹟解釈という方法との関係でどのように位置づけているか。また、歴史的な研究を始めた動機について伺いたい。

早川 私が研究所に入ったのは、今日の課題発表で紹介された方々が、最も集中的に論文を執筆されていた時期であつた。他にも、瀬戸美喜雄氏、真鍋司郎氏、竹部教雄氏といった人たちが、「覚書」を基に、伝承資料なども使いながら活発に研究を進めていた。当時、福嶋氏が自らの方法をまとめた「覚解方法序説」

を基にした学習会を持っていたが、自分としては、方法云々というよりも、とにかく研究課題を見つけて、そのことに専念しなければ、という意識の方が強かった。方法論に関しては、修験者と金神社についての二本の論文を書いた後、第二〇回教学研究会で「実証と解釈の間」というテーマで自分の研究を振り返って発表することがある。そこでは、ともすると教祖の偉大さを前提にして進めがちな研究姿勢を反省的に捉えて、金光大神を時代状況の中へ可能な限り還元するという史的究明の態度を徹底して進めること、そして、それでも還元し尽くせないものがあるなら、それこそが教祖固有の信仰資質と言えるのではないか、ということを考えて。それに対して、学者の先生方からは、歴史学の方法や成果、或いは民俗学的アプローチの方法がどれほど徹底されても、そこから金光大神の信仰は永遠に出てこないのではないかと、歴史的な方法で歴史を越えた問題は掴めないのではないかと、といった批判的意見が出されて、返答に窮したことを思い出す。

#### 〈教祖像の拡散について〉

司会 加藤発表の中で、多少評価的に言われたことに、教祖像の拡散という問題があったが、それについて意見を伺いたい。  
福嶋 研究に携わっていた時は、教祖像を築きあげるとか、作り上げるとかという意識はなかった。教祖像というのは、一つの時代、あるいは生きていく人間の問題性との関連で描かれるものである。だとすれば、一つの絶対的な教祖像などというものは、人間が生

きるということに関する限り、有効性のない、抽象的なものだと私は思っている。その視点に立てば、教祖像が拡散するというところは、有り難いことに違いないし、良いことだと思う。

沢田 教祖像の拡散という言葉が、言葉として適切かどうかといった問題はあるとして、研究の方法については、その方法に自分が取り組んでみて初めて理解できるといった側面がある。

高橋 画一的な教祖像の存在は、教祖研究や教義研究、或いは信心そのものを生き生きさせないといった面を持っていると思う。拡散という言葉で言い当てられるかどうか分らないが、教祖像の創造的構築が成就すればするほど、研究自体は進展するのではないかと思う。

早川 教祖像の拡散といったことは、研究を進める上では確かに良い状況だと思うが、別の立場から見ると、つまり教政・教団レベルに転換した場合に、拡散が問題とされる側面もあったのではないかと。つまり、研究内容自体は評価されても、教団側がそれを問題にするということがあったと思う。

ところで、当時も、解釈者それぞれによって描かれた教祖像が、如是我聞的な教祖像に過ぎないのではないかと、といった批判的な意見があった。事蹟解釈という研究方法からその点を見れば、当初は「覚書」に厳密に資料を限定して、「覚書」の背後に描かれている神と教祖との関係の深まりを追っていく、ということの研究の枠組みもすっかりしていた。それが、徐々に他の資料を援用するようになってからは、「覚書」も多くの資料群、テキスト群

の中の一つとして扱うようになったところがある。自身自身に関して言えば、史的な究明に専念する余り、史的な資料としてしか、「覚書」「覚帳」を見ていなかったということがあった。その当時の成果として『金之神社』考』があるが、それは一方では、歴史的究明に関してはそれなりの評価を頂きつつ、他方で、教学にとつては史的な事実関係を明らかにすることよりも、金光大神の信仰内実を究明することが優先されるべきだとの痛烈な批判も頂いた。

#### 〈理解研究と新教典〉

司会 昭和四七年に『言行録』が取りまとめられたわけだが、これを使って理解研究という分野を開拓したのも福嶋氏である。「覚書」研究から理解研究へと移行した動機は何だったのか。当時の教団状況、教学状況との関係はどうだったのか。

福嶋 新たに理解研究に取り組んだ理由の一つには、「覚書」研究が軌道に乗り、研究者も増えてきていた状況があった。また、理解研究を始めて改めて思ったことは、「覚書」研究にしろ、理解研究にしろ、全体的には教典研究であるということであった。当時、現行教典は未刊行であったが、刊行される向きで動いており、刊行後に教典研究が教団、教政に対して持つことになる意味、役割の大きさを思い、御理解をどう読み込むか、ということに取り組んだ。御理解の内容を、単に教祖が教えられたことというだけで済ますのではなく、その背景、歴史、慣習的な問題性、当時

の人々との関係、現代人との関係等を考慮しつつ、様々な模索を通して理解研究を進めた。

高橋 昭和五年の秋以降に「覚帳」が教団に資料提供されると同時に、所として解読を開始し、五八年に教典に収められた。そのことが、自分の、「大明神」誕生過程の三部作以降の研究の問題提起となった。つまり、「覚帳」という、安易に教義を生み出していくことを許さない迫力を持つ資料に出会ったため「覚書」「覚帳」「理解」という三テキストの中で教祖像を再構築していくことが自分では容易に出来なかったということがある。自分の場合、理解研究というよりは教義研究ということを進めていったのだが、自分の中のジレンマとして、教義研究が自分の中で教話化し、研究し辛くなるという挫折感があった。それが、自分自身の問題なのか、教義研究そのものが持っている問題なのか、方法的・研究的に考えていく必要性を感じている。

#### 〈テキスト分析と前後の状況〉

司会 教典の刊行と相俟って、テキスト研究は始まっているが、この方面で幾つか論文を書かれた早川先生に、そうした方向へ開いた動機なり思いなりをお聞かせ頂きたい。

早川 新教典刊行によって「覚帳」の内容が公にされたが、その当時、自分の研究方法であった史的究明の態度に対して批判を受けている時でもあり、また教祖研究の部門である第一部の部長となったこともあって、改めて「覚書」「覚帳」に対してどういう研

究が可能か思索していた。そうした時に出会ったのが、佐藤信夫の『レトリック感覚』であった。当時は研究所でも、構造分析などの方法が話題になっていたが、関連文献を読み進めているうちに、自分の方向性というものが徐々に見えてきた。それが、教祖の生や人格といった歴史観との離別、対象からの離脱といった、テキスト分析の方法であった。

〈現在の研究者の立場から〉

司会 自身、テキスト分析的な研究もこなしながら、独自の研究を発表している竹部部長は、現在の教祖研究の実情をどのように見ているのか。

竹部 最近の教祖研究の傾向としては、「覚帳」研究が主流となっている。「覚帳」というテキストの持つ性格によるのかも知れないが、自分としては、「覚帳」には、現実を生きる教祖が描かれている側面と、お知らせを通して神の世界が希求せられている側面の二つがあると思っている。教祖研究は概ね両方を目指すものであるが、それぞれの研究者の資質により、比重のかけ方は違っている。私の場合は、どちらかと言えば後者の方であり、現実を生きる人間教祖を描出することが目的とはなっていない。そうではなく、「覚帳」に書かれた状況というものを追究し、人間として置かれた状況はそれとしてありながら、常にそこから逃れていく面を探求していくことに意識を集中してやってきた。それ故、論文検討会では、ここでの教祖は超越的であるとか、教祖が現実

を生きていない等の批判がなされることもあったが、それは自覚的に選んだ方法でもあった。ところで、ここまでの意見を参考に、教祖研究を敢えて二つに分けた場合、教祖そのものが目標になっている場合と、教祖は媒介項・媒体とし、そこから教義的な内容を導くような研究に分けられるように思われる。教祖そのものを問題とする信仰史的な教祖研究と、教祖の書き残したものや言行記録から意味を抽出する理解研究・テキスト研究とがどのように相互に関係し合い展開するのか、これから考えていくことが必要だろう。

この後、教典以外の様々な資料が集積してきた資料状況が簡略に紹介され、教祖研究の持つ今日的な意義の確認を求めて、参加者全体に意見を求めた。そこで出された、金光大神の呼称に関する意見、質問及び応答を要約して後に記す。

○論文における教祖の呼称が、七〇年代を境に、教祖から金光大神、或いは赤沢文治といった名称に変わっていくが、そこには、どのような研究史の意味合いがあるのか。

●教祖という呼称は、信仰的な立場を前提にしているということがある。教学は信心そのものでも学問そのものでもないが、その両方の側面を持つ、という教学の規定から言えば、信仰的な前提を内在させたままどこまで客観化した研究が出来るか、といった問題意識があったということ、また、方法的には、歴史の中の教祖を捉えるといった場合、教祖という把握のままなされてよいか、

といったことが、そうした呼称を選ばせたということがある。歴史的呼称ということでは赤沢文治でもよいわけだが、どの時代のどの事蹟を扱うか、といったことで教祖の名称を書き分けることは、研究にとって極めて煩瑣な手続きを要求するところから、便法として金光大神に統一するというのもあったと思う。ただ、金光大神という呼称は神から与えられたものであるが、それをなぜ戸籍名として届けたのか、その場合の金光大神という呼称の持つ意味とか、信仰的意義とかについては、さらに考えて行かねばならないだろう。

○呼称のことで言えば、八〇年代半ばにテキスト分析的方法で書かれた早川論文には、再び教祖という呼称が用いられている。そこで金光大神から教祖へと呼称上の回帰が図られた理由をお聞きしたい。

●赤沢文治、或いは金光大神といった呼称を用いたのは、歴史的な人格としてまず見ていこうということだった。そして、その背景にあったのは、やはり、教祖という価値評価を含んだ言葉を用いることの持つ問題性だったのであり、民俗学とか歴史学といった学問諸分野の成果を摂取しようとして、学問的な客観性というものに過度に配慮したため、という見方も、今として出来るかも知れない。それが再び教祖へと回帰したのは、テキスト分析の方法と関係していると言えよう。即ち、「覚書」を、執筆時点の信仰が投影された一つの作品と見なすという意味で、歴史的展開に

焦点を合わせた通時的視点ではなく、共時的な視点を探るテキスト分析の方法を用いると同時に、教祖の書いたテキストという分析視点に立つことで、学問的客観性と信仰の学としての教学の立場が、同時に保証される、ということである。

○よく教祖を歴史に返すとか、歴史的存在としての教祖とかい言い方がなされる。そしてその際、歴史的な文脈とか、コンテキストといった言葉が用いられるが、実際には一般的な文脈といったものはないのであって、必ず、誰の文脈か、誰にとつての文脈かということが問題になる。教祖研究で言えば、誰にとつての教祖像か、ということがはつきりしなければならぬ。同様に、個々の事蹟とか言葉の解釈にしても、それぞれの見解や解釈が焦点を結ぶ全体像というものが常に見据えられてなければならぬ。対象を細分化し、分析的に捉えようとする近代主義の諸学問は、すべてを断片的知に還元してしまう。断片的な解釈というものは、そもそも解釈にはなっていないという立場に立てば、生きた教祖を問うとか、頂くといった場合に、トータルな教祖像が常に希求されることも必要だろう。

○

以上、課題発表、意見発表、及び討議内容についての要旨を記した。最後に、今回の共同討議の意義を明確にするために、討議の成果と今後に残された課題を整理し、まとめたい。

研究所設立以降、教祖研究史における最大の画期といえ、や

はり「覚書」研究の方法として、事蹟解釈が提唱されたことであろう。新たな方法の前提として、教祖、及び教祖の信仰に関わる従来の觀念のすべてが、一種の歴史遺産として相対化されると共に、一度問いに付されるべきものである、とされたのである。

以来、教学者は、自分以前に形成されたすべての教祖像を一度疑うことを自らに課すことよって、常に新たな教祖像への貢献を果たそうとしてきた。民俗学や民衆思想史などの方法や視点の導入も、その一環であり、また、『言行録』の編集、「覚帳」や「歳書帳」といった「覚書」以外の資料の発見・収集といった資料状況の変化も、こうした動向に拍車をかけたと言えよう。

ところが、研究者個々の問題関心に基づいて様々に追究され明らかになされてきた教祖像ではあったが、そこから生じた教祖像の拡散は、そこからさらに個々の像を統合する全体像の描出が射程に入らない限り、どのような教祖像であっても構築可能であるといった安易な教義化への動きに流れかねない。更に言えば、客観的、研究的な検証を踏むことなく、特定の目的が先行する形で、合目的な教祖像を自在に拵えるという過ちをも犯しかねないということである。そういう意味では、基礎教学といった研究所の役割規定も、基礎・土台が堅固であればこそ、揺るぎない実態も存立可能となるという確認に立つて、さらに積極的な役割を果たすべく、前向きに受け止めねばならないだろう。

今回の共同討議における意見発表と討議内容を聞き受けてみて感じることは、当然のことかも知れないが、そのほとんどの場合

において、方法が目的に先行することはないということである。まず研究者の問題意識が厳然としてあって、それが教典の事蹟を、時代を、教語を選ばせる、ということである。また、その時代時代を生きる研究者の問題関心そのものが、そもそも社会のありようと密接な関わりを持って浮上したものである以上、基礎教学とか布教教学といった分類も、単なる概念上のものに過ぎない、ということである。

そうとして、今現在、教学に取り組むわれわれに課された課題とは、過去の成果における方法の学習を以て方法に追随することではなく、そうした成果の源にある、問題を解くに当たつての自由な構想力を確認しつつ自らの内に涵養することであろう。

## 彙報

—平成八・四・一—平成九・三・三二—

## 平成八年度の業務概要

平成八年度の業務概要	200
研究題目の認定	201
研究講座	201
研究発表会	201
教典に関する基礎資料の編纂	202
資料の収集・管理	202
教学研究会	204
教学に関する懇談会	206
日韓宗教研究者交流シンポジウム	206
各種会合への出席	207
嘱託・研究員	208
評議員	208
研究生	209
通信の発行	211
人事異動	211
学院との関係・その他	211

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、

諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜その体制に検討を加えつつ、今日まで、研究の展開と研究者の育成に努めてきている。

平成五年度からは、日韓宗教研究者交流シンポジウムを発足させ、東アジアとその宗教をめぐる近代史理解の議論の中から、教学の課題意識や方法への示唆を求めてきた。さらに、この年からは、『教典人物誌』に続いて「金光教教典用語解説辞典(仮称)」の編集を開始し、その中で、本教の教義研究の状況と今後の課題について認識を新たにせしめられてきている。

平成八年度は、昨年度に引き続き(1)本教における教義的課題の明確化及び研究の促進、(2)『金光教教典』に関する基礎資料の編纂、(3)本所諸資料の全体的確認・整理、などを中心として、業務を行った。

(1)については、教学研究会を開催して、個々の研究の意味や追究のあり方を、よりトータルな視点から問い直すべく努めた。また、日韓宗教研究者交流シンポジウムへの参画、教学に関する懇談会の開催等を通じて、その具体化を図った。そして、若手研究者の主体的研究の推進を願い、全所的指導態勢の適正化と充実を図った。(2)については、「金光教教典用語解説辞典(仮称)」の草稿の執筆、検討を進めた。また、(3)については、既存資料並びに新収資料の複写及び目録作成作業を行うとともに、コンピュータ

による目録管理・検索の態勢を一層充実させ、統一的・体系的な資料の管理・運用に向けての作業を進めつつ、データバンクとしての内容充実にも努めた。

### 研究題目の認定

四月二日、八名の所員による本年度（平成八年）の研究題目が、以下の通りそれぞれ認定された。

〈第一部〉

○金光大神事跡の資料化

○金光大神研究の方法論について

〈第二部〉

○農民的世界観の変容と金光大神の信仰

○直信にとつての「生神金光大神」

〈第三部〉

○暴力と欲望への金光大神の視座

—近代社会の形成をめぐる—

○教会復興と社会事業

—占領期の活動をめぐって—

○佐藤範雄の宗教法立法化要求の意味

—宗教制度調査会での議論を中心に—

○明治期における教団と教義形成の諸相について

### 研究講座

五月七日、本年度（平成八年度）の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ—担当者、金光和

「お知らせ事覚帳」の影印本をテキストとしたゼミを、一二回実施した。

二、教義ゼミ—担当者、竹部

ヘーゲル著『精神の現象学 序論』の講読会を三回、研究課題・方法についての討議を三回、実施した。

三、教団史資料ゼミ—担当者、渡辺

教団史研究の方法・課題についての学習会・討議を、七回実施した。

四、教学方法論ゼミ—担当者、加藤

紀要掲載論文の講読を中心として、教祖研究の方法・課題についての学習・討議を、九回実施した。

五、文献講読会—担当者、金光清

和泉乙三著『金光教観』、島菌進「金光教学と人間教祖論」をテキストとした講読会を、二回実施した。

### 研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受

北林 秀生

大林 浩治

三矢田 光

渡辺 順一

加藤 実

竹部 弘

坂口 光正

金光 和道

け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通り実施した。

○「令徳」と明治三十年代における女性に対する言説

高橋 晴江（8・9・26）

○「金光大神四十二歳の大患の事蹟」における金神と神々について  
— 従来の解釈の妥当性をめぐって —

小坂 真弓（8・9・27）

○「癩者」が突き付ける問い

— 「癩者」・大田垣益一の抱えていた問題の実相を巡って —

兒山 真生（8・10・17）

○岡山城下町からの参拝者について

— 金光大神の『広前歳書帳』から窺った —

谷村 仁史（8・11・25）

○初期東京布教状況と長谷川まつ

— 「陰の御用」を通して — 高橋 晴江（8・11・27）

### 教典に関する基礎資料の編纂

本年度は以下の通り実施した。

「金光教教典用語解説辞典（仮称）」草稿検討会

一、教義用語

編集会議（7・10・23、24）での意見をもとに再執筆された原稿の

検討会を八回実施し、改稿を進めた。なお、検討を効率的に進

めるために作業部会を適宜実施した。

二、教祖事蹟・民俗用語等

昨年に引き続き、草稿第三稿を踏まえ、採用語を見直し、検討、改稿を進めた。なお、これらの検討会は二三回実施し、事前に作業部会を適宜実施した。

### 資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 芸備教会神徳書院資料収集（8・4・23）出張者／五名

(2) 芸備教会神徳書院資料収集（8・5・29）出張者／五名

(3) 教団史に関する調査（戦前期朝鮮布教の状況等を聴取調査）（8・6・8）  
資料一八点收受／中原ミチ子氏、定金きよ子氏より

(4) 教団史に関する調査（戦前期朝鮮布教の実態につき、鎮南浦教会の状況を中心に聴取調査）（8・6・9）資料一八点收受／曾根一枝氏（水島教

会在籍教師）、金原喜美江氏（玖波教会長）より

(5) 芸備教会神徳書院資料収集（8・6・19）出張者／五名

(6) 芸備教会神徳書院資料収集（8・7・23）出張者／五名

(7) 芸備教会神徳書院資料収集（8・8・21）出張者／五名

(8) 熊本城の石垣に関する資料の收受（8・9・4）／熊本市教育

委員会より

(9) 資料収集事前調査（邑久光明園物語著者合同慰霊祭に参拝方来年度資料収集

の情報収集(8・9・12) 出張者/一名

(10) 芸備教会神徳書院資料収集(8・9・18) 出張者/五名

(11) 布教史に関する調査(本部在籍信徒等二名から戦前、戦後の信仰當為の

実際を講を中心に聴取調査)(8・9・25) 出張者/二名

(12) 芸備教会神徳書院資料収集(8・10・25) 出張者/五名

(13) 民間信仰に関する調査(八将神信仰と石植信仰に関し三津歳神社、石植

神社等で聴取調査)(8・11・5・6) 出張者/三名

(14) 資料収集事前調査(大島青松園大祭並びに慰霊祭に参拝方来年度資料収集

の情報収集)(8・11・6) 出張者/一名

(15) 教団史に関する資料収集(大阪府下における布教実態について、聴取調

査)(8・11・29) 出張者/一名 大阪府下の古地図並びに聴取調

査録音テープ二本收受/近畿布教史編纂委員会より

(16) 布教史に関する資料(立花教会資料一九点)の收受(9・11・30)/

立花教会より

(17) 教団史に関する資料(高橋正雄関係資料一点)の收受(8・12・20)

/高橋行地郎氏より

(18) 布教史に関する資料(麹町教会資料二九点)の收受(9・1・27)/

麹町教会より

## 二、資料管理・運用

(1) 資料の登録

新収図書 四五二点、金光大神関係資料目録(二五点、教団書庫

目録紀要(五〇点、教団書庫目録学会雑誌(二〇点、教団史資料

目録戦前期(三三九点、教団史資料目録追加分(二二三五点、神徳

書院資料目録(二五〇点、研究発表、報告目録(二二九点、資料  
年表(三九点)をコンピュータへ登録した。

(2) 資料の複写

(イ) 金光大神関係資料(二七〇点)

(ロ) 教団史資料(追加分・四二点)

(ハ) 神徳書院資料(二九九点)

(ニ) 小野家資料(八三三点)

(ホ) 教外図書(二八二点)

(ヘ) 布教史資料(二四二点)

(ト) 教内図書(五二点)

(チ) 写真資料(二点)

(リ) 高橋正雄関係資料(二点)

(又) 教団史資料(戦前)(五二点)

(ル) 教義資料(二点)

(3) 資料の整理

(イ) 金光大神関係資料

○新規収集資料一四点の登録並びに複数化されていない資料

の内二二二点の複数化作業を行った。

(ロ) 小野家資料

○昨年を引き続き、四一点について、各一部ずつ複製本を作

成した。

(ハ) 教団史資料

○昭和戦前期資料の目録作成を進め、二項目終了した。

○昭和戦後期資料のカード目録と資料との照合作業を行い終了した。

○教団史資料（追加分）として祭場保管資料（六九点、北米布教史資料（三五点、GHQ関係資料（三三点、金光教求信会関係資料（一五四点）を整理し目録を作成した。

(二)神徳書院資料

○資料三一二点を整理し目録を作成した。

(ホ)布教史資料

○資料一九点を整理し目録を作成した。

(4)資料の保管

関東布教史編纂委員会より資料（御祈念帳類三七二点）の保管依頼があり、教団書庫に収蔵した。

(5)図書の整理・保管

破損図書の補修、所在不明図書の確認・補充及び新収分の整理を行った。

(6)雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成八年のものについて、廃棄処分した。

### 三、資料編集

(1)〈資料〉金光四神言行資料集（五）を紀要三六号に掲載した。

なお、掲載にあたっては、「金光四神言行資料集作成会議」の検討を経た。

(2)「金光教人名索引」(DB)については、以下の索引類を入力した。（入力順、既存分含む）

(イ)金光教人物誌索引（七三三件）

(ロ)金光図書館発行金光教資料シリーズ総索引一〜五（二七三三件）

(ハ)金光教別派独立前教師名簿（一三三五件）

(ニ)金光図書館蔵明治四〇年本部提出教師写真名簿（六四六件）

(ホ)本所編『教会出版物人名索引』（二九冊、二九八八件）

(ヘ)『信仰回顧六十五年上巻』巻末人名索引（九六〇件）

### 教 学 研 究 会

第三五回教学研究会（8・7・15〜16）

一、日 程

第一日

(1)共同討議

(イ)課題発表

加藤 実「教祖研究の歴史―方法論を中心に―」

(ロ)質疑応答

(ハ)意見発表

沢田重信、福嶋義次、高橋行地郎、早川公明、竹部 弘、金光和道（司会）

(2)研究発表・討議

〈第一分科会〉

- ①「寛書」研究の新たな課題について  
坂口 光正
- ②金光大神四十二歳の大患の事蹟について  
—石鎚の神と金神、神々の関係を中心に—  
小坂 真弓
- ③「神の恩知らず」について  
小関 照雄
- ④明治六年八月十九日の神伝についての一考察  
岡成 敏正
- ⑤金光大神における「宮」の意義解明を目指して  
—大谷村村民と金光大神広前の関係を中心に—  
滝口 祥雄
- 〈第二分科会〉  
①佐藤範雄の宗教法制度化要求  
大林 浩治
- ②それぞれの関東大震災  
—震災体験に見る「おかげ」の諸相—  
古瀬 真一
- ③神道金光教会における大阪府下での講社結収と本部  
北林 秀生
- ④シアトル教会長秀島力松の「苦闘の跡」をめぐって  
金光 清治
- ⑤引き揚げ教師と戦後復興  
三矢田 光
- 第二日  
〈第一分科会〉  
⑥天地と心の構造  
竹部 弘
- ⑦神への問い—テリリツヒ神学との対話をとおして—  
水野 照雄
- ⑧平人考  
畑 愷
- ⑨「頼む」ということ  
福嶋 信吉
- ⑩「広前歳書帳」(教祖御祈念帳)から窺えるもの  
—特に神号による記述に注目して—  
谷村 仁史
- ⑪金光大神の家の村内の地位について  
—家督相続後から三五歳ごろまでの金光大神—  
金光 和道
- 〈第二分科会〉  
⑥陰の御用について—女性布教者研究へ向けて—  
高橋 晴江
- ⑦信仰の権威と家父長制  
松本 光明
- ⑧聖なる共同体の誕生  
宮本要太郎
- ⑨「癡者」が突き付ける問い  
—高橋正雄と太田垣益一の交流を通して—  
兒山 真生
- ⑩学院における「神の氏子学習」(人権学習)の意義  
横山勇喜雄
- ⑪暴力と信仰  
—「賤民」の末裔としての「私」の視座から—  
渡辺 順一
- 二、出席者  
畑愷(日本橋、沢田重信(六甲)、小関照雄(新田)、佐藤光子(千種)、岩崎道与(静岡)、古瀬真一(阪急塚口)、宮本要太郎(高鍋北)、行徳真一郎(鹿児島)、高橋行地郎(図書館)
- 小林互、横山勇喜雄、保坂道照、酒井信広(以上、学院)  
高橋一邦、坂本忠次、荒木美智雄、姫野教善、山崎達彦、前田祝一、藤尾節昭、早川公明、福嶋義次、福嶋信吉(以上、嘱託)  
井手美知雄、阪井澄雄、山根正威、松本光明、岡成敏正(以上、研究員)

本所職員、研究生

### 教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめとして、今日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、教学に関する懇談会を随時開催してきている。第二〇回会合は、一月一五日、東京布教センター会議室において、「金光教学と人間教祖論―金光教の発生序説―」をはじめとする、本教を題材とした研究業績を多数発表している島園進氏を囲んで、宗教学における〈教祖論〉と、教学における教祖研究（金光大神研究）との研究視点・問題意識を照らし合わせるといふ目的のもとに、発表・討議・懇談を行った。

なお、出席者は、島園進（東京大学教授）、桂島宣弘（立命館大学助教授）、福嶋信吉（東京大学博士課程・本所嘱託）、和泉正一（東京布教センター次長）、本所からは、所長以下五名の職員であった。

### 日韓宗教研究者交流シンポジウム

第四回日韓宗教研究者交流シンポジウム

天理大学（96.8.20～21）

日本と韓国における各教団の教学・宗学の研究者と諸学問（宗

教学・歴史学等）の研究者との学際的な対話・交流の場を設け、両国における宗教研究の現状の比較、検討と、問題意識の交流を図ることを願い、八月二〇、二一日に天理大学で開催された主標の会合（テーマ「宗教における『近代』の経験―普遍主義をめぐって―」）に参画した。本所参加者のうち四名は、シンポジウム終了後、引き続き、他宗教施設や史跡を訪問の後、二三、二四日に立命館大学において開催された、立命館セツシヨン（テーマ「十七～十九世紀の日韓儒学思想の展開」）に参加した。

なお、閉会式（於天理大学）では、韓国側運営委員会のメンバーから、次回の会合を来年、韓国で開催したいとのアピールがなされ、会合を終えた。

一、日程

第一日

(1) 基調発表

安丸良夫（二橋大学教授）

「民衆宗教と『近代』という経験」

(2) 研究発表

① 内藤辰郎（立命館大学助手）

「十九世紀後半の儒学思想―国民道德の成立と儒学―」

② 金 吉洛（忠南大学教授）

「韓国儒教の近代的变化―開化期の朴殷植の近代精神―」

(3) コメント・質疑

○尹 承容（韓国宗教学研究会会長）

○桂島宣弘（立命館大学助教授）

第二日

(4) 研究発表

③ 幡鎌一弘 (天理大学講師)

「明治期における社会と天理教」

④ 魯 權用 (圓光大学校教授)

「韓国近代仏教の改革理念」

⑤ 島蘭 進 (東京大学教授)

「『生存競争』と民衆的宗教運動——一九三〇年前後の日本における普遍主義と超越——」

⑥ 李 正培 (監神大学校教授)

「韓国キリスト教の受容形態および土着化論——監理教を中心に——」

(5) コメント・質疑

○金 洪詰 (圓光大学校教授) ○林 淳 (愛知学院大学助教授) ○姜 敦求 (韓国精神文化研究院助教授) ○対馬路人 (関西学院大学教授)

第三日

生駒山周辺の宗教施設、及び史跡を見学の後、大本本部 (綾部) を訪問した。

第四、五日

立命館セツション

なお、シンポジウム開催前日に、PL教本部、及び天理教本

部の施設見学をした。

二、参加者

(1) 日本側参加者 教団関係者 一四名、学会関係者 九二名、

本教関係者 五名、本所参加者一〇名

計一二一名

(2) 韓国側参加者 教団関係者 一五名、学会関係者 四〇名

計五五名

なお、本所参加者は、佐藤光俊 (所長、渡辺順一、竹部弘 (以上部長、大林浩治、加藤実 (以上、所員、金光清治、谷村仁史、小坂真弓、水野照雄、兒山真生 (以上、助手) であつた。

各種会合への出席

一、学会

日本民族学会 (8・5・25) 二名

歴史学研究会 (8・5・25) 二名

「宗教と社会」学会 (8・6・15) 二名

日本宗教学会 (8・9・20) 三名

歴史科学協議会 (8・9・28) 二名

日本民俗学会 (8・10・5) 二名

日本社会学会 (8・11・23) 二名

日本史研究会 (8・11・23) 二名

## 二、その他

- 中四国人類学談話会(8・7・13)一名  
 全国部落史研究交流会(8・8・27、28)一名  
 関西社会事業思想史研究会(8・9・14)一名  
 社会経済史学会中四国部会(8・11・2、3)一名  
 NCC宗教研究所ゼミナール(8・12・5、6)二名  
 民衆思想研究会(8・12・21)二名  
 関西社会事業思想史研究会(9・3・12)二名  
 南山宗教文化研究所シンポジウム(9・3・24、26)二名

## 嘱託・研究員

嘱託・研究員は、「金光教教典用語解説辞典(仮称)草稿検討会、第三回教学研究会、第二八回紀要掲載論文検討会、第四回日韓宗教研究者交流シンポジウムへの出席・参加、及び教学論総論への出講を通じて、本所の業務に参画した。

本年度は、第二〇回研究員集會を以下の通り開催した。

- (1)期日 平成八年二月一日～二日  
 (2)会場 本所会議室  
 (3)議題 教典用語解説辞典編纂と教義的諸課題  
 (4)内容 まず、加藤実所員が、「神名と神性をめぐって」と題し、「生神金光大神」が教祖その人を指す面と、

人間すべてに開かれた可能性を指す面の相関性など、辞典編纂を通じて浮上した教義的課題について述べた。次に、岡成敏正研究員が、「天地金乃神」の内容をめぐって」と題し、神観をめぐる信仰的欲求と、今日までの研究や今後の研究がどのように噛み合っていくかという問題を提起した。この二つの発題を手がかりとして、今日の教団における教義的諸課題について、布教状況からの問題意識も交え、意見交換・討議を行った。

(5)出席者 井手美知雄、阪井澄雄、山根正威、松本光明、岡成

敏正(以上研究員、本所職員六名)

## 評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

一、第六二回(8・9・18、19)

議題 (1)平成九年度の方針並びに計画案及び

経費予定案について

(2)その他

二、第六三回(9・3・27)

議題 (1)平成八年度研究報告について

(2)その他

○

## 研究 生

第六二回の審議の主な点は、(1)「御覚書」研究の促進、必要性について、(2)教典用語解説辞典編纂上の用語解説の難しき、進捗状況について、(3)本所の存在意義、本所に対する評価の、全教へのアピールについて、(4)金光大学院との関わり、交流について等であり、また、制度審議会に関わる本部への意見書提出については、(1)教団の布教体制下における本所の使命、性格について、(2)教学の今日的意義の再確認について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑応答がなされ、平成九年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、宮田真喜男、岩崎礼昭、押木広太、小林互、中川八良、沢田重信の各評議員と所長以下六名の職員であった。

第六三回では、平成八年度研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)戦後の御取次成就信心生活運動に対する、一貫した研究の視点の確立について、(2)教団史研究における、教団とは何かという根本の問題を問うことについて、(3)金光大神研究における、事跡解釈研究の復活・再検討について、(4)人材育成に関わる、若手研究者の育成・指導について、等であった。また、現行の制度審議会の本所に関する問題点について質疑応答がなされた。

なお、出席者は、宮田真喜男、岩崎礼昭、沢田重信(欠席、押木広太、小林互、中川八良)の各評議員と所長以下六名の職員であった。

本年度は、左の四名に、五月七日から六か月間研究生を委嘱し、実習を行った。

田口和江(和田山教会)、荻野理喜之助(馬込教会)、渡辺光路(玉島教会)、安井寛之(寝屋川教会)

実習内容は以下のとおりである。

一、レポート

(1)文献解題・資料解題

研究生の研究関心に応じて文献・資料を選択し、解題レポートを三回提出した。

(2)実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を一〇月に提出した。

○田口和江

「師あり道あり」(金光教徒) s.46-51連蕙の解題を行い、本教「おかげ」観の再考を図るべく、先師の語る「おかげ」の諸相について考察した。

○荻野理喜之助

青井サキと荻原須喜の伝える御理解の解題を行い、「取次」による救済の意味を考察した。

○渡辺光路

金光大神が行ったとされる「百日修行」に焦点をしほり、

金光大神の修行観について、考察を行った。

○安井寛之

小野光右衛門の著した「神道方位考」の解読作業を通じ、金光大神にも影響を与えたと考えられる小野独自の方位説について考察を行った。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、「教学論総論」「教学論各論」の各講座に参加した。

(1) 教学論総論―担当者、所長・部長・幹事・資料室長・嘱託

教学の基本理念・歴史、金光大神研究・教義研究・教団史研究の各方法論、及び本所の活動内容、本所所蔵資料についての講義を実施した。

また、教学の問題関心・課題意識についての講義を、嘱託藤尾節昭(8・7・3)、同福嶋義次(8・9・14)により、それぞれ実施した。

(2) 教学論各論

(イ) 原典講読 1―担当者、滝口、谷村

「金光大神御覚書」お知らせ事覚帳」の影印本をテキストに、通読、討議を中心に三回実施した。

(ロ) 原典講読 2―担当者、高橋晴

「研究資料金光大神言行録」等のテキストをもとに、御理解について講読、討議を、三回実施した。

(ハ) 原典講読 3―担当者、大林、北林、金光晴

佐藤範雄「信仰回顧六十五年」下巻をテキストとして、通読、討議を中心に三回実施した。

(二) 紀要論文講読―担当者、大林(各部二回ずつ)

福嶋義次「一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神との問答―伝承の世界と信仰の世界―」、同「理解」のことばについて―金光大神理解研究ノート―」、渡辺順一「信忠考一本」教義の成立とその意味」、竹部弘「覚書」における金光大神前半生と天地金乃神」、宮田真喜男「大正六年から十一年頃の畑教監時代の教団の問題」、岡成敏正「金光大神における代替りの問題に関する一考察―「覚帳」に綴られた次男秋雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって―」の各論文をテキストとして、講読会を六回実施した。

(ホ) 調査実習―担当者、大林

(3) 資料実習

資料の意味を把握し、本所における資料の収集整理・保管の技術および取り扱い方法について理解を深めるべく、資料室ガイダンスを一回、資料解読を三回、金光大神関係資料の整理の実習を二回行った。また、図書整理、資料庫保管資料の所在確認をそれぞれ一回ずつ行った。

(4) その他

所内各種会合に出席、傍聴した。また、儀式事務御用奉仕に従事した。

## 通信の発行

通信「聖ヶ丘」第一六号を以下の通り発行した。

- 一、期日 平成八年六月一〇日
- 二、内容 巻頭言、所内の動き、OB便り、編集後記、他
- 三、部数 三二〇部（B5判、八頁）

## 人事異動

## 一、職員

- 部長渡辺順一、四月一五日付で任期満了。翌日付で部長再任。
- 助手北林秀生、四月一日付で所員に就任。○教師荻野理喜之助、十一月一日付で助手に就任。○助手滝口祥雄、七月三十一日付で辞任。

## 二、研究生

- 教師田口和江・教徒荻野理喜之助・渡辺光路・安井寛之、五月七日付で研究生を委嘱。一〇月三十一日付で委嘱期間満了。

## 三、嘱託

- 嘱託藤井喜代秀、二月二〇日付で委嘱を解く。

## 四、研究員

- 教師野中修・古瀬真一、一月二〇日付で研究員を委嘱。○研究員八坂朋道、六月三〇日付で任期満了。○研究員井手美知雄・阪井澄雄、一月一九日付で任期満了。

## 五、評議員

○教師沢田重信、八月一日付で評議員を委嘱。○評議員和田威智雄、七月三十一日付で任期満了。

## 六、本所関係者（9・3・31現在）

- 職員二四名（所長1部長3幹事1所員4助手9事務長1主事5）
- 嘱託一〇名、研究員五名、評議員六名

## 学院との関係・その他

## 一、学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

- (1) 教祖特別講義「金光大神とその時代」所員・金光和道、同・坂口光正（8・6・6、7・2、10・24、10・29）

- (2) 教義特別講義「教学と教義」所員・竹部弘、同・加藤実（8・6・21、10・30、11・8、11・14）

- (3) 教団史特別講義「布教史」所員・渡辺順一、同・三矢田光、同・大林浩道（8・6・28、7・8、10・23、10・25、11・13）

## 二、学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学論」所長・佐藤光俊（9・3・6）

- 三、学院助手教育の一環として、「教学論総論1」所長・佐藤光俊（8・5・28）、「教学論総論3」所員・竹部弘（8・9・17）を、以下の学院助手が聴講した。

高橋浩一郎、萬野信一（「総論1」のみ出席）、橘高真宏、宮本晶子、藤本礼子

四、学院と教学研究所以の懇談を実施した。(9・3・11)

金光図書館と教学研究所以の懇談を実施した。(9・3・25)

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

- 村島義彦(岡山理科大学教授)(8・4・3)
- 桑尾光太郎(学習院大学史料館助手)(8・5・9)
- 大谷光男(二松学舎大学教授)(8・11・26)
- 橋本真人(高野山高校教諭)(8・12・25)
- 小沢 浩(富山大学教授)(9・2・28、9・3・28)
- 藤井健志(東京学芸大学助教授)(9・3・5)
- 森 葉月(国際基督教大学大学院生博士課程)(9・3・28)

紀要『金光教学』三十六号正誤表

頁	行	誤	正
38	△1	「一郡区を以て教区」	「二郡区を以て一教区」
39	1	〔條規〕六・条	〔條規〕二・八・条
40	グラフ3	(I・M・24)	(M・18・124)
46	表3		片島水江の二行を浅口郡へ移動
49	7	既教宗派	既成教宗派
122	下段 3	教祖	「教祖
122	下段 8	楽じゃ	楽じゃ」。
175	下段 1	守屋貴美枝	守屋貴美江
表紙 「発刊に当 つて」 11		準備的階段	準備的段階

\*なお、「第十九回教学に関する懇談会記録」の佐藤発言(P152上L8〜9)中の、「一部訂正して発表された、と聞いている」という点に関しては、調査の結果、「当局から問題とされたが、訂正の要はないと判断した」という事実が判明した。



---

金光教学第37号

平成9年9月20日印刷

平成9年9月25日発行

編集・金光教学研究  
印刷・株式会社正文社印刷所  
発行・金光教学研究

岡山県浅口郡金光町

---

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教学研究  
までお送り下さい。

## 発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光大学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、攝取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまっして実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上つて、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失つて、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究所が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願ひとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光大学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 千 仞)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan  
1997  
No.37

---

## CONTENTS

KONKO, KAZUMICHI

Akazawa Bunji and His Relation to Otani Community ..... 1

OBAYASHI, KOJI

Konkokyo's Independence from Shinto Bureau—Focuced on Sato  
Norio's Demand for Systematizing Japanese Religious Law— ...47

KONKO, KIYOJI

On the Japanese Immigrants' Faith and Way of Life in North  
America and Canada before World War II .....85

KOSAKA, MAYUMI

The Meaning of Konko Daijin's Religious Experience at the  
Age of Forty - two .....143

---

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff  
of Konkokyo Research Institute for the Year 1996 .....172

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique  
of Papers Contributed to the Previous Edition.....183

The Summarized Record of the 35 th Research Seminar .....186

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the  
Year 1996 .....200